

「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」（改定素案）について （パブリックコメントの実施）

1. 計画の概要

本計画は、水とみどりに関する分野別計画として、上位計画である長期基本計画の「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指し、水とみどりにおける目標や具体的な取り組みを定めるものである。平成24年の現行計画策定から10年が経過するとともに、区を取り巻く様々な環境の変化をふまえ、令和4年度からの10か年を新たな計画期間として設定し計画を改定する。このたび素案をとりまとめたため、区民へ公表するとともにパブリックコメントを実施する。

2. 計画改定の経緯

学識経験者、区民団体、区職員等で構成する「品川区水とみどりの基本計画・行動計画改定検討委員会」を立ち上げ、これまで4回の委員会および現場視察会を行った。

第1回	令和2年	9月	2日	(水)
現場視察会	令和2年	9月	25日	(金)
第2回	令和2年	11月	16日	(月)
第3回	令和3年	3月	1日	(月)～3月10日(水) (書面開催)
第4回	令和3年	6月	29日	(火)

3. 計画素案の内容

別紙概要版・素案のとおり

4. パブリックコメントの実施

広報しながわ10月21日号、区ホームページに記事を掲載。

期 間：令和3年10月21日（木）から11月20日（土）まで

閲覧場所：公園課、河川下水道課、区政資料コーナー、地域センター、図書館

5. 今後の予定

- (1) 令和3年12月 パブリックコメントでの意見を踏まえ、品川区水とみどりの基本計画・行動計画改定検討委員会（第5回）で報告
- (2) 令和4年 3月 計画改定・公表（広報しながわ、区ホームページ）

品川区

水とみどりの基本計画・行動計画



品川区

品川区水とみどりの基本計画・行動計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本区の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。

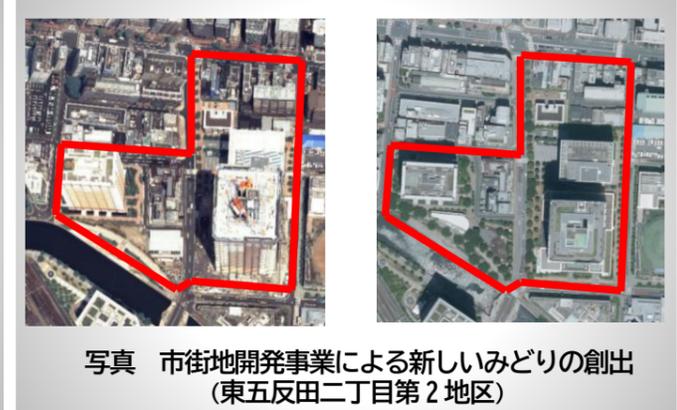
基本計画は、「都市緑地法」及び「品川区みどりの条例」に基づき、区が定める緑地の保全及び緑化の推進や「水辺利活用ビジョン」に基づき、河川や運河などの水辺空間や湧水などの水循環系も含めた保全や活用など、水とみどりに関する総合的な計画です。また、行動計画は、基本計画で示した目標を実現するための施策について、具体的な内容を示すものです。

本計画における水とみどりの概念

- 水 海、運河、河川、池、湧水などの水そのものと、そこに生息する生き物、景観の要素、人との関わりの中で育まれた文化的・歴史的要素を総括して「水」とし、「水」に接することのできる場所を「水辺」としています。
- みどり 市街地を構成する樹林、草地、樹木や草花などの植物そのものと、土や生き物などの自然を構成する要素、公園や広場、草地、人との関わりの中で育まれた歴史的・文化的要素を総括して「みどり」としています。

品川区の水とみどりの現況

本区には御殿山の桜など、江戸の名所やお屋敷の歴史を伝える貴重な水とみどりが残されている一方で、市街地再開発事業など新たなまちづくりにあわせて歩行空間や公園・広場の整備など、水とみどりの豊かな空間が創出されています。



これまでの実施状況

現行の計画では以下の目標が設定されていますが、みどりに関する目標は未達成、水辺に関する目標はほぼ達成となりました。

- みどりに関する目標：みどり率を 22.6% (R2 時点：21.1%)
- 水辺に関する目標：水辺に親しめる空間を 5 箇所以上整備・解放 (R2 時点：4 箇所整備開放、R4 に 1 箇所整備予定)

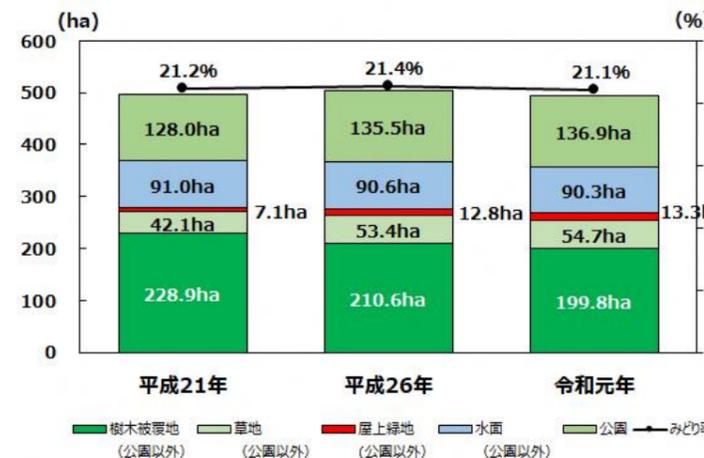
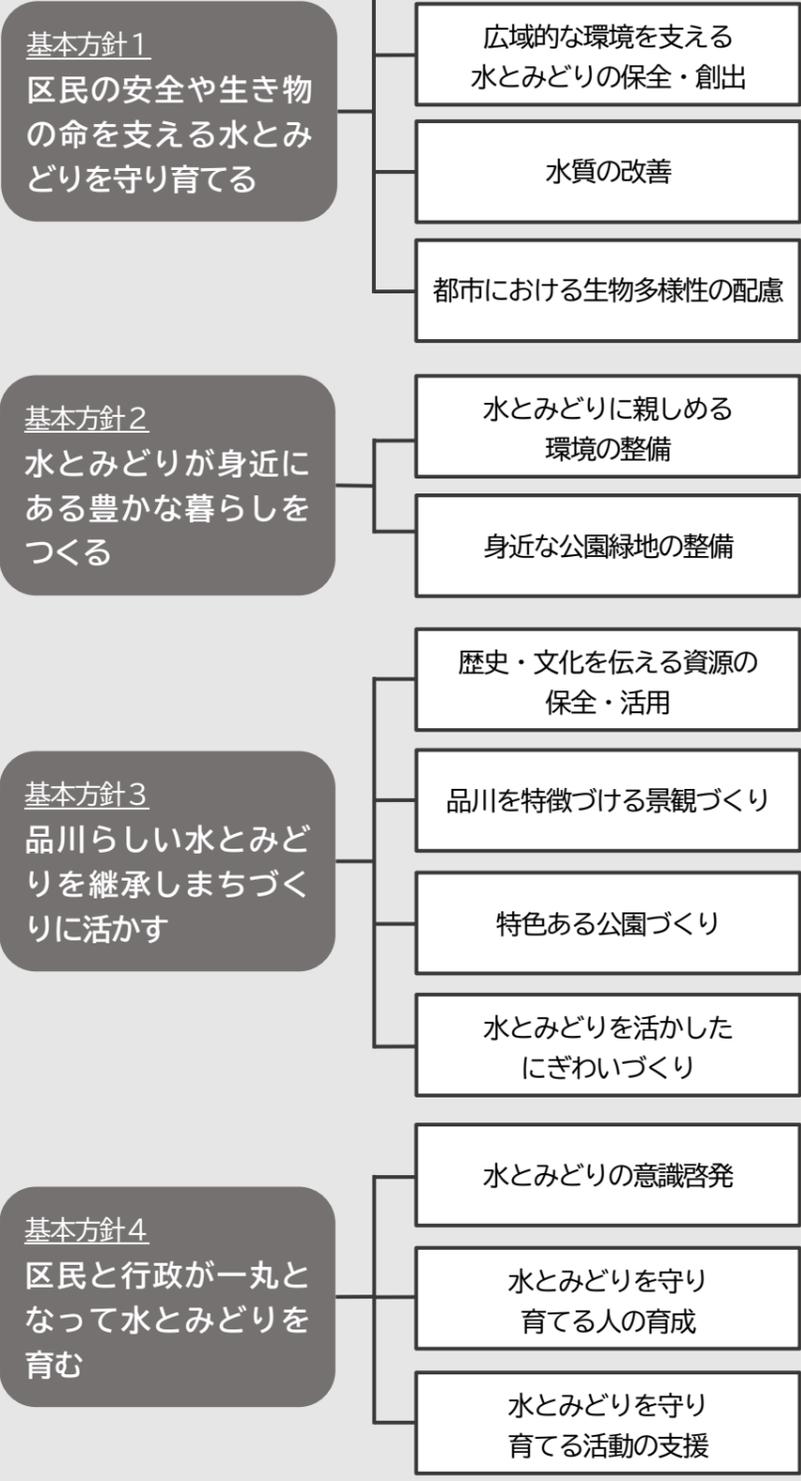


図 みどり率の変化状況

図 水辺に親しめる空間の整備状況

※みどり率：緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合

現行計画の概要



計画の目標

■みどりに関する目標

みどり率を22.6%とする

■水辺に関する目標

水辺に親しめる空間を5箇所以上整備・解放する

改定委員会での意見

【第1回改定委員会 (R2.9)】

- 品川区の歴史や伝統、景観などを生かした品川らしい水とみどりを保全、活用することが重要。
- 環境問題、水害、ヒートアイランド等の対策の観点も重要。
- 生物多様性、GI、SDGs等の国の施策や首都直下型地震や大型台風、コロナ等、直面している問題に対応した計画とすべき。

【第2回改定委員会 (R2.11)】

- いかに民有地の樹林地や緑地の保全を行っていくかが非常に重要。
- 従来はみどりの「量」を増やすことを目標にしてきたが、例え量が減ったとしても、区民が憩えるような身近な水辺やみどりを大事にすべき。

【第3回改定委員会 (R3.3)】

- オープンスペースの活用、公民連携が「まちづくりの中心になっている」という主張をして戴くと良い。

【第4回改定委員会 (R3.6)】

- 民有地のみどりを維持するための取り組みを追加すべき。
- 町内会、商店街、事業者、NPO等との地域連携の視点を一層組入れるべき。

目標達成状況

■みどりに関する目標

21.1% **【未達成】**

■水辺に関する目標

4箇所整備・開放
1箇所R3以降予定 **【ほぼ達成】**

現行計画の実施状況を踏まえた課題

■区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる

- 災害時の水運活用について、輸送ルート等の具体的な検討
- 河川や運河における一部護岸未整備区間での継続的な緑化推進
- 生物多様性への配慮に関して、生物多様性地域戦略の検討・策定

■水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

- みどりのモデル地区について、自主活動への支援やモニタリング等の工夫
- ニーズを踏まえた水辺空間の整備

■品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

- 郷土の樹種を活かした公園づくりにおける樹種選定等の検討
- 景観計画に沿った海を感じることでできる視点場の確保（民間事業者、区）
- 水辺、公園におけるイベントの更なる充実・推進が必要

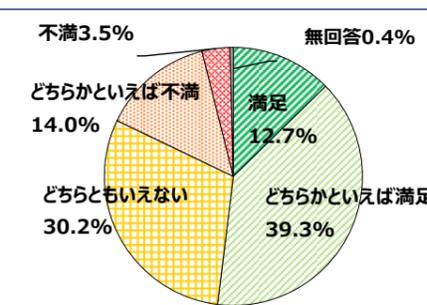
■区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 情報発信の充実、啓発イベントの新規顧客確保に向けた内容の更新
- ボランティア活動への参加の呼びかけ継続、支援の強化

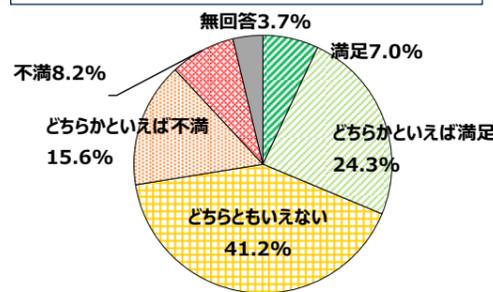
区民意識調査 (R2.10 実施)

満足度

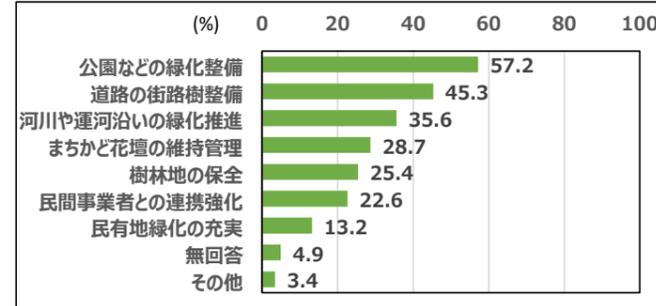
みどりのきれいさやみどり空間の整備



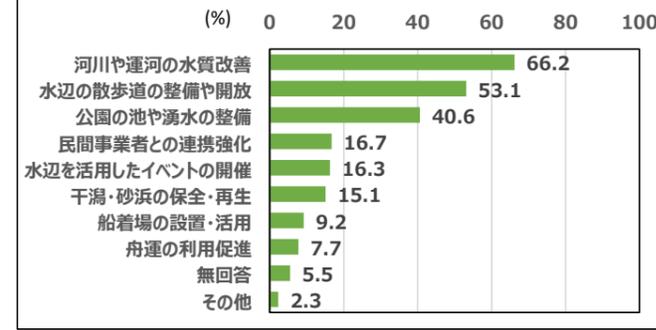
水のきれいさや水辺空間の整備



みどりの施策



水辺の施策



みどりは約半数が満足しているものの、水辺の満足度はあまり高くない。みどり・水辺共に「どちらともいえない」の割合が高い。良い評価が得られている区民や事業者等がみどりや水辺の環境づくりに関わっていくために必要な行政支援については、「区民活動の情報提供」、「助成金等の経済的支援」など、区民活動に対する支援への要望が高い。

課題の整理と解決策の方向性

<課題1 身近な水とみどりの創出が必要>

⇒身近な水とみどりを創出するための取り組み推進
⇒助成制度等の更なる普及啓発など、区民や事業者等と連携したみどりを増やす取り組み推進

<課題2 防災に役立つ水とみどりの整備が必要>

⇒地震や都市型水害に備えた水とみどりの整備・活用

<課題3 品川らしい水とみどりを守り活かす取り組みが必要>

⇒品川の歴史の中で生まれた多様な水とみどりを守り、活かすための取り組み推進

<課題4 水辺を活かしたまちのにぎわいづくりが必要>

⇒地域や事業者と連携した新たなまちのにぎわいづくりのための水辺整備や活用

<課題5 多様な主体で水とみどりを育む仕組みや活動の場が必要>

⇒多様な主体で水とみどりを育むための仕組みづくりや活動の場の提供

<課題6 生物多様性に配慮した親しめるみどりや水辺の整備が必要>

⇒生物多様性に配慮した公園などのみどり空間や親しめる水辺の整備



取組みの進捗、成果を総合的に評価

計画の目標 みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます

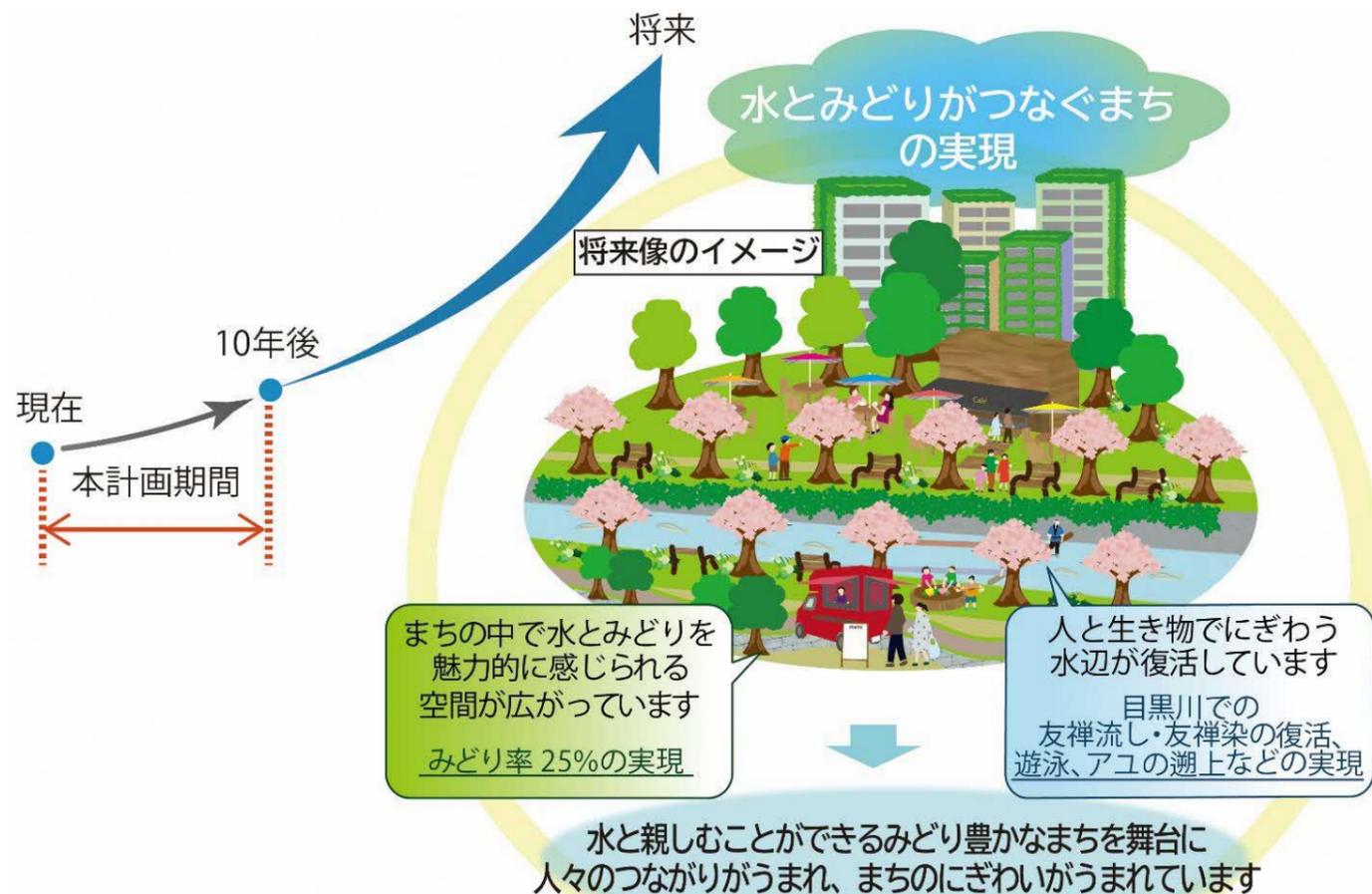
<ul style="list-style-type: none"> ■みどりに関する数値目標 ①みどりのきれいさやみどり空間の区民満足度 80% (現状: 52.0%) ②みどり率 21.7% (現状: 21.1%) ③NPO やIRIマジメント等の地域団体が維持管理する公園の数 22 箇所 (現状: 10 箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ■水辺に関する数値目標 ①水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50% (現状: 31.3%) ②親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50% (現状: 28.5%) ③区有船着場の利用回数 450 回/年 (現状: 150 回/年)
--	--

地区別計画

- 品川地区 品川の顔となる水とみどりの資源を活用したにぎわいの創出
- 大崎地区 目黒川沿いのみどりの連続性の充実や地域団体との連携による取り組み推進
- 大井地区 水辺の名所づくりや水辺の活動推進
- 荏原地区 地域の防災性向上に向けた接道部の緑化や防災広場等の整備
- 八潮地区 水とみどりのレクリエーション機能の向上

目指す将来像

区民や事業者等と連携し、多様な手法で『水とみどりがつなぐまち』の実現を目指し、区民が住み続けたいと感じる、水とみどりに親しむことができるみどり豊かなまちを次世代につないでいきます。



水とみどりに関する施策の方針

■みどり

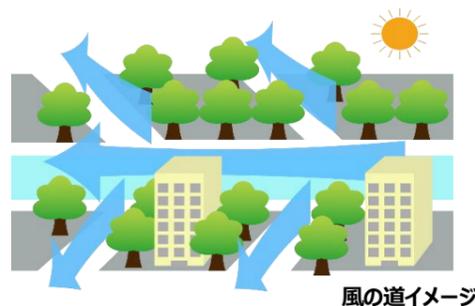
- ・大規模な公園・緑地は地域の人々の憩いの場として、また生物の生息環境としてみどりの保全、創出を行います。
- ・斜面に残されたみどりの保全や緑化の推進、歴史を感じるみどりについて、積極的に保全を行います。

■水

- ・目黒川・天王洲エリアは、水辺の環境を活かした商業施設の充実や、アクティビティを楽しむための拠点を確保します。
- ・誰もが身近に感じることのできる水辺空間として、安全・安心の対策や水辺環境の改善に取り組みます。
- ・目黒川、勝島運河、京浜運河などは、水辺沿いの魅力向上に向けた緑の充実や、水辺とまちを結ぶネットワークの形成、回遊性の向上、舟運の活性化などに取り組みます。

■風の道

- ・海からの冷気を持った風がまちにながれるよう、各地区における都市づくりとの連携を図り、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

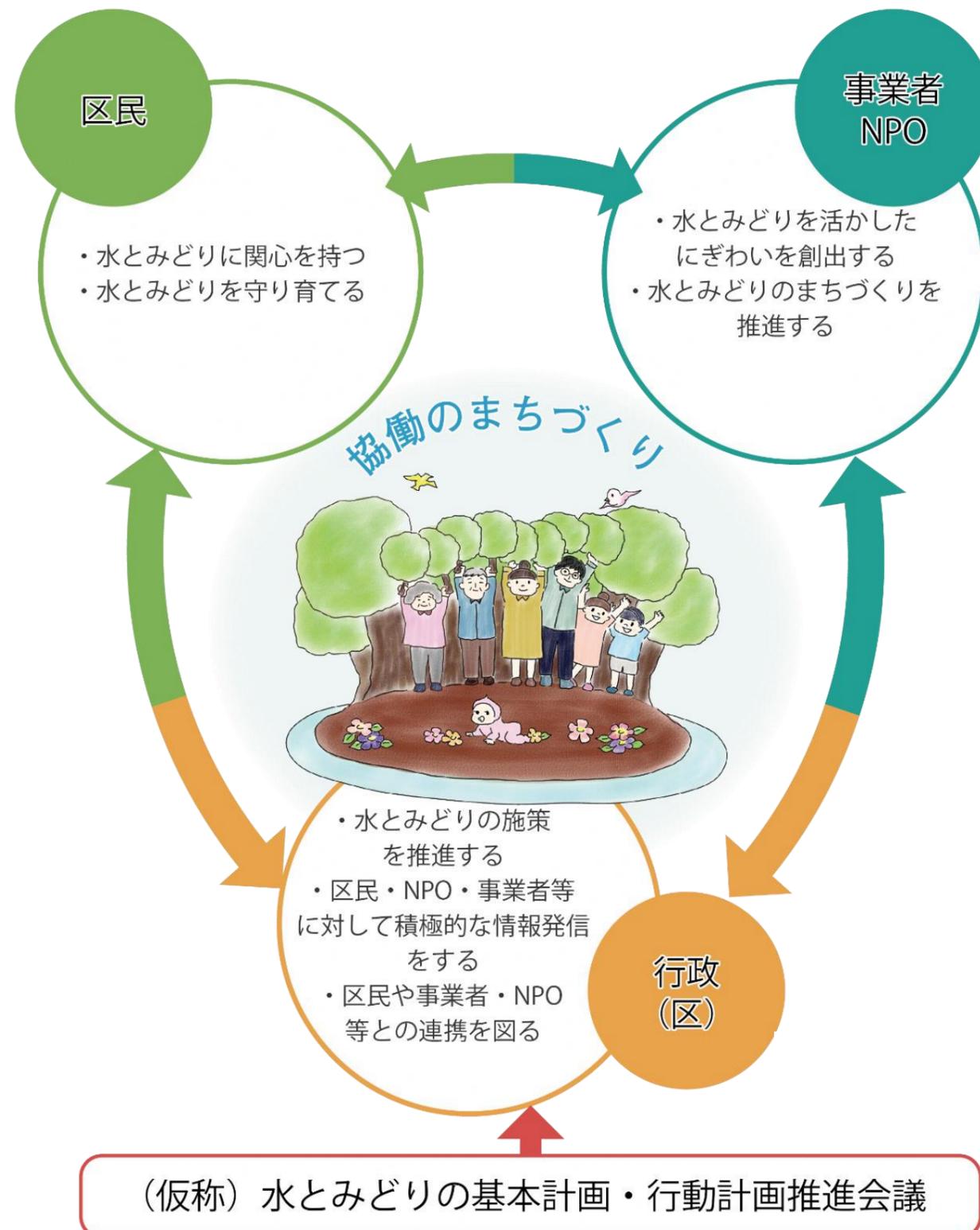


風の道イメージ

計画の推進に向けて

区民、事業者・NPO、自治会や商店街等の地元の方々と行政の連携と協力により、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、将来像の実現を図っていきます。

また、本計画の策定後は、各主体による活動を進め、(仮称)水とみどりの基本計画・行動計画推進会議において、学識経験者等からアドバイスをもらいながら、施策の達成状況や活動状況について、毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、改善 (ACTION) という PDCA サイクルによる進行管理を行うことで、計画の着実かつ効率的な推進を図ります。



品川区

水とみどりの基本計画・行動計画

(素案)

令和3年9月

品 川 区

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 品川区水とみどりの基本計画・行動計画とは	1
2 計画改定の背景	1
3 本計画における「水」と「みどり」	2
4 計画の位置付け	3
5 計画期間	3
6 水とみどりを取り巻く社会情勢	4
7 近隣自治体の動向	7
第2章 品川区の水とみどりの現況	9
1 本区の概要	9
2 自然的条件	10
3 社会的条件	14
4 水・みどり等の環境	21
5 水とみどりの機能分析	40
第3章 これまでの実施状況と課題の整理	51
1 前計画の目標達成状況	51
2 前計画の実施状況と今後の方針	54
3 区民意識調査結果	62
4 課題の整理	67
【基本計画】	
第4章 目指す将来像と計画の目標	70
1 目指す将来像	70
2 本計画期間内の目標	74
3 計画の基本方針	76
第5章 水とみどりに関する施策の方針	78
1 水とみどりの形成方針	78
2 みどりに関する方針	79
3 品川らしい水とみどりの創出	79

【行動計画】

第6章 施策の内容.....	82
1 基本方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる.....	84
2 基本方針2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する...	92
3 基本方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす.....	99
4 基本方針4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりの賑わい拠点をつくる	106
5 基本方針5：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む.....	116
第7章 地区別計画.....	125
1 地区別の緑被状況.....	125
2 品川地区.....	126
3 大崎地区.....	128
4 大井地区.....	130
5 荏原地区.....	132
6 八潮地区.....	134
第8章 計画の推進.....	136
1 推進体制.....	136
2 進行管理.....	137
参考資料.....	参考- 1
1 水とみどりを取り巻く社会情勢（国の動向）.....	参考- 1
2 水とみどりを取り巻く社会情勢（東京都の動向）.....	参考- 7
3 水とみどりを取り巻く社会情勢（本区の動向）.....	参考- 13
4 本区の水とみどりの現況.....	参考- 16
5 生物調査結果.....	参考- 29
6 湧水調査結果.....	参考- 42
用語集.....	参考- 45

コラム

品川らしい水とみどり	6
崖線とは	13
河川の水質浄化対策について	23
大井の湧水	39
池や温室、運動場、小動物園や売店もあった園芸の一大テーマパーク「妙華園」 .	50
区民に親しまれている公園緑地や水辺（区民意識調査より）	66
友禅染について	71
緑被率・みどり率とは	80
風の道とは	91

第1章 計画策定の基本的事項

1 品川区水とみどりの基本計画・行動計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本区の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。

品川区（以下、「本区」という。）では、公園や緑地、草地、街路樹、樹林といった多様なみどりに加え、河川や運河など豊富な水辺空間も有しています。

本区では、これらの水やみどりを、区民や事業者のみなさんと一緒に守り、育み、活かし、区民生活を豊かなものとしていくため、平成20年に「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定し、「水とみどりがつなぐまち」という将来像を掲げ、将来像の実現に向けた取り組みを進めてきました。

「品川区水とみどりの基本計画・行動計画（以下、「本計画」という。）」は、「新・水とみどりのネットワーク構想」で示された方針を受け、「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指すため、平成24年度に策定されました。

本計画は「基本計画」と「行動計画」に分かれています。

基本計画は、「都市緑地法」及び「品川区みどりの条例[※]」に基づき、区が定める緑地の保全及び緑化の推進や「水辺利活用ビジョン」に基づき、河川や運河などの水辺空間や湧水などの水循環系も含めた保全や活用など、水とみどりに関する総合的な計画です。また、行動計画は、基本計画で示した目標を実現するための施策について、具体的な内容を示すものです。

※：巻末用語集参照

2 計画改定の背景

現行計画は2012（平成24）年度～2021（令和3）年度までの10か年を計画期間として設定されています。

今回の改定にあたっては、本区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、社会情勢や法制度の変化、国や都の動向、本区における水とみどりの現況等をふまえて十分に反映させることとします。また、水とみどりに関しては、都市化・開発の進行によって減少してしまう状況の中、現状の維持・確保とともに、更に創り出すことが大切です。そのため、水とみどりの保全・保存、再生、修復・改修、復元、創出等の様々な対策について計画に反映させていきます。

3 本計画における「水」と「みどり」

本計画では、「水」と「みどり」を以下のような概念で捉えています。

水 海、運河、河川、池、湧水などの水そのものと、そこに生息する生き物、景観の要素、人との関わりの中で育まれた文化的・歴史的要素を総括して「水」とし、「水」に接することのできる場所を「水辺」としています。

みどり 市街地を構成する樹林、草地、樹木や草花などの植物そのものと、土や生き物などの自然を構成する要素、公園や広場、草地、人との関わりの中で育まれた歴史的・文化的要素を総括して「みどり」としています。

「水」は雨として地上に降り注ぎ、公園や緑地、草地などの「みどり」に浸透し、河川や運河を通じて海に流れ、再び雨となって降り注ぎます。区内には地下水が湧き出した湧水地も見られます。また、「みどり」が育つためには「水」は必要不可欠な存在です。

さらに本区のような都市環境においては、「水」と「みどり」は私たちが潤いある生活を過ごすための基盤となる大切な存在です。また、本区では、人との関わりの中で様々な「水」と「みどり」が形成されています。これらの人との関わりの中で育まれた歴史的・文化的要素も計画の中で対象としています。

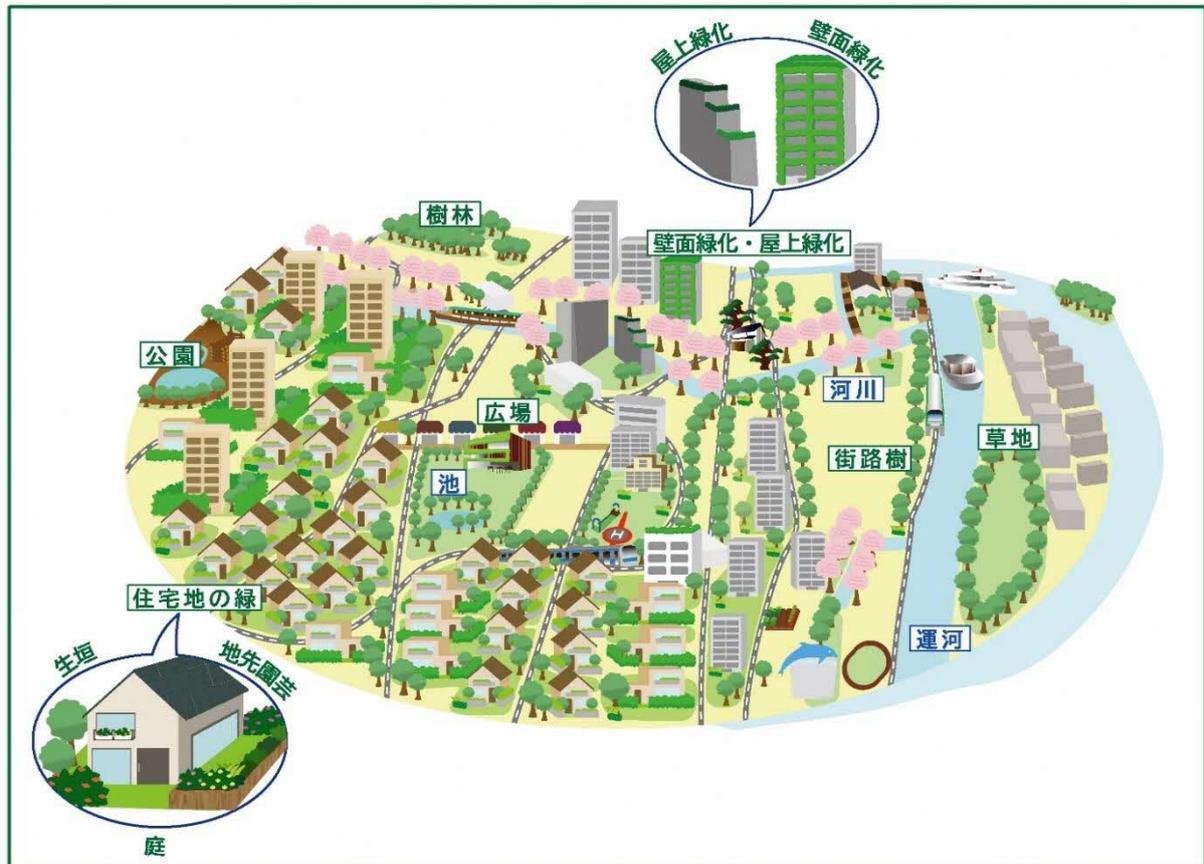


図 1-1 対象とする「水」と「みどり」のイメージ

4 計画の位置付け

本計画は、本区のまちづくりの基本的な考え方を示している「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を上位計画とし、「品川区まちづくりマスタープラン」を踏まえるとともに、「品川区環境基本計画」、「品川区景観計画」、「品川区水辺利活用ビジョン」などの他の分野別計画、国や東京都の計画と整合を図り、連携しながら進めるものとします。なお、長期基本計画は2020（令和2）年に改定されており、改定内容と整合を図ります。

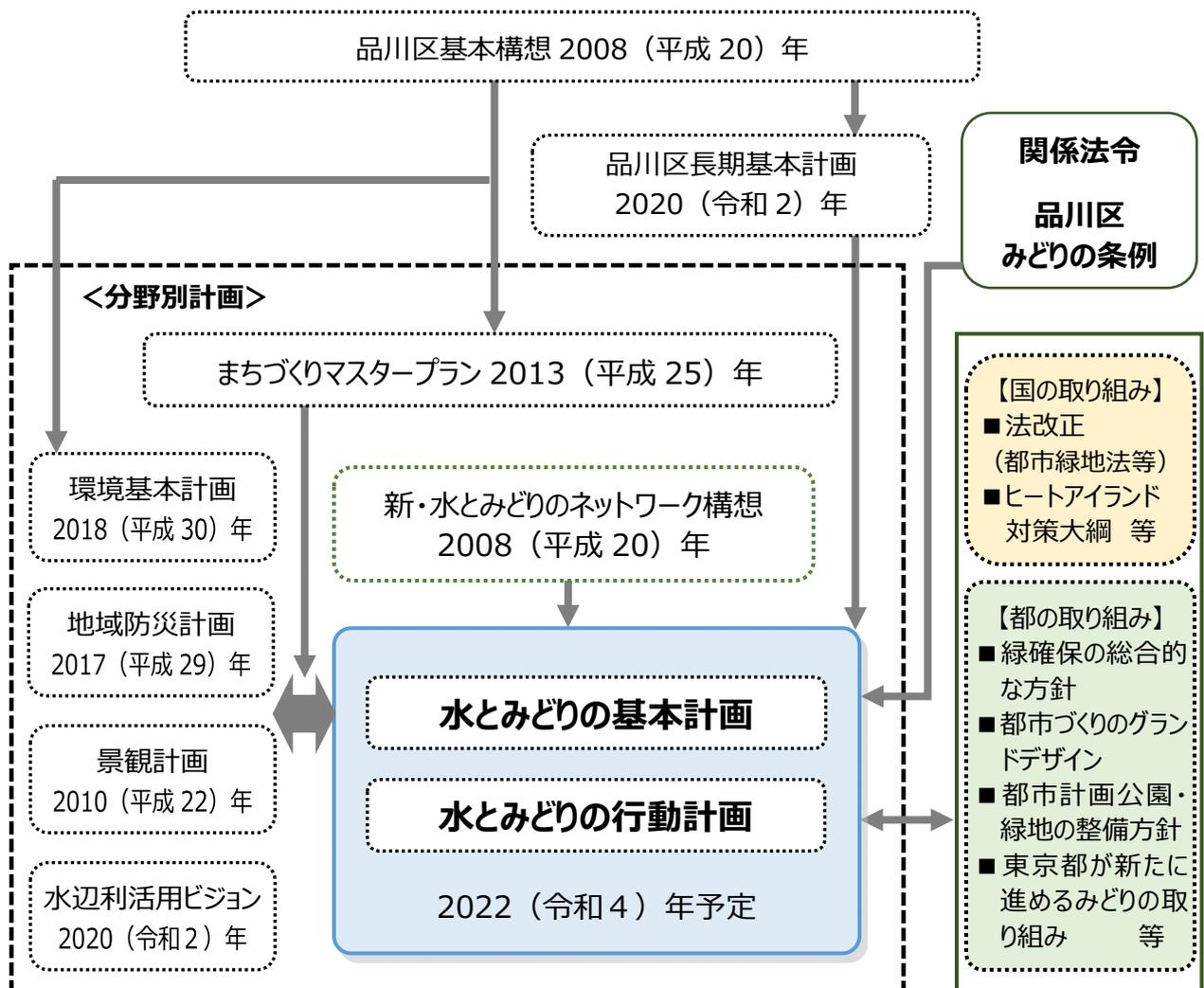


図 1-2 計画の位置付け

5 計画期間

本計画では、目指すべき長期的な将来像を示した上で、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度の10か年を計画期間として設定し、目標や具体的な取り組みを定めます。

また、上位計画の「品川区長期基本計画」との整合を図るため、「品川区長期基本計画」の改定にあわせ、必要に応じ見直しを行うほか、行動計画については、PDCAサイクルによる進行管理を実施し、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。

6 水とみどりを取り巻く社会情勢

国、都、区の動向より、「水とみどりを取り巻く社会情勢」のポイントを整理し、計画の改定にあたってはこれらの内容を踏まえます。

(1) 超長寿社会への対応

本区においても長寿化が進行しており、年金、医療、介護などの社会保障の持続性を確保していくことはもとより、**すべての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことができる社会づくり**を推進していくことが重要です。そのため、誰もが使いやすく健康や安全・安心に資する水とみどりの使い方が求められています。

(2) 持続可能な社会の実現

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、SDGs[※]（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されるなど、世界では**持続可能な社会の実現に向けた取り組み**が進められています。そのため、区と区民、事業者、団体等の協働による水とみどりを守り育てる取り組みが求められています。

(3) 脱炭素社会の推進

地球温暖化[※]の原因である温室効果ガス[※]について、その大部分を占める二酸化炭素の排出削減など、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが各地で推進されています。

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策として水とみどりの役割が重要になっており、**温室効果ガスの吸収源[※]対策やヒートアイランド現象[※]に起因する暑熱環境への対応策を推進**するため、みどりの保全と創出が求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

国では 2020（令和 2）年 8 月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表し、都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要となっています。「新しい生活様式」の定着が進むことで、**水やみどりなどのオープンスペースの重要度**はこれまで以上に高まっています。

(5) 緑とオープンスペース[※]の柔軟な活用

2017（平成 29）年 6 月に、都市緑地法[※]、都市公園法[※]、生産緑地法[※]の一部改正が行われ、**緑とオープンスペースが持つ多様な機能を、都市のため、地域のため、住民のために最大限引き出すことを重視するための取り組み**が始まっています。そのため、公園・緑地や河川空間などのオープンスペースについて、従来通りの使い方だけではなく、**民間等と連携しながら柔軟に活用し、居心地の良いまちなか**に、**サードプレイス[※]を形成**することが求められます。



緑とオープンスペースの柔軟な活用イメージ
出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

(6) 首都直下地震や大規模な都市型水害などに備えた防災まちづくりの推進

東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨など、全国各地で激甚な災害が頻発しており、本区でも**首都直下地震や大規模な都市型水害が懸念**されています。

そのため、災害時の避難場所や復旧・復興時の仮設住宅地などの役割を担う公園・緑地や、避難・物資輸送の経路としての河川や運河の存在の見直し、都市型水害対策など、**防災に資する水とみどりの整備や防災まちづくりの推進**が求められます。

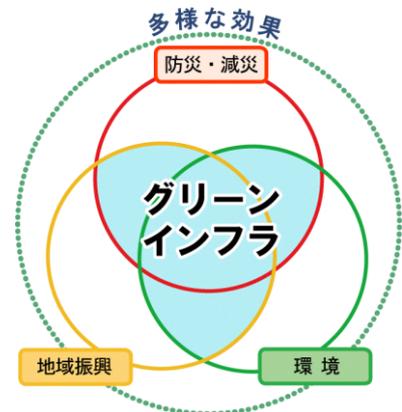


しながわ中央公園

(7) グリーンインフラ*の取り組みの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で、魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）に関する取り組みが各地で進められています。

本区でも水とみどりの持つ多様な機能を活用し、**防災・減災や地域のにぎわい創出など、地域課題に対応したグリーンインフラの取り組み**を進め、持続可能な地域づくりが求められています。



(8) 生物多様性*保全への配慮

2008（平成20）年の「生物多様性基本法」、2010（平成22）年の「生物多様性地域連携促進法」の制定を受け、2011（平成23）年に生物多様性を確保する視点を追加した都市緑地法運用指針が改正されています。2018（平成30）年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定され、都市におけるエコロジカルネットワークの形成など生物多様性保全への配慮が求められています。

東京都においても、2012（平成24）年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」で、生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みに加え、生物多様性の視点から強化する施策の方向性が示されています。

本区でもみどりや水辺などの生物の生息空間において、**生物多様性確保に向けた計画的な取り組み**を進めていくことが求められます。

(9) 水辺の活用

河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという声の高まりを受け、2011（平成23）年に河川敷地占用許可準則*が改正され、河川空間において事業者がオープンカフェ等の運営ができるようになり、全国で河川空間の利活用が進められています。

本区でも、五反田水辺ふれあい広場の整備や民間企業と連携したイベント等を実施し、区内の水辺の積極的な利活用を進めており、2020（令和2）年5月に策定した「水辺利活用ビジョン」に基づき、地域住民や団体、行政等が水辺の「将来像」や「取り組み方針」を共有しながら、**にぎわい・回遊性の向上や親しみ・うるおい、憩い・安心を感じることでできる水辺環境を創出**していくことが求められています。

(10) 東京の緑を減らさないための取り組み推進

東京都では、「都市づくりのランドデザイン」などの方針を踏まえ、「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」、「東京が新たに進めるみどりの取組」などの計画を策定し、減少が続く都内の緑の保全や創出に取り組んでいます。

本区でも「東京の緑を減らさない」ために、今ある緑を守るとともに、**都市づくりのあらゆる機会を捉え、新しい緑を創出し、ネットワーク化**していくことが求められます。

■コラム 品川らしい水とみどり

本区は、「地形的成り立ち」や「歴史の変遷」、社会情勢等を踏まえて整備された「未来的空間」を構成する多様な水とみどりの資源を有しています。ここでは、そのような「本区における水とみどり」について紹介します。また、これら資源の保全や、新しい空間として整備していく活動を、行政のみならず区民や企業が担っていることが大きな特徴であり、下記に整理する様々な水とみどりについて、多様な主体によって支えられているものを「品川らしい水とみどり」と捉えます。

◇本区の地形的成り立ちを伝える水とみどり

- 台地と低地、斜面地の地形構造、湧水、豊かな動植物生態を伝える資源（崖線の斜面緑地等）
- 内陸から海へとつながる多様な水の姿を伝える資源（目黒川や立会川の水系、内陸部の池、東京湾につながる運河等）

◇本区の歴史の変遷を伝える水とみどり

- 縄文時代等の暮らしや、かつての海岸線や植生との関わりを伝える資源（大森貝塚等）
- 江戸の文化・暮らし・生業を伝える資源（庭園、旧東海道沿いの社寺林、品川浦の船溜まり等）
- 江戸以降のまちの発展を伝える資源（住宅地・密集市街地・埋立地のみどり、特徴的な公園等）

◇本区の未来的空間を構成する水とみどり

- 運河や河川の水辺と公園や広場等が一体的に整備された親水空間（天王洲、五反田等）
- 再開発による高層ビルとの調和（大崎の再開発地区等）



目黒川沿い



旧大名下屋敷を整備した池田山公園



天王洲アイルの夜景

7 近隣自治体の動向

隣接する目黒区、港区、大田区においても、緑の基本計画において、水とみどりの拠点および軸の形成の考え方が示されています。

目黒川や南北崖線軸、臨海景観基本軸など、広域的な視点からも重要な位置づけにあるものについては、近隣地域の方針との整合を図りながら、水とみどりのネットワークの整備方針を検討していくことが求められています。

周辺区の緑の基本計画で示されている将来像と本区と連携が可能な取り組みを次頁に整理します。

周辺区において進められているみどりの散歩道、水辺の散歩道整備と連携し、区内から、さらに広域的な視点で水とみどりのネットワークの形成を検討する必要があります。

また、舟運活用については、東京都や近隣区などと連携した広域的な取り組みが重要になります。

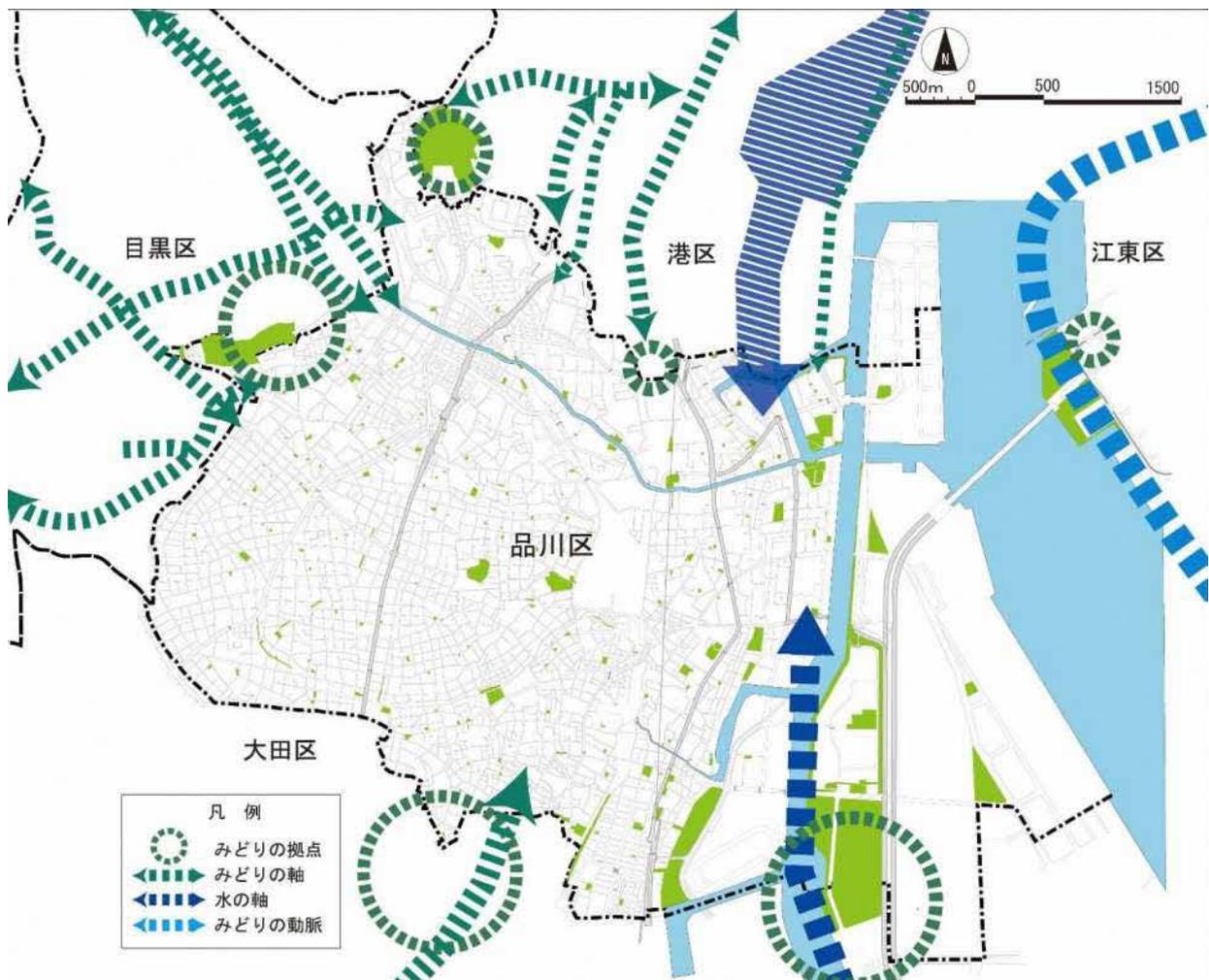


図 1-3 近隣自治体における水とみどりの拠点および軸の設定

※「港区緑と水の総合計画」2011（平成 23）年、「目黒区みどりの基本計画」2016（平成 28）年、「グリーンプランおた」2011（平成 23）年、「江東区みどりの基本計画」2020（令和 2）年より作成

※目黒区 めぐるの森をみどりの拠点、みどりの保全軸、みどりの創出・育成軸をみどりの軸、港区 地形を生かした緑の軸、道路を生かした緑の軸をみどりの拠点、大田区 緑の環境軸をみどりの軸、水の環境軸を水の軸として表示

表 1-1 近隣自治体における計画と連携が可能な取り組み

区 策定年	緑の基本計画における将来像	連携が可能な取り組み
港区 2021 (令和3) 年	<p>緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市</p> <p>○環境負荷の少ないまちが形成されている</p> <p>○暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している</p> <p>○安全・安心（防災・減災）が確保されている</p> <p>○人々の交流や地域コミュニティが活性化されている</p> <p>○まちの魅力・風格が向上している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風の道の確保、クールスポットの形成 ■ 連続した緑化空間の誘導 ■ 古川、運河、お台場の海の水環境の向上 ■ 古川・運河・海辺の空間活用の推進と魅力向上
目黒区 2016 (平成28) 年	<p>みどりを感じる・みどりと暮らす・みどりに集う</p> <p>～みんなが主役のみどりのまちづくり～</p> <p>○みんなで身近なみどりを育てよう</p> <p>○みどりを活かしてめぐろの魅力を高めよう</p> <p>○歴史文化の薫るみどりを守り育てよう</p> <p>○多様なみどりをつないでひろげていこう</p> <p>○暮らしに潤いを与えるみどりの拠点をきずこう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑道の整備 ■ みどりの散歩道の整備と活用 ■ 水辺の環境保全
大田区 2011 (平成23) 年	<p>地域力が支える空からも見える豊かなみどりを 未来を担う子どもたちに贈ります</p> <p>○地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます</p> <p>○空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします</p> <p>○大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぎます</p> <p>○暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 崖線沿いのみどりづくり ■ 水辺環境のネットワークづくり ■ みどりの散策路整備 ■ みどりの補助ネットワークづくり ■ 歴史と文化と自然の散歩道づくり
江東区 2020 (令和2) 年	<p>みどりの中の都市（CITY IN GREEN）の実現</p> <p>○みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします</p> <p>○みどりをより柔軟に使えるようにします</p> <p>○みどりを安全と生命を支えるために充実させます</p> <p>○みどりをみんなで守り育て伝えます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における舟運の活用 ■ 和船乗船体験の実施
墨田区 2011 (平成23) 年	<p>まちは百花園</p> <p>○緑の多様性を高める</p> <p>○生活を豊かにする緑をつくる</p> <p>○環境に資する緑をつくる</p> <p>○緑と親しむ文化を育む</p> <p>○協働により緑化を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水上バス「東京水辺ライン」両国防災船着場からの定期運航（台場、竹芝方面、浅草方面） ■ 観光舟運活性化に向けた社会実験の取り組み

第2章 品川区の水とみどりの現況

1 本区の概要

本区は、東京の南東部に位置し、東京湾に面する臨海部と山の手に連なる台地から形成され、江戸時代以前から交易の拠点として賑わい、明治時代からは近代産業の発祥の地として発展してきました。現在も歴史に由来する名所旧跡や60を超える活気ある商店街、運河・河川等の水辺、再開発されたビル群等、懐かしさと新しさが混在し、多彩な魅力に富んでいます。

(1) 位置・面積

本区は東京都の南東部に位置し、概ね東経139度43分、北緯35度36分にあり、東京湾に面しています。北は港区、渋谷区、西は目黒区、南は大田区、臨海部の東は江東区に隣接しています。

面積は2018（平成30）年時点で22.84km²で、東京都総面積の1.04%、23区総面積の3.64%にあたります。

また、区内は大きく分けて、品川地区、大崎地区、荏原地区、大井地区、八潮地区の5地区に区分されています。



図 2-1 本区の位置

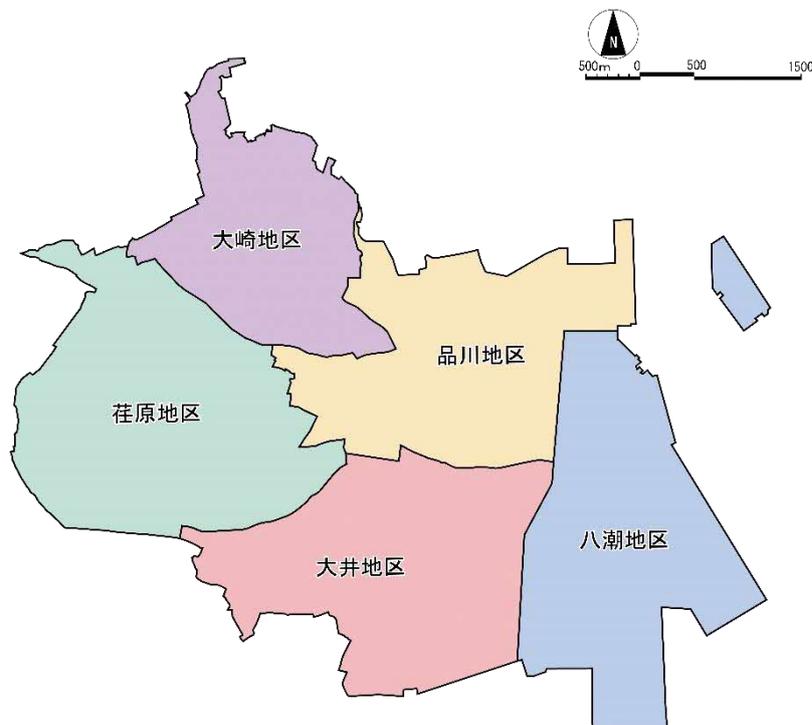


図 2-2 区内の地区区分

2 自然的条件

(1) 気象

本区の年降水量は 1,600mm 前後であり、全国平均（約 1,700mm）よりやや少なく、年平均気温は 16.0℃から 17.0℃前後となっています。

近年、都市の気温が周囲よりも高くなるヒートアイランド現象の進行が東京都全体で顕著となっています。これにより、本区でも熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が起きており、ヒートアイランド現象に起因する暑熱環境への対応が必要です。

(2) 地形・水系

① 広域的な地形・水系

本区の北西部に広がる台地は、東京都の約 1/3 を占める武蔵野台地の東南部に位置します。区の東側は低地および埋立地からなり、東京湾に面しています。区内を流れる広域的な水系として、東京湾に注ぐ目黒川、立会川の 2 つの河川が位置しています。

目黒川は烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目地先を上流端とし、世田谷区、目黒区を東流し、途中上目黒一丁目地先で支川を合わせ品川区東品川一丁目地先で東京湾に注ぐ、流域面積 45.8km²、河川延長 8.0km（支川をあわせた流路延長は 30.3km）の二級河川です。

立会川は目黒区立碑文谷公園内の池に源を発し、東京湾に流れ込む延長 7.4km の二級河川で、月見橋（東大井 6 丁目）より上流部は暗渠化されています。



図 2-3 本区周辺の地形・水系

② 区内の地形・水系

区内の台地は、目黒川をはさんで、高輪台と荏原目黒台に二分され、さらに立会川によって、目黒台と荏原台に分かれています。また、低地は目黒川に沿った大崎や五反田、海岸に近い品川や大井付近に広がっています。

臨海部の埋立地は昭和以降に形成されたもので、東品川2丁目から東大井1丁目にかけての埋立てにより京浜運河が形成され、戦後の品川ふ頭や大井ふ頭の埋立てにより、現在の品川区が形成されました。京浜運河や勝島運河、天王洲運河などの運河も、これらの歴史の中で形成されてきたものです。

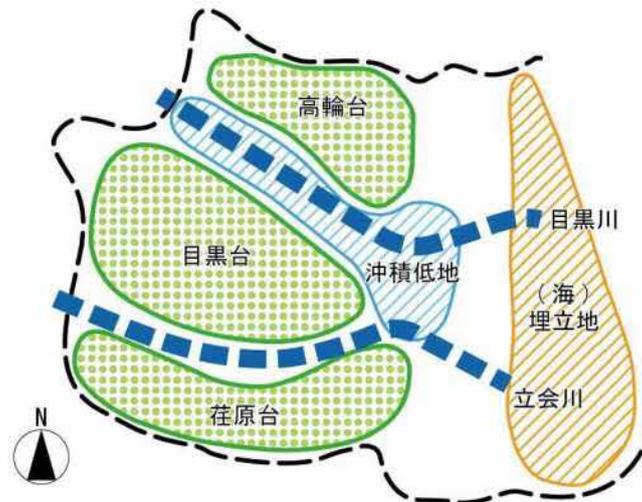


図 2-4 本区の地形概念図（品川区景観計画をもとに作成）

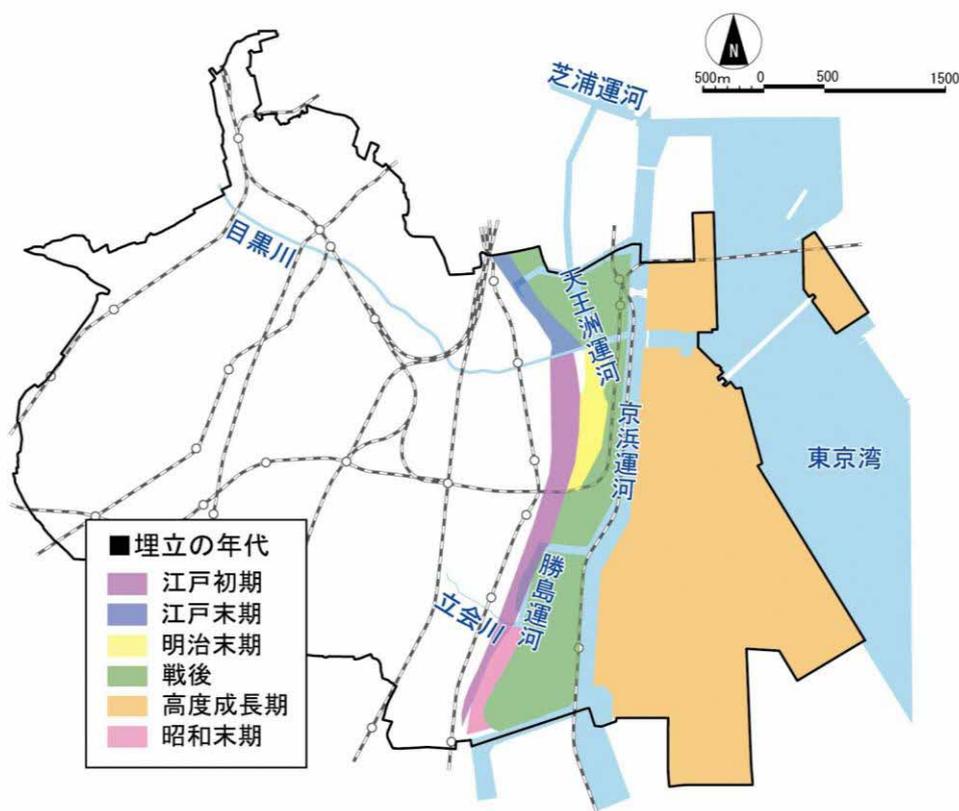


図 2-5 埋立地の変遷（出典：東京港の変遷（東京港湾事務所）をもとに作成）

(3) 植生

本区は、大部分を市街地等が占めており、まとまった植生は、ほとんどみられません。わずかにみられるまとまった植生として、「ヤブコウジ-スダジイ群集」、「クヌギ-コナラ群集」が点在しています。

これらの植生は、国立科学博物館付属自然教育園、鹿嶋神社、品川神社、東海寺大山墓地、清泉女子大学に残されています。その他では、林試の森公園等の公園や寺院、神社等に、まとまった樹林地がみられます。

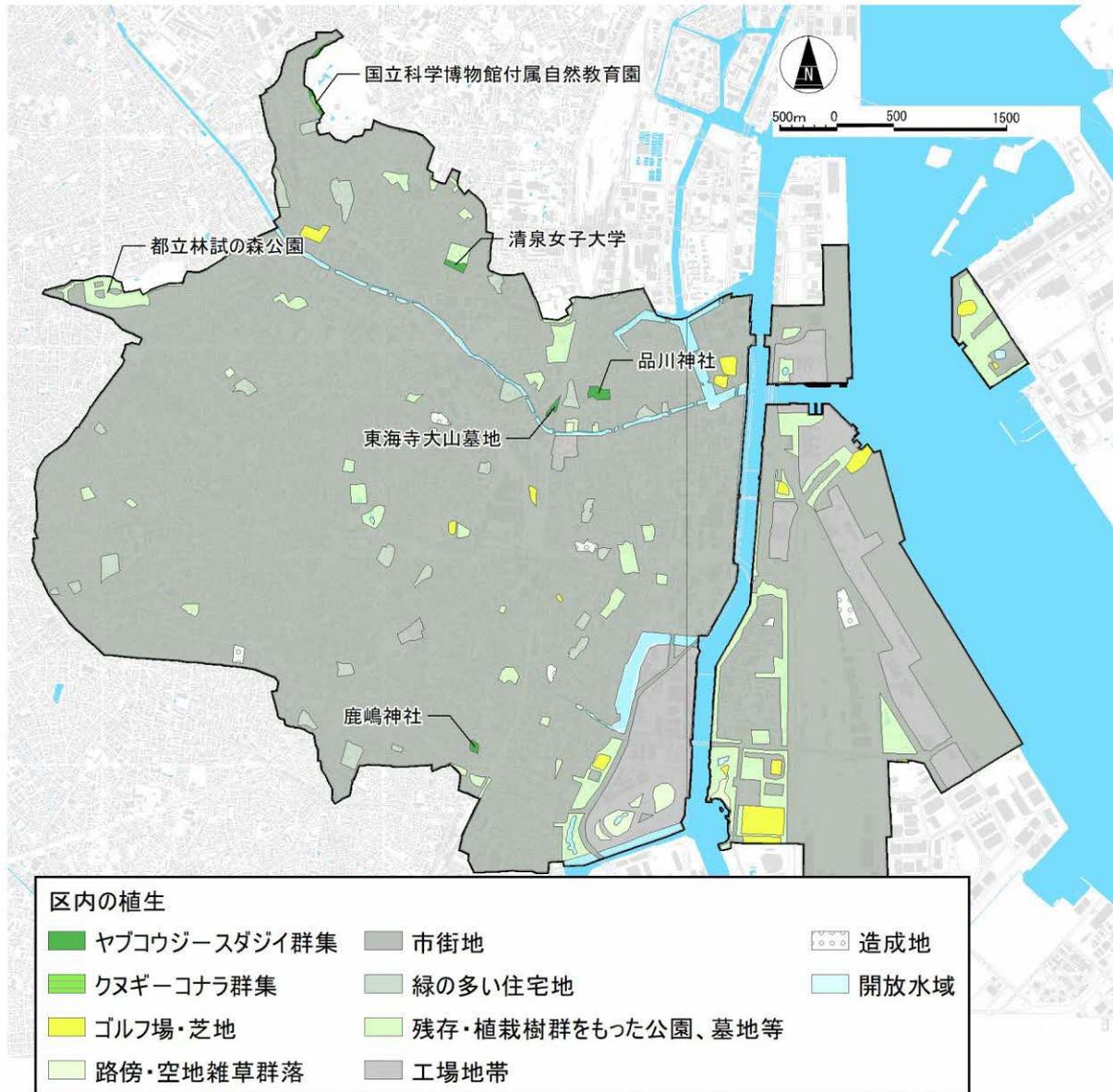


図 2-6 本区の植生 (出典：第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査 (環境省))

(4) 土地特性

本区には「崖線[※]」と呼ばれる地形が、目黒川の北側と南側にみられます。崖線の緑は、多摩川などの河川や東京湾の海による侵食作用でできた崖地に生育して残った緑であり、緑が遠くからでも連続して見え、多くの湧水や動植物、社寺林などの資源を有し、東京の緑の骨格の一つとなっています。都内では大小約 40 か所、延長約 230 km に及んでおり、その約 4 割が緑で被われています。

崖線のみどりは、極めて重要な緑地であり、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っていることから、行政界を越えて、一体的に保全を推進する必要があります。

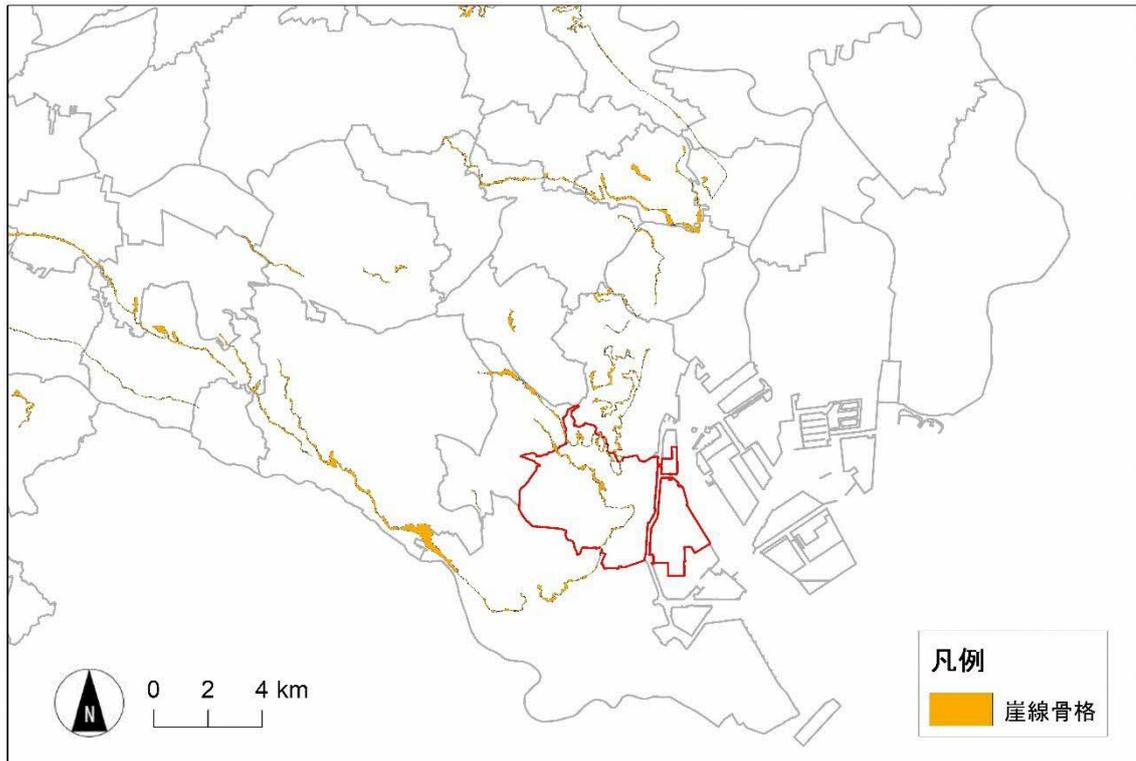
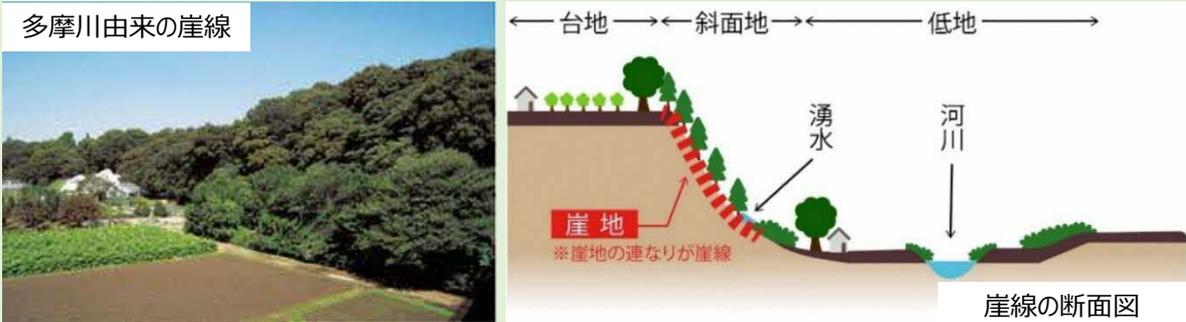


図 2-7 崖線の位置（東京都提供データをもとに作成）

■コラム 崖線とは

崖線は、多摩川などの河川や東京湾の海の侵食作用でできた崖地の連なりです。

崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市街地の中で区市町村界を超えて連続して存在する緑であり、東京の緑の骨格となっています。また、崖線下には多くの湧水や動植物などの資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっています。



(出典：崖線の緑を保全するためのガイドライン(平成 24 年 3 月) (東京都都市整備局) をもとに作成)

3 社会的条件

(1) 沿革

本区には、江戸内湾（東京湾）有数の湊があり、室町時代から流通路の結節点として大変栄えました。また、各宗派の寺院が建てられ、この時期に品川宿の骨格ができあがりました。

江戸時代からは東海道第一の宿場として賑わいをみせ、幕末には 27 の大名屋敷が設けられました。自然教育園、池田山の住宅地、清泉女子大学周辺、御殿山の住宅地、戸越公園周辺の 5 つは、大名屋敷跡地の土地利用として、区の市街地形成における特徴のひとつとなっています。

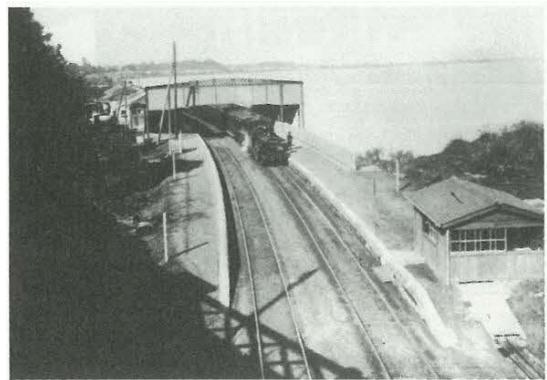
都市基盤としては、東海道、中原街道、品川道が主な道路となりました。1872（明治 5）年には日本初の鉄道駅として品川駅が開業され、以降、様々な鉄道網が整備されてきました。このような道路や鉄道の開通、目黒川の水運を背景に、工場が増加し、後背地には宅地の拡大が進展しました。

高度経済成長期以降も、高度な基盤技術を保有する企業が数多く立地し、この基盤技術や IT 技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業等の台頭もみられます。

1982（昭和 57）年には、大崎駅周辺が東京の副都心のひとつとして位置付けられ、東京のものづくり産業をリードする拠点として発展し続けています。今後、リニア中央新幹線開業（2027（令和 9）年予定（品川・名古屋間））、羽田空港アクセス線開業（2029（令和 11）年度予定）など新たなインフラ整備が予定されています。



昇亭北寿「東都品川宿高輪大木戸」



開業当時の品川駅 提供：鉄道博物館



日本光学工業大井工場
手前を立会川が流れる（昭和 20 年頃）
提供：ニコン



目黒川沿いの大崎工場街
（昭和 56 年）



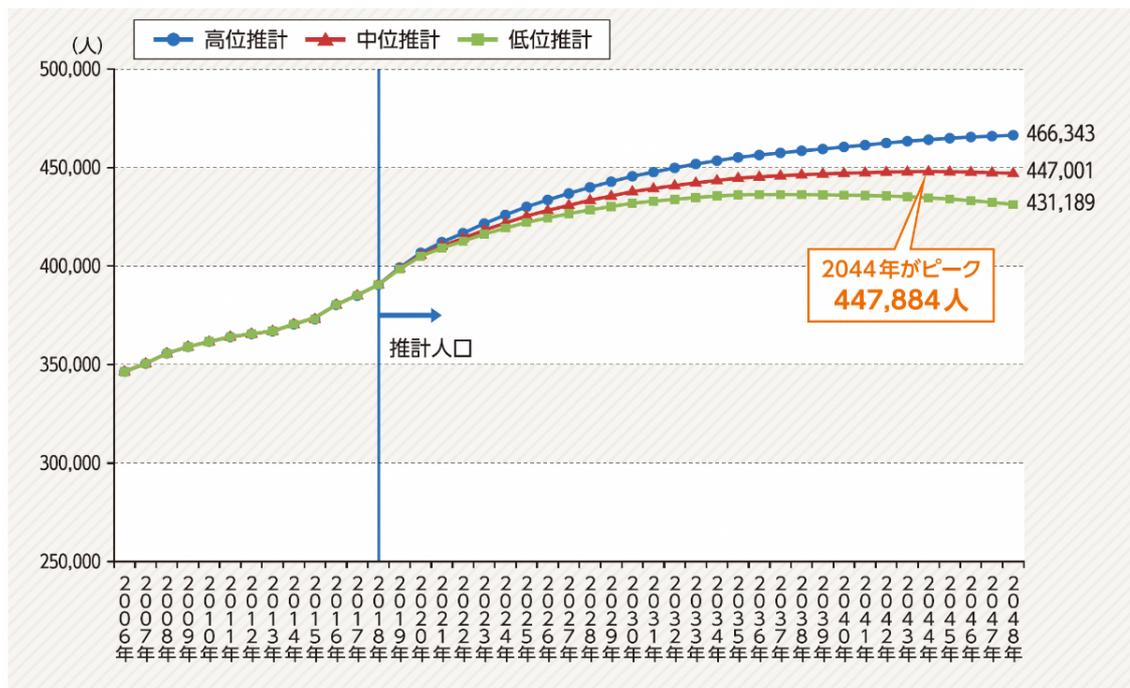
大崎駅西口地区近況

(2) 人口

2021（令和3）年4月1日現在の住民基本台帳では406,083人（外国人含む）です。

2018（平成30）年に行った将来人口推計では、2044（令和26）年まで増加を続け、同年に約44.8万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じるとされ、2008（平成20）年以降人口が減少している日本全体の状況とは異なった傾向となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、2048（令和30）年までの推計期間中一貫して増加し、2048（令和30）年には老年人口の比率が約29.4%となり、およそ区民の3人に1人が高齢者となるとされています。



※住民基本台帳人口(各年4月1日)より作成、2019(平成31)年以降は将来推計値

図 2-8 総人口の推移・予想

(3) 土地利用

本区の土地利用特性を地域別にみると、臨海部および区中央に位置する広町は工業用地が主体となっているほか、五反田駅、大崎駅、大井町駅周辺は商業用地が主体となっており、特に大崎駅周辺では近年事務所としての立地が進んでいます。

荏原地区や大井地区の東側は住宅用地が主体となっており、中でも西大井三、四丁目、大井七丁目、旗の台六丁目は区域内のほとんどが住宅地です。同地区には敷地規模の小さな戸建て住宅が密集しており、木造の戸建て住宅が混在しています。

そのほか、品川地区の一部では、工業用地やその他用地から商業用地への転換が見られる一方、商業施設、工業施設が撤退し、未利用地になっている箇所も見られます。

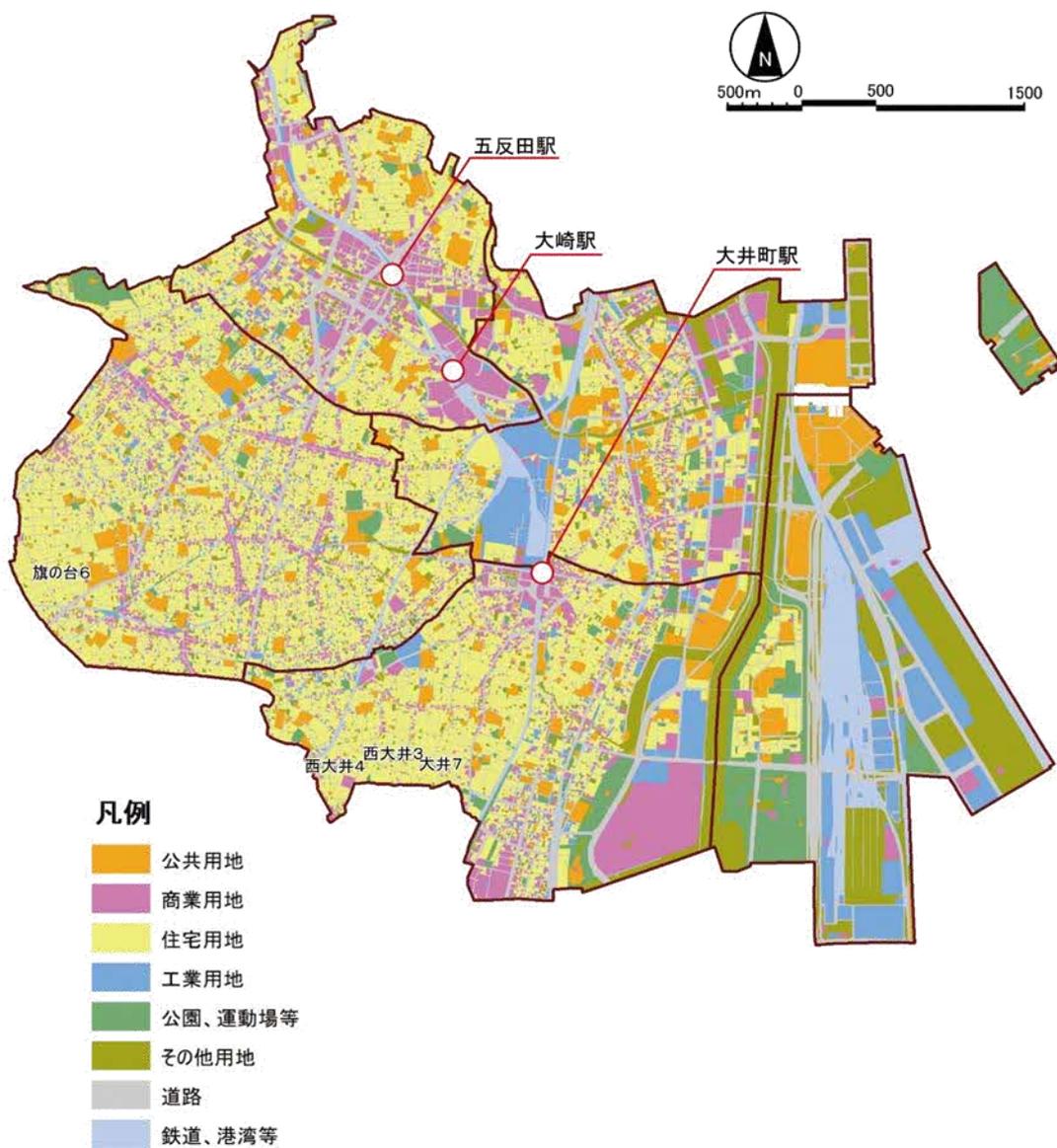


図 2-9 土地利用現況図 (出典：平成 28 年東京都土地利用現況データ)

(4) 市街地再開発事業※等の状況

本区では、都市づくりのあらゆる機会を捉え、新しい緑を創出するため、市街地再開発事業を活用し、水とみどりの拠点の形成、憩いやにぎわいの拠点創出を進めています。

西品川一丁目周辺地区や目黒駅前地区、東五反田二丁目第2地区などで開発にあわせて、歩行者空間や公園・広場の整備など、ゆとりと潤いのある市街地の形成が図られています。（各地区の整備概要は参考資料参照）

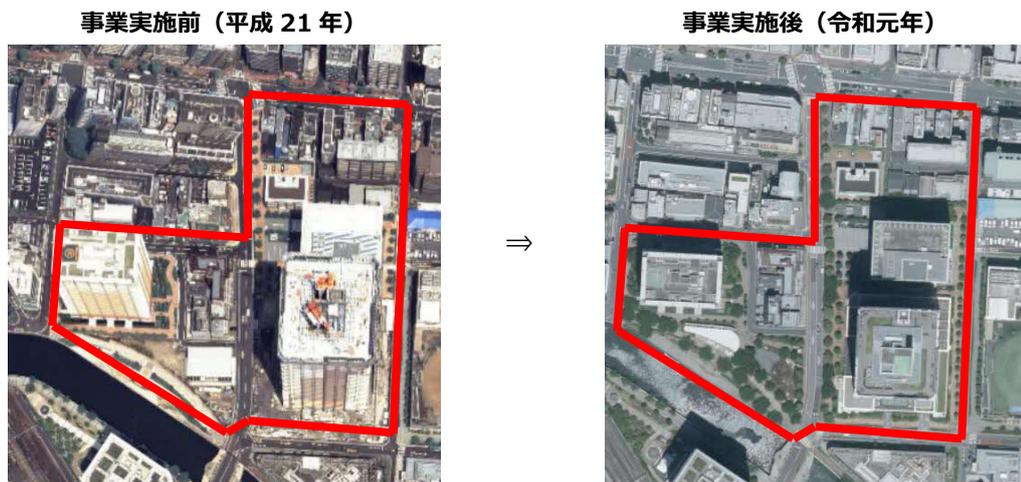


図 2-10 東五反田二丁目第2地区の事業実施前後

(5) 地区計画※等における整備・開発・保全に関する方針

本区では、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けてまちづくりを進めていくため、さまざまな地区計画を策定しています。

水とみどりに関する地区計画も多く策定されており、目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりが進められています。主に大崎駅などの駅周辺地区において多く策定されており、公園や広場、水辺沿いの緑道整備など、水と緑の豊かな空間が創出されています。（各地区計画の概要は参考資料参照）



西品川一丁目地区



大井一丁目南地区



大井一丁目南地区



武蔵小山駅東地区



武蔵小山駅東地区



目黒駅前地区

(6) 歴史的環境

本区内でみられる人々の生活の歴史は7～9千年前の縄文時代早期に遡り、今日までの歴史の変遷の中でも常に多様な水とみどりが生活の中にもありました。

① 縄文時代

目黒川流域や大井の台地には、縄文時代の貝塚などの遺跡が多く存在し、海と密着した暮らしを営んでいた当時の様子をうかがうことができます。このうち大森貝塚は、現在大森貝塚遺跡庭園として整備され、区民の憩いの場になっています。



大森貝塚遺跡庭園

② 江戸時代

ア) 大名屋敷

区内に多く見られた大名の下屋敷^{*}の跡地は、その一部が現在も戸越公園や大井公園、国立科学博物館附属自然教育園などとして整備され、下屋敷の庭園に由来する水辺やみどりが残されています。

イ) 旧東海道品川宿

品川宿は東海道第一の宿としてにぎわい、多くの人が行き交う場所でした。現在では、旧東海道の東側に位置する「元なぎさ通り」という名称に、埋立て前はなぎさであったかつての様子をうかがうことができるほか、旧東海道沿いの寺社に残された歴史あるみどりが、当時の記憶を伝えています。

また、品川浦や大井御林浦には漁師町が形成されていました。埋立てによって漁業産業が姿を消した今でも、品川浦の船溜まりなどにかつての漁師町の面影をみることができます。

ウ) 江戸の名所

御殿山の桜など、区内には浮世絵などにも描かれる風光明媚な場所が多く、花見の名所として人々から親しまれていました。権現山公園などは、今も桜の名所としての面影を残しています。



品川御殿やま（名所江戸百景）
（出典：国会国立図書所蔵）



御殿山ノ不二（北斎 富嶽三十六景）

③ 明治～昭和（初期）

ア) 林業試験場のみどり

1900（明治 33）年に発足した農商務省林野整理局目黒試験苗圃（現在の林試の森公園）は、目黒区と本区にまたがる4万 5000 坪の土地を有し、外国産樹木を含めた珍しい樹木が集められました。当時はあまり馴染みのない場所でしたが、1978（昭和 53）年の移転後、跡地が整備され、1989（平成元）年には林試の森公園として開園し、現在でも、林業試験場時代より育てられた多くの樹木がみられます。

イ) 住宅地のみどり

戦前の耕地整理事業[※]と戦後の土地区画整理事業[※]により、区内の市街化が進展しました。一方で、旧大名屋敷跡に形成された比較的大きな住宅地や寺社の敷地内に残された歴史あるみどりが、落ち着いた閑静な住宅街の街並みを演出しています。

④ 昭和（後期）～平成

ア) 埋立地のみどり

1960～1965（昭和 35～40 年）の埋立てにより形成された八潮地区では、1981（昭和 56）年に八潮団地が都市計画決定され、自然と調和したみどり豊かな街として大規模集合住宅が建設されました。現在はみどりに囲まれた団地景観が形成され、運河沿いの緑道が貴重な水辺空間ともなっています。



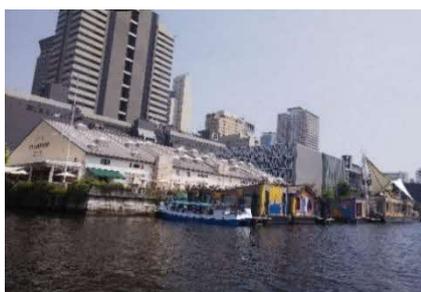
八潮団地のみどり

イ) 公園

昭和後期から臨海部に「潮風公園」など大規模な都立公園や親水性のある「しながわ区民公園」や「五反田ふれあい水辺広場」、「東品川海上公園」など、区内の水辺周辺に特色のある公園緑地が整備されています。

ウ) 新たな水辺のみどり

天王洲では、まちづくり協議会[※]により、親水護岸やボードウォーク、公園、広場などの積極的な整備や、水辺からの景観に配慮した一体的な空間づくりが進められています。2005（平成 17）年には、天王洲地区の一部が「運河ルネサンス推進地区[※]」として東京都より指定を受け、水上レストランや観光船着場の創出など、水辺の活用に向けた取り組みが活発化しています。



天王洲アイルの様子

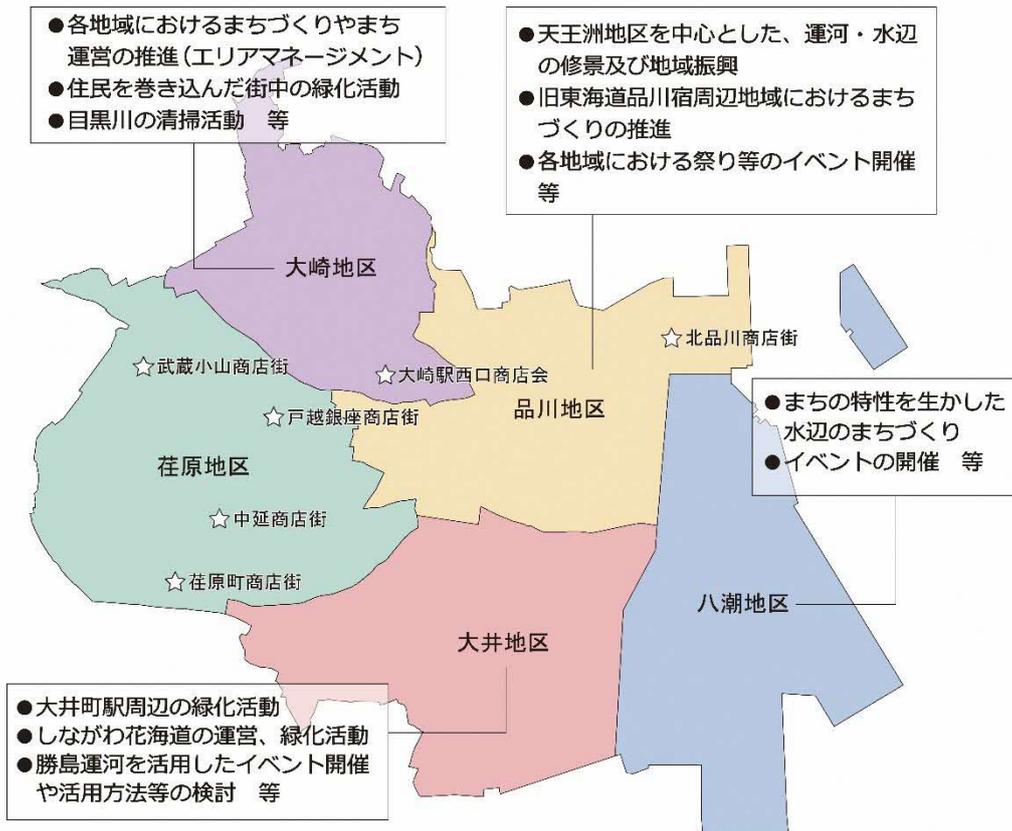


天王洲アイルのボードウォーク

(7) 区民活動概況

区内には再開発等を契機とし、各地域にまちづくり協議会等が設立されており、地域の歴史、みどり、水辺等の特色に合わせて活動しています。住民を巻き込んだボランティア活動やイベントの開催等、本区全体を盛り上げています。

また、本区には「戸越銀座商店街」、「武蔵小山商店街」、「荏原町商店街」、「中延商店街」、「北品川商店街」、「大崎駅西口商店会」など、地域の生活に根差した個性豊かな商店街が多数存在し、各商店街独自の取り組みを行うなど、活気ある地域を支えています。



お花いっぱい大崎運動 (出典：一般社団法人大崎エリアマネージメント HP)



天王洲アイル地区におけるプロジェクションマッピング (出典：一般社団法人天王洲・チャンネルサイド活性化協会 HP)



しながわ花海道の活動の様子



大崎駅周辺まち運営協議会によるまちづくり活動事例 (出典：大崎駅周辺まち運営協議会 HP)



目黒川みんなのイルミネーション

4 水・みどり等の環境

本区では、都市化の進展とともに樹林地や農地などのみどりが減少するとともに、かつての農業を支えた水路の暗渠化や、舟運に利用されてきた河川の水質状況など、水およびみどりの環境にも変化がみられます。

(1) 水環境

① 水路の変遷

かつて江戸へ農作物を供給する農村地帯が広がっていた品川には、全域に品川用水等の水路敷が張り巡らされ、本区内を流れる目黒川や立会川も舟運に利用されてきました。

特に目黒川は、明治期以降、品川付近で生まれた数多くの産業を、物資供給の面で支える重要な役割を担い、大崎付近には多くの工場が誕生しました。

かつての農村地帯が住宅地として変化していく中で、品川用水等の水路敷は姿を消しました。また立会川も、生活排水の流入による水質汚濁が進み、1969～1972（昭和 44～47）年の工事により、月見橋（南大井五丁目 1 番地先）から下流側の約 750mの区間を除き、下水道として暗渠化され、蓋架けされたその上部は道路・緑道や児童遊園などに姿を変えており、水辺にふれ合える空間が減少しています。

■昭和 30 年代の様子 出典：「しながわ物語」（H9 品川区）



立会川（小山 5・6 丁目付近）/昭和 34 年



品川用水（戸越 3 丁目付近）/昭和 38 年

■現在の様子



立会川（小山 5・6 丁目付近）



26 号線通り（戸越 3 丁目付近）

② 水質の変化

ア) 河川の水質

目黒川および立会川は、戦後の高度成長期の急激な人口増加により大量の生活排水が流れ込み、水質の悪化が進みましたが、その後の公共下水道整備の進展とともに、水質は次第に改善されてきました。

目黒川では、河川内対策として、再生水導水[※]、河床整正[※]・浚渫[※]、高濃度酸素溶解水[※]の供給（実験）、底質改善材[※]の散布（実験）が行われ、流域対策として、雨水浸透設備の拡充、合流式下水道[※]の改善対策、合流式下水道の部分分流化[※]の促進、下水吐口からのごみなどの流出抑制を行ってきました。立会川では2002（平成14）年から、J R総武線東京駅周辺のトンネル内に湧出する地下水を導水する事業が始まったことにより、両河川ともにその表層の水質は、大幅に改善されました。

2010（平成22）年以降の河川のBOD[※]（生物化学的酸素要求量）は環境基準を満たしている状況にあります。しかしながら、海から遡上する潮の影響を大きく受ける両河川では、塩分濃度の高い低層域に水質汚濁の原因物質が滞留することや、合流式下水道のため、大雨の際に汚水混じりの雨水が河川へ放流されるため、河川の白濁化や悪臭が発生しています。

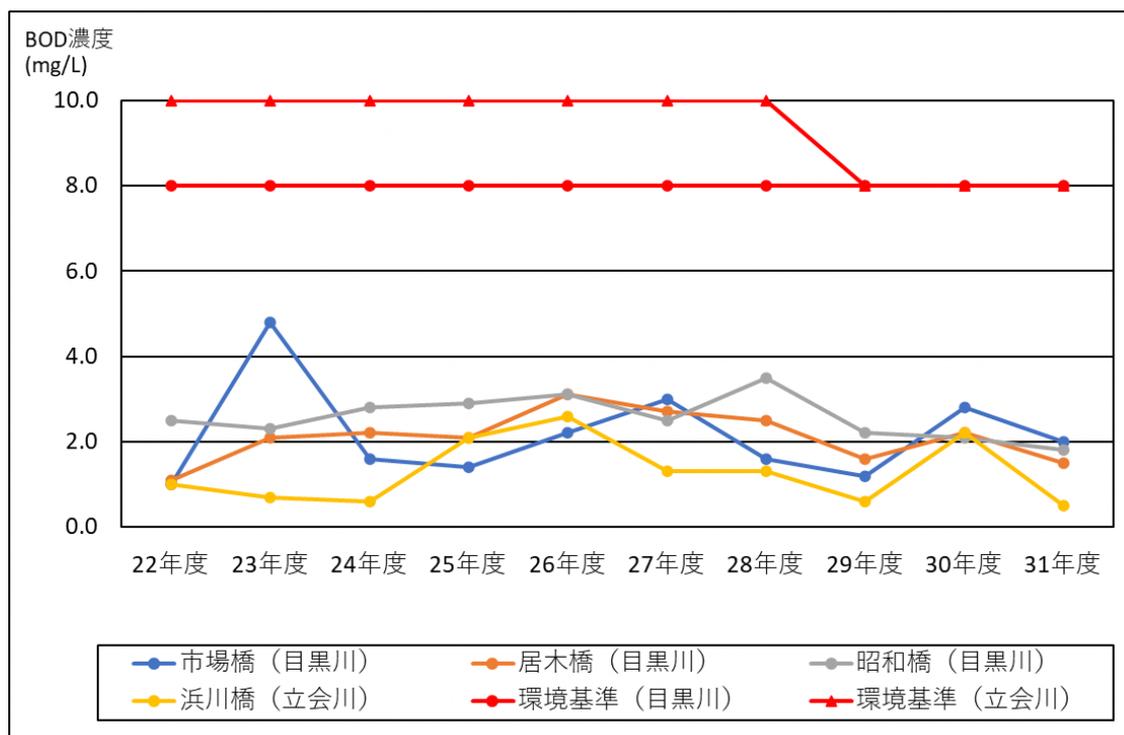


図 2-11 目黒川・立会川における BOD の経年変化

1) 運河・海域の水質

勝島・京浜運河および東京湾の COD[※]（化学的酸素要求量）は、2010（平成 22）年度以降、環境基準を満たす状況が続いています。

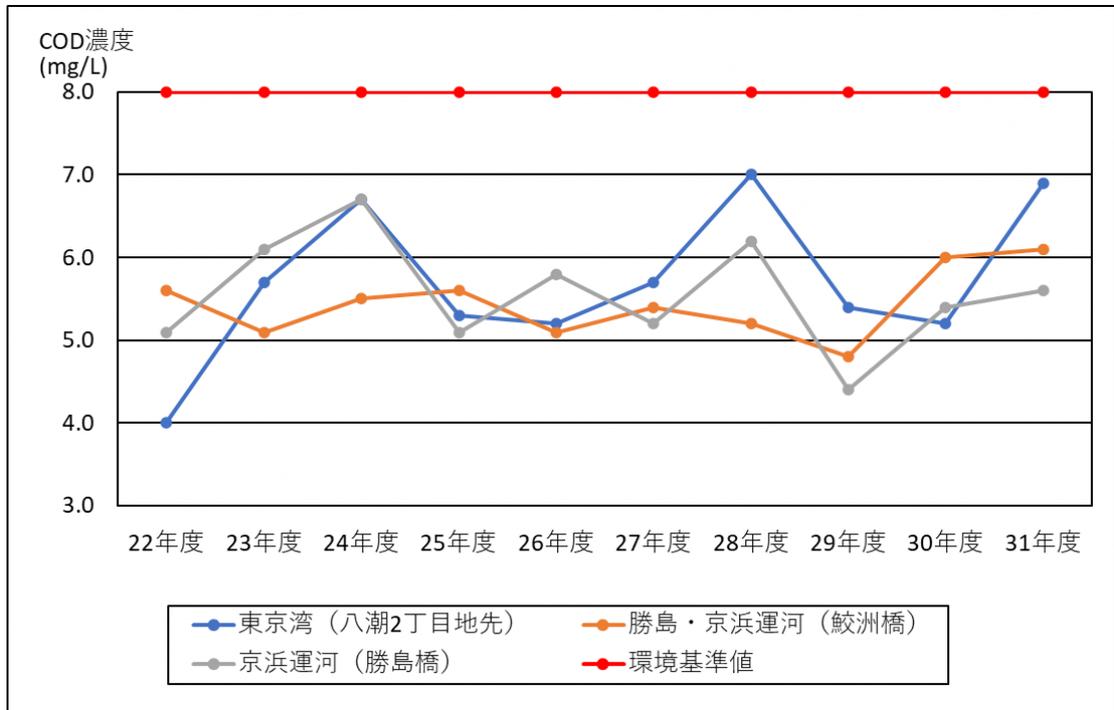


図 2-12 東京湾・運河における COD の経年変化

■コラム 河川の水質浄化対策について

◇目黒川の水質改善の取り組み

●城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保することで水質を浄化することを目的として、1995（平成 7）年から新宿区にある落合水再生センターで処理された下水再生水を目黒川に導水する事業を実施しています。

●汚泥浚渫

目黒川の河床に堆積している汚泥等を浚渫することによって、臭気・白濁化を抑制し、水質の改善を図っています。

◇立会川の水質改善の取り組み

JR 東日本、東京都環境局・下水道局と協定を締結し、2002（平成 14）年より、JR 総武線東京駅周辺のトンネル内に湧出する地下水（4,500 m³/日）を導水、月見橋付近から立会川に放出する事業を実施しています。

④ 舟運の状況

ア) 船着場の整備状況

本区が保有している船着場は、図 2-14 のとおり 6 箇所あります。「品川天王洲船着場」以外の船着場は、船着場管理運営要綱により、防災のための活動拠点や水辺空間を核としたにぎわいを創出することを目的とし、平常時の利活用に向けて取り組んでいます。

東品川二丁目船着場の利用が最も多くなっており、2020（令和 2）年度には年間 90 回以上の利用がありました。その他の船着場でも、年々利用回数は増加しています。船着場の整備に伴って、舟運の活性化が進むと、船着場を中心とした水辺のにぎわいへと広がりが出てくることが想定されるため、引き続き船着場や舟運の利活用が求められます。

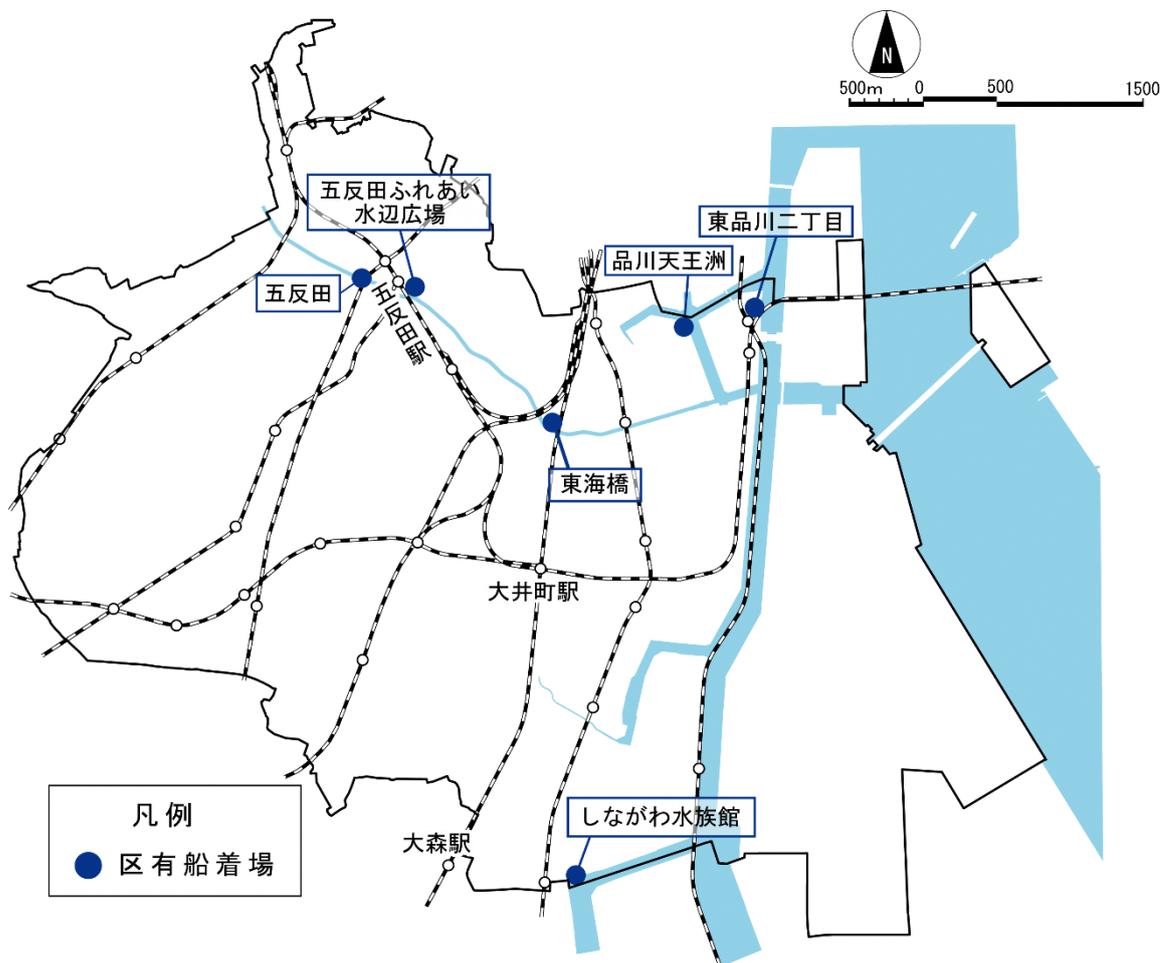


図 2-14 区有船着場の位置

1) 舟運活性化事業

舟運の活性化に向けて、2017（平成 29）年度に東品川 2 丁目船着場および待合所を整備し、2019（令和元）年度には舟運事業の拠点となる大崎橋広場と五反田船着場からなる五反田リバーステーションの整備が完了しました。これにより、平常時は地域の賑わいを創出するとともに、災害時には五反田地区の防災船着場[※]として活用します。

また、リバーステーションとその周辺の道路および公園を一体的につなぎ、川と人、住む人と働く人、地域と来街者をそれぞれ結ぶ場所として整備しています。

そのほか区内を発着とする舟運ルートおよび可能性の検証、区内船着場の一般開放、舟運事業の区内イベントや観光施策との連携、水辺の賑わい創出手法の検討など舟運活性化に関わる取り組みが行われています。



五反田リバーステーション

2) 航行安全対策

近年、桜の時期の目黒川には、観光船や水上バイク、プレジャーボート、カヌー等の様々な船が往来し、航行の安全に支障を来す状況となっています。そこで、2016（平成 28）年には「目黒川船行マナー向上委員会」を設置し、安全航行啓発活動を実施したり、啓発パンフレットを配布したりしています。

I) 水辺の賑わい創出事業

来訪者の増加、地域経済の活性化等を目指し、豊かな水辺の積極的な利活用など、各地域で賑わい創出事業が行われています。

目黒川では、区民等がより一層水辺に親しめるように、河川敷地占有許可準則[※]を活用し、事業者と連携しながら賑わいを創出することで、地元を主体とした水辺空間の活用を図っています。

これまでに、キッチンカーによる出店や、さくらのライトアップ、目黒川ふれあいフェスタなどのイベントを行っています。

また、運河と周辺のまちづくりが一体となった取り組みや水域占用の規制緩和、イベント後援などにより支援しています。



しながわの水辺を彩るライトアップ

⑤ 水辺の景観

本区は河川・運河の幅や線形などによって、各エリアでそれぞれ特徴的な景観を形成しています。

ア) 天王洲エリア

運河の幅は広く、直線であるため全体に開放感があり、緑が豊かに植栽されていて、高層ビルと緑と水辺が調和した東京でも代表的な水辺景観となっています。

また、運河に沿って遊歩道が整備され、開発と合わせた空間整備により、水辺に顔を向けた建物による憩いの場となっています。



天王洲の夜景

イ) 目黒川エリア

オフィスビル群や鉄道などの街並みや目黒川沿いのみどりが、景観や季節の移り変わりに期待感を感じさせ、景観的にアクセントとなる橋梁群が存在します。区間の多くでは、直立護岸が連続し、線形が単調なため、人工的な眺めとなっています。また、河川沿いには複数の公園が隣接し、遊歩道も整備され、春の桜並木や冬の桜[®]のイルミネーションなど年間をとおして楽しめる憩いの場となっています。



目黒川沿いのイルミネーション（冬の桜[®]）

ウ) 京浜運河エリア

運河の幅が広く、広大な水面を有しており、直線的で見通しが良くなっています。運河西側はモノレール、首都高羽田1号線、橋梁が複雑に交錯し、背後に再開発地区のビル群を望むなど、特徴的な景観を有しています。東京タワー、モノレールと海の風景を一体に眺められる景色は、しながわ百景^{*}に選ばれています。



モノレールと運河風景

エ) 勝島運河エリア

勝島運河は京浜運河から屈曲した入江となっており、運河内は船溜まりとして利用されています。運河沿いには、しながわ花海道として春の菜の花や秋のコスモスを楽しむ景色となっており、船溜まりとともにしながわ百景に選定されています。一方で、立会川は船では入ることができず、コンクリート護岸となっており、無機質な印象となっており、魅力ある景観づくりの検討が必要です。



しながわ花海道の花見風景

(2) みどり環境

① 公園の現況

2021（令和3）年4月1日現在、本区管理の公園、児童遊園等は268箇所、63.76ha整備されています。また、都立公園、都立海上公園は区内に8箇所、73.05ha整備されています。

合計では276箇所、136.82haとなり、区民1人当たり面積は3.37㎡/人です。この値は、2020（令和2）年4月1日現在の東京都の区部平均4.35㎡/人を下回っており、23区中12番目となっています。

表 2-1 本区の公園

公園区分		箇所	面積 (㎡)	区民1人当たり 面積 (㎡/人)
	公園	145	516,091.09	—
	緑地	4	795.46	—
公園計		149	516,886.55	1.27
	児童遊園	69	59,839.59	—
	児童遊園計	69	59,839.59	0.15
	防災広場	39	15,747.64	—
	水辺広場	10	44,656.39	—
	開放広場	1	552.57	—
特定児童遊園計		50	60,956.60	0.15
区立公園計		268	637,682.74	1.57
都立公園		2	218,348.36	—
都立海上公園		6	512,212.09	—
都立公園計		8	730,560.45	1.80
合計		276	1,368,243.19	3.37



林試の森公園



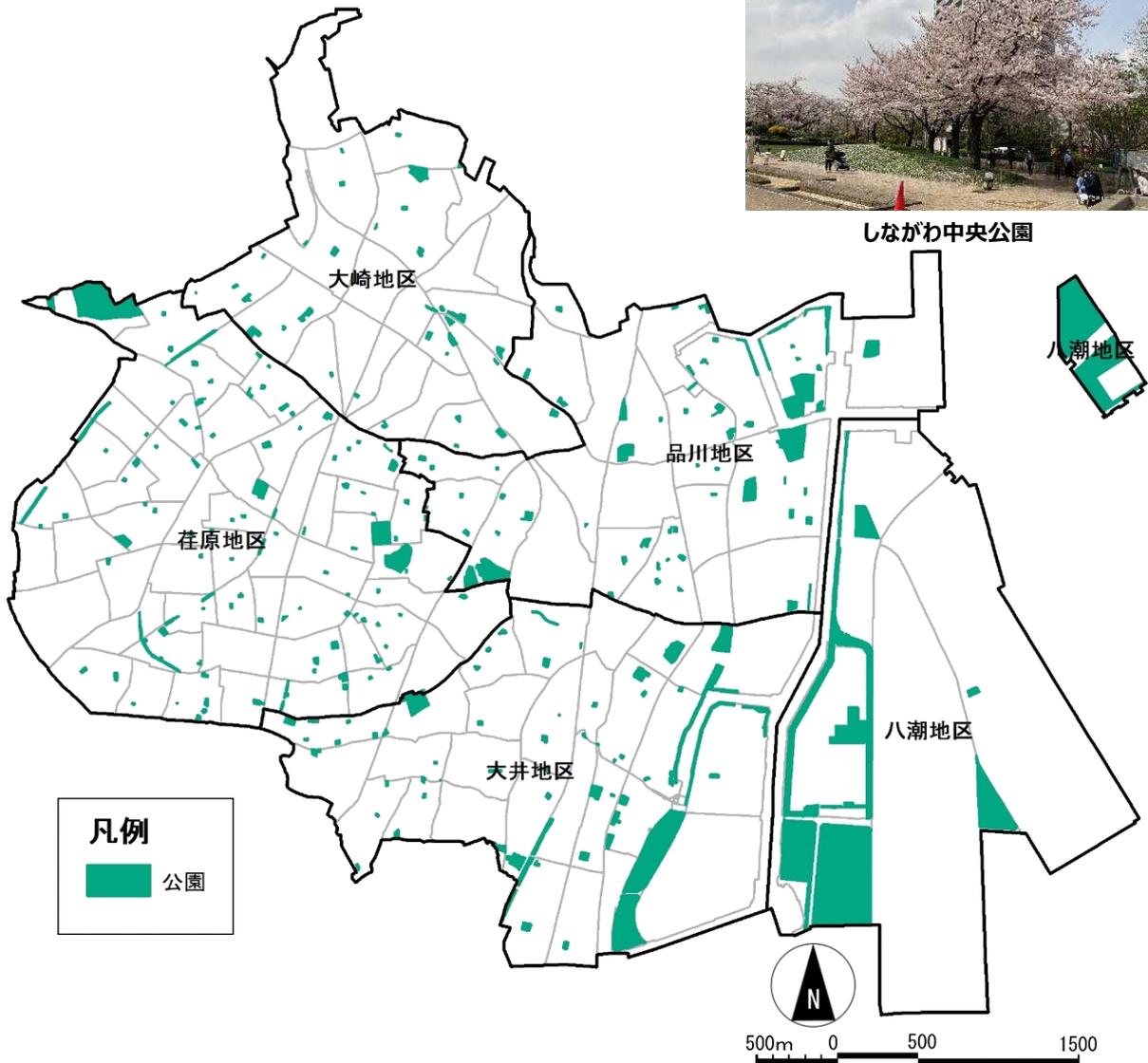
池田山公園



東品川海上公園



しながわ中央公園



戸越公園



文庫の森



しながわ区民公園

図 2-15 公園分布図 (令和3年度しながわの公園)

② 公園・児童遊園を有さない町会

2017（平成 29）年 12 月時点で本区には、町会が 161、自治会が 41 あります。そのうち、公園・児童遊園を有さない町会数は 30 町会あり、うち大崎地区が 13 町会と多くなっています。

身近な公園や児童遊園をはじめとするオープンスペースについては、密集市街地において災害時に一時集合場所となるほか、防災面からも重要な位置づけを有しています。また、公園や広場のない町会・自治会などからの設置要望もある状況です。

本区では新たに公園や児童遊園を整備する新たな用地が少ないため、区では整備が可能な用地に関する情報を収集するとともに、町会に対して情報の提供を要請しています。

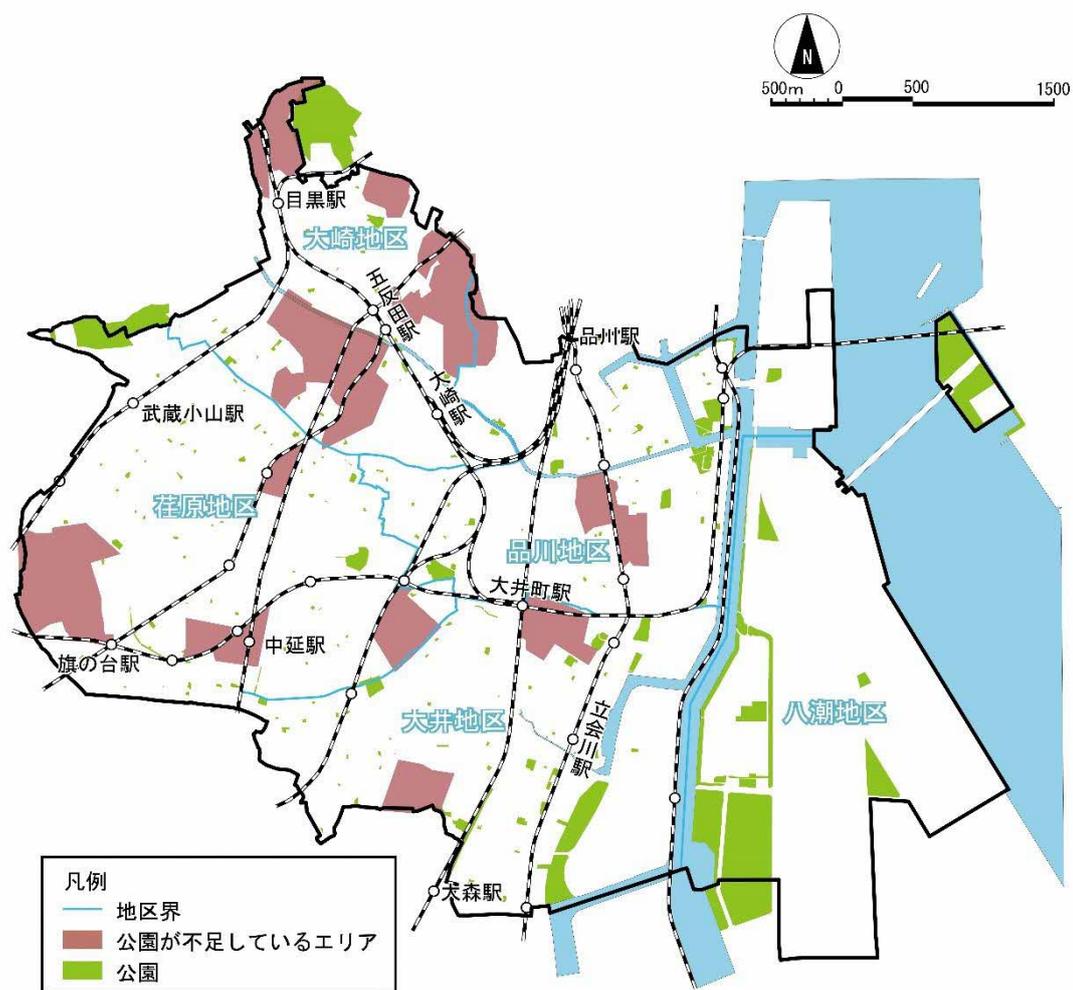


図 2-16 公園・児童遊園を有さない町会

③ 街路樹の現況

区内の 84 路線の区道に街路樹が植栽されています。街路樹が植栽されている路線は、荏原地区 11 路線、大井地区 38 路線、品川地区 35 路線あります。区道の街路樹（高木）は、サクラやハナミズキが多く植栽されていますが、その他、ケヤキ、クスノキ、イチョウ等の多彩な樹種が植栽されています。

④ 緑被現況

ア) 緑被地の状況

2019（令和元）年における区全体の緑被面積は 345.9ha、緑被率 15.1%となっており、23区中 18 位（みどり率は 15 位）です。

まとまりのある緑被地は京浜運河沿いの公園緑地、林試の森公園の他、面積規模の大きい区立公園、社寺、学校、事務所等の商業施設、集合住宅等に分布しています。

一方、緑被地の分布が少ない地域は東京湾に面したコンテナターミナル、敷地規模の小さい密集市街地などです。

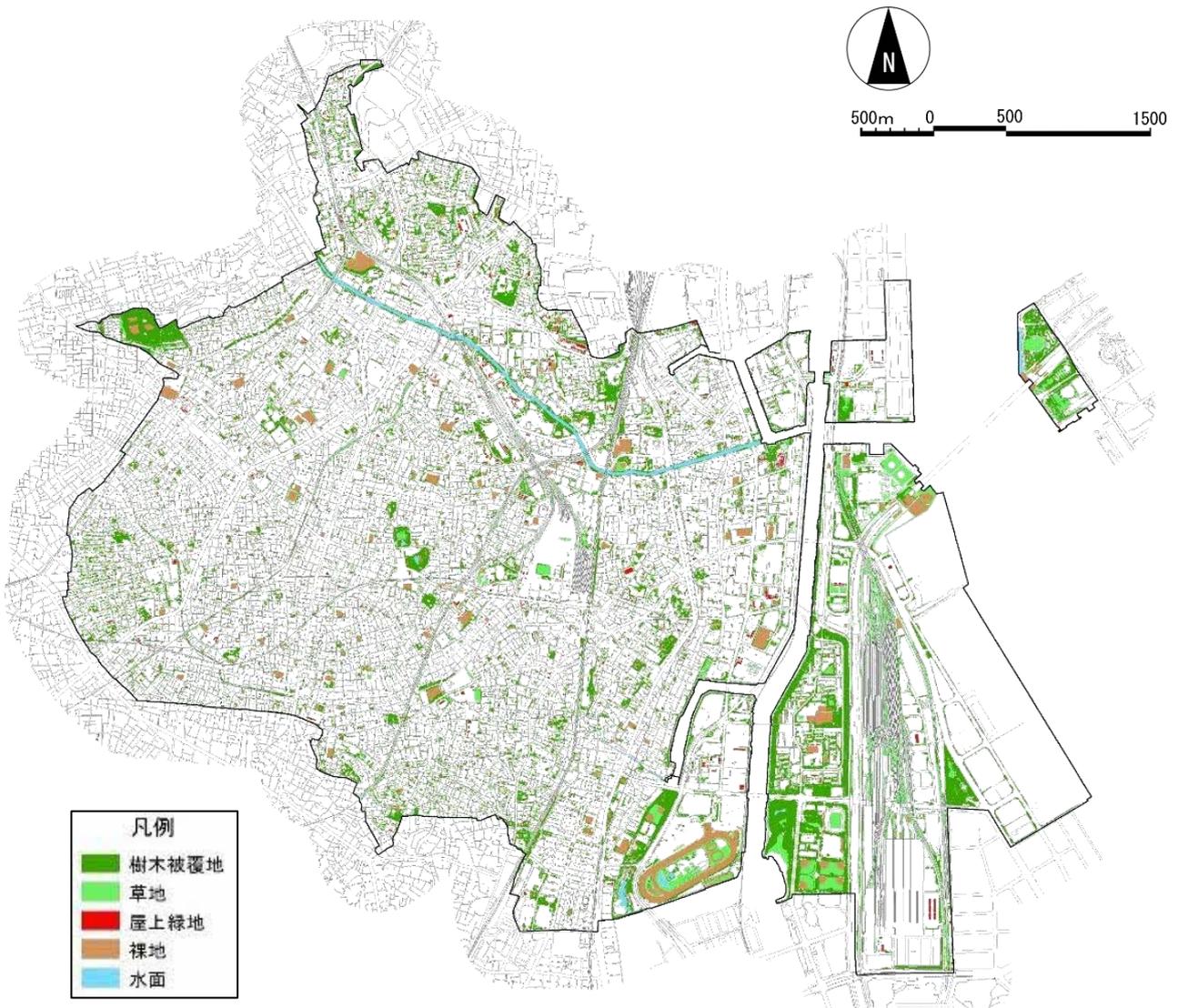


図 2-17 緑被地等分布図

1) 緑被面積の経年変化

2014（平成 26）年度から 2019（令和元）年度にかけて、草地在 0.6ha、屋上緑地在 0.5ha 増加していますが、樹木被覆地在 14.0ha 減少しています。

表 2-2 緑被面積等の経年変化状況

項目	平成 21 年度		平成 26 年度		令和元年度		増減 (平成 26 年度 →令和元年度)	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	ポイント 差
樹木被覆地	296.5	13.0	277.9	12.2	263.9	11.6	-14.0	-0.6
草地	54.0	2.4	67.8	3.0	68.4	3.0	0.6	0.0
屋上緑地 (公園含む)	7.4	0.3	13.0	0.6	13.6	0.6	0.5	0.0
合計	357.9	15.8	358.8	15.8	345.9	15.1	-12.9	-0.7
区面積	2,272.0	-	2,272.0	-	2,284.0	-	12.0	-

※屋上緑地面積は公園内の面積を含む

※小数第 2 位を四捨五入しているため、集計値が合わない場合がある

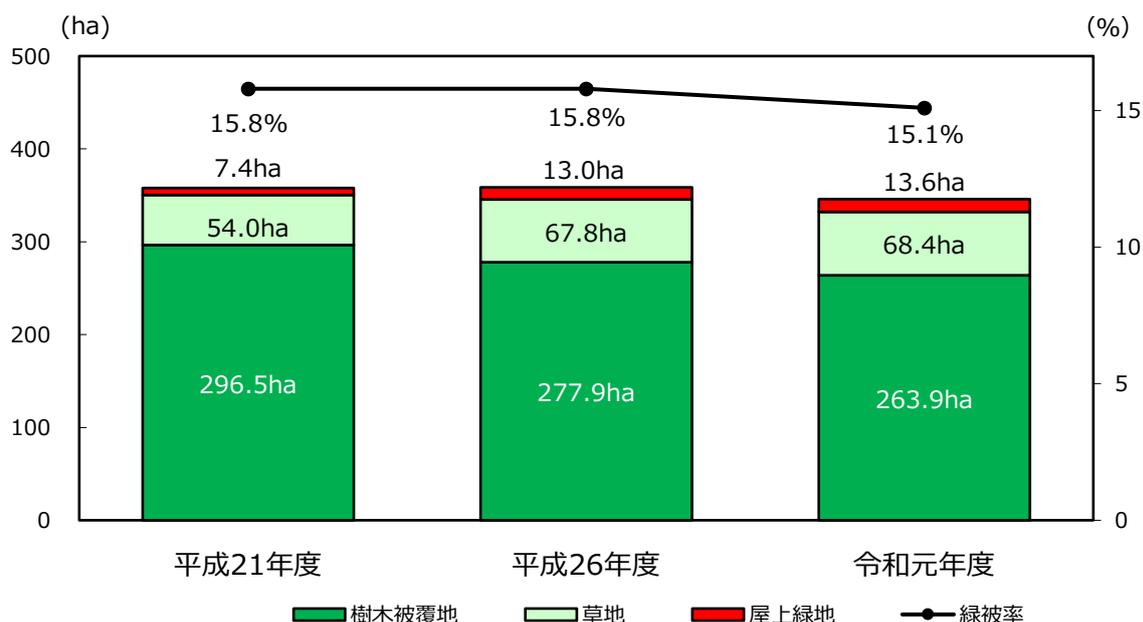


図 2-18 緑被地の経年変化

※屋上緑地面積は公園内の面積を含む

樹木被覆地の減少が大きい土地利用は、公共施設が公園等と道路、民間施設では独立住宅※です。公園等の樹木被覆地の減少は、公園の再整備によるものであり、道路の減少は、管理上必要な剪定によるものです。また、独立住宅の樹木被覆地の減少の主な要因は、建替えや開発に伴い樹木が伐採されたことによるものです。

不燃化推進特定整備地区※では、耐火建築物などへの建て替えが進んでいますが、建築物の建て替えによっても樹木被覆地が減少しており、独立住宅の樹木被覆地の減少要因の一つとなっています。

【参考-28 を参照】

⑤ みどり率の状況

区全体のみどり率は 21.1% (495.0ha) で、このうち約 3 割は公園面積が占めています。

公園面積は、2014 (平成 26) 年度調査から 1.4ha、0.1 ポイント増加していますが、公園以外の樹木被覆地の減少が 10.8ha と大きく、みどり率は減少しています。

緑被面積は 12.9ha、緑被率は 0.7 ポイントの減少でしたが、みどり率は公園内の緑被地の変化が反映されないため、緑被率よりは減少量が小さくなっています。

表 2-3 みどり率の経年変化

項目	平成 21 年度		平成 26 年度		令和元年度		増減 (平成 26 年度 →令和元年度)	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	ポイント 差
樹木被覆地 (公園以外)	228.9	9.8	210.6	9.0	199.8	8.5	-10.8	-0.5
草地 (公園以外)	42.1	1.8	53.4	2.3	54.7	2.3	1.3	0.1
屋上緑地 (公園以外)	7.1	0.3	12.8	0.5	13.3	0.6	0.5	0.0
水面 (公園以外)	91.0	3.9	90.6	3.9	90.3	3.9	-0.3	0.0
公園	128.0	5.5	135.5	5.8	136.9	5.8	1.4	0.1
合計	497.1	21.2	502.9	21.4	495.0	21.1	-7.9	-0.3
区域面積	2,344.0	-	2,344.6	-	2,344.7	-	0.1	-

※みどり率における「水面」は行政区域外を含んでおり、区全体面積は 2,344.7ha とする

※小数第 2 位を四捨五入しているため、集計値が合わない場合がある

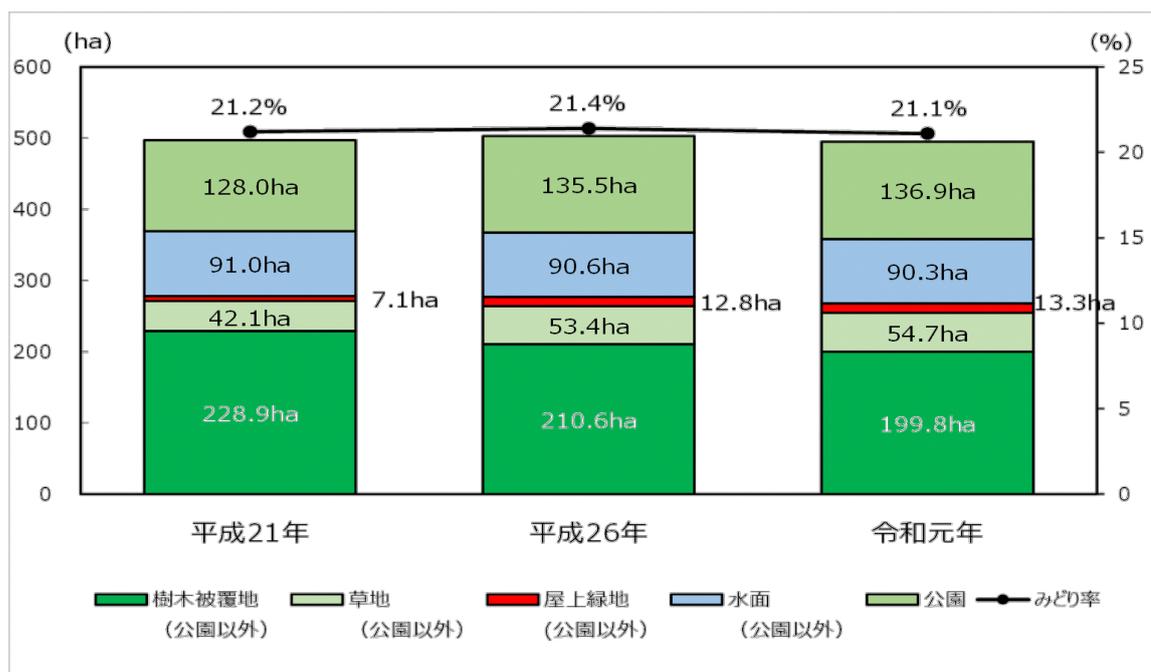


図 2-19 みどり率の変化状況

(3) 水とみどりに関する施策

① みどりに関する条例等

本区では、「品川区みどりの条例」により、「保存樹木の指定」によるみどりの保全と「事業者等への緑化指導」や「モデル地区の指定」による新たなみどりの創出を進めています。

表 2-4 品川区みどりの条例の主な内容

保存樹木の指定	区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て本区の「保存樹木（林）」に指定します。指定されると、剪定や害虫駆除などの樹木を守るお手伝いを区が行います。
建築行為等の届け出	敷地面積 300 m ² 以上の建築行為（新築・改築等）を行う事業者等の方々に本区の定める基準以上の緑化をするよう指導しています。
モデル地区の指定	みどりの保護と育成を図るために指定するもので、みどりの保全を図る「みどりの保全モデル地区」、緑化の推進を図る「みどりの推進モデル地区」があります。

保存樹木、保存樹林の指定状況は以下のとおりです。保存樹木については、登録本数よりも解除本数が上回る年もあります。解除理由としては建物の老朽化、相続に伴う建て替えや、所有者の高齢化により維持管理が困難になる等が多くなっています。

表 2-5 保存樹木、保存樹林指定状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
保存樹木	本数	305	306	301	275	281	277	282	
	登録	10	12	2	7	9	1	12	53
	解除	7	11	7	33	3	5	7	73
保存樹林	箇所	15	16	16	21	21	21	21	
	登録	1	1	0	5	0	0	0	7
	解除	0	0	0	0	0	0	0	0

② 普及啓発活動状況

本区では、生け垣、防災緑化、屋上緑化などの助成を進めていますが、助成件数は年間数件と少ない状況です。

表 2-6 普及啓発活動状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
生垣助成	助成件数(件)	2	7	4	5	6	3	1	4	2	7	2	43
	緑化延長(m)	18.9	81.3	29.5	30.1	38.2	37.8	11.8	21.8	11.3	53.9	11.6	346.2
防災緑化	助成件数(件)						0	4	2	2			8
	緑化延長(m)						0	52.4	19.5	22.8			94.7
屋上緑化	助成件数(件)	6	11	9	4	2	2	3	3	2	0	2	44
	緑化延長(m)	122	205	164	71	29	30	21	11	11	0	9	673

③ 水に関する施策

本区では、集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、浸透ますや透水性舗装を整備するとともに、大規模な民間開発の新築、改築等を行う場合、雨水流出抑制施設の設置に関する指導を行っています。

さらに、宅内排水設備設置助成や防水板設置工事助成並びに、水害の被害の軽減のみならず、水循環の再生などを目的とした雨水利用タンク設置助成なども行っており、引き続き、都市型水害に備えた豪雨対策が求められています。

表 2-7 水に関する施策

雨水流出抑制施設の設置に関する指導	2013（平成 25）年から「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、敷地面積 500 ㎡以上の新築、改築または増築もしくは「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」第 3 条に規定する事業に該当する場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透 トレンチ・雨水貯留槽等）の設置を指導しています。
宅内排水設備設置助成	宅地内の雨水浸透施設設置に要する費用を助成し、本区の治水力向上を目指しています。
雨水利用タンク設置助成	雨水の有効利用を推進し、かつ、雨水の流出抑制を図り、健全な水循環の再生および都市の安全性を向上させることを目的とし、雨水利用のためのタンクを設置する費用の一部を助成しています。
防水板設置工事助成	水害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図ることを目的としています。「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅、店舗、事務所等に防水板の設置およびその設置に伴う関連工事を行う方に対して助成金を交付しています。

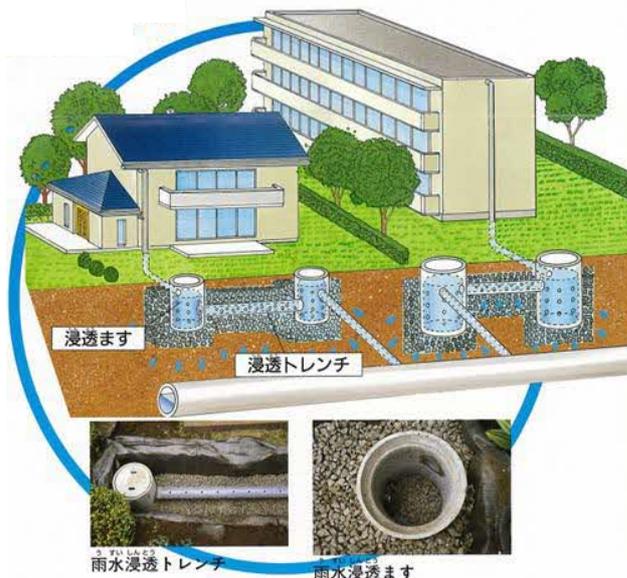


図 2-20 宅内排水設備設置助成



図 2-21 雨水タンク設置助成

(4) 生物調査

【調査時期】

現地調査は、夏季、秋季、冬季、早春季に実施しました。なお、調査時期は、生物多様性指標種毎に異なり、生物多様性指標種の確認可能な時期に実施しました。

【調査地点】

調査は、陸域の公園等 5 地点、水域の河川・運河 5 地点の合計 10 地点で実施しました。

陸域の調査地点は、多様な環境を有する公園 4 地点、再開発地区に整備された緑化空間 1 地点の下記に示す 5 地点としました。

■公園：林試の森公園 ・しながわ区民公園 ・東品川海上公園
大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）

■緑化空間：大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎

水域の調査地点は、目黒川、立会川、天王洲運河、京浜運河、勝島運河の 5 地点を調査地点としました。

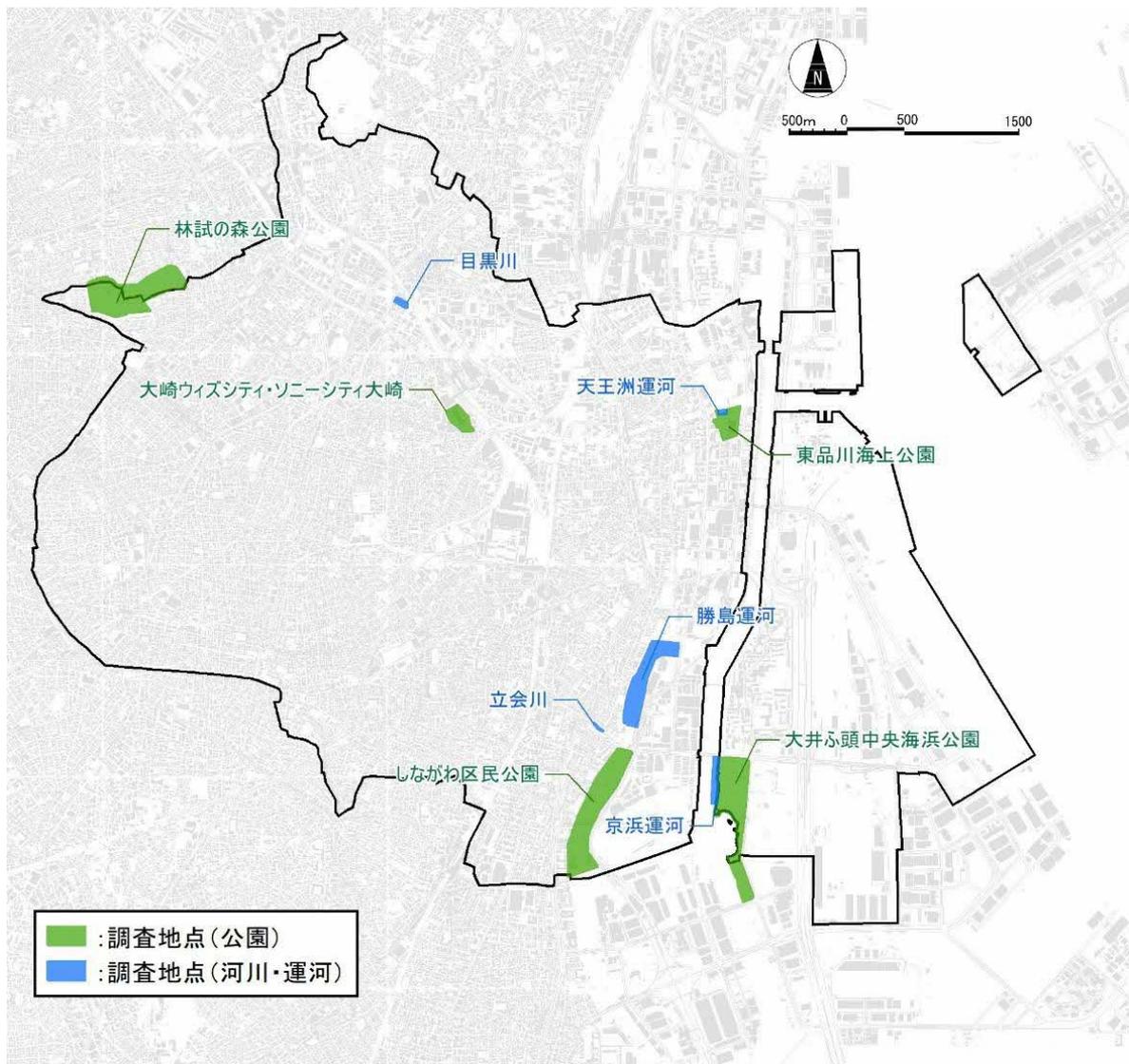


図 2-22 調査地点

表 2-8 調査結果の概要

	地 点	結果概要
公園・緑化空間	林試の森公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林環境は、コゲラやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用し、樹林環境のシンボル種であるカブトムシの生息も確認された。 ● 公園内の池は、コサギやカワセミ、カルガモ等の水辺の鳥類や多くのトンボ類が利用している。一方で、カダヤシ等の外来種も生息している。 ● 区内内陸部の重要な水とみどりの拠点となっている。
	しながわ区民公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林環境は、オナガやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用している。 ● 勝島の海は、多くの水辺のいきものに利用されており、カワウやシギ類等が採餌環境として利用し、冬季には、カモ類の越冬場所として利用している。 ● 多様な環境を有し、区内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。
	東品川海上公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物の生息・生育環境は少ないが、屋上庭園のビオトープは、トンボ類の利用が確認され、アズマヒキガエルの産卵環境にもなる等、都市部における貴重な水辺空間となっている。
	大井ふ頭中央 海浜公園 (なぎさの森)	<ul style="list-style-type: none"> ● オオタカ等の猛禽類が生息できるまとまった樹林環境や豊かな生物多様性を有している。干潟環境では、シギ類、多様なハゼ類やゴカイ類等の干潟の生き物が多く確認された。 ● 多様な環境を有し、内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。
	大崎ウイズシティ・ ソニーシティ大崎	<ul style="list-style-type: none"> ● 生息する動物の指標種は少ないが、シジュウカラや季節によって樹林と平地を移動するヤマガラが確認された。 ● シジュウカラ等の鳥類が、区内の自然環境をつなぐ小さなみどりの拠点として利用していると考えられる。
河川・運河	目黒川	<ul style="list-style-type: none"> ● 両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、確認された指標種も少なかった。 ● 確認された連続性の指標種であるシジュウカラ、シンボル種等のトンボ類は、目黒川や桜並木等を、区内の自然環境をつなぐ回廊として利用していると考えられる。
	立会川	<ul style="list-style-type: none"> ● 両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、上流は暗渠になっていることから、確認された指標種も少なかった。 ● マルタが確認されたが、上流部は暗渠になっているため、立会川にマルタの産卵環境はないと考えられる。
	天王洲運河	<ul style="list-style-type: none"> ● 東品川海上公園の天王洲運河に面する石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ● 運河全体は、両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ない。
	京浜運河	<ul style="list-style-type: none"> ● しおじ磯は、石積みの護岸が整備され、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼやビリング等のハゼ類やアサリ、ゴカイ類等が確認された。 ● 運河全体は、両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ない。
	勝島運河	<ul style="list-style-type: none"> ● 石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼやビリング等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ● 運河沿いのしながわ花海道の緑化により、ジャコウアゲハ等のアゲハ類の利用が確認された。 ● 水辺の鳥類の利用も多く、多くのユリカモメやカモ類の利用が確認された。

(5) 湧水※調査

① これまでの湧水調査の実施状況

本区の湧水の状況は、2018（平成 30）年度に東京都が実施した湧水調査結果をとりまとめた「湧水マップ～東京の湧水～」にまとめられており、以下の 5 地点が掲載されています。

表 2-9 湧水マップ～東京の湧水～に掲載されている本区の湧水

名称	所在地
池田山公園	品川区東五反田 5-4-27
氷川神社	品川区西五反田 5-6
大井・原の水神池	品川区西大井 3-1
光福寺	品川区大井 6-9-17
大井の水神	品川区南大井 5-14-9

② 湧水の現況調査の実施

湧水の現況把握のための現地調査は、「湧水マップ～東京の湧水～」(東京都) に示された 5 地点（池田山公園、氷川神社、大井・原の水神池、光福寺、大井の水神）および湧水の情報が出た 1 地点（桐畑地下道）の合計 6 地点で実施しました。

調査項目は、湧水の有無、湧水の簡易水質、湧水量（測定可能場所）とし、調査時期は、夏季（豊水期）および冬季（渇水期）の 2 回調査を実施しました。

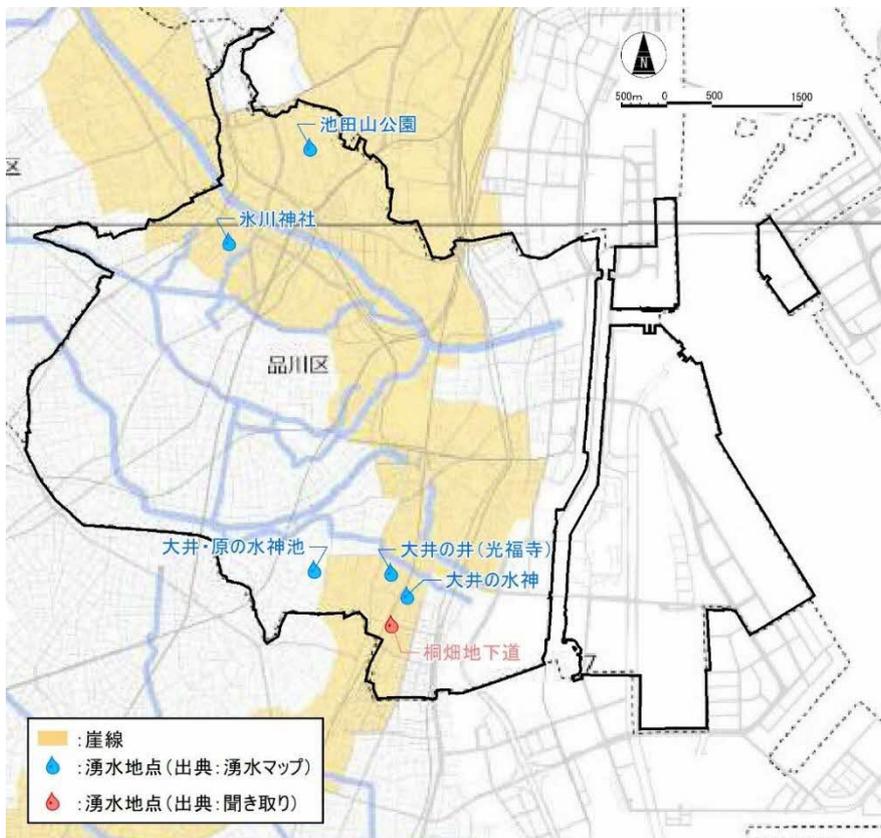


図 2-23 湧水調査地点

③ 調査結果

現地調査の結果、湧水が確認されたのは、「氷川神社」、「大井の井（光福寺）」、「桐畑地下道」の3地点で、「池田山公園」、「大井・原の水神池」、「大井の水神」の3地点では湧水は確認されませんでした。

表 2-10 調査結果の概要

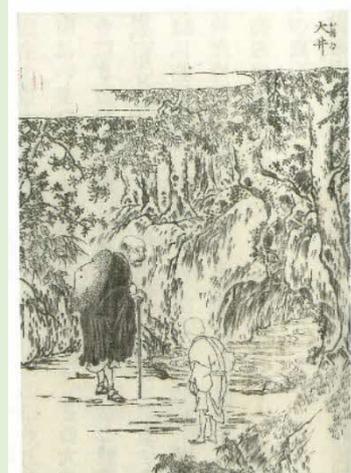
地点	結果概要
氷川神社	<ul style="list-style-type: none"> ●崖下の岩の隙間から湧水が確認された。 ●豊水期は、岩の隙間から流れ出る豊富な湧水が確認できたが、渇水期には岩から滴る程度のわずかな湧水量しかない。 ●聞き取りによると、氷川神社の湧水は、降雨があると増え、降雨がないと枯れる傾向があり、降水量と密接に関係した湧水となっている。
大井の井 (光福寺)	<ul style="list-style-type: none"> ●光福寺の大井の井（井戸）の底から、わずかに湧水が確認できた。 ●豊水期は、井戸の底からの湧水が確認できたが、渇水期には明確な湧水は確認できなかった。 ●湧水が井戸の底から湧いているため、湧水量の測定は行っていない。
桐畑地下道	<ul style="list-style-type: none"> ●JR線の擁壁下部および水底から湧水が確認できた。 ●豊水期は、JR線の擁壁下部および水底から湧水が確認できたが、渇水期には明確な湧水は確認できなかった。 ●湧水が水底から湧いているため、湧水量の測定は行っていない。

■コラム 大井の湧水

品川区の南部を形成する大井は、武蔵野台地の突端を含み、かつて海を一望できるのどかな農村でした。縦横無尽に用水が走り、ところどころに湧水地がありました。

地名「大井」の発祥の地と伝わる「大井の井」は、浄土真宗光福寺の境内にあります。「大井の井」は、江戸時代後期には横穴の泉になっており、水量も豊富だったことが「江戸名所図会」の挿絵などから分かります。現在は石垣で固められており、ほとんど水は湧いていません。この井は、鎌倉幕府御家人大井氏の出身で、のちに関東における浄土真宗の活動に大きな影響を与える了海上人の「産湯の井」と伝えられているものです。

戦後復興期から高度成長期、そして現代に至る都市化の波は湧水の流れを変えました。しかしいまに伝えられている湧水地は、かつて大井の地が農村であり、水にまつわる信仰の場として人々の暮らしを支えていたことを伝える貴重な史跡です。



【江戸名所図会】に描かれた大井の井



光福寺 大井の井

5 水とみどりの機能分析

(1) 水とみどりの主な機能

都市における水やみどりには、「防災」、「環境保全」、「レクリエーション（観光・交流）」、「景観・歴史文化」などの多面的な役割があります。水やみどりの主な機能は以下のとおりです。

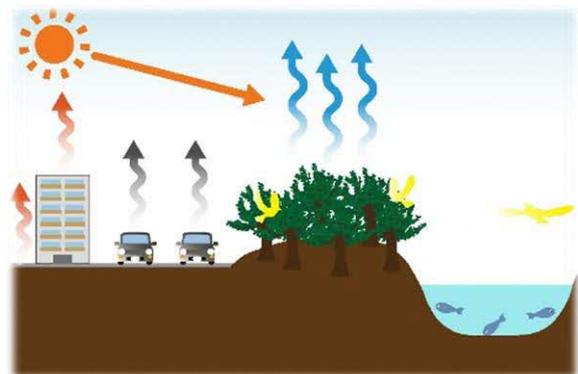
【防災機能】

- 災害を防ぐ「防災」という考え方とともに、災害時に発生する被害を最小限にとどめる「減災」という考え方が重視されており、水とみどりは「防災・減災」において重要な役割を担います。
- 公園・緑地は、災害時の避難地や防災活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などの役割を担います。
- 公園や広場などのオープンスペースや水面等は火災時の延焼遮断帯として役立ちます。
- 樹木は火災の延焼防止や、建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの効果があり、街路樹のある道路は避難路となります。
- 樹木や樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。
- 水辺は、災害時における物資や被災者の水上輸送の基地としても役立ち、舟運は緊急輸送ネットワークの一助を担います。



【環境保全】

- 樹木は、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化の防止に貢献します。また、大気の浄化、騒音・振動の緩和などの機能を有し、都市環境の改善に貢献します。
- 樹木は、蒸散作用があり、空気の低温化に効果があります。まとまった緑地は緑陰によりクールスポットとなります。
- 水やみどりがネットワークされた空間は、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市の熱環境を緩和します。
- 樹林や草地は、雨水を地下に浸透させ、貯留することで、健全な水循環の構築に貢献します。
- 水辺や樹林地は、生物の生育・生息環境となっており、生物多様性確保の上で重要な役割を担っています。



【レクリエーション】

- 公園や緑道、水辺などは、散策や自然学習、休息、運動、遊びなど、多様な活動の場となります。
- 水辺や緑の空間は、運動やスポーツ、リフレッシュする場所として、健康を増進させます。
- 自然や生物の多い水辺や公園などは、子どもが自然とふれあい、学べる場所を提供するなど、環境教育や体験の場となります。
- 水やみどりは地域特有の景観を生み出し、観光資源としても役立ちます。また、魅力的な水辺や公園緑地などは、地域の賑わいや交流を生み出す拠点ともなります。



【景観・歴史文化】

- 水やみどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある景観をつくりだし、都市景観に風格を与え、地域のアイデンティティを育むことにつながっています。
- 水やみどりを通じて四季の変化を実感できる生活環境を創出することで、次世代を担う子どもたちの感受性を育み、暮らしにゆとりと潤いをもたらします。
- 水やみどりは、地域の歴史や文化とも深く関わっており、そうした水やみどりを活かすことが、個性と魅力ある地域づくりにつながります。

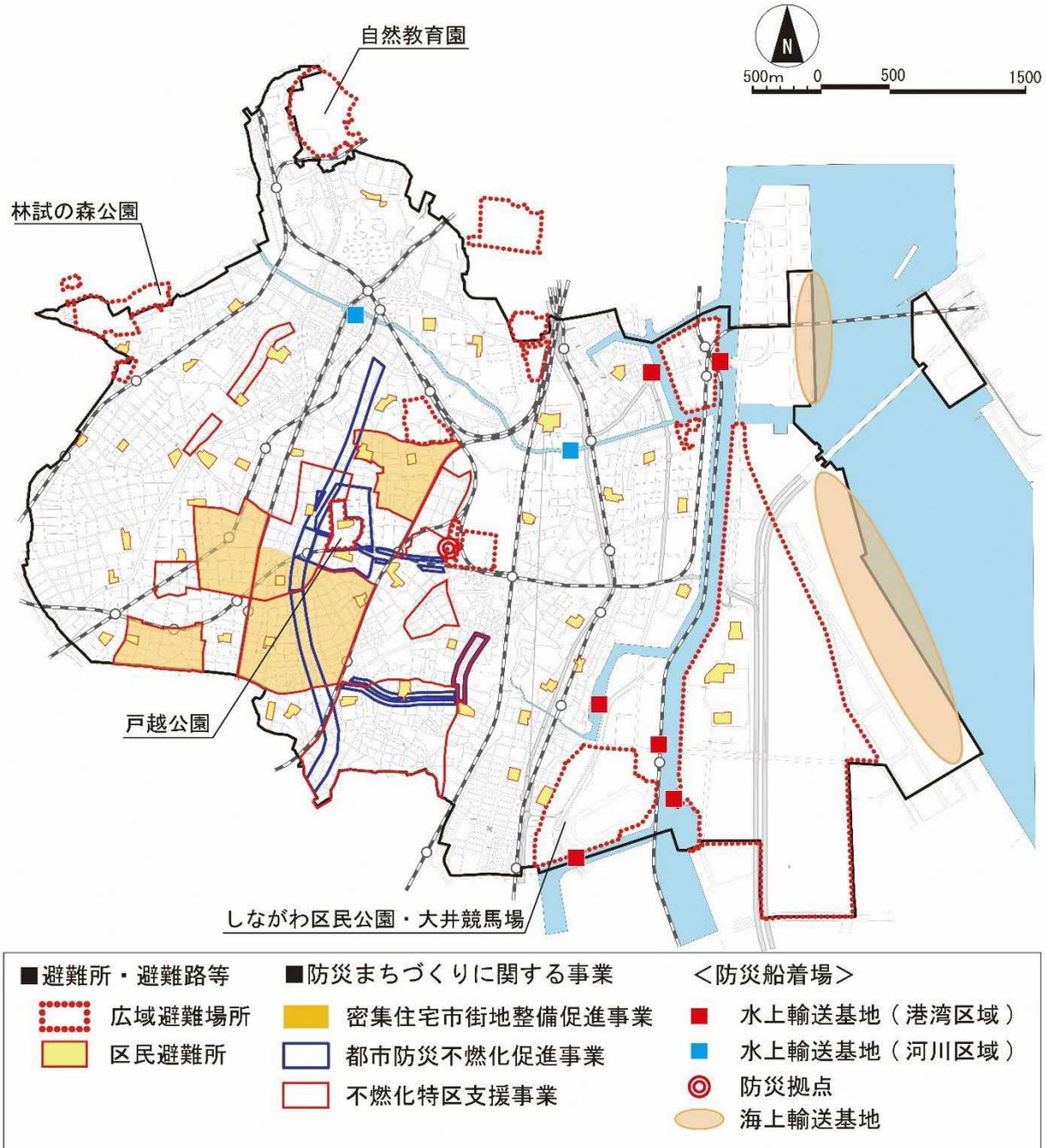


(2) 機能別の現況と分析

「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・歴史文化」の4つの機能から、本区内の水とみどりの現況と課題を整理します。

① 【防災機能】

現 況	分析結果
<p>○災害時の一時集合場所^{いっときしゅうごうばしよ}は、町会や自治会単位であらかじめ 193 箇所が指定されており、その中で公園は、3 分の 1 以下となっています。(2020 (令和 2) 年 12 月現在)。</p> <p>○一時集合場所^{いっときしゅうごうばしよ}や防災訓練の場として、公園・防災広場が活用されていますが、町会や自治会の範囲内に、公園・防災広場を有しない地区があります。</p> <p>○広域避難場所は、都が 10 箇所を指定していますが、そのうち 4 箇所(戸越公園、林試の森公園、しながわ区民公園、自然教育園)が公園に設定されています。</p> <p>○災害に対して脆弱な都市構造とされる内陸の密集市街地では、地域の防災性・安全性の向上に向け、防災広場の整備等を通じた、オープンスペースの確保が進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。</p>	<p>■災害時の避難場所や活動拠点の役割を発揮できるような公園・広場の整備が進められていますが、災害時の利用を想定した防災施設の充実が必要です。</p> <p>■大崎地区や荏原地区などの密集市街地におけるオープンスペースの確保を進める必要があります。</p>
<p>○災害時の物資の輸送等における水運の活用に向け、目黒川沿いに防災船着場[*](水上輸送基地)が 2 箇所、港湾区域に 6 箇所整備されていますが、利活用が十分ではありません。</p> <p>○品川ふ頭、大井コンテナふ頭の 2 箇所が、大規模な地震発生時の救援物資や被災者の海上輸送基地[*]として、都により位置づけられています。</p>	<p>■陸・海・空・水上・地下にわたる災害時輸送ネットワークを構築するため、水上輸送の円滑化に向けた対策が必要です。</p>
<p>○近年、集中豪雨や台風の大型化等による大規模な都市型水害の発生が懸念されています。</p> <p>○保水・遊水機能の増大を図る取り組みとして、東京都と連携しながら雨水浸透施設の設置や、区民および事業者への設置助成・PR 等を行っています。助成件数は少ない状況です。</p> <p>○浸水ハザードマップの公開等により、水害への意識啓発を行っています。</p>	<p>■都市型水害の被害を軽減するため、雨水流出抑制施設の助成制度に関する周知が必要です。</p>



※図面には防災機能のうち主な内容のみを記載

図 2-24 防災系統の水とみどりの現況

(出典：しながわのまちづくり平成 31 年度版（品川区）、品川区防災地図 平成 31 年 3 月発行（品川区）)

② 【環境保全機能】

現 況	分析結果
<p>○まとまったみどりが存在する比較的規模の大きな公園・緑地は、都市化が進んだ本区においては、生物の貴重な生息・生育や人と自然とのふれあいの場となっています。</p> <p>○一方で、公園内における生物の生息・生育環境の減少も起こっています。</p>	<p>■本区の主要な水とみどりの拠点となる規模の大きな公園では、生物多様性に配慮する必要があります。</p>
<p>○東品川海上公園における屋上庭園のビオトープは、トンボ類の利用が確認され、アズマヒキガエルの産卵環境にもなる等、都市部における貴重な水辺空間となっています。</p>	<p>■規模の小さい公園では、簡易なビオトープを設置するなど、生態系ネットワークをつなぐ小さな拠点を増やしていく取り組みが必要です。</p>
<p>○大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎（再開発地区に整備された緑化空間）は、生物多様性に配慮した階層構造の樹林環境が創出されており、区内の主要な水とみどりの拠点をつなぐ生態系ネットワークの小さな拠点となっています。</p>	<p>■再開発地区では、民間と連携して、生物多様性に配慮した緑化空間の確保を進める必要があります。</p>
<p>○目黒川や立会川は、コンクリート張りの垂直護岸であることから、河川内に生物の生息・生育空間がほとんどありません。</p>	<p>■河川の親水空間の整備とあわせて、水生生物が生息・生育できる環境を整備する取り組みが必要です。</p>
<p>○運河は大部分がコンクリート張りの直壁の護岸のため、生物の生息・生育空間がほとんどありません。</p> <p>○かつての東京湾を代表する干潟環境は、大井ふ頭中央海浜公園の干潟保全地区にしか残っていません。</p>	<p>■沿岸部の公園の親水空間等を活用した干潟環境の再生・創出を進める取り組みが必要です。</p>
<p>○都市化が進み、地表が建物やアスファルトに覆われて雨水が地下に浸透しにくくなったことで、湧水が枯れたり、湧き出る水の量が減ったりしています。</p>	<p>■湧水の再生・健全な水循環の形成のため、グリーンインフラの導入による地下水涵養の取り組みが必要です。</p>
<p>○地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながるよう、河川や運河などを通じた「風の道」の形成が必要です。</p>	<p>■「風の道」の形成を図るため、東京湾からの冷気を河川・運河などを通して都市部に取り込みます。また緑陰の確保にもつながるよう街路樹の充実を図ります。</p>

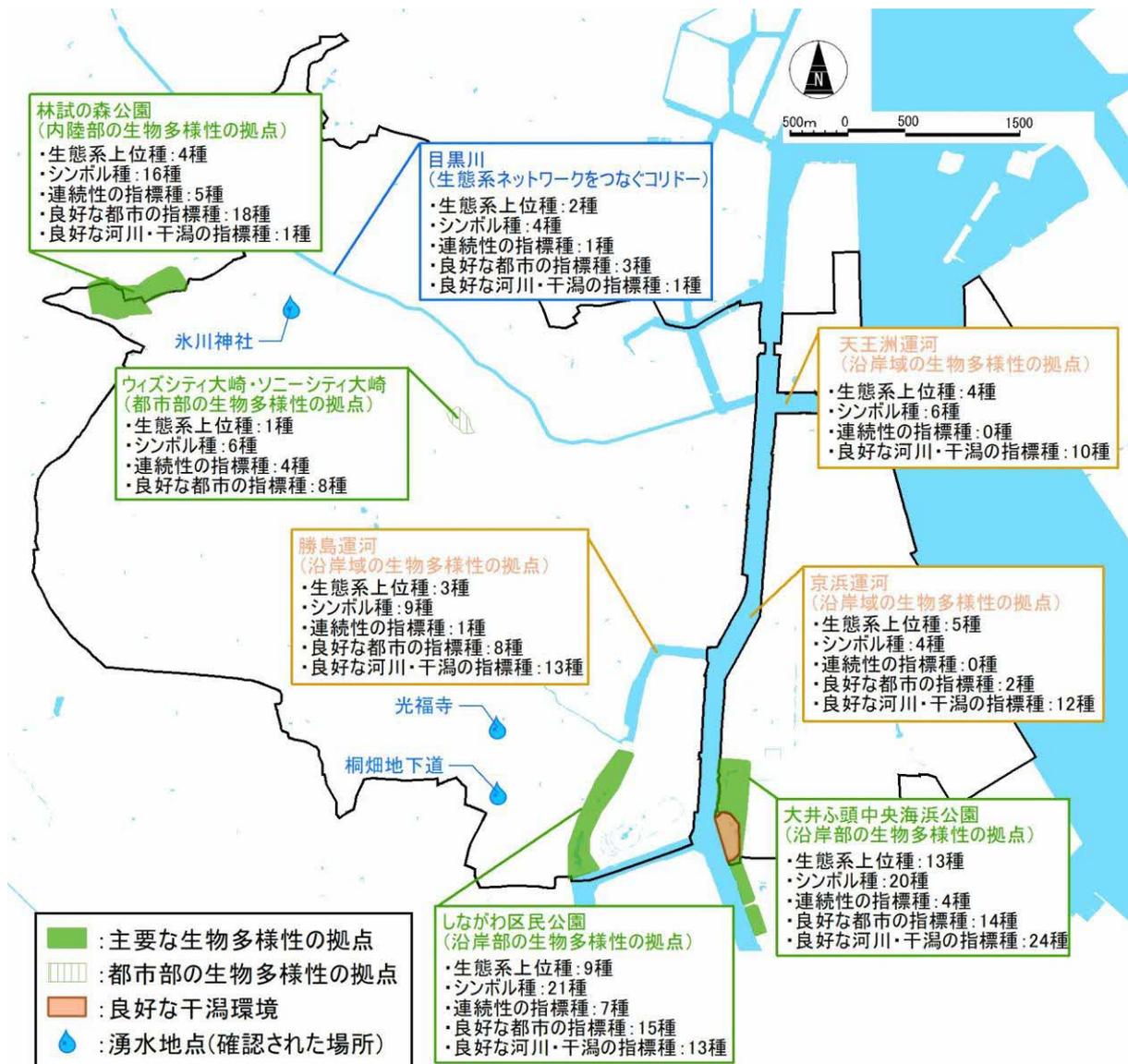


図 2-25 環境保全機能の現況



カワウ・ダイサギ



ニホンヤモリ



コゲラ



ナツアカネ



キアシシギ



マハゼ

③ 【レクリエーション機能】

現 況	分析結果
<p>○品川浦・天王洲地区および勝島・浜川・鮫洲地区は、水辺の魅力向上やにぎわいの創出を目指す地区として、「運河ルネサンス推進地区」の指定を受け、船着場や水辺の遊歩道整備等が進められています。</p> <p>○五反田ふれあい水辺広場を中心とした目黒川沿いでは、桜色のイルミネーションによる冬の桜[®]の演出が行われるなど、水辺のにぎわいづくりに向けた取り組みが進められています。</p> <p>○河川敷地占用許可準則の改定に伴い、河川敷地の利用が緩和されたことを受け、五反田ふれあい水辺広場や大崎橋広場などでキッチンカーによるランチ等の提供など、水辺空間の活用が進んでいます。</p>	<p>■本区の特徴でもある水辺を活用し、事業者等と連携した地域の更なるにぎわいづくりが必要です。</p>
<p>○運河ルネサンス推進地区では、区民により船着場が設置され、これを活用した水辺の活動が活発化しています。</p> <p>○区有船着場は一部が一般開放されるなど、利活用に向けた取り組みが進められています。</p>	<p>■船着場を一般に開放するなど、利活用の推進が必要です。</p>
<p>○「海や川とのふれあい」をテーマとしたしながわ水族館は、区民はもとより区外からも多くの人々が訪れる観光スポットとなっています。更なる魅力向上に向け、検討が進められています。</p>	<p>■都市型観光の推進に向け、水辺の魅力向上やにぎわいの創出への取り組みが進められています。</p>
<p>○目黒川や勝島運河、なぎさの森の干潟など、区民による環境学習や水辺体験などのフィールドとなっている水辺があります。</p> <p>○林試の森公園やしながわ区民公園のように、みどり豊かな公園や、戸越公園や池田山公園のように歴史性のある公園、東品川海上公園のように親水性のある公園、バーベキューが楽しめる潮風公園など、区内には多様な公園があります。</p>	<p>■区内の個性ある水辺や公園をいかし、子どもの遊び場や人々の憩いの場だけでなく、新しい生活様式にも対応した柔軟な活用が必要です。</p>
<p>○立会川緑道や、東急目黒線上部の緑道の整備など、散策を楽しむみどりのネットワークの形成が進んでいます。</p>	<p>■水とみどりがつなぐまちの実現に向け、更なる回遊性の向上が必要です。</p>
<p>○「みどりと花のボランティア」として 170 団体の登録団体があり（2021（令和3）年3月現在）、身近な公園が区民のみどりの活動の場となっていますが、登録件数はあまり増えていない状況です。</p> <p>○しながわ花海道では、区民が自分の庭のように花づくりを楽しんでおり、良好な景観を創出しています。</p>	<p>■区民や NPO などの各種団体と連携した水辺や花とみどりの空間づくりを積極的に進めていくことが必要です。</p>
<p>○密集市街地の路地裏においても、限られた空間を活かし、プランターや鉢植えなどで区民によるみどりづくりが行われています。</p> <p>○区民農園である「マイガーデン」は、区民が土に触れ野菜づくりを楽しめる場所として高い人気があります。</p>	<p>■みどりを減らさないためにも限られた空間を活かしたみどりづくりが必要です。</p>

④ 【景観・歴史文化】

現 況	分析結果
<p>○品川区景観計画において「臨海部市街地」に指定されている臨海部では、天王洲アイル地区のようにデッキや水辺のプロムナードなどと商業施設が一体となった、水辺を活かした新たな景観の創出が進められています。</p> <p>○「臨海部市街地」の中でも、天王洲地区一帯は、水辺の魅力を世界に発信していく上で特に重要な区域として「水辺景観形成特別地区」に指定されている他、景観計画の重点地区にもなっています。</p>	<p>■天王洲地区のような魅力的な水辺景観の創出が他の地域でも求められています。</p>
<p>○目黒川沿いには、品川区水辺千本桜計画などのもと、何種類ものサクラが植えられ、1年を通して楽しめる桜並木が形成されています。</p> <p>○しながわ花海道では、区民が植えた菜の花やコスモスが咲き誇り、美しい景観をつくり出しています。</p> <p>○上大崎、東五反田、北品川、旗の台、大井などでは、江戸の名所やお屋敷の風格を伝える、閑静でみどりゆたかな住宅地の景観が形成されています。</p> <p>○内陸部の住宅地では、街区公園などのほか、住宅地の庭の緑など小規模な緑が点在しており、人々が暮らしの中で育てた親しみやすい街並みが形成されています。</p> <p>○みどり豊かな街並み形成の観点から生垣造成費用を一部助成していますが、助成は年間数件と少ない状況です。</p> <p>○接道部延長は増加していますが、接道部緑化[*]の可能性が高い形態は減少しています。</p> <p>○河川周辺の、かつて存在していた水路敷等が道路等に姿を変え、残されています。</p>	<p>■暮らしに根ざしたまちなかの多様な水とみどりに関わる景観を守っていく必要があります。</p>
<p>○御殿山の桜、海晏寺の紅葉や戸越公園など、江戸の名所やお屋敷の歴史を伝える水とみどりが残されています。</p> <p>○斜面沿いや寺社の境内に残された樹木など、品川の風土を伝えるみどりが残されています。</p> <p>○釣り人や屋形船で賑わう品川浦の船溜りや、農業を支えてきた品川用水の史跡など、土地の風土をなりわいに活かしてきた先人達の歴史や知恵を伝える水とみどりが残されています。</p> <p>○「わがまちしながわ」の生活・歴史・風土を伝える風景として、区民からの推薦をもとに選ばれた「しながわ百景」は、その多くが水やみどりに関連する風景であり、水やみどりが区民にとって、品川らしい風景を伝える大切な要素となっています。</p>	<p>■品川らしい原風景や歴史を伝える水とみどりを保全していく必要があります。</p>

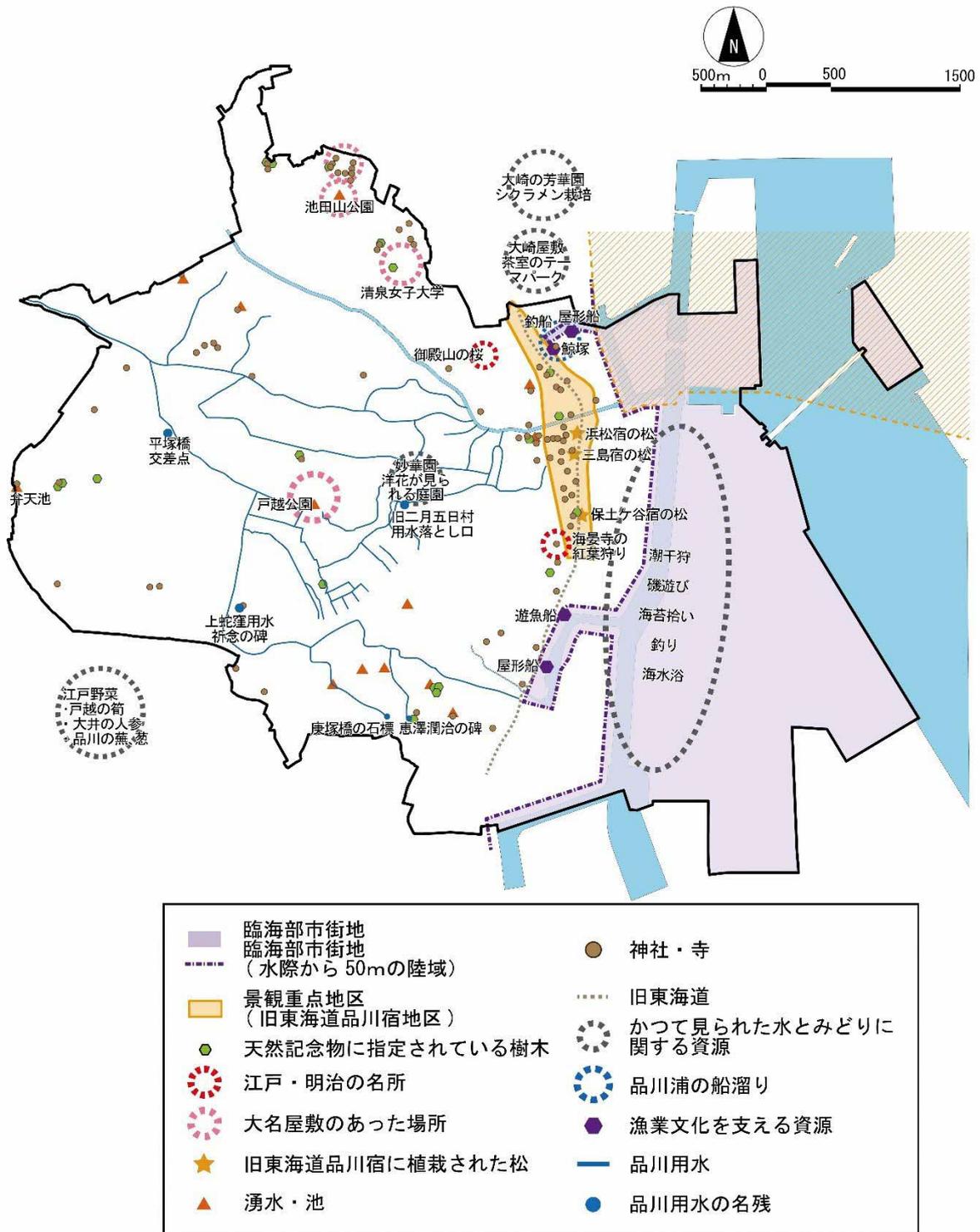


図 2-27 景観、歴史・文化系統の水とみどりの現況

(出典：品川区景観計画 平成 22 年、品川区みどりの実態調査 令和元年、
荏原第五地域センター「第五つうしん 品川用水特集号」平成 12 年、
品川区教育委員会「品川用水『溜池から用水へ』」平成 6 年)

■コラム 池や温室、運動場、小動物園や売店もあった園芸の一大テーマパーク「妙華園」

(出典：おおさき今昔物語（一般社団法人 大崎エリアマネジメント）一部抜粋)

かつて三ツ木村や大字苗木と呼ばれていた地（現在の西品川一、二丁目）に一万坪もの花畑が広がり、ここでは水生植物を始めスイレンやバラ、ランなどの当時珍しかった西洋植物が栽培されると共に、小動物園などの遊園施設も備えて多くの人々を集めていた、という今では余り想像できない歴史がかつての大崎には存在していました。

「妙華園」と呼ばれたその植物園は、本来、西洋植物の栽培園芸会社として開かれました。一時は向島百花園をものぐ東京の名所として知られたほどで、それは、当時のこの環境がメロンを特産品として栽培するほど園芸に適した地であったことや、園主・河瀬春太郎氏の高度な園芸ノウハウと見識の豊かさを物語るものでした。

河瀬春太郎氏は、米国で洋花園芸の技術を習得し、1895（明治 28）年に氏が住むこの地に「妙華園」を開設しています。大正元年に植樹祭が催されたワシントン（ポトマック河畔）への桜の寄贈に際しては、氏の園芸技術が当時の東京市長・尾崎行雄に評価され、寄贈する桜苗木選別の重責を任されたのでした。

名所となった「妙華園」はやがて、大崎地域の工業化に伴う周囲への工場進出の影響で、植物の生産に適さない環境となったことから1921（大正 10）年に閉園。敷地の大部分を当時の鉄道省へ売却し、残った敷地に昭和 40 年代まで営んでいた苗木店も今はなく、史実のみがかつて大崎にあったことを伝えています。

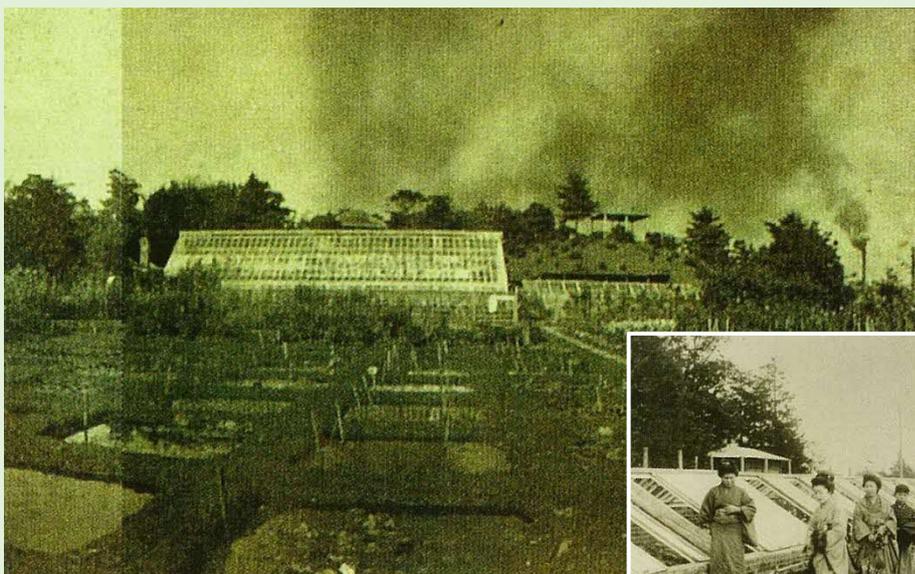


図 可憐な西洋植物や遊園施設が当時の人々の関心を集め、「妙花園」は明治・大正時代の「フラワー・テーマパーク」として評判に



図 広大な花畑が広がる「妙花園」

第3章 これまでの実施状況と課題の整理

1 前計画の目標達成状況

前計画では、「将来像：水とみどりがつなぐまち」の実現に向けて、取り組みの成果を総合的に評価するため、下記の2つの目標を設定しました。それぞれの実績は以下のとおり、みどりに関する目標は未達成、水辺に関する目標はほぼ達成となりました。



(1) みどりに関する目標達成状況

みどり率は、2009（平成21）年から2014（平成26）年に、21.2%から21.4%へ増加しましたが、2019（令和元）年には21.1%と減少し、前計画のみどりに関する目標は「未達成」となりました。

みどり率が減少した理由としては、公園以外の樹木被覆地の減少が影響しており、特に、道路、独立住宅で減少しています。道路は、管理上必要な剪定によるものであり、独立住宅では、建替えや開発に伴う樹木の伐採によるものです。

住宅地では、耐火建築物への建て替えが進んでいますが、建築物の建替えによっても樹木被覆地が減少しており、独立住宅の樹木被覆地の減少要因の一つとなっています。（参考-28 参照）

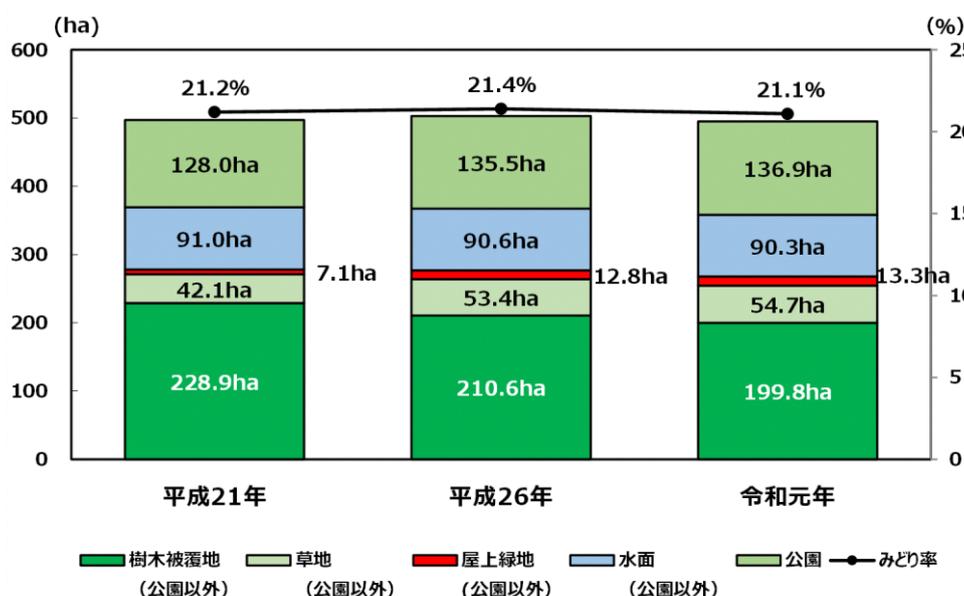


図 3-1 みどり率の変化状況

① 地区別みどり率の状況

地域別にみると品川地区、八潮地区ではみどり面積が増加していますが、大崎地区、大井地区、荏原地区のみどり面積は減少しています。

また、樹木被覆地は全地区で減少しており、最も減少が大きい地区が大井地区 0.9 ポイント (4.5ha)、次いで荏原地区 0.7 ポイント (4.0ha) の減少となっています。

品川地区	主に更地化や建築に伴い樹木被覆地が 1.3ha 消失しています。一方で施設が完成し、樹木が増加している箇所もあります。
大崎地区	樹木被覆地の減少が 0.2ha と最も少ない地区ですが、草地が 0.3ha 減少しています。主な樹木の減少要因は、施設の建替えに伴うものです。また、一部街路樹の樹冠面積の縮小による減少もみられます。草地の主な減少要因は、JR 目黒変電所敷地内での減少や、住宅の新築に伴うものです。
大井地区	樹木被覆地が 4.5ha 減少しています。主な原因は、西大井広場公園、大井競馬場内の施設緑地、社寺等の樹幹の縮小によるものです。独立住宅の建替えや集合住宅化による樹木の減少もみられました。大井地区では南大井三丁目、勝島一丁目を除く町丁目全てで樹木面積が減少しています。
荏原地区	樹木被覆地が 4.0ha 減少しています。学校の建替え、街路樹剪定に伴う樹木減少箇所が確認されていますが、減少箇所の多くが住宅の建替え、駐車場化等によるものです。大井地区と同様に多くの町丁目で樹木被覆地が減少しています。
八潮地区	樹木被覆地が 0.7ha 減少しています。主な原因は、首都高速湾岸線の工事によるものです。



図 3-2 東品川公園 (左：平成 26 年度調査 右：令和元年度調査)

(2) 水辺に関する目標達成状況

水辺に親しめる空間は4箇所が整備開放済みで、残り1箇所も令和3年度以降に整備予定であり、「水辺に関する目標はほぼ達成」となっています。



図 3-3 水辺に親しめる空間の整備状況

表 3-1 整備開放済み箇所の概要

	面積 (m ²)	開設年	概要
天王洲アイランド第一水辺広場	2,797.53	1997 (平成 9) 年	都港湾局から海岸保全区域占有許可 2016 (平成 28) 年 3 月追加告示 724.80m ²
天王洲運河水辺広場	4,432.32	2010 (平成 22) 年	都港湾局所管の天王洲運河内部護岸上部を整備した施設 都港湾局と維持管理協定を締結 2012 (平成 24) 年 12 月追加告示 2,210.19m ²
勝島かもめ水辺広場	5,568.58	2013 (平成 25) 年	都下水道局所管の勝島ポンプ所の周辺の勝島運河護岸上部を整備した施設
文庫の森公園の池	860.00	2009 (平成 21) 年	当時既存の災害時の水利および環境学習の場として整備した施設

2 前計画の実施状況と今後の方針

前計画で位置づけた施策の実施状況と今後の方針は以下の通りです。

※**オレンジ**…計画的に推進しているが課題がある

方針1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる				
施策	事業名	実施状況	今後の方針	
(1) 防災に役立つ水とみどりの整備・活用	① オープンスペース確保と緑化による防災性の向上	旗の台六丁目の公園整備	■新規防災広場の整備を計画的に推進	今後も継続
		まちづくり事業との連携	■大井一丁目にて約 1,000 m ² の防災広場の整備、沿道・屋上緑化等の実施済 ■市街地再開発事業等と連携するなど、庁内の情報共有や連携を図りながら事業を計画的に推進	今後も継続
		防災広場の整備	■区内 6 箇所にて密集住宅市街地整備促進事業を実施中 ■戸越三丁目にて防災広場整備を実施中 ■新たな用地の確保が難しい状況にある。引き続き事業区域内において、用地交渉等、事業への協力を要請し、新たな用地確保を推進していくことが必要	今後も継続
		公園緑地の防災機能の向上	■既存公園・広場への防火貯水槽、防災井戸、災害用トイレ等の設置および新規防災広場整備を計画的に推進	今後も継続
		防災拠点としての公園の整備	■各公園にて防火貯水槽や災害用トイレの設置および避難経路整備等を計画的に推進	今後も継続
		防災緑化の推進	■令和元年度からブロック除却助成が開始されたことに伴い防災緑化助成を廃止 ■生垣助成の事業を計画的に推進	整備完了 今後も継続
	② 災害に備えた水辺の活用	災害時の水運の活用	■使用可能な船着場ごとにカルテを作成中 ■地域内輸送拠点から各避難所への輸送ルートの検討を今後実施予定 ■近隣自治体や事業者等との協同によるルートづくりについては、 区内の地域内輸送拠点の輸送ルートの確立後段階的に具体的な検討が必要	今後も継続
		民間事業者との連携強化	■事業者との災害時協力協定締結計画的に推進	今後も継続
		船着場の活用促進	■社会実験を実施し区有船着場の平常時利用を促進中 ■各地区で船着場整備を実施中 ■防災訓練を実施済（平成 26 年）	今後も継続
	③ 都市型水害に強いまちづくり	雨水流出抑制対策の推進	■「品川区総合治水対策推進計画」を改定中	今後も継続
		雨水排水施設の建設	■各地にて幹線雨水放流管整備を実施中	今後も継続
		雨水利用タンクの普及	■雨水タンク設置助成を実施中 ■学校等の公共施設に雨水タンク設置済（平成 28 年）	今後も継続

方針1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる				
施策	事業名	実施状況	今後の方針	
(2) 広域的な環境を支える水とみどりの保全・創出	① 水とみどりの骨格形成	河川や運河の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷山橋から大崎橋間に遊歩道整備、桜の植樹、目黒川沿いおよび立会道路の樹木剪定と枯損木の植替え、護岸緑化を継続的に実施中 ■ 一部護岸未整備区間があるため、継続して緑化推進していくことが必要 	今後も継続
		まとまりある樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 樹林地面積が300㎡以上ある場合、所有者の希望に応じて最短で3年に1度、枝の剪定を実施中 ■ 樹林地の保全を推進する事業を再検討し、今後も継続 	事業内容を見直し、今後も継続
	② 健全な水循環の確保	雨水利用タンクの普及（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雨水タンク設置助成を実施中 ■ 学校等の公共施設に雨水タンク設置済（平成28年） 	今後も継続
(3) 水質の改善	① 河川・運河の水質改善	目黒川の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生水放流事業、浚渫工事、水質調査等を実施中 	今後も継続
		立会川の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地下水の導水、高濃度酸素水供給、浚渫工事等を実施中 	今後も継続
		勝島運河の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汚水混じりの雨水を一時貯留する施設の整備、浚渫工事等を実施中 	今後も継続
(4) 都市における生物多様性への配慮	① 生物生息空間の保全・再生	干潟・砂浜の保全再生	<ul style="list-style-type: none"> ■ なぎさの森の干潟では、立入り・釣りを禁止する区域を設け、都が干潟の保全に取り組んでいる ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定めることで、事業の方向性等の検討が必要 	事業内容を見直し、今後も継続
		生物生息空間としてのみどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改修計画時に保全指導を実施中 ■ 生物多様性地域戦略の根拠計画がなく、生物の生息空間としての緑化指導は直接的には行っていない ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定める 	事業内容を見直し、今後も継続
	② 施設のエコアップ	公共および民間施設のエコアップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改修計画時に保全指導を実施中 ■ 生物多様性地域戦略の根拠計画がなく、生物の生息空間としての緑化指導は直接的には行っていない ■ ビオトープの整備等は環境学習の面では有効と考えられるが、現時点では環境課で整備推進する計画はない ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定めることで、事業の方向性等の検討が必要 	事業の見直し
		生き物の生息空間に配慮した公園管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園樹木の剪定、枯損木除去、植栽地の除草等を実施中 ■ 都市内の緑地では、近隣建物への影響や、衛生・不快害虫の発生等により、樹林や草地を残すといったことは難しい ■ 維持管理はしているものの生き物の生息空間に配慮した公園管理という観点では実施されていないが、事業の方向性等を検討し今後も継続 	事業内容を見直し、今後も継続
		生き物の生息空間に配慮した護岸整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性地域戦略の根拠計画がなく、生き物の生息空間に配慮した護岸整備は行っていない ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定めることで、事業の方向性等の検討が必要 	事業の見直し
	③ 継続的な生物生息状況の把握	区民参加による生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未実施 ■ 今後生物調査の実施を検討する 	事業内容を見直し、今後も継続
	④ 生物多様性の保全	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未実施 ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定めることで、事業の方向性等の検討が必要 	事業の見直し

方針2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

施策	事業名	実施状況	今後の方針	
① 区内の水とみどりのネットワーク充実	水辺の散歩道の整備	■ 天王洲運河水辺広場や勝島かもめ水辺広場等で遊歩道整備を実施中	今後も継続	
	みどりのみちの整備	■ 立会川緑道の整備工事を実施中 ■ 今後も立会川緑道の整備工事を進めるとともに、緑道、水辺の散歩道の連続性の確保と連携強化を進め、今後も継続	今後も継続	
	道路沿いの街路樹の整備	■ 街路樹の剪定等を実施中	今後も継続	
	② 地域緑化の推進	民有地緑化制度の充実	■ 敷地面積 300㎡以上の現場での建築行為時に緑化指導を実施中 ■ 緑地の維持管理ができていない現場が多く、平成30年度に緩和措置の項目が増え、現場によって求められる緑化面積の基準値が従来の緑化計画より低下する事例が増加 ■ 施工後の維持管理不足や緑化面積の基準値の低下がみられるため、緑化指導の見直しを進め今後も継続	事業内容を見直し、今後も継続
		公共施設の緑化推進	■ 敷地面積 250㎡以上の現場での建築行為時に緑化指導を実施中 ■ 区有施設約100箇所の樹木・緑地の維持管理を実施中 ■ 区有施設内の工事が緑化を考慮しないまま進めちゃうケースが多い ■ 施設によっては成木した樹木が障害になり、理想的な樹形での維持管理が困難な場合がある ■ 庁内の情報共有や連携を図りながら事業の推進が必要	事業の進め方を見直し、今後も継続
		みどりのモデル地区の指定	■ 「みどりのモデル地区」の指定および住民の自主的緑化活動の支援を実施中 ■ 町会・自治会との協定期間終了後も、継続して自主活動を実施してもらえるような支援やモニタリング等の工夫が必要	事業の進め方を見直し、今後も継続
	③ 水辺空間の整備・活用	水際空間の開放	■ 民間の開発により、天王洲アイル第三水辺広場の整備を実施中	今後も継続
		釣りができる空間整備	■ 大井ふ頭中央海浜公園なぎさの森では、釣りが可能な箇所はあるが、新たな釣りができる空間整備は行っていない ■ ニーズを踏まえ、水辺に親しむための空間整備の一つとして、新たに釣りができる空間の検討を行う	区民からの要望を見極め、今後も継続
		干潟・砂浜の保全再生(再掲)	■ なぎさの森の干潟では、立入り・釣りを禁止する区域を設け、都が干潟の保全に取り組んでいる ■ 今後生物多様性地域戦略を検討し定めることで、事業の方向性等の検討が必要	事業内容を見直し、今後も継続
		水辺の活動がしやすい環境づくり	■ 東品川海上公園船着場はカヌー等が安全に乗り降りできるよう整備予定	今後も継続
		栈橋の設置・活用	■ 東品川二丁目船着場の整備を実施済 ■ 目黒川の船着場およびしながわ水族館船着場の管理運営要綱を制定し、計画的に事業を推進	今後も継続

(1) 水とみどりに親しめる環境の整備

方針2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる				
施策	事業名	実施状況	今後の方針	
(1) 水とみどりに親しめる環境の整備	③ 水辺空間の整備・活用	船着場の活用促進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会実験を実施し区有船着場の平常時利用を促進中 ■ 各地区で船着場整備を実施済／実施中 ■ 防災訓練を実施済(平成26年) 	今後も継続
	④ 小スペースを活かしたみどりづくり	マイガーデンの運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南大井でマイガーデンを運営中 ■ 区内の貸出農園がマイガーデン南大井しかなく、地域的な隔りがある ■ 令和3年度に西五反田にマイガーデンを新設するため、計画的に事業を推進 	今後も継続
		路地裏ガーデニングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ プランター配布(町会)、花苗や園芸土購入(区)を行い、側面的な支援を実施中 ■ 町会が主体であるため、事業の継続性の担保や事業の展開性がない ■ ほとんどの路地裏が幅員4m未満であり、緑化の展開が困難 ■ 事業を推進しているものの、事業が継続的に展開していくための支援の工夫が必要 ■ 路地裏を活用したみどりづくりについて、検討が必要 ■ 区民一人一人がみどりに愛着を持てるような取り組みの検討が必要 	事業の見直し
		街角花壇の維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街角花壇、庁舎前花壇、大井町・西大井・武蔵小山駅前等の花壇における維持管理を推進中 ■ 土地所有権の移転や建物の取壊し等に伴い、花壇撤去申請が増える可能性がある 	今後も継続
(2) 身近な公園緑地の整備	① 魅力ある公園づくり	公園・児童遊園の改修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計29箇所の改修を実施済(平成26年度から令和2年度まで) 	今後も継続
		子どもたちのアイデアを活かした公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東品川公園、荏原南公園で事業を実施済 ■ ワークショップの開催やユニバーサルデザイン遊具を含めた公園計画案の作成等を実施済 	今後も継続
		新たな公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計4箇所の公園整備を実施済 	今後も継続
	② 様々な手法によるオープンスペースの確保	新たな手法によるオープンスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計3箇所の公園整備を実施済 	今後も継続
		まちづくり事業との連携(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大井一丁目にて約1,000㎡の防災広場の整備、沿道・屋上緑化等の実施済 ■ 市街地再開発事業等と連携するなど、庁内の情報共有や連携を図りながら事業を計画的に推進 	今後も継続

方針3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす					
施策	事業名	実施状況	今後の方針		
(1) 歴史・文化を伝える資源の保全・活用	① 地域の歴史を伝える みどりの保全	保存樹木の指定	<ul style="list-style-type: none"> ■所有者の希望に応じ、最短で3年に一度、枝剪定、樹木医による診断、害虫駆除等を実施中 ■弱っている状態の古木が多いため、保存樹木は減少傾向 ■高齢の所有者が多いため、相続等の際に伐採される傾向 ■保存樹木の保全を推進する事業を再検討し、今後も継続 	事業内容を見直し、今後も継続	
		まとまりある樹林地の保全（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■樹林地面積が300㎡以上ある場合、所有者の希望に応じて最短で3年に1度、枝の剪定を実施中 ■樹林地の保全を推進する事業を再検討し、今後も継続 	事業内容を見直し、今後も継続	
		住宅地等のみどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ■都市開発諸制度を利用して建築を行う場合、利用しない建築物への緑化基準に上乘せした緑化基準を設定するなど計画的に事業を推進している ■その他住宅地への指導等の見直しが必要 	事業内容を見直し、今後も継続	
	② 水とみどりの文化の伝承	農の文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ■マイガーデン南大井の秋の収穫祭で、江戸野菜の紹介や販売を行い、地産地消の大切さの啓発を実施中 	今後も継続	
		郷土の樹種を活かした公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■公園改修に当たっては在来種から樹種を選定するとともに、利用者や近隣住民から意見を聞いている ■樹種の選定方法等について、検討が必要 	事業の見直し	
		歴史や文化を伝える花の名所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■名所の桜をつなげ、新たな名所づくりを実施中 	今後も継続	
	③ 史跡等の公園的利用の促進	史跡等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■大森貝塚を紹介するまち歩きアプリをリリースするなど、計画的に事業を推進 	今後も継続	
	(2) 品川を特徴づける景観づくり	① 旧東海道品川宿の顔づくり	街道松のある街並みの形成	<ul style="list-style-type: none"> ■旧東海道品川宿地区の大規模敷地を対象に、街道松の植樹スペースを設ける指導をするなど、計画的に事業を推進 	今後も継続
		② 水辺を活かしたまちづくり	海を感じることでできる視点場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■景観計画を踏まえ、事業者等や区による視点場の改修や整備の検討が必要 	事業の見直し
			水際での交流空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■天王洲運河水辺広場や勝島かもめ水辺広場等で整備を実施中 	今後も継続
地域ぐるみでの水辺の名所づくり			<ul style="list-style-type: none"> ■しながわ花海道水辺広場、鮫洲入江広場、勝島かもめ水辺広場等において、令和2年4月からNPO法人しながわ花海道が公園管理業務を委託協定により行うなど、計画的に事業を推進 	今後も継続	
季節感を感じられる水辺の景観形成			<ul style="list-style-type: none"> ■品川区景観計画に基づき指導を実施中 ■景観計画に基づき、水辺の植栽について今後検討 	今後も継続	

方針3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす				
施策	事業名	実施状況	今後の方針	
(3) 特色ある公園づくり	① しながわ 区民公園 の再整備	しながわ 区民公園 の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ■しながわ区民公園再整備について、令和元年度に基本計画作成、令和2年度に基本・実施設計を実施済 ■防災拠点として、多目的な用途で活用できる大きな広場や、幅員の広い園路の整備を進めていると同時に、植樹帯などのみどり空間の確保にも努めている ■公園改修の際には生物の生息空間についても考慮しながら、計画的に事業を推進 	今後も継続
		「勝島の海」を 利用した 親水空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■しながわ区民公園内の老朽化した水処理施設の更新と効率化や親水性の高い休憩スペースや砂浜を設置するなど計画的に事業を推進 	今後も継続
	② 五反田 ふれあい 水辺広場の 活用	五反田ふれあい 水辺広場の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■水辺利活用事業の一環として、ケータリングカーでの社会実験、大崎エリアマネージメントのにぎわいづくりの活動を計画的に推進 	今後も継続
(4) 水とみどりを活かしたにぎわいづくり	① 水辺やみどりを 活かした 観光の推進	運河ルネサンス との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■NPO 東海道品川宿が設置した船着場を、東品川海上公園船着場として、令和3年より整備予定 	今後も継続
		五反田ふれあい 水辺広場 の活用（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■水辺利活用事業の一環として、ケータリングカーでの社会実験、大崎エリアマネージメントのにぎわいづくりの活動を計画的に推進 	今後も継続
		みどころをつなぐ 船の運航	<ul style="list-style-type: none"> ■水辺利活用事業の一環として、ケータリングカーでの社会実験、大崎エリアマネージメントのにぎわいづくりの活動推進および補助金交付を実施中 	今後も継続
		東京湾の 舟運ルート としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ■同上 	今後も継続
		五反田 リバーステーション の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■五反田リバーステーションの整備、舟運通勤社会実験、目黒川およびしながわ水族館船着場の管理運営要綱の制定を実施中 	今後も継続
	② 水やみどりの イベントの開催	水辺のイベントの 開催促進	<ul style="list-style-type: none"> ■しながわ水辺の観光フェスタ等、各種イベントの開催を実施中 ■河川敷地の占用主体として承認されたまちづくり団体に対し、水辺のイベント等への支援を実施中 	今後も継続
公園における イベントの充実		<ul style="list-style-type: none"> ■公園の使用許可を得たものの、公園やみどりをテーマにしたイベントがないため、水辺・公園におけるイベントの更なる充実・推進が必要 	事業内容を見直し、今後も継続	

方針4 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む					
施策	事業名	実施状況	今後の方針		
(1) 水とみどりの意識啓発	① 普及啓発活動の推進	園芸講座の実施	■ 各種園芸講座や周知等を実施中	今後も継続	
		水関連施設の見学会の実施	■ 浜川幹線竣工時に、イメージアップの一環として見学会を実施した。その他見学会実施予定するなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
		ホームページや情報誌による水やみどりの情報発信	■ HP では、観光スポット、イベント、舟運社会実験等について掲載。その他しながわの水辺運河マップやしながわ観光マップ等の配布を実施済み ■ 「水とみどりに関する情報」という観点での情報発信を考慮しながら計画的に事業を推進	今後も継続	
		水とみどりの活動団体の紹介	■ 季刊誌「blossom」でボランティアの活動拠点を図上で示し、活動内容を紹介するなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
		公園における樹名板の設置	■ 戸越公園等において、樹名板の設置を実施中 ■ 戸越公園以外の身近な場所での樹木板の設置が少ないため、今後の検討が必要	事業内容を見直し、今後も継続	
	② 啓発イベント充実	打ち水大作戦の継続	■ ポスター・チラシの作成、用品の貸出、打ち水イベントの開催などを通じて、区民に対し打ち水実施を呼びかけるなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
		川の清掃大作戦の実施	■ 立会川・勝島運河環境美化運動の一環として、地元町会や東京都、警察、消防と連携し、環境美化運動を実施中	今後も継続	
		みどりと水のフェスティバルの継続	■ みどりと水のフェスティバルにおいて、大規模管理公園のうち4公園において、春と秋に植木販売や盆栽展示、ガーデニング講座等を行っている ■ 内容が同じものになりがちで、新規顧客確保に向けた内容の更新等が必要	事業内容を見直し、今後も継続	
		マイガーデンにおける収穫祭の継続	■ マイガーデン南大井において、農園利用者と地域とが交流を図れるよう、秋に収穫祭を催すなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
		環境学習講座の継続	■ 子どもたちを対象に、区内の生き物観察といった体験型の環境学習講座を実施するなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
	③ 教育との連携	教育と連携した体験プログラムの実施	■ 五反田駅前でのひまわりなどの種まきや、しながわ花海道での菜の花・コスモスの栽培等を実施するなど、計画的に事業を推進	今後も継続	
	(2) 水とみどりを守り育てる人の育成	① 水とみどりの人材の育成	水とみどりの学習講座の開催	■ 毎年度、樹木にかかわる職員を対象に樹木の基礎知識や弱っている樹木の危険性、状態の確かめ方などの研修を実施するなど、計画的に事業を推進	今後も継続
			水の遊びに関する安全講習会の開催	■ 安全講習会は実施していないが、目黒川の船着場利用者に対する非動力船の利用ルールを定め、関連する地域団体へ周知を図っている ■ 非動力船の利用ルールの更なる周知など、引き続き安全の啓発を行う	今後も継続
		② ボランティアの人材募集	ボランティアの人材募集	■ 広報しながわやケーブルテレビ等の報道で参加の募集の呼びかけを行っている。また、募集ビラを各地域センターに常時設置するなど、計画的に事業を推進	今後も継続

方針4 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む				
施策	事業名	実施状況	今後の方針	
(3) 水とみどりを守り育てる活動の支援	① 水とみどりの活動表彰	水とみどりの活動顕彰	■環境保全活動顕彰応募者から企業部門、団体・個人部門を選定し、環境表彰式を実施中	今後も継続
		みどりの顕彰制度の推進	■みどりの条例に基づく緑化完了届を提出している現場の中で優れた緑化への表彰を実施中	今後も継続
	② 水とみどりの活動を支える情報の提供	緑化相談の推進	■現在、知識のある職員を中心に情報を調べて対応するなど、計画的に事業を推進	今後も継続
		助成制度に関する情報提供	■生垣助成制度および屋上緑化助成制度において、区ホームページや広報紙、イベント時におけるパンフレットの配布等を実施中	今後も継続
	③ 基金の推進	基金の推進	■品川区地球環境基金の設置、区内イベントや小中学校等でみどりの募金活動の実施中	今後も継続
	④ 区民との協働	みどりと花のボランティアへの支援	■花壇で活動を行う団体については、購入した資材の最大5万円までの支援を行っている。また、清掃活動の団体については清掃道具の貸与するなど、計画的に事業を推進	今後も継続
		区民同士の連携促進・支援	■ボランティアが他団体と連携し、自主的に活動を行えるための仕組みづくりを検討中 ■水辺利活用事業の一環として、目黒川利活用協議会、水辺活用部会、目黒川船行マナー向上委員会を設置 ■水辺分野に関する協議会等の設置だけでなく、ボランティア活動への参加の呼びかけ継続、支援の強化が必要です。	事業の見直し
		水やみどりの活動拠点の整備	■環境記者における情報交換会を年2~3回開催し、環境に関する活動や近年注目されている環境に関する事柄について話し合いを実施中	事業の見直し
		区民の発案によるプロジェクト実現の仕組みづくり	■区民・事業者・区で任期を2年として全8回の会議を実施し、環境に関する課題やその解決策についての検討を実施中 ■水辺利活用事業の一環として、目黒川利活用協議会、水辺活用部会、目黒川船行マナー向上委員会を設置するなど、計画的に事業を推進	今後も継続

3 区民意識調査結果

「品川区 水とみどりの基本計画」の改定に取り組むために、品川区「水とみどりに関する意識調査」アンケートを行いました。

- 調査期間：2020（令和2）年10月22日（木）～2020（令和2）年11月6日（金）
- 調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の区民3,000名
- 回収数：1,176通（回収率39.2%）

回答者の男女比は、男性が44.3%、女性が55.4%と、女性の回答がやや多くなっています。回答者のお住まいは、八潮地区が3.4%と低いものの、それ以外の地区では大きな偏りは見られませんでした。結果の概要を以下に示します。

(1) 「区内の公園や水辺、通路などになるみどりの多さ」と「みどりのきれいさやみどり空間の整備の満足度」について

「みどりの多さ」については、『多い』、『どちらかといえば多い』の合計が48.6%、「みどりのきれいさやみどり空間の整備の満足度」については、『満足』、『どちらかといえば満足』の合計が52.0%となっています。

みどりの多さ・満足度ともに、半数からは良い評価が得られているものの、『どちらともいえない』と答えた割合も比較的高いことから、今後もきれいなみどり空間を意識した、更なる緑化に努めていく必要があります。

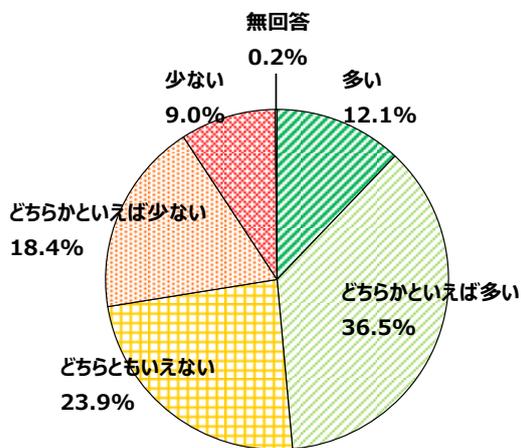


表 みどりの多さ

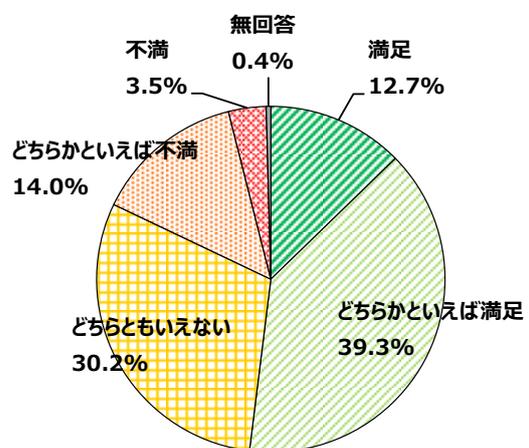
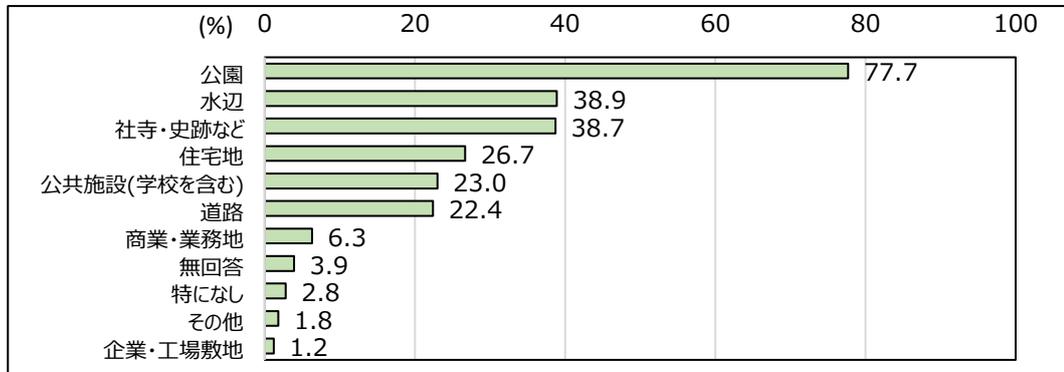


表 みどりのきれいさやみどり空間整備の満足度

(2) 「区内で残していきたいみどりのある場所」について

『公園』のみどりを残したいと感じている区民が、77.7%と最も多くなっています。次いで、『水辺』（38.9%）、『社寺・史跡など』（38.7%）となっています。

公園はもちろんのこと、水辺や、社寺・史跡等の品川らしい資源を活かした緑化に力を入れていく必要があります。



(3) 「区内で眺めたり触れたりできる親しめる水辺の多さ」と「水のきれいさや水辺空間（散歩道、船着場、公園の池など）の整備の満足度」について

「親しめる水辺の多さ」については、『多い』、『どちらかといえば多い』の合計が 28.5%、「水のきれいさや水辺空間の整備の満足度」については、『満足』、『どちらかといえば満足』の合計が 31.3%となっています。特に、「親しめる水辺」は少ないと感じている区民の方が多く、水に触れたり、近くに感じることができる空間を意識し、整備していく必要があります。

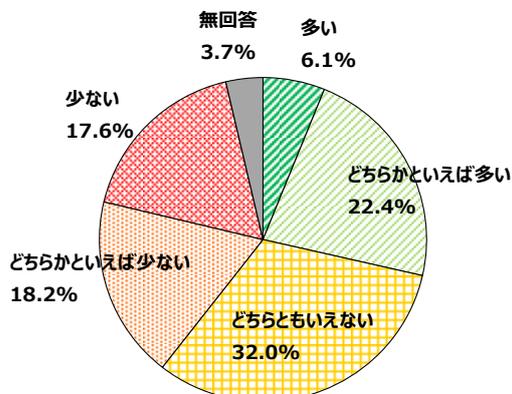


表 親しめる水辺の多さ

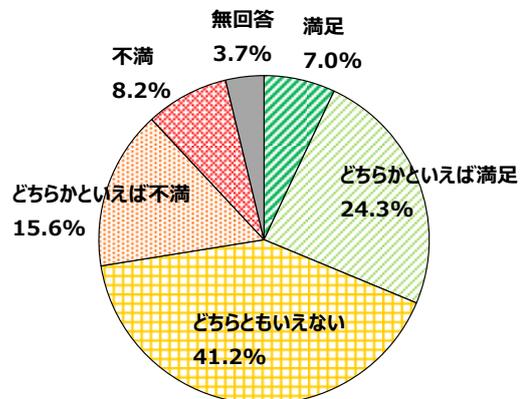
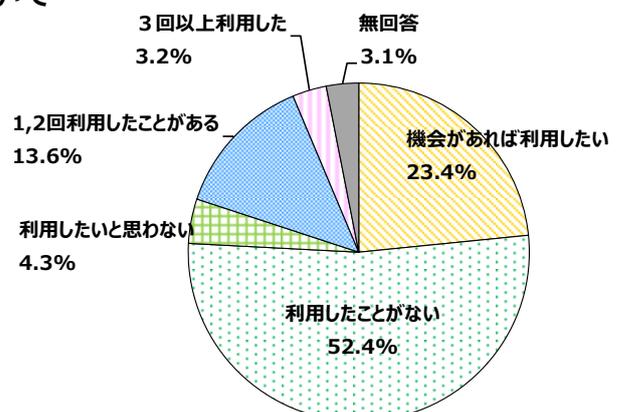


表 水のきれいさや水辺空間整備の満足度

(4) 「船着場や舟運などの利用経験」について

『1, 2 回利用したことがある』、『3 回以上利用した』の合計が 16.8%となっています。

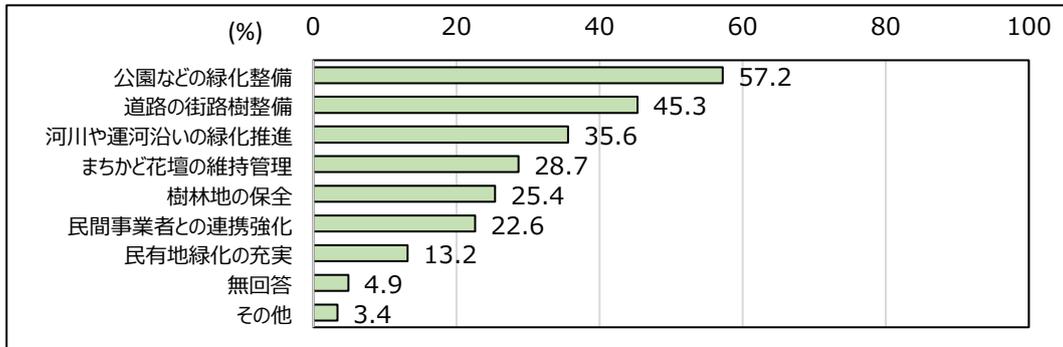
今後、舟運に関する情報の周知や船着場等の整備を進めることにより、一層の活用と利用者の増加を目指していく必要があります。



(5) 「区内のみどりを増やすために、区が進めるべきみどりの施策」について

『公園などの緑化整備』と答えた区民が 57.2%と最も多く、次いで『道路の街路樹整備』(45.3%)、『河川や運河沿いの緑化推進』(35.6%)となっています。

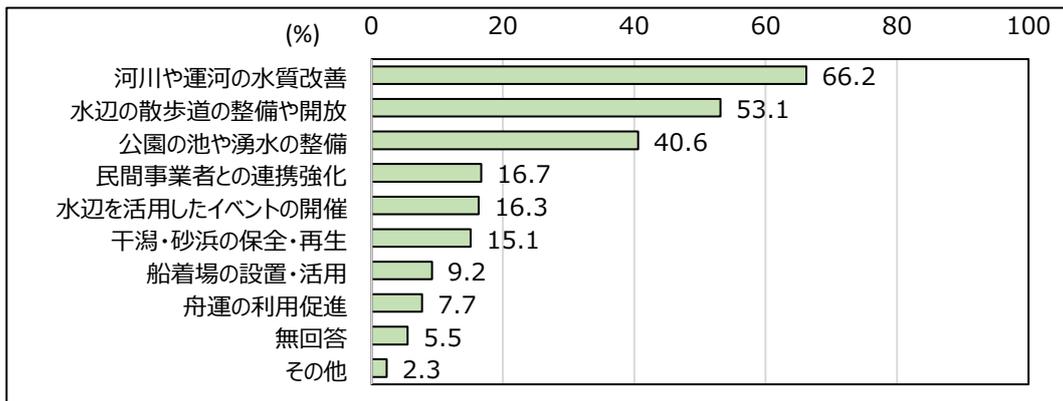
公共用地での緑化推進に対する要望が多く、公園の改修や公共施設の緑化を推進していく必要があります。



(6) 「区内の水辺を充実するために、区が進めるべき水辺の施策」について

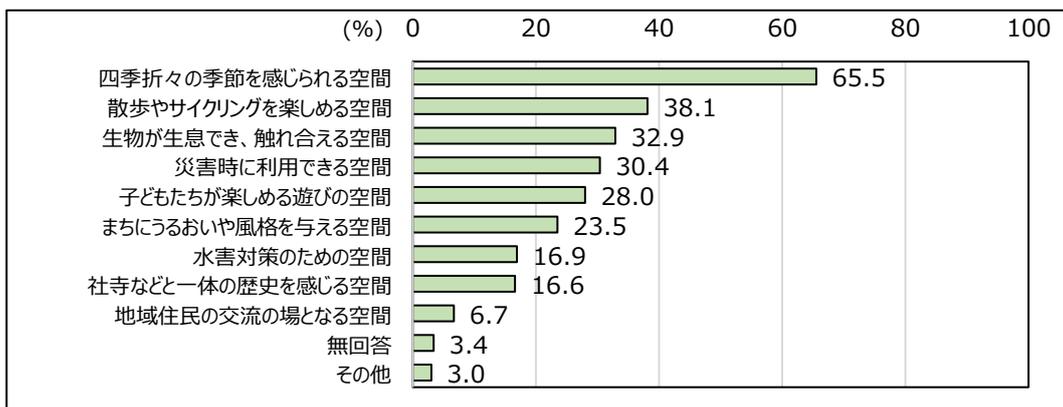
『河川や運河の水質改善』と答えた区民が 66.2%と最も多く、次いで『水辺の散歩道の整備や開放』(53.1%)、『公園の池や湧水の整備』(40.6%)となっています。

水辺空間の整備や活用等に対する要望が多く、既存の資源を活かし、水辺環境を充実させていく必要があります。



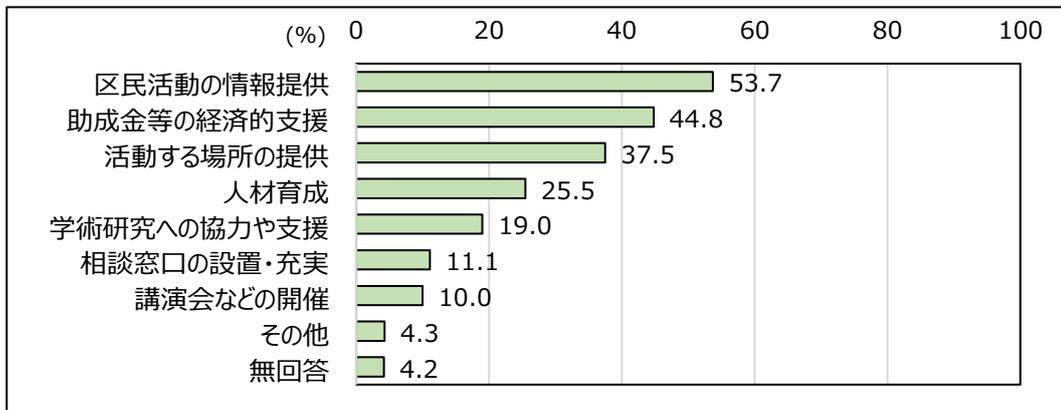
(7) 「区内に望むみどりや水の空間」について

『四季折々の花などにより、季節感の感じられる空間』が 65.5%と最も多く、次いで『散歩やサイクリングを楽しめる空間』(38.1%)、『生物が生息でき、触れ合えるような空間』(32.9%)となっており、自然を感じられる空間整備が求められています。



(8) 「区民や事業者等がみどりや水辺の環境づくりに関わっていくために必要な行政支援」について

『みどりや水辺に関する区民活動の情報提供』が53.7%と最も多く、次いで『助成金等の経済的支援』(44.8%)、『活動する場所の提供』(37.5%)となっており、区民活動に対する支援が求められています。



(9) 「みどりや水辺の保全などに関する活動への関心」と「暮らしの中で実施している、または実施したいと考えている活動」について

「活動への関心」については、『かなり関心がある』、『やや関心がある』の合計が53.8%となっており、関心が非常に高いことがわかります。「実施したい、または実施したいと考えている活動」については、『家庭で花やみどりを育てる』と答えた区民が63.7%と最も多く、次いで「まちの花壇づくり」(21.3%)、「除草清掃などのボランティア活動」(17.4%)となっています。

身近な場所での活動を実施している、または実施したいと答えた区民が多くなっています。(8)「区民や事業者等がみどりや水辺の環境づくりに関わっていくために必要な行政支援」の結果と絡め、活動しやすい場所や機会の提供、情報の周知等に努め、区民と協力できる体制をつくりあげていきます。

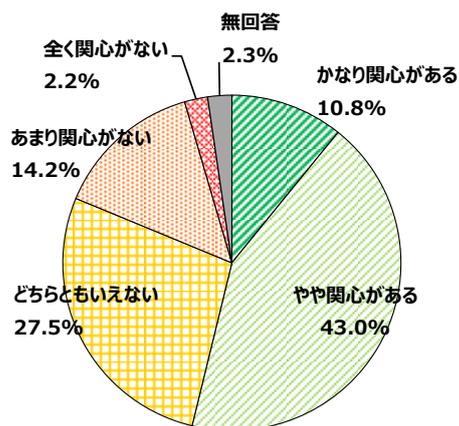


表 みどりや水辺の保全などに関する活動への関心

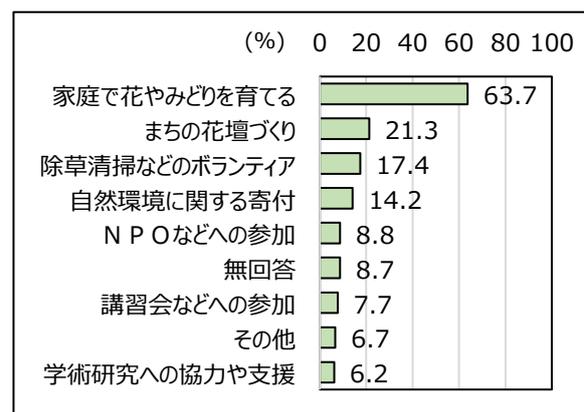


表 暮らしの中で実施している、または実施したいと考えている活動

■ 区民に親しまれている公園緑地や水辺（区民意識調査より）

区民意識調査では、よく利用する「公園や緑地」、区内で最も気に入っている「みどり」・「水」のある景色をお聞きしました。その結果、以下のような回答をいただきました。

◆よく利用する「公園や緑地」

戸越公園（74件）、林試の森公園（60件）、しながわ区民公園（55件）、文庫の森（43件）

◆区内で最も気に入っている「みどり」のある景色

目黒川（62件）、戸越公園（50件）、林試の森公園（39件）

◆区内で最も気に入っている「水」のある景色

京浜運河（32件）、勝島運河（31件）（京浜（勝島）運河の水と桜のコンビネーションなど）、天王洲（20件）、戸越公園（25件）



林試の森公園内のみどりと池



京浜運河と大井ふ頭中央海浜公園



目黒川と桜の景色

戸越公園や林試の森公園、しながわ区民公園など豊かなみどりのある景色が好まれています。

また目黒川は「水」のある景色としてより、「みどり」のある景色として認識されており、京浜運河など水とみどりが織りなす景色が区民に親しまれています。

戸越公園は、肥後国藩主細川家下屋敷の庭園跡を利用して造られた区立公園です。池を中心に渓谷や滝、築山などの配置の中を一周する回遊式庭園で、大名庭園の雰囲気を出している代表的な品川らしい水とみどりを伝える場所です。

令和4年4月には戸越公園内に「品川区立環境学習交流施設」がオープン予定です。公園の豊かな自然や体感を重視した展示物で環境を楽しみながら学ぶことができる施設が建設されるなど、憩いと交流の場として今以上の利活用が期待されています。



品川区環境学習交流施設のイメージ



戸越公園内のみどりと池

4 課題の整理

これまでに整理された内容をもとに、計画の改定に向けた課題を整理しました。
また、それぞれの課題に対応する形で、課題解決の方向性を示しました。

課題1 身近な水とみどりの創出が必要です

- ・緑被面積が減少傾向にあり、特に公園以外の樹木被覆地が年々減少しています。(P.32、P.33)
- ・区民一人当たりの公園面積は 3.37m²/人となっており、品川区みどりの条例で定めている 5.0m²/人を下回っており、公園・児童遊園を有さない町会も 30 町会あり、公園が整備されていない町会について、優先的な公園整備が必要です。(P.28、P.30)
- ・みどりの多さ・満足度ともに、区民の半数は良い評価ですが、「どちらともいえない」の回答も多いことから、更なる緑化に努めていく必要があります。(区民意識調査・P.62)
- ・「水の綺麗さや水辺空間の整備の満足度」に満足している区民が半数以下であり、区民満足度を上げていく必要があります。(区民意識調査・P.63)
- ・区が進めるべきみどりの施策について、「公園などの緑化整備」と答えた区民が最も多く、公園などの公共施設緑化を進めていく必要があります。(区民意識調査・P.64)
- ・生け垣、防災緑化、屋上緑化などの身近なみどりを創出するための助成件数が年間数件と少なく、普及啓発活動の見直しが必要です。(P.34)

課題解決の方向性

▶ 身近な水とみどりを創出するための取り組み推進

基本方針2

みどりの目標①②

水の目標①②

▶ 助成制度等の普及啓発など、区民や事業者等と連携したみどりを増やす取り組み推進

基本方針2・5

みどりの目標②③

課題2 生物多様性に配慮した親しめるみどりや水辺の整備が必要です

- ・水辺にふれ合える空間が減少しており、日常生活で水辺を感じられない場所も多いため、親水性の向上を図っていく必要があります。(P.21、P.24)
- ・「親しめる水辺」が少ないと感じている区民が多く、水に触れたり、近くに感じることができる空間を意識し、水辺を整備していく必要があります。(区民意識調査・P.63)
- ・目黒川、立会川、天王洲運河、京浜運河は両岸とも直壁護岸であり、生物の生息・生育環境が少なく、環境整備が必要です。また、東京湾を代表する干潟環境は、大井ふ頭中央海浜公園の干潟保全地区にしか残っていないため、環境の再生・創出を進める取り組みが必要です。(P.37、P.44)
- ・公園内の生物の生息・生育環境が減少しており、水とみどりの拠点となる規模の大きな公園では生物多様性に配慮する必要があります。(P.44)
- ・都市における生物多様性への配慮に関する施策の一部が未実施であり、今後、生物多様性地域戦略の検討などの取り組みを進める必要があります。(前回計画の実施状況・P.55)
- ・地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながる「風の道」の形成が必要です。(P.44)

課題解決の方向性

▶ 生物多様性に配慮した公園などのみどり空間や親しめる水辺の整備

基本方針1・2

みどりの目標①

水の目標②

課題3 防災に役立つ水とみどりの整備が必要です

- ・近年、集中豪雨や台風の大型化等による大規模な都市型水害の発生が懸念されており、それらの災害に備えた防災まちづくりの推進が求められています。(P.5)
- ・持続可能である魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みが各地で進められています。(P.5)
- ・密集市街地では、オープンスペースの確保が進められていますが、まだ十分とはいえません。(P.42)
- ・災害時に一時集合場所となるなど、防災面でも重要な公園・児童遊園について、整備されていない町会が30町会あり、優先的な公園整備が必要です。(P.30)
- ・区内に防災船着場(水上輸送基地)が8箇所整備されていますが、利活用が十分ではなく、水上輸送の円滑化に向けた具体的な検討が必要です。(P.42、前回計画の実施状況・P.54)
- ・品川ふ頭、大井コンテナふ頭の2箇所が、大規模な地震発生時の救援物資や被災者の海上輸送基地として、東京都により位置づけられており、今後の利活用に向け、東京都と連携した検討が必要です。(P.42)
- ・雨水流出抑制施設の助成件数が少なく、助成制度に関する周知が必要です。(P.42)

課題解決の方向性

- ▶ 地震や都市型水害に備えた水とみどりの整備・活用

基本方針1・2

みどりの目標①②

水の目標③

課題4 品川らしい水とみどりを守り活かす取り組みが必要です

- ・区内で残していきたいみどりのある場所は、「公園」が最も多く、次いで「水辺」、「社寺・史跡」となっており、品川らしい資源を活かした緑化に取り組む必要があります。(区民意識調査・P.63)
- ・区内で最も気に入っている「みどり」のある景色に目黒川、戸越公園を回答した区民が多く、水とみどりが織りなす風景が区民に親しまれています。(区民意識調査・P.66)
- ・区が進めるべき水辺の施策について、「河川や運河の水質改善」と答えた区民が最も多く、次いで「水辺の散歩道の整備や開放」、「公園の池や湧水の整備」となっており、更なる水質改善や水辺環境の充実が必要です。(区民意識調査・P.64)
- ・保存樹木の登録本数よりも解除本数が上回る年もあるなど、建て替えや所有者の高齢化により維持管理が困難になっており、貴重なみどりの一つである保存樹木の保全が必要です。(P.34)
- ・「親しめる水辺の多さ」と「水の綺麗さや水辺空間の整備の満足度」ともに満足している区民が半数以下であり、近くに水を感じることでできる空間整備が必要です。(区民意識調査・P.63)
- ・目黒川および立会川は、海から遡上する潮の影響を大きく受けるため、河川の白濁化や悪臭が発生しています。(P.22)
- ・都市化が進み、湧水が枯れたり、湧水量が減ったりしており、地下水涵養の取り組みが必要です。(P.44)

課題解決の方向性

- ▶ 品川の歴史の中で生まれた多様な水とみどりを守り、活かすための取り組み推進

基本方針2・3

みどりの目標①②

水の目標①②

課題5 水辺を活かしたまちのにぎわいづくりが必要です

- ・船着場を中心とした水辺のにぎわいが創出されるように、引き続き船着場や舟運の利活用が必要です。(P.25)
- ・船着場や舟運を「利用したことがない」と答えた区民が半数以上となっており、今後一層の活用と利用者の増加を目指していく必要があります。(区民意識調査・P.63)
- ・桜の時期の目黒川には、様々な船が往来し、航行の安全に支障を来す状況となっており、引き続き安全対策が必要です。(P.26)
- ・水辺を活用し、事業者等と連携した様々なにぎわいづくりが進められており、これまで以上に取り組みを推進し、まちのにぎわいを創出していくことが必要です。(P.46)
- ・目黒川エリアの景観は直立護岸が連続し、人工的な眺めとなっているほか、勝島運河エリアはコンクリート護岸のため、無機質な印象となっているなど、魅力ある景観づくりの検討が必要です。(P.27)
- ・事業者等と連携した海を感じる視点場の確保など、水辺の景観を活かすための取り組みが必要です。(前回計画の実施状況・P.58)
- ・水辺や公園におけるイベントの更なる充実、新規顧客確保に向けた内容の更新等が必要です。(前回計画の実施状況・P.59、P.60)

課題解決の方向性

- ▶ 地域や事業者等と連携した新たなまちのにぎわいづくりのための水辺整備や活用

基本方針2・4・5

みどりの目標②③

水の目標①②③

課題6 多様な主体で水とみどりを育む仕組みや活動の場が必要です

- ・「みどりと花のボランティア」の登録件数が増えておらず、募集方法の見直しが必要です。(P.46)
- ・水辺分野に関する協議会等の設置だけでなく、ボランティア活動への参加の呼びかけ継続、支援の強化が必要です。(前回計画の実施状況・P.61)
- ・区民や事業者等がみどりや水辺の環境づくりに関わっていくために必要な行政支援は、「みどりや水辺に関する区民活動の情報提供」、「助成金等の経済支援」、「活動する場所の提供」の順となっており、区民活動に対する支援の充実が必要です。(区民意識調査・P.65)
- ・みどりや水辺の保全などに関する活動に関心がある区民が半数を超えており、実施したいと考えている活動については、「家庭で花やみどりを育てる」、「まちの花壇づくり」、「除草清掃などのボランティア」の順となっており、区民が活動しやすい場所や機会の提供等が必要です。(区民意識調査・P.65)

課題解決の方向性

- ▶ 多様な主体で水とみどりを育むための仕組みづくりや活動の場の提供

基本方針2・5

みどりの目標①②③

水の目標①②

第4章 目指す将来像と計画の目標

1 目指す将来像

(1) 水とみどりの将来像

本計画の最上位計画である品川区長期基本計画は、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像としており、「住み続けたいまち」を実現する柱の施策一つに「水と親しむみどり豊かなまちづくり」を掲げています。

また、本計画は「新・水とみどりのネットワーク構想」を具体的に実現していくことを目指しており、品川区長期基本計画の理念とも一致し、「新・水とみどりのネットワーク構想」の将来像である『水とみどりがつなぐまち』を改定後の計画でも将来像として設定します。

将来像：水とみどりがつなぐまち

具体的には、これまでの緑地や水辺の整備を継承しつつ、水とみどりを取り巻く社会情勢の変化に応じて、水とみどりの持つ多様な機能を活用することで、防災・減災などの地域課題への対応、品川らしい水とみどりの継承、まちのにぎわい創出、新型コロナ危機を契機とした生活様式の変化への対応を充実させます。

それらの取組により、これまで以上に**区民や事業者等と連携し、多様な手法で『水とみどりがつなぐまち』の実現を目指し、区民が住み続けたいと感じる、水とみどりに親しむことができるみどり豊かなまちを次世代につないでいきます。**

また、『水とみどりがつなぐまち』が実現した本区の様子を、「将来像のイメージ」として次頁のように定めます。

本計画は2031（令和13）年度までの10か年を計画期間としていますが、「将来像のイメージ」は**さらに10年後、20年後先に実現するまちのイメージ**を示しています。

前回計画では、みどりの将来像のイメージに「区内の4分の1がみどりで覆われている」ことを掲げていましたが、社会情勢や区民意識調査の結果を踏まえ、みどりの「量」はこれからも確保することを目指しながら、これからはみどりの「質」に着目し、魅力ある身近な水とみどりを感じられることに重点を置いて取組を進めていきます。

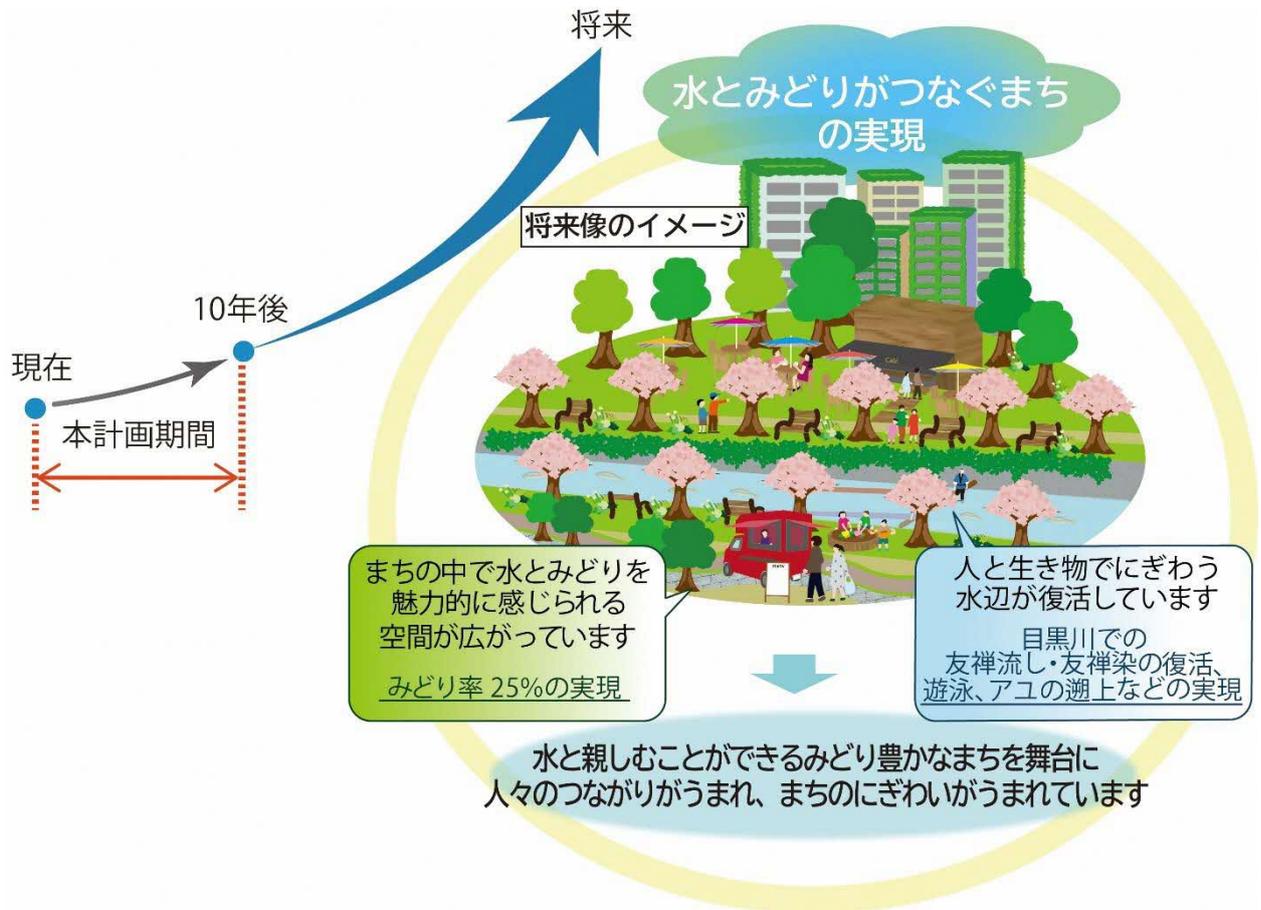


図 4-1 将来像のイメージ

また、「新・水とみどりのネットワーク構想」にも掲げられているように、まちの魅力向上には水とみどりがネットワークでつながるだけではなく、区民や事業者、NPOなどの多様な主体が連携し、取り組みを進めていくことで各地域の個性を活かしたまちのにぎわいを生み出すことが重要です。

本計画の内容が実施され、『水とみどりがつなぐまち』が実現することで、多様な主体のつながりやまちのにぎわいが創出されることが期待されることから、**最終的なまちのイメージを『水と親しむことができるみどり豊かなまちを舞台に人々のつながりがうまれ、まちのにぎわいがうまれています』**とします。

■コラム 友禅染について

昭和 30 年代まで目黒川上流では、染物屋が友禅流しをする姿が見られていました。

昭和 40 年代、目黒川に工場や家庭の排水が流れ込み、1972（昭和 47）年 3 月の都公害研究所の調査では、都内主要 21 河川のうち、目黒川は 2 番目の汚染度でした。

その後、「都市生活の中にあるおい」を得るための目黒川の浄化に現在も取り組んでいます。



出典：品川区史

(2) 目指すべき水とみどりの構造

新・水とみどりのネットワーク構想を踏まえ、水とみどりの将来構造を以下のように設定します。

なお、ここで示す将来構造は、計画期間に関わらず将来的に目指すべき水とみどりの構造を示すものです。

骨格的な環境を支える崖線を『崖線軸』、本区の特徴である目黒川を『目黒川軸』、天王洲運河、京浜運河、勝島運河を『臨海軸』として位置付けます。また、まとまりあるみどりを創出している「文庫の森、戸越公園」、「しながわ区民公園」などの大規模公園を『みどりの拠点』、「しながわ水族館」、「五反田ふれあい水辺広場」など、水辺のにぎわいや災害時の活用が想定される場所を『水の拠点』として位置付けます。

また、今回新たに水とみどりがネットワークされた空間創出により、ヒートアイランド現象緩和につながる『風の道』を位置付けます。

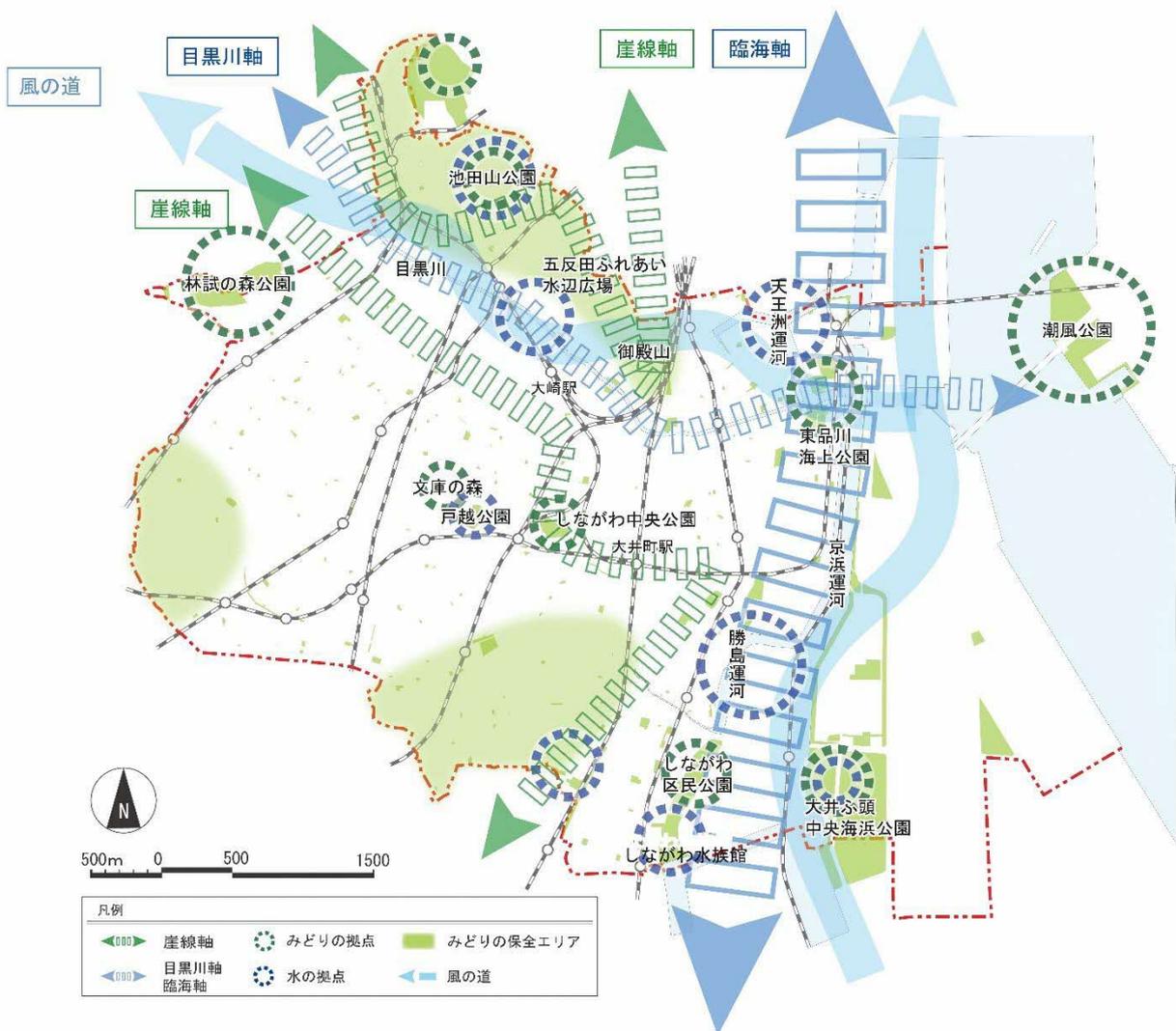


図 4-2 水とみどりの将来構造

将来構造の形成方針は、以下のとおりです。

将来構造の方針	将来構造の形成方針	
<p><水とみどりの軸> 広域的な環境を支える水とみどりの骨格をつくります</p>		<p>崖線軸 斜面に残されたみどりの保全や、緑化の推進により、南北方向のみどりをつないでいきます。</p>
		<p>目黒川軸 川沿いの緑化や水質の改善などにより、都市の環境改善に寄与する水とみどりを育てます。</p>
		<p>臨海軸 京浜運河や勝島運河、天王洲運河などでは、陸と運河から楽しめる景観形成や、水辺のにぎわいの創出を図り、観光・交流、レクリエーション、景観等の機能の充実を目指します。</p>
<p><みどりの拠点> まとまりのあるみどりの機能の発揮を図ります</p>		<p>まとまりあるみどりを有する大規模な公園・緑地をみどりの拠点と位置づけ、環境保全、景観、歴史・文化、観光・交流、レクリエーション、防災など多様な機能の発揮を図ります。</p>
<p><水の拠点> 身近な水辺の魅力向上を図ります</p>		<p>船着場などが整備され、平常時のにぎわいや災害時の活用が想定される場所を水の拠点と位置づけ、みどりの拠点と同様に多様な機能の発揮を図ります。</p>
<p><風の道></p>		<p>水とみどりがネットワークされた空間創出により、東京湾からの「風の道」を確保します。</p>
<p><緑化重点地区> 区全域の緑化を推進します</p>		<p>区全域を緑化重点地区に位置づけ、みどりの不足地域を中心として、公有地・民有地問わず区をあげて緑化推進に取り組めます。</p>
<p><みどりの保全エリア> 現況のみどりを保全・育成します</p>		<p>御殿山、島津山、池田山などに残された大名屋敷の歴史を感じさせるみどりや、旗の台、大井などの住宅地のみどりは、貴重なみどりとして保全育成を行うことにより、厚みをもったみどりの創出を図ります。</p>

2 本計画期間内の目標

将来像『水とみどりがつながまち』の実現に向けて、本計画期間（2031（令和13）年まで）の全体目標を「みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます」とします。

また、本計画期間内の事業進捗、成果を総合的に評価するため、水とみどりについて、「①きれいさ」「②量」「③活動・活用」の3つの視点から、数値目標を以下のとおり定めます。

■全体目標

みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます

	■みどりに関する数値目標	■水辺に関する数値目標
①きれいさ	①みどりのきれいさやみどり空間の区民満足度 80% (現状：52.0%)	①水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50% (現状：31.3%)
②量	②みどり率 21.7% (現状：21.1%)	②親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50% (現状：28.5%)
③活動・活用	③NPOやエリアマネジメント等の地域団体による利用を促進、管理する公園数 22箇所 (現状：10箇所)	③区有船着場の利用回数 450回/年 (現状：150回/年)

【目標値設定の根拠】

	みどりに関する数値目標	水辺に関する数値目標
①きれいさ	・「どちらともいえない」と回答した30.2%の方が「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した場合の数値	・区民の半数以上が「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した場合の数値
②量	・次頁参照	・区民の半数以上が「多い」、「どちらかといえば多い」と回答した場合の数値
③活動・活用	・NPOやエリアマネジメント等と連携して、公園の利用促進や管理を実施する箇所数	・令和4年度以降、5箇所の区有船着場で週1回程度利用された場合の数値

(1) みどり率設定の根拠

みどり率を現状の 21.1%から 21.7%まで増やすには、区内全体で 15ha のみどりを増やすことが必要です。今後 10 年間で区内に増やしていくみどりを以下のように設定しました。

みどり率に関しては、本計画期間内で **21.7%**を目指した後も将来像のイメージで示した **25.0%**の実現に向けて引き続き取り組みを推進させます。

表 4-3 みどり率設定の内訳

	2019 (令和元)年	【計画目標】 2031(令和13)年		【将来目標】		
			令和元年 からの増加量		令和元年 からの増加量	
みどり率	21.1%	21.7%	0.6%	25.0%	3.9%	
みどり面積	495.0ha	510.0ha	15.0ha	586.2ha	91.2ha	
内 訳	公園・緑地	136.9ha	142.9ha	6.0ha	200.0ha	63.1ha
	道路等	37.5ha	40.5ha	3.0ha	43.4ha	5.9ha
	民有地	217.0ha	217.0ha	0.0ha	221.2ha	4.2ha
	民有地(屋上)	13.3ha	19.3ha	6.0ha	31.3ha	18.0ha
	水面	90.3ha	90.3ha	0ha	90.3ha	0ha

(2) 区有船着場の利用回数設定の根拠

災害時等の防災活動拠点として、船着場を整備してきましたが、水辺空間のにぎわい創出を目的に舟運事業者等が観光や移動手段として船着場を利用できるよう、2016(平成28)年11月から順次、管理運営要綱を制定してきました。

しかし、区有船着場の利用回数は2020(令和2)年度において、年間約150回に留まっています。

今後、より一層水辺に親しめる環境整備や水辺を活かしたにぎわいづくりを推進することで、多くの方に区有船着場を利用していただくことを目指し、10年後の目標を年間450回の利用(各船着場週に1回程度利用)に設定しました。

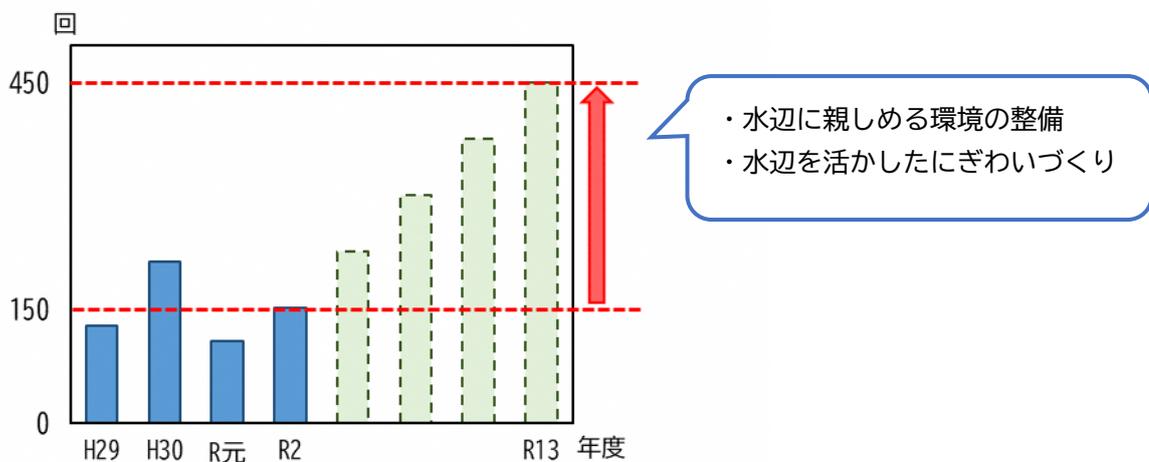


図 4-4 区有船着場の利用回数

※ 1 : H29～R元の利用回数は、東品川二丁目船着場のみ

※ 2 : R2の利用回数は、東品川二丁目船着場に加え、令和元年12月に管理運営要綱を制定した東海橋船着場、五反田ふれあい水辺広場船着場、五反田船着場、しながわ水族館船着場の利用回数を合計した値

3 計画の基本方針

計画目標の達成に向け、水とみどりの課題解決の方向性（P.67～P.69）に基づく5つの基本方針を定めます。この基本方針を柱として、本区の水とみどりの保全・創出・活用を推進します。

基本方針 1：

区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる

首都直下地震や都市型水害などの危険性が高い本区において、避難活動拠点や延焼遮断帯となるまちなかの公園緑地や、物資や被災者の水上輸送基地になる防災船着場は重要な資源です。区民の安全な暮らしを支え、市街地における防災性向上に役立つ水とみどりの整備・活用を積極的に進めます。

また、区内では生物の生息・生育環境が減少しており、都市における生物多様性に配慮し、生物生息空間の保全・再生や生物調査の実施など都市における生物多様性の確保に取り組むなど、生き物の命を支える水とみどりを守っていきます。

さらに地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながる「風の道」を、水とみどりのネットワーク化により形成します。



基本方針 2：

身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する

都市の成熟化に伴い、水とみどりの新たな空間整備が限られている中で、身近な水とみどりをアメニティ、都市活動の場などの視点から柔軟に活用し、本区の魅力をよりに向上させ、多様で豊かな暮らしにつなげる必要があります。

そのため、水辺沿いの魅力の向上に向けたみどりの充実や、地域資源を活かした水とみどりのネットワークの充実、地域をあげての緑化推進、水辺空間の整備、活用など、区民や事業者と連携し、水とみどりに親しめる環境整備に取り組みます。

また、まちづくりと連携し、新しい生活様式に対応できる多様なオープンスペースの整備、確保を進め、区民の多様で豊かな暮らしを実現します。



基本方針3：

品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

品川の歴史の中で生まれた多様な水とみどりについては、かけがえのない地域資源として保全・継承を図り、観光や景観などの新たなまちづくりの資源として品川らしさを継承していく必要があります。

そのため、河川や運河の水質改善、樹林地や崖線、池・湧水など、地域の歴史・文化を伝える資源の保全・活用、品川らしさを象徴する公園の再整備や水辺空間づくりに取り組みます。

また、旧東海道品川宿の街並み形成や地域と連携した水辺を活かしたまちづくりにより、品川を特徴づける景観の創出を進めます。



基本方針4：

様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる

水とみどりは、地域におけるにぎわいや交流を生み出す拠点となります。本区では、各地域において水とみどりを活かした地域主体のにぎわいづくりが進められています。NPO やエリアマネジメント等の地域団体と連携し、これまで以上に取り組みを推進し、様々な人の活躍の場となる水とみどりのにぎわい拠点を創出します。

また、本区の特徴である河川や運河を利用した舟運による移動手段を充実させ、新たな人の流れや人を呼び込む仕掛けを生み出し、水辺空間における景観形成や魅力ある散歩道整備など、回遊性の向上を図り、まちのにぎわいづくりに取り組みます。

新型コロナ危機を契機とし、新しい生活様式の定着が進んでおり、水辺や緑地、まちなかなど、居心地の良い時間を過ごせるサードプレイスとして多様なオープンスペースを確保し、区民に積極的に活用してもらえよう取組を推進します。



基本方針5：

区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

まちなかの緑化や維持管理、目黒川や運河の活用など、水とみどりの保全・創出・活用の推進にあたっては、区民が重要な役割を担っており、今後も多様な担い手と協働していく必要があります。

そのため、区民や事業者など、区内で暮らし、活動する多様な人々に対し、水とみどりに関する普及啓発活動やイベントの充実、教育との連携による意識啓発に取り組みます。

また、水とみどりを守り育てる多様な担い手の育成と活動を支援することにより、区民と行政が一丸となって水とみどりを育てていきます。



第5章 水とみどりに関する施策の方針

1 水とみどりの形成方針

(1) みどりの拠点と軸の形成方針

しながわ区民公園、戸越公園、東品川海上公園、しながわ中央公園など、まとまりあるみどりを有する大規模な公園・緑地は、環境保全、景観、歴史・文化、観光・交流、レクリエーション、防災など多様な機能を有しており、地域の人々の憩いの場として、また生物の生息環境としてみどりの保全、創出を行います。

崖線については、斜面に残されたみどりの保全や、緑化の推進を行うことで、みどりの軸の形成を図ります。

また、島津山・戸越公園・文庫の森などに残された大名屋敷の歴史を感じさせるみどりについては、積極的に保全を行うことで、品川区らしいみどりを後世に残していきます。



(2) 水の拠点と軸の形成方針

目黒川エリアや天王洲エリアについては、水辺の環境を活かした商業施設の充実や、アクティビティを楽しむための拠点を確保していくとともに、誰もが親しみやすく、身近に感じることのできる水辺空間としていくために、安全・安心の対策や水質環境の改善にも取り組んでいきます。

また、目黒川沿いの目黒川軸や勝島運河、京浜運河などの臨海軸については、水辺沿いの魅力向上に向けた緑の充実や、周辺の地域資源を活かした水辺とまちを結ぶネットワークの形成、区内の水辺をつなぐなど、回遊性の向上、舟運の活性化などに取り組んでいきます。

(3) 風の道に関する方針

東京都や区における都市づくりの方針の1つに位置付けられている『東京湾からの「風の道」の確保』を踏まえ、海からの冷気を持った風がまちに流れるよう、水とみどりのネットワークの形成を図ります。大崎駅周辺再開発事業関連で建設された高層ビル群は、「風の道」を利用した構造となっていることを考慮するなど、各地区における都市づくりとの連携を図ります。



風の道イメージ

(4) みどりの保全エリアの形成方針

区内に残された大名屋敷の歴史を感じることのできるみどりや、住宅地におけるみどりについては貴重なみどりとして積極的な保全を図るエリアとして取り組みます。

2 みどりに関する方針

(1) 都市公園の整備方針

品川区の一人当たりの公園面積は3.37m²/人であり、公園が不足している地域があります。

大崎地区や荏原地区などの密集市街地では、災害時に必要となる公園や広場が不足している地区もあり、優先的に防災広場の整備を進めます。

また、品川区立公園条例では「公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする」と定めており、一人当たり公園面積5m²を目標に、公園が未整備の町会の範囲内について、優先的に公園の整備を進めます。

区民意識調査では、区内でよく利用する公園や緑地として「戸越公園」、「林試の森公園」、「しながわ区民公園」、「文庫の森」の意見が多く、これらの大規模公園について地域住民と連携を図りながら積極的な活用を進めます。

また、公園施設の公募設置管理制度やPFI制度といった新しい手法を活用するなど、都市公園における官民連携についても検討し、新たなにぎわいを創出していきます。なお、公園の整備にあたっては、子どもたちのアイデアの活用、障害の有無にかかわらず、子どもたちがみんなで一緒に遊べるインクルーシブ^{*}公園の整備等、利用者や周辺住民の意見を取り入れながら計画を進めます。

さらに、区内の都立公園（林試の森公園、大井ふ頭中央海浜公園など）については、区民がこれまで以上に柔軟な使い方が出来るように東京都と調整を行います。

(2) 都市公園の管理方針

主要な都市公園については、住民やNPO等との協働による管理、運営を進めるなど、社会情勢や地域ニーズの変化に対応していきます。

また、安全安心な利用に資するため、各公園を定期的に巡回し、設備の点検・補修・清掃等の日常管理を進めます。さらに、老朽化している公園の樹木や施設については、健全度診断や点検の実施に加え、長寿命化や執行の平準化の観点から、地域住民や利用者などの意向を踏まえ、適切な更新、維持管理を図ります。

(3) 緑化重点地区

本区では、今あるみどりを守りながら、積極的にみどりを創出していく必要があるため、区内全域で緑化に取り組んでいくため、区全域を「緑化重点地区」と設定します。

3 品川らしい水とみどりの創出

本区には旧東海道品川宿に代表される区内の歴史・自然・文化的景観などの資源が多く存在しています。これらの資源を維持・保全し、天王洲地区などの個性的な水辺エリアなどの地域特性を反映し、魅力的で良好な都市景観や周辺地域や企業と連携したにぎわいの創出など、まちの新たな魅力に資する品川らしい水とみどりを創出します。

また、市街地再開発事業や地区計画、市民緑地認定制度などの諸制度を活用し、区民ニーズを捉え、区民や企業などと連携し、品川らしい水とみどりの創出を図ります。

■コラム 緑被率・みどり率とは

緑被地は、樹木や芝生等で覆われた土地のことで、樹木被覆地、草地、屋上緑地をあわせたものです。緑被率は、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したもので、平面的な緑の量を把握するための指標となります。

みどり率は、特定区域の面積に対して樹林地、草地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、公園、街路樹、河川、水路等が占める面積の割合を示したものです。緑被率に「公園内の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたものがみどり率となります。

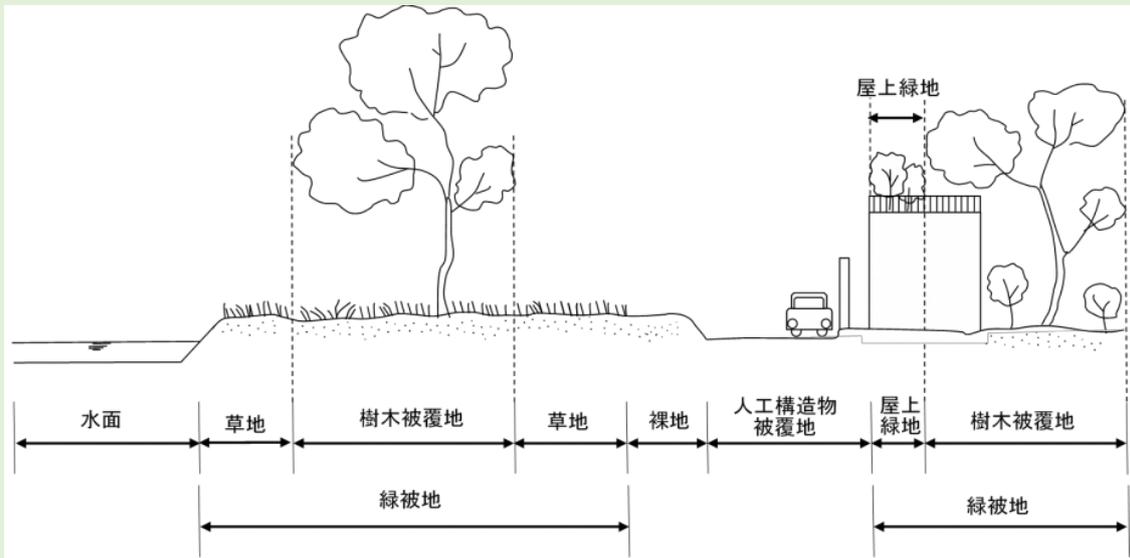


図 緑被地等の概況

表 緑被地等の分類

樹木被覆地	樹木、樹林に覆われた土地。樹冠投影部分
草地	草本類に覆われた土地
裸地	人工構造物や樹木等で被覆されておらず、土壌が露出している土地
水面	河川や湖沼（プールは除く）の水部
屋上緑地	建物の屋上部や人工地盤上にある樹木または草地

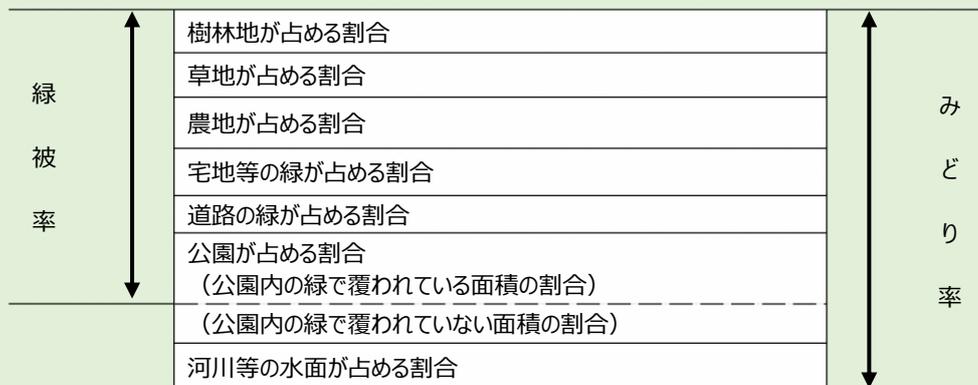
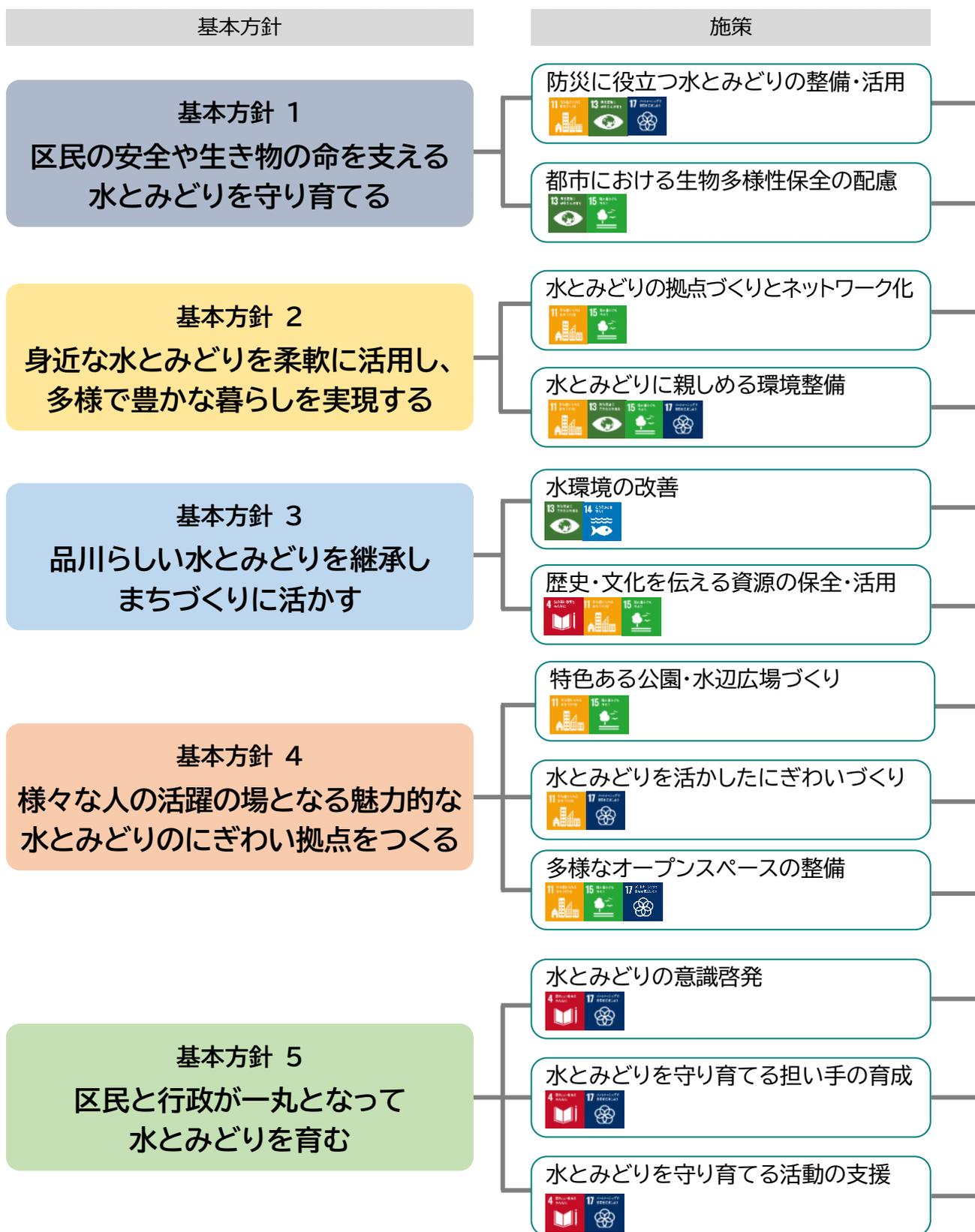


図 緑被率とみどり率の関係（出典：「緑の東京計画」（2000（平成12）年12月、東京都））

【行動計画】

第6章 施策の内容

将来像の実現に向けて取り組むべき施策の体系は以下の通りです。



主な事業		関連する数値目標 (P.74)	
①	①オープンスペース確保と緑化による防災性の向上	みどり①②③	
	②災害に備えた水辺の活用	水③	
	③都市型水害に強いまちづくり	水①	
②	①生物生息空間の保全・再生	水①②	
	②施設のエコアップ	みどり①	
	③継続的な生物生息状況の把握	水②	
	④ヒートアイランド現象の緩和	みどり①②	水①
③	①水とみどりの骨格づくり	みどり①②	水①②
	②水辺を活かしたみどりのネットワークの充実	みどり①②	水①②
④	①緑化の推進	みどり①②③	
	②小スペースを活かしたみどりづくり	みどり①②	
	③グリーンインフラの推進	みどり①	
	④水辺空間の整備・活用	みどり①	水①②③
⑤	①健全な水循環の確保	水①	
	②河川・運河の水質改善	水①②	
⑥	①地域の歴史を伝えるみどりの保全	みどり①②	
	②水とみどりの文化の継承	みどり①②	水①②
	③史跡等の利用促進	みどり①	水①
	④旧東海道品川宿の街並み形成	みどり①②	
⑦	①公園の再整備	みどり①②	
	②水辺広場の活用	水①②	
⑧	①水辺やみどりを活かした観光の推進	みどり①③	水①②③
	②水辺を活かしたまちづくり	みどり①②	水①②③
	③水やみどりのイベントの開催	みどり①	水①②
	④新たなにぎわい創出	水①②③	
	⑤舟運活性化	水①②③	
⑨	①新たなみどりの創出	みどり①③	水①②
	②魅力ある公園づくり	みどり①	
	③様々な手法によるオープンスペースの確保	みどり①②③	
⑩	①普及啓発活動の推進	みどり①	水①②
	②啓発イベントの充実	みどり①②	水①②
	③教育との連携	みどり①	水①②
⑪	①水とみどりの人材の育成	みどり①	
	②ボランティアの人材募集	みどり①	水①
⑫	①水とみどりの活動表彰	みどり①②③	
	②幅広い財源確保	みどり②	
	③活動の支援	みどり①②	
	④区民との協働	みどり①②③	水①②③

1 基本方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる

施策		事業	SDGs メインゴール
(1) 防災に役立つ 水とみどりの 整備・活用	① オープンスペース 確保と緑化に よる防災性の 向上	まちづくり事業との連携	
		防災広場や防災拠点としての公園整備	
		公園緑地の防災機能の向上	
	② 災害に備えた 水辺の活用	災害時の避難や物資経路となる 水運の活用	
		民間事業者との連携強化	
		船着場背後地を含めた 災害時の船着場のネットワーク構築 新規	
		船や船着場を活用した訓練の実施	
	③ 都市型水害に 強いまちづくり	雨水流出抑制対策の推進	
		雨水排水施設の建設	
雨水利用タンクの普及			
(2) 都市における 生物多様性 保全の配慮	① 生物生息空間の 保全・再生	既存干潟・砂浜の保全再生	
		生物生息空間（ビオトープや池）の保全	
		生物多様性地域戦略の検討 新規	
	② 施設のエコアップ	生き物の生息空間に配慮した公園管理	
	③ 継続的な生物 生息状況の把握	生物調査の実施 拡充	
	④ ヒートアイランド 現象の緩和	風の道等の確保 拡充	

(1) 防災に役立つ水とみどりの整備・活用

本区は、まちの防災性の向上が課題となっている内陸部の密集市街地を中心に、オープンスペースの確保を目的とする防災広場の整備や、災害時の利用に配慮した公園整備等に取り組んできましたが、まだ十分とはいえません。また、都市型水害の抑制に向けた雨水浸透施設の設置や、透水面の増加に向けた取り組みは、今後も進めていく必要があります。さらに、災害に備えた水辺の活用が求められます。防災性の向上に役立つ水やみどりは、区民の安全な暮らしを支える上で不可欠であり、積極的な整備・活用を進めます。



防災広場（旗の台東広場）



中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業

① オープンスペース確保と緑化による防災性の向上

まちなかの防災性の向上に向け、まちづくり事業との連携によってオープンスペースの確保を進めます。密集市街地では、公園や広場のない地区もあることから、優先的に防災広場を整備していきます。また、災害時の活動拠点としての公園施設の充実、都和連携した広域避難場所の機能の強化の取り組みを推進します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
まちづくり事業との連携	市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画事業や、大規模開発などの機会を捉えて、防災上役立つ公園や道路、公開空地などの緑地のあるオープンスペースの確保を進めます。また居心地の良い時間を過ごせるサードプレイスとして活用できるように配慮します。	オープンスペースの確保箇所数
防災広場や防災拠点としての公園整備	密集市街地を中心に、災害発生時に避難場所や活動拠点として利用できる広場の整備を進めます。広域避難場所に位置づけられている戸越公園や文庫の森、しながわ区民公園において、防災拠点としての機能の強化・拡充を重視した公園整備を進めます。また、公園が不足している地域に対して、まず密集市街地などの災害時の一時集合場所 ^{いっときしゅうごうばしよ} などとして利用要望が高い地域から優先的に公園や防災広場の整備を進めます。	防災広場の整備箇所数 (1箇所/年)
公園緑地の防災機能の向上	災害時に身近な公園緑地が避難場所や活動拠点としての役割を發揮できるよう、防火貯水槽やかまどとして利用できるベンチ、マンホールトイレ等の設置や火に強い樹木（防火樹）の植栽を進めます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
まちづくり事業との連携	継続			公園課 都市開発課 木密整備推進課 防災課
防災広場や防災拠点としての公園整備	継続			公園課 木密整備推進課 防災課
	39箇所	44箇所	49箇所	
公園緑地の防災機能の向上	継続			公園課



しながわ中央公園



防災施設を設置している公園（庚申公園）

② 災害に備えた水辺の活用

臨海部に位置し、豊富な水辺を持つ本区の特性を活かし、災害時の帰宅困難者や物資の輸送ルートとして水運や水辺を活用できるよう、施設整備や体制づくりを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
災害時の避難や物資経路となる水運の活用	災害時の帰宅困難者や物資の輸送ルートとして、水辺や水運を活用できるよう、近隣自治体や民間事業者等との協働によるルートづくりを検討します。	—
民間事業者との連携強化	災害時の物資輸送や被災者の移動等に、屋形船など民間の水運事業者の船を活用できるよう、防災協定締結等、民間事業者との連携を強化します。	—
船着場背後地を含めた災害時の船着場のネットワーク構築	災害時に陸上交通網が寸断されることなど想定し、船着場背後地を含めた船着場を活用できるよう、ネットワークを構築します。	—
船や船着場を活用した訓練の実施	災害時における物資輸送や被災者の移動など船や船着場を活用した防災訓練を実施します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
災害時の避難や物資経路となる水運の活用	継続			防災課
民間事業者との連携強化	継続			防災課
船着場背後地を含めた災害時の船着場のネットワーク構築	協議・調整			防災課
	計画検討			河川下水道課
船や船着場を活用した訓練の実施	継続			防災課
				河川下水道課



防災船着場
(東品川二丁目防災船着場)



東京都により震災時水上輸送基地に指定されている船着場
(大井ふ頭中央海浜公園)

③ 都市型水害に強いまちづくり

水害の防止や軽減を図るため、下水道能力の増強や、保水・遊水機能の増大を図る取り組みを、都とも連携しながら進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
雨水流出抑制対策の推進	区立学校、区立公園、庁舎、区営住宅、区道等の区有施設において、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水貯留施設等の流出抑制施設の設置を進めるとともに、一般住宅等への設置に対する助成を推進します。	雨水浸透施設設置の助成件数
雨水排水施設の建設	下水道能力増強工事について、引き続き受託事務を積極的に進めるとともに、さらなる浸水対策を都に積極的に働きかけていきます。	—
雨水利用タンクの普及	雨水利用タンク設置を促すため、設置助成を推進します。	雨水利用タンク設置の助成件数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
雨水流出抑制対策の推進	継続			河川下水道課
	4件/年	4件/年	4件/年	
雨水排水施設の建設	継続			河川下水道課
雨水利用タンクの普及	継続			河川下水道課
	14件/年	14件/年	14件/年	



雨水排水施設工事

(2) 都市における生物多様性保全の配慮

みどりや水辺が豊富だったかつての本区では、海辺での海苔とり、子どもたちの虫とりなどの光景がみられ、身近な生き物とのふれあいの場も多く存在しました。高度成長期以降の住宅地をはじめとした施設建設や東京湾の埋め立てなどに伴い、みどりは減少し、直立護岸の水辺がつかれ、今日では生き物の生息・生育の場は、公園緑地など一部の空間に限られ、区民が身近な生き物とふれあえる空間も少なくなっています。今後は、都市における生物多様性保全の配慮について検討を行い、区内に残された貴重な生き物の生息・生育の場の保全・再生を進めることで、身近な生き物とのふれあいの場の確保や、区内の生物多様性の増進に配慮していきます。



干潟（大井ふ頭中央海浜公園）



東品川海上公園の屋上庭園

① 生物生息空間の保全・再生

生物の貴重な生息・生育空間となっている、まとまりのあるみどりを有する公園・緑地や干潟、砂浜などの保全・再生を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
既存干潟・砂浜の保全再生	既存の干潟を保全するとともに、干潟や砂浜の再生を目指します。	—
生物生息空間（ビオトープや池）の保全	生物生息空間の代表例として、公園や学校等の施設内に既存するビオトープや池の保全を推進します。	—
生物多様性地域戦略の検討	緑の保全・創出の取組に加え、生き物の生息・生育環境の維持回復の取組を強化するといった生物多様性地域戦略を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
既存干潟・砂浜の保全再生	継続			河川下水道課
生物生息空間（ビオトープや池）の保全	継続			公園課 教育委員会事務局
生物多様性地域戦略の検討	協議・調整	策定		公園課

② 施設のエコアップ

身近な生き物とのふれあいの場やエコロジカルネットワークを区内に広げていくために、区民や事業者とも連携しながら、生き物の生息・生育空間に配慮した空間づくりを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
生き物の生息空間に配慮した公園管理	昆虫の越冬に配慮した下草の刈り残しや、樹林内の照度確保のための枝打ち・間伐など、生き物の生息に配慮した公園の維持管理を進めます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
生き物の生息空間に配慮した公園管理	継続			公園課

③ 継続的な生物生息状況の把握

生物の生息空間の保全・再生に役立つ基礎情報を得るとともに、区民が身近な水やみどりの環境について知る場を提供することを目的として、身近な生き物調査を実施します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
生物調査の実施	都市部の地域特性を生かした、人と生物や自然との関わりなど、区内の生物多様性の保全につながり、かつ区民が身近な水やみどりの環境について情報を得るために、隔年に一度の生物調査を実施します。	生物調査の実施回数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
生物調査の実施	調整	実施		公園課
	—	1回	2回	河川下水道課



生物調査の様子（魚類）



生物調査の様子（昆虫）

④ ヒートアイランド現象の緩和

地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながるよう、「風の道」の形成を図るため、東京湾からの冷気を河川・運河などを通して都市部に取り込みます。また緑陰の確保にもつながるよう街路樹の充実を図ります。

■主な事業

事業	内容	指標
風の道等の確保	河川や運河の遊歩道や街路樹の保全を進めるなどし、海からの冷気を持った風がまちに流れる「風の道」の形成を図ります。また、ヒートアイランド現象の緩和につながるよう、雨水浸透対策や沿道における屋上緑化、壁面緑化等による緑化を推進します。	—

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
風の道等の確保	継続			公園課 河川下水道課



商業施設の壁面緑化（大井）



風の道を形成する街路樹（大崎）

■コラム 風の道とは

冷たい空気のためる海や山、緑地等からの風を、街中に導く連続した空間のことを「風の道」といいます。風の道を通して冷たい空気が街中に取り込まれることで、都市部の気温が高くなるヒートアイランド現象の対策として注目されています。

本区では、例えば目黒川からの風を効果的に街中に取り込むために、建物の形状や配置に配慮したり、みどりの多い沿道や道路、オープンスペース等の配置を工夫することが重要になります。



目黒川からの風の取り込みイメージ（出典：大崎駅周辺地域における環境配慮ガイドライン）

2 基本方針2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する

施策		事業	SDGs メインゴール
(1) 水とみどりの 拠点づくりと ネットワーク化	① 水とみどりの 骨格づくり	河川や運河の緑化推進	
		保存樹木・保存樹林の指定など まとまりのある樹林地の保全	
	② 水辺を活かした みどりの ネットワークの 充実	水辺の散歩道整備	
		天王洲・京浜・勝島運河等の回遊性向上 みどりのみちの整備、道路沿いの 街路樹の保全	
		公園内における使いやすい ランニングステーション整備 新規	
(2) 水とみどりに 親しめる 環境整備	① 緑化の推進	民有地緑化制度の見直し、充実 拡充	
		開発事業者による広域的な緑の 保全・創出	
		公共施設の緑化推進	
		みどりのモデル地区の指定 拡充	
		都市公園の整備	
	② 小スペースを活か したみどりづくり	マイガーデンの運営	
		街角花壇の維持管理の推進	
	③ グリーンインフラの 推進	グリーンインフラに関する計画策定 新規	
	④ 水辺空間の 整備・活用	水際空間の開放	
		釣りのできる空間整備	
		水辺の活動がしやすい環境づくり	
		船着場の活用	
		京浜運河沿いの景観性向上 新規	
公園の池や湧水地を活用した空間整備			

(1) 水とみどりの拠点づくりとネットワーク化

本区の水とみどりの骨格となっている河川や運河は、都市の環境改善に寄与し、広域的な環境を支える資源となっているため、水とみどりの拠点として活用されることが期待されています。また、台地の斜面に残されたみどりや旧東海道周辺の寺社林は、都の南北崖線軸の一部として保全するとともに、南北方向のみどりの軸としてつないでいくネットワーク化が求められています。



目黒川沿いの街路樹



目黒川の護岸緑化（大崎）

① 水とみどりの骨格づくり

水とみどりの厚みのある軸の形成に向け、河川や運河の護岸の緑化や街路樹の整備を進めるとともに、まとまりのある樹林地については、保全を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
河川や運河の緑化推進	目黒川や立会川、運河の護岸にツタなどの緑化を推進するとともに、河川や運河沿いの道路、歩道の街路樹の整備を進めます。	—
保存樹木・保存樹林の指定などまとまりのある樹林地の保全	区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、「品川区みどりの条例」に基づき、所有者の同意を得て、保存樹木の新規指定を進め、基本剪定や害虫駆除などの維持管理の一部を区が実施することで、所有者の維持管理への負担を軽減します。また、現在指定されている保存樹林等のまとまりのある樹林地の保全を進めます。	保存樹木の指定件数 (保存樹木 282 本 保存樹林 21 箇所を維持)

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
河川や運河の緑化推進	継続			公園課 道路課 河川下水道課
保存樹木・保存樹林の指定など まとまりのある樹林地の保全	継続			公園課
	保存樹木 282 本 保存樹林 21 箇所	保存樹木 282 本 保存樹林 21 箇所	保存樹木 282 本 保存樹林 21 箇所	

② 水辺を活かしたみどりのネットワークの充実

区内に張り巡らされた幹線道路のみどりや緑道、水辺の散歩道の整備を通して、沿道の景観向上や、快適な歩行空間の形成、避難路の確保や安全性の向上など、「みどりのみち」としての機能強化を図るとともに、「水のみち」との間で連続性の確保や連携強化を推進し、区内の水とみどりのネットワークの充実を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水辺の散歩道整備	水辺で親しめるよう、目黒川沿道の散歩道整備や目黒川護岸の高欄のデザイン化やツタなどによる護岸緑化など景観性向上を図ります。また、水辺に沿った散歩道の整備により、区民が水辺を身近に感じることのできる環境を創出するとともに、水辺とみどりの連続性を強化しネットワーク機能の充実を進めます。	—
天王洲・京浜・勝島運河等の回遊性向上	運河等の回遊性を向上させるため、天王洲水辺広場の拡張や勝島運河における人道橋等の検討を行い、整備します。	—
みどりのみちの整備、道路沿いの街路樹の保全	区民にとって身近で安全な歩行空間や、健康増進の場、憩いの場となるみどりのみちの整備を進めます。また、道路沿いの街路樹の植栽を進めるとともに、適正な維持管理を行い、広がりと厚みをもったみどり豊かな街なみと美しい景観づくりを進めます。	—
公園内における使いやすいランニングステーション整備	健康増進の場、憩いの場としてだけでなく、身近に利用しやすい公園にするために、公園内にランニングステーションの整備を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水辺の散歩道整備	継続			道路課 河川下水道課
天王洲・京浜・勝島運河等の回遊性向上	継続			河川下水道課 都市計画課 道路課
みどりのみちの整備、道路沿いの街路樹の保全	継続			公園課 道路課
公園内における使いやすいランニングステーション整備	検討・整備	運用		公園課

(2) 水とみどりに親しめる環境整備

人口が集積し市街化が進んだ本区では、道路・河川沿いの並木や緑道、住宅の庭木や路地裏のみどり、屋上緑地など、様々なスペースに暮らしに彩りを与えるみどりが点在し、区民に楽しられています。また、開発に伴う緑化により、みどりに親しめる良好な環境が創出されている場所もあります。さらに、河川や運河沿いの水辺は、ボートやカヌーなどの活動を楽しむ場として利用されていますが、今後は水や生き物とのふれあいの場としても期待されます。本区ではこれまでも、並木や緑道の整備、緑化推進などに取り組んできましたが、緑化余地が少なく、身近に親しめるみどりが十分とはいえない地域も多く存在しています。また、親水公園や運河沿いの遊歩道の整備、船着場の設置など、水辺空間の整備も進められているものの、水辺空間が区民にとって身近な存在になっているとは言えない状況です。

今後も多様なスペースを活かし、様々な機会を捉えて、まちの環境改善や防災、景観、レクリエーションなど多様な視点から、区民が身近に親しめる水とみどりの充実を図ります。

① 緑化の推進

区全域を緑化重点地区に指定するとともに、民有地緑化制度の充実等を通して、公有地・民有地問わず、まちなかの様々なスペースを利用し、地域をあげて緑化推進に取り組むことで、水とみどりのネットワークの形成を進めるとともに、広がりと厚みをもった水とみどり豊かな都市空間を形成します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
民有地緑化制度の見直し、充実	減少傾向にある民有地のみどりを保全するため、「民有地緑化制度」の内容見直しについて検討し、必要に応じて「緑化の手引き」などの関連書の見直しも検討します。 また、建築行為を行う事業者に対し緑化を義務付ける緑化指導について、より効果的な緑化となるよう、緑化指導の内容等を検討するとともに、地域特性を活かした樹種選びなど適正な指導を進めます。	緑化指導件数 (緑化指導対象のうち、緑化基準値以上の計画を実施した件数の割合)
開発事業者による広域的な緑の保全・創出	市街地再開発事業等に携わる開発事業者に対して、再開発区域内に広域的なみどり(公開空地、広場等)の保全・創出、適正な管理を図れるよう調整を図ります。	再開発事業における緑の創出件数
公共施設の緑化推進	学校や庁舎などの公共施設において、民有地緑化のモデルとなるような緑化を進めます。また、公共用地において緑化可能な敷地について調査し、今後の緑化につなげます。	—
みどりのモデル地区の指定	町会等の区域において、みどりの保護および育成を積極的に推進するため、東京都都市緑化基金等を活用し、区域一帯をみどりの保全地区又は推進地区として指定します。	みどりのモデル地区の指定件数 (3年間で1件(予定))
都市公園の整備	区内全域の緑化推進を図る上で、重要な要素の一つである都市公園の整備を継続して推進する。	都市公園の整備箇所数(10年間で3箇所(予定))

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
民有地緑化制度の見直し、充実	継続			公園課
	90%	95%	100%	
開発事業者による 広域的な緑の保全・創出	継続			公園課 都市開発課
公共施設の緑化推進	継続			公園課
みどりのモデル地区の指定	継続			公園課
	1件	2件	2件	
都市公園の整備	継続			公園課
	149箇所	150箇所	152箇所	

②小スペースを活かしたみどりづくり

密集市街地など緑化するための空間の余地が少ない地域においては、遊休地や路地裏、街角の花壇等の限られたスペースを活用し、区民が憩えるみどりづくりを推進します。

■主な事業

事業	内容	指標
マイガーデンの運営	区内の遊休地や公共空間を活用して、区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しむマイガーデン（区民農園）の設置を進めます。	—
街角花壇の維持管理の推進	区民が暮らしの中で四季折々の花やみどりを感じられるよう、多くの区民が行き交う駅前などの街角に設置した花壇の維持管理を推進します。	—

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
マイガーデンの運営	継続			公園課
街角花壇の維持管理の推進	継続			公園課



区民農園マイガーデン南大井



街角花壇

③ グリーンインフラの推進

今日の社会情勢が目まぐるしく変化する中、人が自然とより深く関わることのできる安全で水とみどりの豊かな環境で健康に暮らすことが求められます。また、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、人口減少・少子高齢化の進展に伴う空き地（低未利用地）の増加といった様々な社会問題を解決する手法の一つとして、「グリーンインフラ」を推進します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
グリーンインフラに関する計画策定	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境（水、みどり、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを目指すために、グリーンインフラに関する計画を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
グリーンインフラに関する計画策定	事前調査	運用		公園課



グリーンインフラの効果例
(出典：国土交通省)



レインガーデン※の事例
(出典：グリーンインフラの事例（国土交通省）)

④ 水辺空間の整備・活用

区内に存在する長い水際線を活かし、地域主導で実施されているカヌーや SUP 等の水上アクティビティに触れる機会を増やすため、活動拠点などの環境整備や区民が暮らしの中で豊かな水辺を実感できるよう、水や生き物とのふれあいの場づくりを進めます。

また、防災、レクリエーションなど多様な視点から水辺空間の整備・活用を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水際空間の開放	東品川四丁目など沿岸部で再開発等の事業を実施する際には、水際線側に公開空地を確保し、一般公開するよう誘導するとともに、沿岸部に公共施設等を整備・改修する際には、水際空間の一般開放を促進するよう調整を図ります。	—
釣りのできる空間整備	京浜運河沿い等において、区民が利用できるよう釣り場の整備を検討します。	—
水辺の活動がしやすい環境づくり	カヌーやボートなど水辺の活動しやすい環境づくり向け、水辺の活動のルール作りや、ボートハウス等の水辺の休憩施設の設置による活動拠点の整備を目指します。	—
船着場の活用	五反田船着場などの区有船着場を、防災だけでなく観光や日常利用の観点からも有効に活用していきます。	年間利用回数
京浜運河沿いの景観性向上	陸側からの水辺景観だけでなく、運河からも景観を楽しめるよう、民間事業者等と連携し、京浜運河沿いの緑化等、景観性向上を検討します。	—
公園の池や湧水地を活用した空間整備	区民が身近に感じられる水とみどりをはじめとした自然環境の場として、公園内の池や湧水地を活用した空間整備を推進します。	—

■ 事業スケジュール

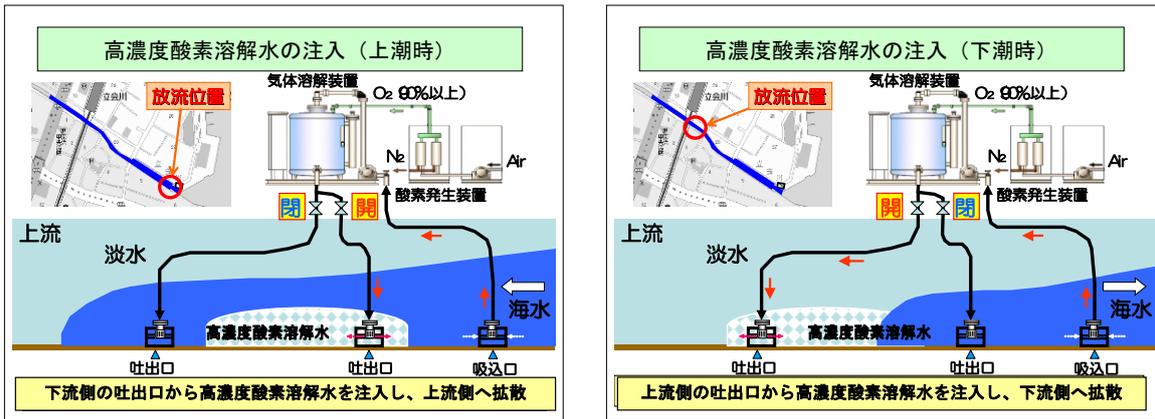
事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水際空間の開放	継続			河川下水道課 都市開発課
釣りのできる空間整備	事前調査	計画検討		河川下水道課 公園課
水辺の活動がしやすい環境づくり	継続			河川下水道課
船着場の活用	継続			河川下水道課 文化観光課
	150回	300回	450回	
京浜運河沿いの景観性向上	協議・調整	計画検討		河川下水道課 公園課
公園の池や湧水地を活用した空間整備	継続			公園課 河川下水道課

3 基本方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

施策		事業	SDGs メインゴール
(1) 水環境の改善	① 健全な水循環の確保	雨水流出抑制対策の推進（再掲）	
		雨水利用タンクの普及（再掲）	
	② 河川・運河の水質改善	目黒川、立会川、勝島運河の水質改善	
		水質調査・浚渫の実施	
開発の機会を捉えた合流改善対策 新規			
(2) 歴史・文化を伝える資源の保全・活用	① 地域の歴史を伝えるみどりの保全	保存樹木・保存樹林の指定など まとまりのある樹林地の保全（再掲）	
		住宅地等のみどりの保全 拡充	
		都市開発諸制度を活用した 崖線の緑の保全・再生	
	② 水とみどりの文化の継承	農の文化の伝承	
		歴史や文化を伝える 水辺や花の名所づくり	
		内陸部の池・湧水の保全再生	
	③ 史跡等の公園利用の促進	史跡等の利用促進	
	④ 旧東海道品川宿の街並み形成	街道松のある街並みの形成	

(1) 水環境の改善

本区の河川や運河は、高度成長期以降の大量の生活排水の流入などにより、水質の悪化が進みましたが、その後の公共下水道整備の進展とともに改善されてきました。近年では、目黒川への高度処理水の導水や、立会川への地下水の導水等の取り組みにより改善され、環境基準は満たしています。しかし、一定の降雨があると下水が河川に流入し、臭気や白濁の原因になっていることから、人がふれあい親しめる水環境をつくるためには、さらなる水質の改善に取り組んでいく必要があります。今後も、近隣自治体や東京都とも連携しながら、より効果的な水質改善方策を実施することにより、人がふれあい生き物が生息できる、豊かな水環境の実現を目指します。



高濃度酸素溶解水イメージ

① 健全な水循環の確保

健全な水循環を確保するとともに、都市型水害への対策にもつながる、地下への雨水浸透を促進するための取り組みを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
雨水流出抑制対策の推進 (再掲)	区立学校、区立公園、庁舎、区営住宅、区道等の区有施設において、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水貯留施設等の流出抑制施設の設置を進めるとともに、一般住宅等への設置に対する助成を推進します。	雨水浸透施設設置の助成件数
雨水利用タンクの普及 (再掲)	雨水浸透施設設置や雨水利用タンク設置を促すため、設置助成を推進します。	雨水利用タンク設置の助成件数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
雨水流出抑制対策の推進 (再掲)	継続			河川下水道課
	4件/年	4件/年	4件/年	
雨水利用タンクの普及 (再掲)	継続			河川下水道課
	14件/年	14年/年	14年/年	

② 河川・運河の水質改善

区民と水とのふれあいを回復するため、水環境の改善策の一環として、河川や 運河の水質改善を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
目黒川、立会川、勝島運河の水質改善	<p>目黒川では、城南河川清流復活事業における高度処理水の放流を継続するなど、水とみどりの将来イメージで掲げた目標実現に向け、東京都と連携し、目黒川の水質改善に取り組んでいきます。</p> <p>立会川では、現在行っている地下水の導水を継続するとともに、流入する下水の量を減らすための立会川雨水放流管整備事業を、東京都と連携を図って進めています。また、完成までの間の白濁・臭気抑制策として、貧酸素化している低層部に高濃度酸素溶解水を供給して水質改善を図ります。</p> <p>勝島運河では、下水が勝島運河へ放流されるのを防ぐため、下水を一時的に貯留する施設を設置しています。また、しながわ区民公園内にある潮通し管や新たな水質改善の検討など、東京都や他区と連携して、水質改善に取り組んでいきます。</p>	—
水質調査・浚渫の実施	これまで継続的に実施してきた目黒川における水質調査や河床に堆積した汚泥等の浚渫を行うとともに、立会川においても、水質調査や汚泥等の浚渫を実施していきます。	水質の基準評価
開発の機会を捉えた合流改善対策	道路や宅地など一団敷地が再整備される再開発事業等においては、大雨時にごみ等が混ざった汚水が河川や運河などへ流れ出ないように、汚水管と雨水管を分ける部分分流化を進めていきます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
目黒川、立会川、勝島運河の水質改善	継続			河川下水道課
水質調査・浚渫の実施	継続			河川下水道課
	基準値内	基準値内	基準値内	
開発の機会を捉えた合流改善対策	再開発事業者との連携			河川下水道課 都市開発課

(2) 歴史・文化を伝える資源の保全・活用

区内にわずかながら残された樹林地や、寺社の境内に残された大木などは、本区の成り立ちや歴史を伝える貴重な資源であると同時に、まちの景観に風格を与え、地域のランドマークとなっています。また、品川用水や品川海苔の養殖、江戸野菜の栽培の歴史などは、現在は失われたものの、後世に伝えていきたい水やみどりの歴史や文化といえます。区ではこれまでも保存樹木の指定や、名木等の天然記念物への指定などを通して、歴史あるみどりの保全に取り組んできました。今後は、歴史的・文化的に価値のある水やみどりの資源を、区民共有の財産として、さらなる保全策を進めるとともに、積極的な活用や情報提供を通して、保全に向けた区民への意識啓発を図り、後世に伝える取り組みを進めます。



鹿嶋神社の保存樹林



光福寺の湧水

① 地域の歴史を伝えるみどりの保全

保存樹木の指定や、緑化指導時における既存樹木の保全等により寺社林をはじめとした区内に残された歴史あるみどりの保全を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
保存樹木・保存樹林の指定などまとまりのある樹林地の保全（再掲）	区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、「品川区みどりの条例」に基づき、所有者の同意を得て、保存樹木の新規指定を進め、基本剪定や害虫駆除などの維持管理の一部を区が実施することで、所有者の維持管理への負担を軽減します。また、現在指定されている保存樹林等のまとまりのある樹林地の保全を進めます。	保存樹木の指定件数 (保存樹木 282 本 保存樹林 21 箇所を維持)
住宅地等のみどりの保全	住宅地に残された貴重なみどりの保全するため、緑化指導によって既存樹木の保全を行うとともに、植栽時には生物多様性に配慮し、在来種を選定するように指導を行います。	緑化指導対象のうち、緑化基準値以上の計画を実施した件数の割合
都市開発諸制度を活用した崖線の緑の保全・再生	民間開発事業者に対して、都市開発諸制度を活用した骨格的な緑である崖線の保全・再生を推進するよう調整を図ります。	—

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
保存樹木・保存樹林の指定など まとまりのある樹林地の保全（再掲）	継続			公園課
	保存樹木 282本 保存樹林 21箇所	保存樹木 282本 保存樹林 21箇所	保存樹木 282本 保存樹林 21箇所	
住宅地等のみどりの保全	継続			公園課
	90%	95%	100%	
都市開発諸制度を活用した 崖線の緑の保全・再生	継続			公園課 都市開発課

②水とみどりの文化の継承

品川海苔の養殖に代表される漁業文化や、品川カブ・戸越の筍などの江戸野菜栽培の文化、かつては盛んだった花卉栽培の文化など、水やみどりに関する本区独自の歴史・文化を伝える取り組みを進めます。

■主な事業

事業	内容	指標
農の文化の伝承	かつて区内で栽培されていた江戸野菜の復活に向けて、マイガーデンなどでの栽培、学校給食での活用などを通じて、品川の農の文化を広くPRしていきます。	—
歴史や文化を伝える水辺や花の名所づくり	御殿山での花見の文化や、花卉栽培が盛んだった本区の文化を伝えるため、こうした歴史や文化を象徴する桜などの植栽を誘導・促進します。	—
内陸部の池・湧水の保全再生	区内の数少ない湧水を保全するとともに、公園改修に併せた湧水の活用を検討し、整備していきます。	—

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
農の文化の伝承	継続			公園課
歴史や文化を伝える 水辺や花の名所づくり	継続			公園課
内陸部の池・湧水の保全再生	継続			河川下水道課 公園課

③ 史跡等の公園利用の促進

国指定史跡である大森貝塚や、区指定の天然記念物となっている名木、かつての品川用水等の水路敷など、史跡としての価値ある水やみどりの資源を顕在化し、活用する取り組みを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
史跡等の利用促進	水やみどりに関する史跡など、歴史的価値のある資源を保全するための景観・環境整備を進めるとともに、サイン等による歴史情報の提供を進め利用を促進します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
史跡等の利用促進	継続			公園課 文化観光課 教育委員会事務局



かつての品川浦の生活を伝えるサイン

④ 旧東海道品川宿の街並み形成

かつての宿場町の歴史を伝える旧東海道品川宿の街並みや、目黒川沿いの桜並木、勝島運河沿いの「しながわ花海道」、水辺の親水公園や遊歩道、開放感溢れる海や運河の眺望などは、品川の景観を特徴づける貴重な資源となっています。区の景観計画の中でも、旧東海道における歴史を継承する魅力ある景観形成や、水辺空間を活かした個性ある街並み景観づくりが重要とされており、広域的な視点からは、東京の表玄関として、魅力ある景観づくりが求められています。

本区ではこれまでも、旧東海道品川宿地区における景観まちづくりへの支援や、水辺空間における景観づくりなどに取り組んできました。今後もこうした取り組みを通じて、より一層の魅力向上を図っていくことが求められており、旧東海道品川宿や水辺空間など、水とみどりを活かし、品川を特徴づける景観づくりに取り組みます。また、旧東海道品川宿地区において、旧東海道一番目の宿場町として栄えた品川宿の歴史を感じさせる魅力ある景観形成を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
街道松のある街並みの形成	旧東海道のシンボルである街道松を沿道に植栽することにより、沿道の景観の魅力を高める。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
街道松のある街並みの形成	継続			公園課 都市計画課



旧東海道周辺に植樹された松（左：街道松の広場、右：聖跡公園）

4 基本方針4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりの賑わい拠点をつくる

施策		事業	SDGs メインゴール
(1) 特色ある 公園・水辺 広場づくり	① 公園の再整備	しながわ区民公園の再整備	
		林試の森公園の新規事業化（東京都） 新規	
	② 水辺広場の活用	環境学習交流施設と連携した戸越公園の再整備 新規	
(2) 水とみどりを 活かした にぎわいづく り	① 水辺やみどりを 活かした観光の 推進	運河ルネサンスとの連携	
		みどころをつなぐ船の運航	
	② 水辺を活かした まちづくり	水際での交流空間の形成	
		地域ぐるみでの水辺の名所づくり	
		地域と連携した船着場・護岸の修景	
		水辺に顔を向けた建物の指導	
	③ 水やみどりの イベントの開催	水辺のイベントの開催促進	
		公園におけるイベントの充実	
	④ 新たなにぎわい 創出	水辺観光マップの作成 新規	
		運河ルネサンスとの連携（再掲）	
	⑤ 舟運活性化	舟運通勤、船とシェアサイクルの活用、 自転車も乗船可能な船の検討 新規	
		屋形船や船着場の活用 新規	
		船着場までのわかりやすい案内誘導の実施 新規	
		舟運における東京都や他区との連携	
		みどころをつなぐ船の運航（再掲） 施設のバリアフリー化	
(3) 多様な オープン スペースの 整備	① 新たなみどころの 創出	Park-PFI [※] の推進 新規	
		しながわ水族館の活用	
		新たな生活様式への対応 新規	
	② 魅力ある公園 づくり	公園・児童遊園の改修	
		子どもたちのアイデアを活かした公園づくり	
	③ 様々な手法に よるオープン スペースの確保	新たな手法によるオープンスペースの確保	
		まちづくり事業との連携（再掲）	

(1) 特色ある公園・水辺広場づくり

区内には、戸越公園、しながわ区民公園、五反田ふれあい水辺広場、文庫の森、池田山公園など、特色のある公園やオープンスペースがあります。これらの中には、施設の改修や時代のニーズに合わせた再整備が必要とされているものや、より積極的な活用が望まれているものもあります。こうした公園の整備・活用などをさらに進めることで、住民のレクリエーションや憩いの場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、より魅力ある公園としていきます。



しながわ区民公園



戸越公園環境学習交流施設

① 公園の再整備

区内の各公園において、生物の生息空間や防災拠点としての機能を充実させ、かつ区民が水とみどりに親しめる空間としての活用を進めるために、再整備を行います。

■ 主な事業

事業	内容	指標
しながわ区民公園の再整備	しながわ区民公園の北側については、鳥や昆虫など生物の生息空間に配慮した整備とともに、災害時の防災拠点機能の充実に向けた整備を行います。	—
林試の森公園の新規事業化（東京都）	新たに拡張する区域については、防災機能の強化・充実、自然と親しむみどりの拠点づくり及び周辺のまちづくりやコミュニティ形成に寄与する公園の整備を行います。 ※東京都公園審議会（令和2年3月4日）答申による。	—
環境学習交流施設と連携した戸越公園の再整備	戸越公園の環境を楽しみながら学習することと、区民をはじめ公園利用者の憩いと交流につながることを目的とした環境学習交流施設の新設に伴い、戸越公園の再整備を実施します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
しながわ区民公園の再整備	整備（予定）			公園課
林試の森公園の新規事業化（東京都）	整備（予定）		東京都
環境学習交流施設と連携した戸越公園の再整備	整備（予定）			公園課 環境課

② 水辺広場の活用

水辺に親しんでもらうよう、水辺のオープンスペースや公園等を活かし、地元や事業者、NPO、地域の商店街が主体となったイベント実施、オープンカフェ、ケータリング等の商業・飲食サービスの充実等を促進し、水辺空間をより一層の活用し、居心地の良い空間づくりを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
五反田ふれあい水辺広場の活用	目黒川における活動の拠点として活用できるような機能確保に向けた調整を行うとともに、河川敷地占用許可準則の緩和等を活用した、地元によるにぎわいづくりの活動を進めます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
五反田ふれあい水辺広場の活用	継続			河川下水道課



イベントチラシ



地元を主体としたクリスマスイベント

(2) 水とみどりを活かしたにぎわいづくり

区内には、史実に登場する名所旧跡や歴史にゆかりのある公園緑地、水辺の空間など魅力的な資源があり、イベントや住民活動等を通じて、都市のにぎわいを生み出しています。こうした資源は、都市型観光推進の視点からも、積極的な活用が期待されています。また、羽田空港の国際化に伴い、本区の臨海部を含めた水辺一帯は、東京の表玄関として、新たなにぎわいを創出していくことが求められています。

これらの資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンスなどと連携した水辺活用の取り組みを推進することで、まちのにぎわいづくりを進めます。

① 水辺やみどりを活かした観光の推進

水辺やみどりを活かした観光の推進に向け、地域住民と連携した名所づくりや、ロケ地や撮影スポットとしての水辺や公園の紹介、規制緩和による民間事業者の取り組みの促進などを進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
運河ルネサンスとの連携	「運河ルネサンス推進地区」に指定されている「品川浦・天王洲地区」および「勝島・浜川・鮫洲地区」の両協議会と連携しながら、それぞれの活動を支援し、水辺観光の推進や、水辺のにぎわいづくりに取り組みます。	—
みどころをつなぐ船の運航	河川や運河を利用して、区内のみどころをつなぐ船舶の運航を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
運河ルネサンスとの連携	継続			河川下水道課 文化観光課
みどころをつなぐ船の運航	継続			河川下水道課 文化観光課

② 水辺を活かしたまちづくり

河川や運河沿いの水辺空間において、交流空間の形成や季節感の創出など、水辺に向けて開いたまちの整備を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水際での交流空間の形成	品川浦・天王洲や勝島運河の水際において、憩い、散策、休憩、観賞などの機能を持った空間形成を進めるとともに、地域交流の場としての活用を進めます。	—
地域ぐるみでの水辺の名所づくり	花の名所となっている「しながわ花海道」の取り組みを推進するとともに、新たな水辺の名所づくりに向け、地域ぐるみの水辺の活動を支援します。	—
地域と連携した船着場・護岸の修景	水辺のにぎわい創出や舟運活性化を目的とし、橋梁等のライトアップを充実するとともに、ライトアップ等の演出を河川沿いの民間施設にも波及させ、夜間の魅力ある拠点の創出を図ります。また、区有船着場の装飾や目黒川の護岸緑化など景観の向上を図ります。	—
水辺に顔を向けた建物の指導	水辺沿いの建物の建替えや開発の機会を捉え、広場や店舗の水辺側への配置、水際や水上からの視点の配慮、水辺を活かした開放感のある景観の形成など、水辺に顔を向けた建築物の立地誘導を図り、水辺を意識したまちづくりを促進します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水際での交流空間の形成	継続			河川下水道課
地域ぐるみでの水辺の名所づくり	継続			公園課
地域と連携した船着場・護岸の修景	継続			河川下水道課
水辺に顔を向けた建物の指導	継続			都市計画課



しながわ花海道での植栽活動の様子



ライトアップの様子（アイル橋）

③ 水やみどりのイベントの開催

水やみどりに関するイベントを推進することで、多くの人が水やみどりに親しみ、楽しめる機会を充実させ、水辺や公園の活性化や、交流空間としての魅力向上を推進します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水辺のイベントの開催促進	運河ルネサンス協議会などのまちづくり組織が実施する水辺イベントを支援することで、水辺でのイベントの開催促進を図ります。	—
公園におけるイベントの充実	公園やみどりをテーマにした、区民による多様なイベントを支援することで、公園におけるイベントの充実を図ります。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水辺のイベントの開催促進	継続			河川下水道課 文化観光課
公園におけるイベントの充実	継続			公園課

④ 新たなにぎわい創出

まちづくり協議会と連携し、水辺でのイベントを実施するなど、本区の特徴である水辺を有効に活用し、水辺のにぎわいを創出します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水辺観光マップの作成	区内の水辺のライトアップ状況や各種水辺でのイベントの情報など、「水辺」に特化した観光マップを作成します。(新しい情報が入り次第更新します)	—
運河ルネサンスとの連携(再掲)	「運河ルネサンス推進地区」に指定されている「品川浦・天王洲地区」および「勝島・浜川・鮫洲地区」の両協議会と連携しながら、それぞれの活動を支援し、水辺観光の推進や、水辺のにぎわいづくりに取り組みます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水辺観光マップの作成	随時更新			文化観光課
運河ルネサンスとの連携(再掲)	継続			河川下水道課 文化観光課

⑤ 舟運活性化

観光による船の利用だけでなく、区内の水辺を回遊し、地域の通勤・通学等にも活用できよう、交通手段としての新たな船の活用や船着場までの案内誘導の充実を図ります。多くの人に水辺を身近に感じてもらえるよう、民間で実施されている屋形船やつり船等、水辺を楽しむ機会をより充実していくなど、舟運活性化を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
舟運通勤、船とシェアサイクルの活用、自転車も乗船可能な船の検討	船着場を活用した船による通勤の社会実験を行い、出勤・退勤時間の交通手段としての有効性を検証します。また、交通手段としての船の活用と併せて、その他移動手段であるシェアサイクルや自転車等の活用も踏まえた検討を行います。	—
屋形船や船着場の活用	イベント時等の移動手段として、船着場や屋形船の活用を検討します。	—
船着場までのわかりやすい案内誘導の実施	船着場までの案内誘導の充実を図り、船着場を観光拠点・防災拠点として広く周知、活用していくことを目的として、船着場の案内サインを整備します。	各船着場での整備状況
舟運における東京都や他区との連携	東京都と連携する舟運通勤社会実験など、舟運事業においては、東京都をはじめ、他区と連携し、舟運活性化を図ります。また、区有の船着場等の活用と併せて、東京都の船の新たな拠点である「国際クルーズターミナル」の活用を検討します。	—
みどころをつなぐ船の運航（再掲）	河川や運河を利用して、区内のみどころをつなぐ船舶の運航を検討します。	—
施設のバリアフリー化	舟運活性化を目的に船着場等のバリアフリー化を推進します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
舟運通勤、船とシェアサイクルの活用、 自転車も乗船可能な船の検討	協議・調整	計画検討		河川下水道課
屋形船や船着場の活用	協議・調整	計画検討		河川下水道課
船着場までのわかりやすい 案内誘導の実施	整備			河川下水道課
	整備中	完了		
舟運における東京都や他区との連携	継続			河川下水道課
みどころをつなぐ船の運航（再掲）	継続			河川下水道課 文化観光課
施設のバリアフリー化	継続			河川下水道課

(3) 多様なオープンスペースの確保

まちづくり事業と連携するなど、様々な機会を捉えて多様なオープンスペースの確保を図ります。
 新型コロナ危機を契機とし、新しい生活様式の定着が進むことで、水とみどりなどのオープンスペースの重要度はこれまで以上に高まっています。生活様式の変化にも対応できるよう、地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用できるオープンスペースの確保を図ります。

① 新たなみどりの創出

官民連携により本区の新たなみどりを創出し、地域全体のにぎわいづくりにつなげていきます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
Park-PFI の推進	都市公園の魅力を引き出すため、民間事業者と連携し、飲食店、売店などの便益施設からの収益を公園の整備・改修などへ活用する Park-PFI 制度の導入を検討し、推進します。	—
しながわ水族館の活用	しながわ区民公園の中にある水族館として、かつ「勝島の海」という水辺空間を有しているため、区民だけでなく観光客にも親しめる水とみどりの一大拠点となるように活用を検討します。	—
新たな生活様式への対応	新型コロナ危機を契機としたテレワーク・リモートワークの拡大など、新たな生活様式が定着することで生まれる地域のニーズに柔軟に対応するため、公園などのオープンスペースに Wi-Fi の整備やベンチ等を整備します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
Park-PFI の推進	計画検討	整備	運用	公園課
しながわ水族館の活用	継続			公園課
新たな生活様式への対応	継続			公園課



Park-PFI のイメージ (出典：公募設置管理制度 (Park-PFI) について (国土交通省))



しながわ水族館

② 魅力ある公園づくり

子どもからお年寄りまで、地域の人に愛され、利用される魅力ある公園づくりを進めるため、地域住民のライフスタイルに応じた公園の機能の充実を進めます。また、子どもを含めた住民のニーズを公園づくりに的確に反映していくため、区民参加による公園づくりに取り組みます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
公園・児童遊園の改修	既存の公園や児童遊園のうち、老朽化の進んだものを中心として、公園長寿命化計画に基づき施設の改修やリニューアルを進めます。その際には、バリアフリーやユニバーサルデザイン、生物多様性への配慮など、地域住民のニーズや時代の要請に即した機能の見直しを行います。	公園・児童遊園の改修箇所数
子どもたちのアイデアを活かした公園づくり	ワークショップなど多様な手法を通して、子どもも含めた住民のアイデアや公園へのニーズを計画に反映させることで、魅力ある公園づくりを進めます。	公園の整備箇所数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
公園・児童遊園の改修	継続			公園課
	7箇所/年	9箇所/年	9箇所/年	
子どもたちのアイデアを活かした公園づくり	継続			公園課
	5箇所	5箇所	6箇所	



ワークショップの様子



改修が行われた公園

③ 様々な手法によるオープンスペースの確保

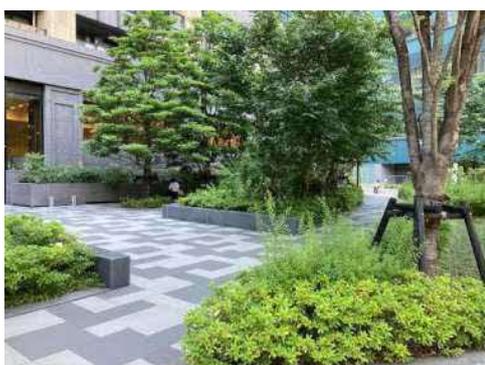
市街地におけるオープンスペースの確保に向け、新たな制度の活用や、他の事業との連携、民間の力の活用など、多様な手法を活用した公園・緑地の整備を進め、居心地の良い時間を過ごせるサードプレイスとして区民に積極的に活用してもらえるような取組を推進します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
新たな手法によるオープンスペースの確保	借地公園や民設公園、市民緑地認定制度など、新たな手法を活用した公園やオープンスペースの整備を進めます。	—
まちづくり事業との連携（再掲）	市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画事業や、大規模開発などの機会を捉えて、防災上役立つ公園や道路、公開空地などの緑地のあるオープンスペースの確保を進めます。また居心地の良い時間を過ごせるサードプレイスとして活用できるように配慮します。	オープンスペースの確保箇所数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
新たな手法による オープンスペースの確保	継続			公園課
まちづくり事業との連携（再掲）	継続			公園課 都市開発課 木密整備推進課 防災課



大井一丁目南第一地区におけるオープンスペース



北品川五丁目第一地区（パークシティ大崎）

（出典：しながわのまちづくり）

5 基本方針5：区民と行政が丸となって水とみどりを育む

施策		事業	SDGs メインゴール	
(1) 水とみどりの意識啓発	① 普及啓発活動の推進	園芸講座の実施		
		水関連施設の見学会の実施		
		ホームページやSNS等による水やみどりの情報発信		
		公園における樹名板の設置		
	② 啓発イベントの充実	ライトアップ明示板の設置 新規		
		打ち水大作戦しながわの継続		
		みどりと花のフェスティバルの継続		
		マイガーデンにおける収穫祭の継続		
		環境学習交流施設での学習		
		「家族の思い出・記念樹」給付事業(仮称) 新規		
③ 教育との連携	地元区民との協働による河川や運河清掃			
	目黒川・運河等の航行マナー啓発			
(2) 水とみどりを 守り育てる 担い手の育成	① 水とみどりの人材の育成	みどりを守り育てる意識の向上		
	② ボランティアの人材募集	ボランティアの人材募集		
(3) 水とみどりを 守り育てる 活動の支援	① 水とみどりの活動表彰	環境保全活動顕彰		
		みどりの顕彰制度の推進		
	② 幅広い財源確保	基金、クラウドファンディング、ふるさと納税の活用 拡充		
		水とみどりの学習講座の開催		
	③ 活動の支援	助成制度に関する情報発信		
		④ 区民との協働	みどりと花のボランティアへの支援	
			NPO やエリアマネジメント等の地域団体との連携・協働 拡充	
			区民の発案によるプロジェクト実現の仕組みづくり	
地域が主体となった船着場管理・運営の検討 新規				
	水とみどりの基本計画・行動計画の実効性を検証するための組織づくり 新規			

(1) 水とみどりの意識啓発

区内の水とみどりを支えていくために、より多くの区民の参加を促すには、区民の興味や理解を深める機会の充実や、参加のきっかけづくりが必要です。また、育まれた水とみどりを次世代へ引き継いでいくためには、次世代を担う子どもたちが水やみどりの魅力や大切さに気づき、理解を深めることも大切です。区ではこれまでも、園芸講座や水やみどりに関するイベントの開催などを通して、区民の意識啓発に取り組んできましたが、さらに水やみどりの保全・創出への意識を高め、行動を促していくためには、意識啓発に向けたより一層の取り組みが求められます。本計画では、区民が水とみどりに興味を持ち、活動に参加するための第一歩として、情報発信や講座の開催、イベントの充実、教育との連携による体験学習プログラムの実施などを通じた意識啓発に取り組めます。



園芸講座の様子



しながわ花海道におけるイベントの様子

① 普及啓発活動の推進

区民が水やみどりに関わる活動に参加するきっかけ作りの第一歩として、身近な水とみどりについて知り、興味や関心を持ち、理解を深めるため、水やみどりに関する情報発信や活動の紹介、園芸講座の実施などの普及啓発活動を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
園芸講座の実施	緑化の普及・啓発に向け、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。	園芸講座実施回数(3回/年を継続)
水関連施設の見学会の実施	水害対策や水質改善など、水に関する取り組みについて、区民の興味や理解を深めるために、下水道施設や河川・港湾施設などの見学ツアーを、東京都と連携して開催します。	—
ホームページやSNS等による水やみどりの情報発信	区民が身近な水とみどりについて知る機会を充実させるため、季節ごとのみどころやイベント、史跡として価値のある資源、緑化助成に関する情報など、水とみどりに関する情報を区のホームページや広報で発信します。	情報発信の回数 (1回/週の頻度を継続)
公園における樹名板の設置	身近な樹木について知ってもらうために、公共施設の樹木への樹名板や樹木解説板の設置を進めるなど、公園や樹木に愛着を持ってもらう取り組みを進めます。	新設・改修した公園における樹名板等の設置
ライトアップ明示板の設置	区内の豊かな水辺の積極的な利活用を図るため、目黒川や京浜運河等に架かる橋で実施しているライトアップについて、区民等に幅広く周知するため、ライトアップ明示板の設置を進めます。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
園芸講座の実施	継続			公園課
	3回/年	3回/年	3回/年	
水関連施設の見学会の実施	継続			河川下水道課
ホームページやSNS等による水やみどりの情報発信	継続			公園課 文化観光課 環境課 河川下水道課 教育委員会事務局
	1回/週	1回/週	1回/週	
公園における樹名板の設置	継続			公園課
ライトアップ明示板の設置	計画検討	整備		河川下水道課

② 啓発イベントの充実

水やみどりを通して区民が一体感を感じられ、多くの区民への意識啓発につながるイベントの充実を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
打ち水大作戦 しながわの継続	江戸時代から続く暮らしの知恵である「打ち水」を、区内一斉に実施することで、涼を取る水の効果を実感してもらうとともに、環境問題への意識啓発を図ります。	—
みどりと花の フェスティバルの 継続	区内の主要な公園で、花苗の配布や販売等を行う「みどりと花のフェスティバル」を今後も継続的に実施し、多くの区民がみどりに興味を持ち、ふれあう場を提供していきます。	—
マイガーデンにおけ る収穫祭の継続	マイガーデンにおいて、農園利用者と地域の交流を目的とした収穫祭を今後も継続的に実施します。	—
環境学習交流 施設での学習	子どもたちや大人を対象とした自然体験プログラムや花の寄せ植え講座など、水やみどりをテーマとした講座を新たな施設でも継続して開催します。	講座実施件数
「家族の思い出・ 記念樹」給付事 業（仮称）	区民へ愛着のある樹木を給付し、自ら緑を育てることで、緑被の量の増加、みどりに対する意識向上を図り、緑化を推進します。	—
地元区民との協働 による河川や運河 清掃	「立会川・勝島運河環境美化運動」では、地元区民と合同で河川と沿道の清掃等を行い、地域の環境を美化し、河川浄化に対する区民意識の高揚を図ります。	—
目黒川・運河等の 航行マナー啓発	より多くの人が目黒川を安全かつ快適に利用できるよう、他の船や周辺環境に配慮したマナー航行を呼びかける「目黒川安全航行啓発活動」を実施します。	—



河川清掃の様子



みどりと花のフェスティバルの様子

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
打ち水大作戦しながわの継続	継続			環境課
みどりと花のフェスティバルの継続	継続			公園課
マイガーデンにおける収穫祭の継続	継続			公園課
環境学習交流施設での学習	継続 — (令和4年度開設) 50講座/年	90講座/年	120講座/年	公園課 環境課
「家族の思い出・記念樹」給付事業 (仮称)	協議・調整	運用		公園課
地元区民との協働による 河川や運河清掃	継続			河川下水道課
目黒川・運河等の航行マナー啓発	継続			河川下水道課

③教育との連携

区内の水やみどりの現況について理解を深め、考えてもらうきっかけとするため、次世代を担う子どもたちを対象とした体験プログラムの実施や、学習の場づくりを進めます。

■主な事業

事業	内容	指標
教育と連携した 体験プログラムの 実施	次世代を担う子どもたちが、水やみどりの魅力や大切さに気づき、理解を深められるよう、区内の水とみどりの多様なフィールドを活用し、区立学校の課外授業等と連携した体験プログラムを実施します。	—

■事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
教育と連携した体験プログラムの実施	継続			公園課

(2) 水とみどりを守り育てる担い手の育成

区内の水やみどりを守り育て、維持していくためには、多くの区民が活動に関わっていくことが重要です。活動に関わる人材のレベルアップを図り、活動する人の輪を広げていくために、水とみどりの活動をリードする人材を育てるとともに、ボランティアの人材募集を進めます。



ボランティア活動の様子



子ども達によるしながわ花海道の植栽活動

① 水とみどりの人材の育成

水とみどりの保全や創出・活用などに取り組む人材を育成するため、学習講座の開催等を進めます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
みどりを守り育てる意識の向上	みどりの保全・育成活動を支えるガイドや指導員などの人材の育成に向け、それに関連した学習の機会や情報等を周知する。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
みどりを守り育てる意識の向上	継続			公園課

② ボランティアの人材募集

水とみどりの日常的な維持管理を担うボランティアの輪を広げるため、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
ボランティアの人材募集	水やみどりのボランティア活動への参加の呼びかけを継続します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
ボランティアの人材募集	継続			公園課

(3) 水とみどりを守り育てる活動の支援

平塚二丁目や大崎での花づくり活動、しながわ花海道の取り組み、勝島運河や目黒川での活動、公園や花壇を舞台としたボランティア活動など、本区では水とみどりをめぐる区民や企業の自主的な取り組みが展開され、区でもこうした活動への支援に取り組んできました。今後も、区民や事業者などの活動を継続支援するとともに、活動をより一層促進し、NPO や商店街等にも参加を呼び掛けるなど、様々な組織との協働など、区をあげて水とみどりを守り育てるための制度や体制づくりに取り組みます。



大崎ウィズシティ（大崎 2 丁目）
（平成 27 年度緑化大賞受賞）



PROUD 大井ゼームス坂（南品川 5 丁目）
（平成 25 年度緑化大賞受賞）

① 水とみどりの活動表彰

みどりの保全や緑化の推進等のため、様々な手法で財源確保を検討する。水やみどりに関する優れた活動や緑化に対し、表彰を行うとともに、優れた事例として広く区民に周知していきます。

■ 主な事業

事業	内容	指標
環境保全活動 顕彰	優れた水とみどりの活動を展開している個人や団体を表彰するとともに、その活動を広く紹介していきます。	表彰対象件数
みどりの顕彰制度 の推進	品川区みどりの条例により緑化が義務付けられ、「緑化完了届」が提出された建築物の中で、特に優れた緑化が行われた物件を表彰する「みどりの顕彰制度」を継続するとともに、より一層の周知を進め、建築事業者に対して積極的な緑化を促します。	表彰対象件数

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
環境保全活動顕彰	継続			環境課
	6 件/年	6 件/年	6 件/年	
みどりの顕彰制度の推進	継続			公園課
	4 件/年 (予定)	4 件/年 (予定)	4 件/年 (予定)	

② 幅広い財源確保

みどりの保全や緑化の推進等のため、様々な手法で財源確保を検討します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
基金、クラウドファンディング、ふるさと納税の活用	緑の保全や緑化の推進に向け、これまで運用してきた品川区地球環境基金を継続すると同時に、クラウドファンディングやふるさと納税などの活用を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
基金、クラウドファンディング、 ふるさと納税の活用	継続			公園課

③ 活動の支援

区民による水とみどりの活動を支えるため、それに関連する学習講座の開催を継続します。また、水とみどりの活動に対する各種の助成制度を区民に紹介し活用していただく機会を増やします。

■ 主な事業

事業	内容	指標
水とみどりの学習講座の開催	水とみどりの活動を支える自然観察員やガイド、指導員などの人材の育成に向け、水とみどりの学習講座を開催します。	—
助成制度に関する情報発信	水やみどりの活動に対する各種の助成制度を区民により活用してもらえるよう、分かりやすい情報発信を行います。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
水とみどりの学習講座の開催	継続			公園課
助成制度に関する情報発信	継続			公園課

④ 区民との協働

水やみどりの活動に関わる区民ボランティアや活動団体、企業や NPO、商店街等との協働体制を強化するとともに、区民同士の連携促進や、活動拠点の充実を進めます。また、協働の体制として、区民のアイデアを実践活動につなげる仕組みを検討します。

■ 主な事業

事業	内容	指標
みどりと花のボランティアへの支援	区が管理する花壇の花苗の植え付けや管理、公園・道路等の清掃などの維持管理を担うボランティア活動に対する支援を行い、協働によるみどりのまちづくりを進めます。	—
NPO やエリアマネジメント等の地域団体との連携・協働	区内で活動する NPO やエリアマネジメント、商店街等の地域団体を支援するために、連携・協働の仕組みを推進します。	—
区民の発案によるプロジェクト実現の仕組みづくり	区民・事業者・区が連携を深めるための協働の場を設置するとともに、協働の場に出された区民のアイデアを実践活動につなげるためのプロジェクトチームの立ち上げができる仕組みを検討します。	—
地域が主体となった船着場管理・運営の検討	船着場の管理・運営のあり方について検討するとともに、地域団体等が主体となった船着場の管理・運営を進めます。	—
水とみどりの基本計画・行動計画の実効性を検証するための組織づくり	基本計画・行動計画の中で定めた数値目標の達成状況、各施策・事業の進捗状況を検証し区民に周知する体制を検討します。	—

■ 事業スケジュール

事業名	基準年度 (令和3年)	中間 (令和8年)	目標年度 (令和13年)	担当部署
みどりと花のボランティアへの支援	継続			公園課
NPO やエリアマネジメント等の地域団体との連携・協働	継続			公園課
区民の発案によるプロジェクト実現の仕組みづくり	継続			公園課 環境課 河川下水道課
地域が主体となった船着場管理・運営の検討	協議・調整	計画検討	運用	河川下水道課
水とみどりの基本計画・行動計画の実効性を検証するための組織づくり	継続			公園課

第7章 地区別計画

本章では、区内を5つの地区に分け、それぞれの地区について、地区の特性を踏まえた水とみどりの基本方針、施策の展開イメージを示します。地区別計画では「水とみどりの将来構造（P.72）」で示した水とみどりの軸と拠点以外にも「みどりのみち」と「みどりの保全エリア」について示しています。

1 地区別の緑被状況

緑被率が最も高い地区は八潮地区（22.1%）、最も低い地区は荏原地区（10.8%）です。みどり率も同様に八潮地区が最も高く（30.6%）、荏原地区が最も低く（12.3%）なっています。樹木被覆地率、草地率が最も高い地区は八潮地区、屋上緑地率が最も高い地区は大崎地区となっています。

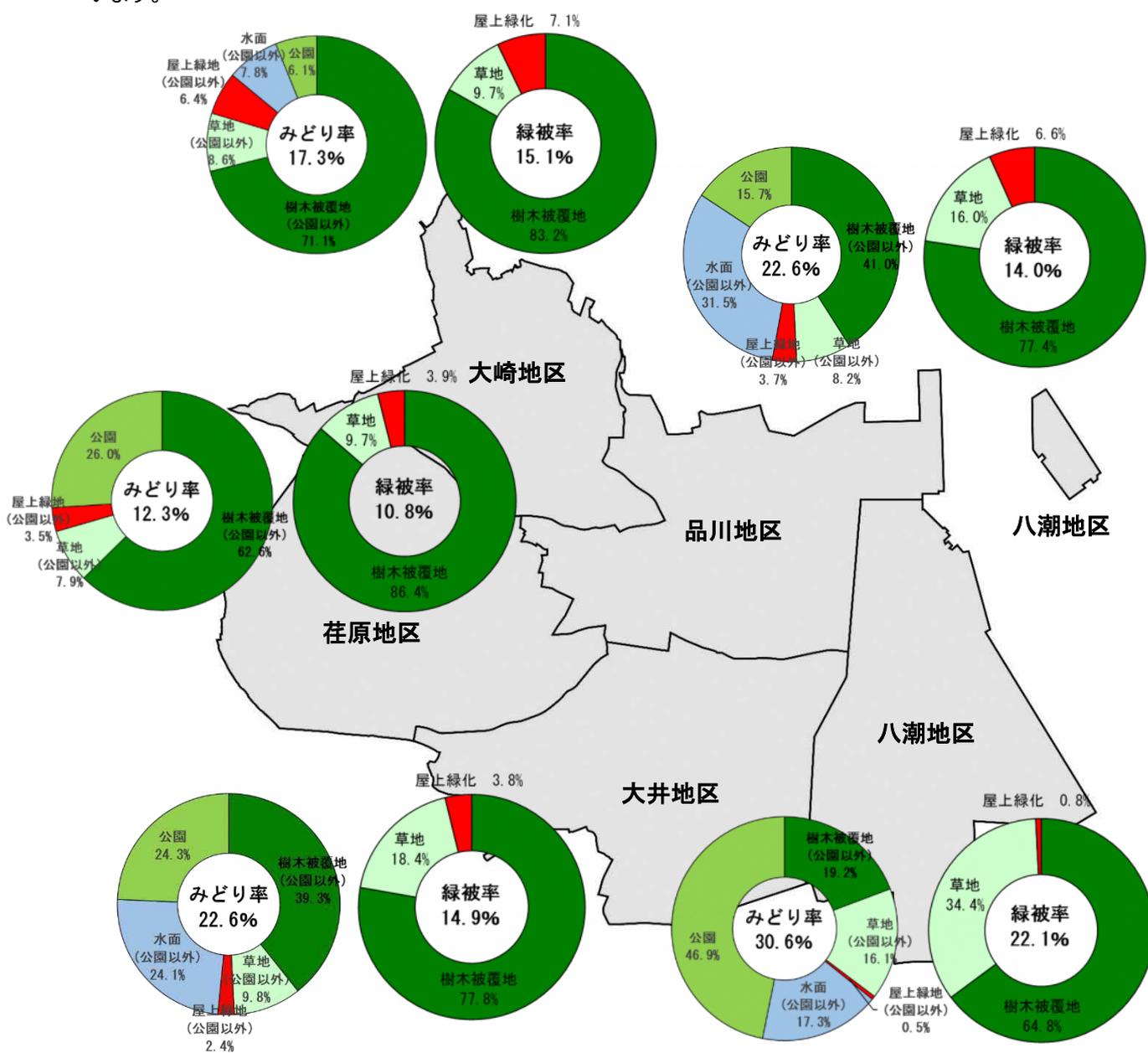


図 7-1 地区別の緑被率とみどり率の構成

2 品川地区

(1) 水とみどりの現況と課題

品川地区は、旧東海道一番目の宿場町として栄えた歴史のある地域であり、近年は再開発事業により近代的な街並みも形成されています。

地区内には、区の景観計画上の重点地区である「旧東海道品川宿地区」や、「水辺景観形成特別地区」、「臨海部市街地」、「天王洲地区」などが含まれ、景観面からも水とみどりを活かしたまちづくりへの期待が高い地区と言えます。

大使館、商業施設、集合住宅等の施設緑地において、まとまった樹木被覆地や大規模な屋上緑地が分布しています。また、臨海部の東品川の公園、火力発電所にもまとまった緑被地がみられます。一方、目黒川南側には、北側と比較してまとまった緑被地の分布は少なく、特に広町二丁目には山手電車区が位置することから、地区全体としての緑被率は低くなっており、細街路の多い既成市街地では、防災面からもみどりの充実が必要であり、特にブロック塀等の生垣化が重要です。

さらに、主要な軸に位置づけられている目黒川や運河などの水辺は、環境や防災、観光・交流、景観など多様な面からの機能の発揮が必要です。

区民アンケートの結果をみると、「過去 10 年間で、水辺環境が悪くなった」と感じている住民の割合が、5 地区中最も多くなっています。「区が進めるべきみどりや水辺の施策」については、他地区と比較すると、「河川や運河沿いの緑化推進」や「公園の池や湧水の整備」の要望が多く挙がっています。目黒川や運河を中心とした緑化整備や水辺環境の改善が望まれています。

「品川地区の現況データ」

	品川地区	品川区全体
地区面積	430ha	2,284ha
緑被面積	60.2ha	345.9ha
緑被率	14.0%	15.1%
みどり面積	102.7ha	495.0ha
みどり率	22.6%	21.1%
区立公園		
箇所数	65 箇所	268 箇所
面積	16.08ha	63.94ha
都立公園		
箇所数	0 箇所	8 箇所
面積	0ha	72.97ha

※令和 2 年 みどりの実態調査より

(2) 水とみどりの方針

旧東海道沿いの歴史を伝える水とみどりや、近代的な街並みを形成する運河沿いの広場やボードウォークなど、品川の顔となる水とみどりの資源を活かし、にぎわいの創出や地域の魅力の向上に取り組むとともに、目黒川軸および臨海軸の機能強化と、市街地の防災性の向上を進めます。

目黒川軸においては、水辺のにぎわいを創出するため、オープンスペースや公園等の活用や目黒川沿道の散歩道整備やツタなどによる護岸修景など景観性の向上を図ります。

また崖線軸にあたっては、東京都の都市開発諸制度などを活用し、民間開発時にみどりの保全や緑化を誘導します。

大井町駅周辺の広町地区においては、都市計画道路の沿道緑化の整備等を進め、公園等の「みどりの拠点」を街路樹等の「みどりのみち」で結ぶ「水とみどりのネットワーク」の形成を進めます。

目黒川沿道や天王洲地区においては、水辺広場や船着場が新たに整備されており、陸と川・運河から楽しめる景観形成や舟運の活性化、水際を楽しみながら散策でき、にぎわいを感じることのできる空間創出など、景観・観光・レクリエーション等の機能の充実を図ります。

(3) 施策の展開イメージ



※**みどりのみち**：みどりの拠点を結ぶ幹線道路のみどりや緑道を、みどりのみちとして位置付け、環境保全・防災・景観・レクリエーション等の昨日の充実を図ることで、区内の水とみどりのネットワークの充実を目指す

※**みどりの保全エリア**：区内の貴重なみどりを保全育成し、厚みをもったみどりの創出を図る

3 大崎地区

(1) 水とみどりの現況と課題

大崎地区では、目黒川北側の台地上にある大学、医療施設、公園、大使館等、大崎駅周辺の施設緑地がまとまった緑被地となっています。特に屋上緑地は、大崎駅周辺施設において、大規模に整備されており、東五反田、上大崎の住宅地には比較的まとまった緑被地が分布しています。

大崎駅周辺は大型の開発事業により緑地や水辺の整備が進められている一方、周辺の密集市街地ではオープンスペースが確保できず、水とみどりが十分とは言えません。

住宅街の良質なみどりの保全を進めるとともに、地区内での「水とみどり」の格差を是正していくため、みどりが不足している地域においては、様々な手法により区民等とともにみどりを創出していくことが必要です。

特に、主要な軸に位置づけられている目黒川沿いでは、防災、観光・交流、景観など多様な面から水とみどりの機能の充実を図っていくことが必要です。

区民アンケートの結果をみると、「みどりと水辺に対する満足度」及び「みどりや水辺の保全などに関する活動への関心」が、5地区中最も低くなっています。「区が進めるべきみどりや水辺の施策」については、他地区と比較すると、「河川や運河沿いの緑化推進」や「水辺を活用したイベントの開催」の要望が多く挙がっています。緑化推進やイベント開催を通じて、みどりや水辺に対する住民の満足度を高めるとともに、関心を高めるような行政支援を実施する必要があります。

「大崎地区の現況データ」

	大崎地区	品川区全体
地区面積	343ha	2,284ha
緑被面積	51.6ha	345.9ha
緑被率	15.1%	15.1%
みどり面積	57.8ha	495.0ha
みどり率	17.3%	21.1%
区立公園		
箇所数	33箇所	268箇所
面積	3.51ha	63.94ha
都立公園		
箇所数	0箇所	8箇所
面積	0ha	72.97ha

※2020(令和2)年 みどりの実態調査より

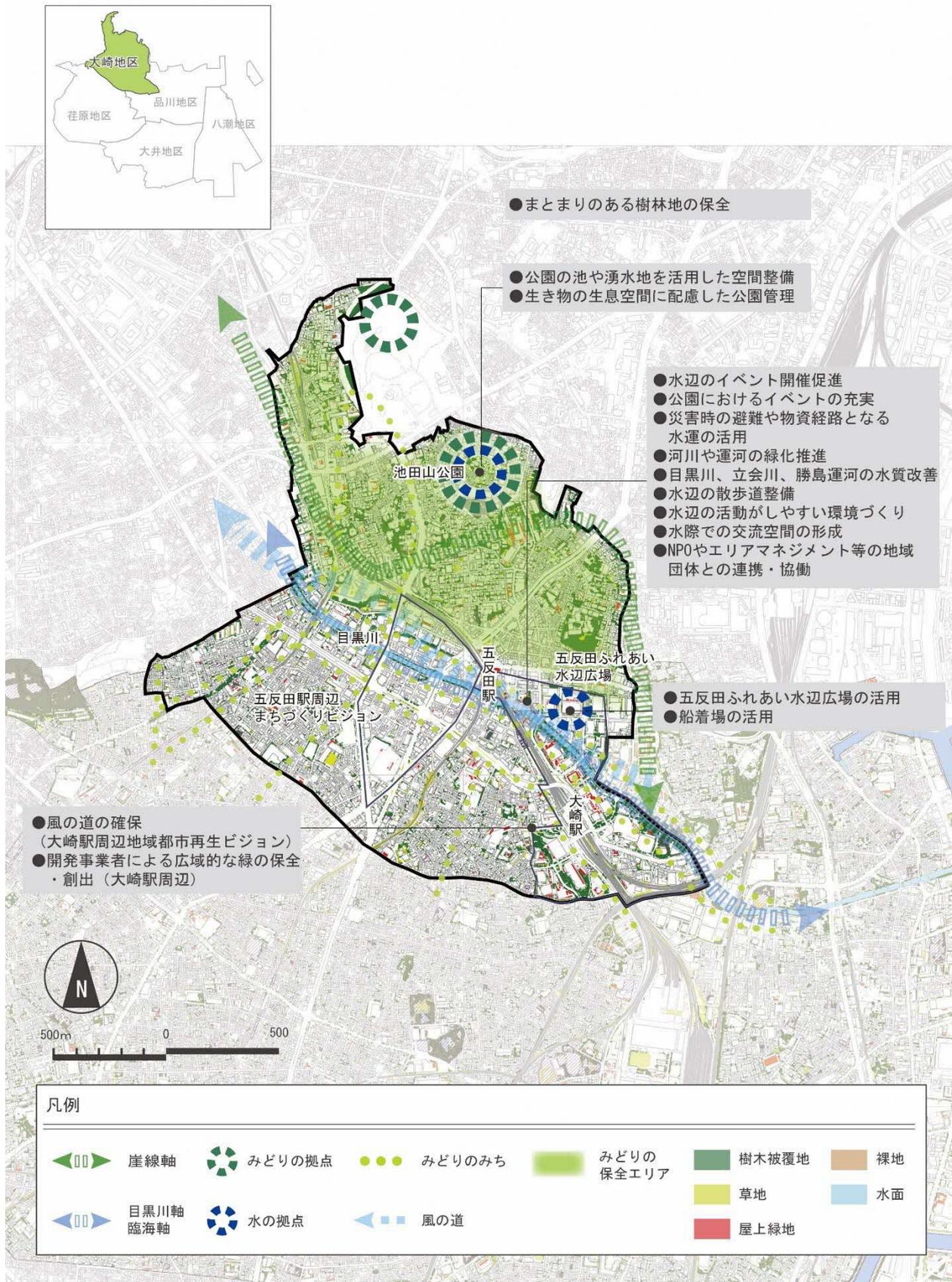
(2) 水とみどりの方針

崖線軸沿いにある貴重な高台の斜面緑地については「みどりの保全エリア」として保全・活用を推進し、みどり豊かな住宅地の形成を進めます。また、大名屋敷の歴史を伝える池田山公園では、公園内の池や緑地を活用した水とみどりの空間を創出・保全します。

目黒川軸においては、目黒川沿いの散歩道におけるみどりの連続性の充実や周辺市街地におけるきめ細やかなみどりの創出など、歩いて楽しく、回遊性の高い空間形成を図ります。また、五反田ふれあい水辺広場を中心とし、にぎわい拠点としての魅力向上を図ります。

大崎駅周辺においては、区が NPO やエリアマネジメント等の地域団体と連携・協働することで、水辺とまちが一体となったにぎわいの創出など、よりよいまちづくりの推進を図ります。

(3) 施策の展開イメージ



4 大井地区

(1) 水とみどりの現況と課題

大井地区の主な緑被地はしながわ区民公園、大井公園等の公園、大井競馬場、社寺林、医療施設等です。大井競馬場には広大な草地があることから、草地率が他地区と比較して高くなっています。

JR 東海道線沿いの斜面地には、寺社や公園の敷地を中心として、まとまりあるみどりが残されており、沿岸部には勝島運河や立会川緑道など、豊富な水とみどりの資源がみられます。

また、大井、西大井を中心とした内陸の市街地では、住宅地のみどりが比較的多くみられていますが、建築物の建て替えにより減少する恐れがあります。今後も、保存樹木・保存樹林等が伐採されないようなきめ細かな工夫により、暮らしに密着したみどりの保全・創出が必要です。

区民アンケートをみると、「みどりに対する満足度」は比較的高いものの、「水辺に対する満足度」はあまり高くありません。「区が進めるべきみどりや水辺の施策」として、他地区と比較すると、「道路の街路樹整備」や「水辺の散歩道の整備や開放」、「干潟・砂浜の保全・再生」が比較的多くなっています。「求めるみどりや水辺の空間」として、他地区と比較すると、「まちにうるおいや風格を与えるような空間」が最も多くなっており、寺社や緑道等を中心に、うるおいや風格を意識した空間整備を進めていくことが求められています。

(2) 水とみどりの方針

崖線軸においては、JR 東海道線沿いに残る斜面地のみどりを保全します。また、西大井周辺は「みどりの保全エリア」としてみどりの多い住宅地の形成に取り組みます。

臨海軸においては、しながわ花海道に代表される地域主体の取り組みによる四季を感じることでできる水辺の名所づくりや水辺の活動促進により、機能の充実を進めます。また、勝島運河の入江となった運河の形状を活かして、動力船と水上アクティビティの棲み分けを行うなどして、運河に親しむことのできる空間を確保します。

しながわ区民公園は、引き続き再整備を継続して実施し、公園内にあるしながわ水族館は観光の一大拠点としてさらなる発展を進めます。

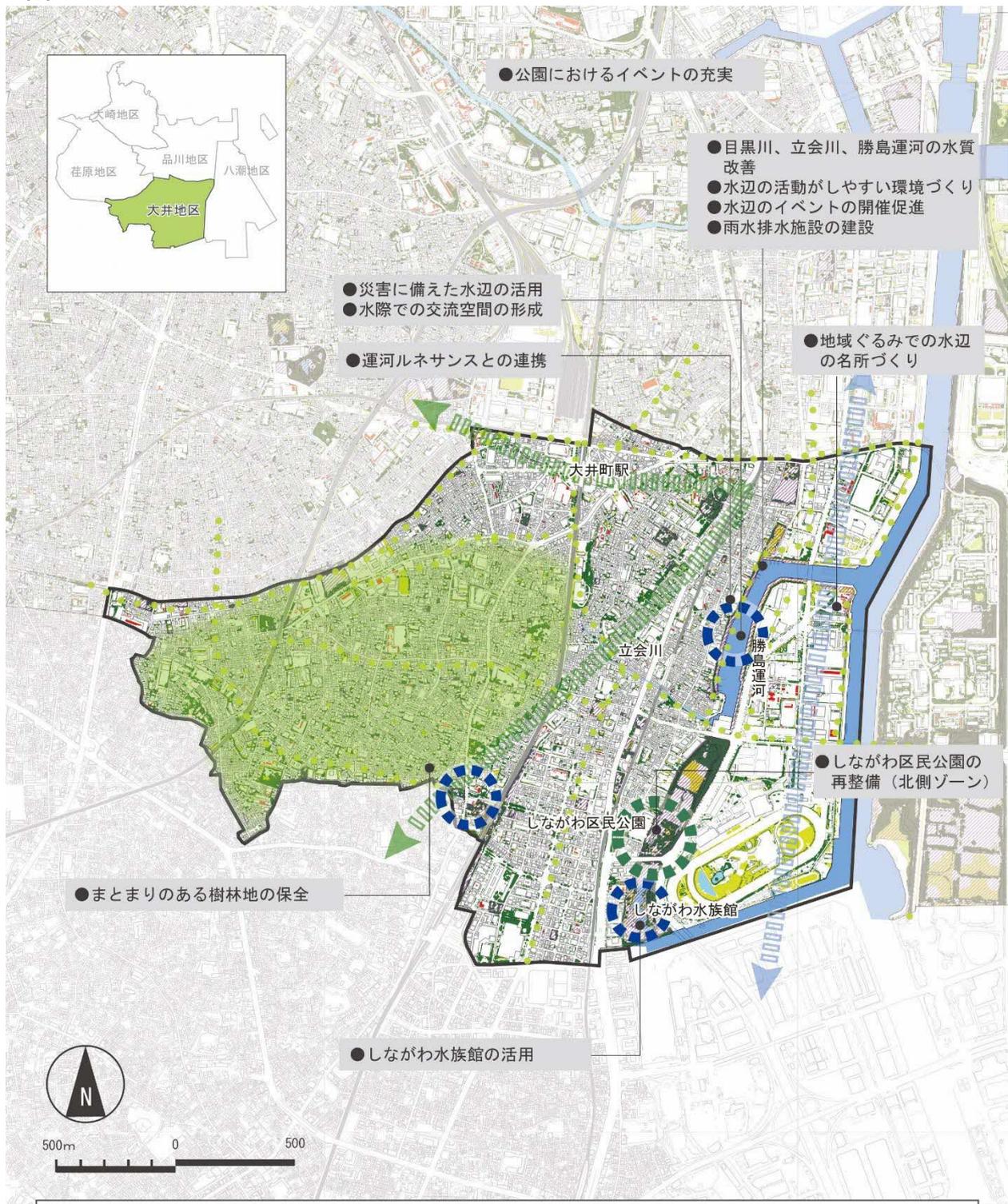
立会川においては、下水道事業整備を進めるとともに、東京都と連携して、引き続き水質改善を図るとともに、護岸の親水性を高めることで親しみや魅力を感じる河川環境を確保します。

《大井地区の現況データ》

	大井地区	品川区全体
地区面積	473ha	2,284ha
緑被面積	70.2ha	345.9ha
緑被率	14.9%	15.1%
みどり面積	111.1ha	495.0ha
みどり率	22.6%	21.1%
区立公園		
箇所数	57 箇所	268 箇所
面積	27.01ha	63.94ha
都立公園		
箇所数	0 箇所	8 箇所
面積	0ha	72.97ha

※2020(令和2)年 みどりの実態調査より

(3) 施策の展開イメージ



凡例

	崖線軸		みどりの拠点		みどりのみち		みどりの保全エリア		樹木被覆地		裸地
	目黒川軸 臨海軸		水の拠点		風の道		草地		水面		屋上緑地

5 荏原地区

(1) 水とみどりの現況と課題

荏原地区は、その大部分が密集市街地であることから、緑被率・みどり率ともに5地区の中で最も低くなっています。

荏原地区のまとまった緑被地としては林試の森公園、戸越公園、文庫の森公園があり、その他に社寺林や大学の施設緑地等の分布もみられますが、他地区と比較して少ない状況です。また、荏原地区には敷地規模の小さい住宅地が広がっており、緑被地の分布が特に少なくなっています。立会道路西側の地域は、敷地規模が比較的大きい住宅地があり、緑被地の分布が多い住宅地となっています。

戸越や二葉地区の密集市街地では、公共空間が少なくオープンスペースの確保が難しいことから、特にブロック塀等の生垣化が重要であり、防災面の視点からもみどりの充実が課題となっています。

また、広域避難場所に指定されている林試の森公園や戸越公園一帯は、防災拠点としての機能の向上はもちろんのこと、特色ある公園として、生き物の生息空間や区民のレクリエーションの場としての機能の充実も求められています。

近年では、東急目黒線上部緑道の整備により水とみどりのネットワーク化が進み、今後もこうしたネットワークの充実を積極的に図っていくことが必要です。

区民アンケートをみると、「過去10年間でみどりが減った」、「親しめる水辺の量が少ない」と感じている区民が、5地区の中で最も多くなっています。また、「暮らしの中で実施している、または実施したいと考えている活動」として、「家庭で花やみどりを育てる」の割合が、他地区と比較して高いことから、家庭等の身近な場所での緑化活動を支援していくことが重要です。

その他、舟運利用経験が大崎地区に次いで2番目に少ない一方で、他地区と比較すると、「機会があれば利用したい」の割合が最も高いため、更なる情報の周知等を図り、水辺に親しんでもらえるような工夫が必要です。

(2) 水とみどりの方針

地域の防災性の向上に向け、接道部の緑化や防災広場の整備等によりみどりを充実させ、広がりや厚みのあるみどりのネットワークづくりに取り組むとともに、戸越公園の広域防災拠点としての機能向上と、生き物とのふれあいやレクリエーションの場としての魅力の向上を進めます。

戸越や二葉地区等の木造住宅密集地域に指定されている地域においては、防災広場や防災拠点としての公園を優先的に整備します。

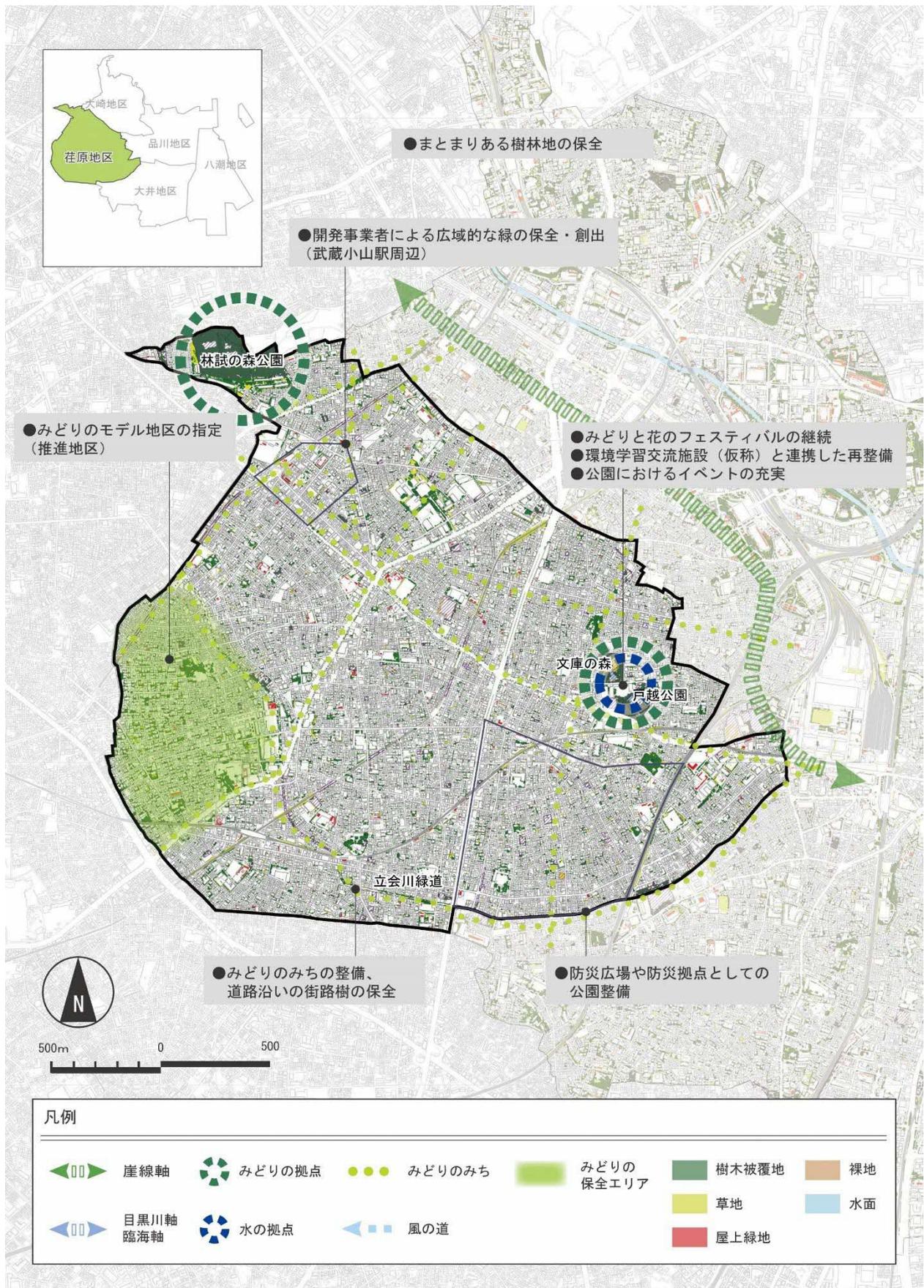
また、「みどりの保全エリア」の一部を「みどりのモデル地区（推進地区）」に指定し、東京都都市緑化基金等を活用し、みどりの保護や育成を推進します。

《荏原地区の現況データ》

	荏原地区	品川区全体
地区面積	581ha	2,284ha
緑被面積	62.8ha	345.9ha
緑被率	10.8%	15.1%
みどり面積	69.1ha	495.0ha
みどり率	12.3%	21.1%
区立公園		
箇所数	110箇所	268箇所
面積	11.58ha	63.94ha
都立公園		
箇所数	1箇所	8箇所
面積	6.38ha	72.97ha

※2020(令和2)年 みどりの実態調査より

(3) 施策の展開イメージ



6 八潮地区

(1) 水とみどりの現況と課題

八潮地区は、緑被率・みどり率ともに5地区の中で最も高く、区全体の公園の約5割が位置しているなど、みどりの資源が豊富な地区です。

八潮パークタウン、大井ふ頭中央海浜公園のある八潮四、五丁目、潮風公園のある東八潮が住居系の用途地域に指定されている以外は、工業系の用途地域です。住居系用途地域に指定された地域は公園や集合住宅のまとまった緑被地が分布しています。また、清掃工場や火力発電所等の施設緑地も規模が大きい一方で、広大なコンテナターミナルには緑被地の分布はほとんどありませんが、地区全体での緑被率は高い状況にあります。

臨海部に位置することから水辺空間も豊富ですが、水際に近づけない場所が多く、その改善がよりよいネットワークづくりのための課題となっています。

区民アンケートをみると、「みどりと水辺に対する満足度」が、5地区の中で最も高くなっています。「求めるみどりや水の空間」として、他地区と比較すると、「四季折々の花などにより、季節感の感じられる空間」、「子どもたちが楽しめる遊びの空間」、「地域に住む区民の交流の場となる空間」の回答が多くなっており、区民等と協働で小スペースに花を植えるなど、身近に感じられるようなみどりと水の空間整備が必要です。

(2) 水とみどりの方針

八潮団地のまとまりあるみどりや、なぎさの森の干潟など、地域の生態系を支える豊富な水とみどりの資源の保全に取り組むとともに、水辺の散歩道の充実や舟運ルートとしての運河の活用など、日常的に水とみどりに親しむことのできる環境を充実し、水とみどりのレクリエーション機能の向上を進めます。

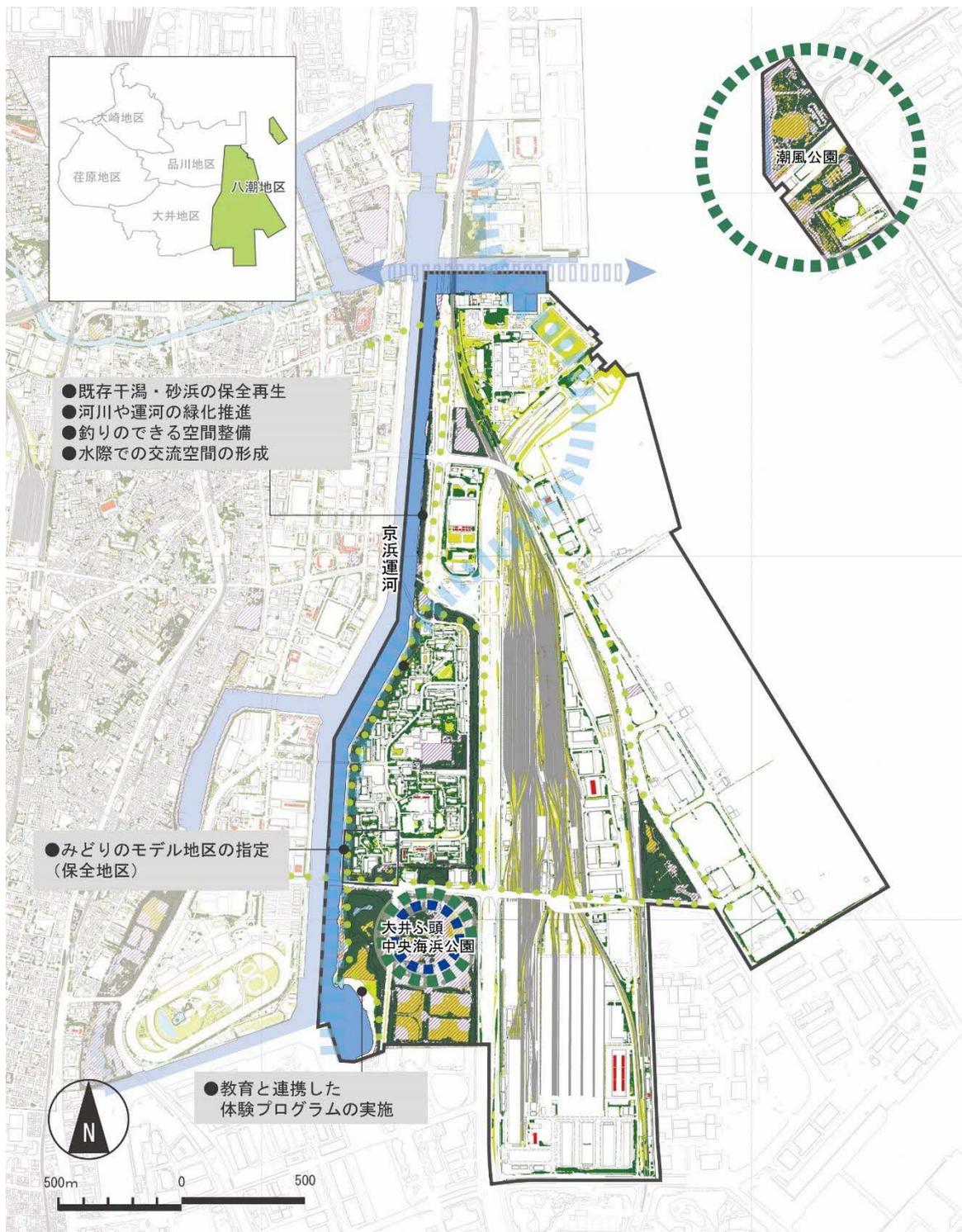
また、運河沿いにはモノレールや首都高羽田1号線が通っていることから、羽田空港から都心部に移動する人の玄関口としての良好な眺めを形成するとともに、周辺のビルやモノレール、公園等を活かした水辺と一体となった空間の形成を図ります。

「八潮地区の現況データ」

	八潮地区	品川区全体
地区面積	457ha	2,284ha
緑被面積	101.1ha	345.9ha
緑被率	22.1%	15.1%
みどり面積	154.4ha	495.0ha
みどり率	30.6%	21.1%
区立公園		
箇所数	3箇所	268箇所
面積	5.73ha	63.94ha
都立公園		
箇所数	7箇所	8箇所
面積	66.59ha	72.97ha

※2020(令和2)年 みどりの実態調査より

(3) 施策の展開イメージ



凡例

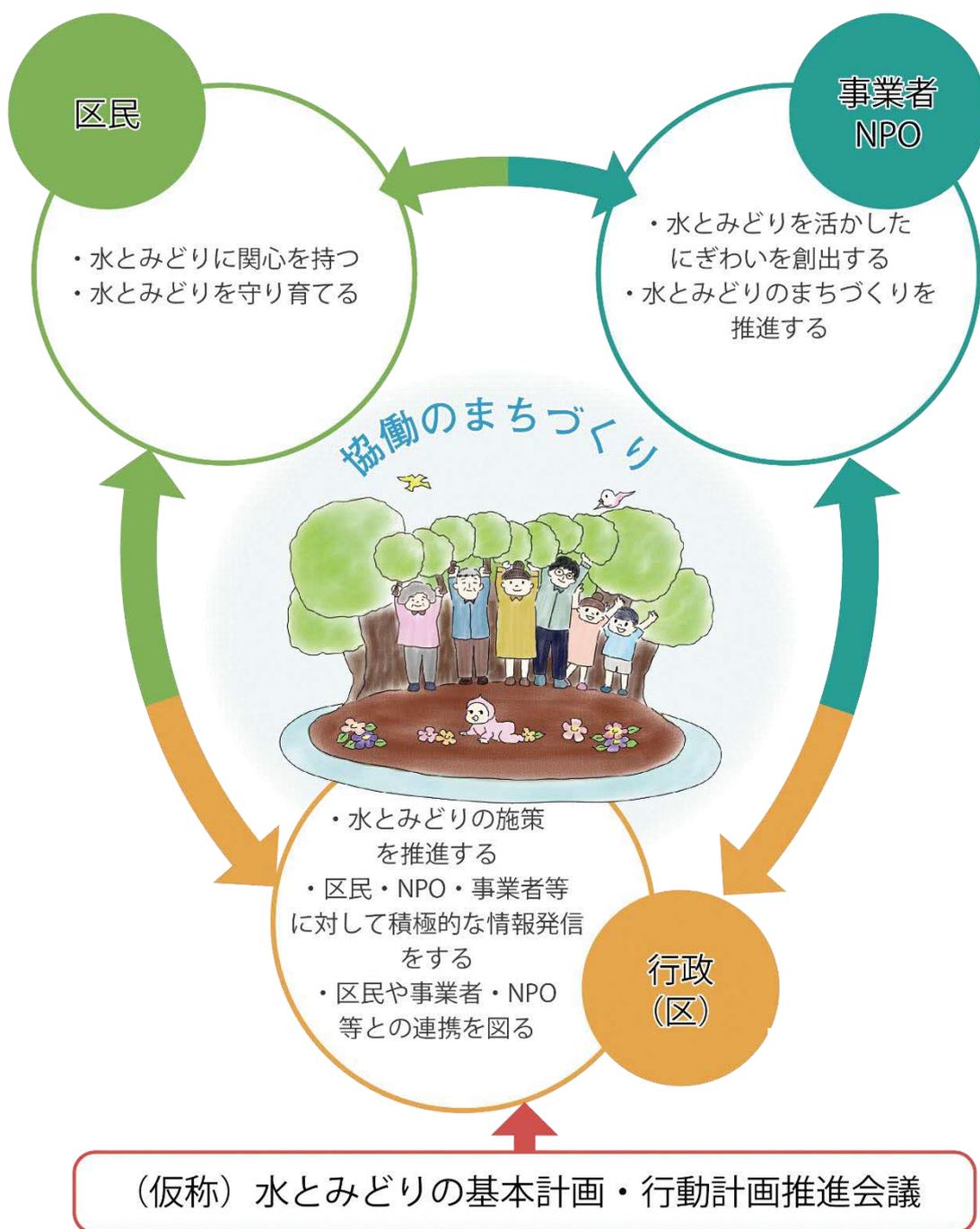
	崖線軸		みどりの拠点		みどりのみち		みどりの保全エリア		樹木被覆地		裸地
	目黒川軸 臨海軸		水の拠点		風の道		草地		水面		屋上緑地

第8章 計画の推進

1 推進体制

今後、地域特性を活かしつつ、本計画に沿った水とみどりのまちづくりを進めていくためには、区民、事業者・NPO、自治会や商店街等の地元の方々と行政の連携と協力による協働のまちづくりが重要です。この考え方を共有し、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、将来像の実現を図っていきます。

また、本計画の策定後は、各主体による活動を進め、（仮称）水とみどりの基本計画・行動計画推進会議において、学識経験者等からアドバイスをもらいながら、施策の達成状況や活動状況について、毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



2 進行管理

計画で掲げた事業を着実に推進していくためには、計画を実行に移し、その進捗状況を評価するとともに、課題や社会情勢の変化などに応じて、取り組みの見直しや改善を図っていく必要があります。

そこで本計画は、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）というPDCAサイクルによる進行管理を行うことで、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。



参考資料

1 水とみどりを取り巻く社会情勢（国の動向）

(1) SDGs(Sustainable Development Goals)

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中核を成す、2030（令和 12）年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会目標です。SDGs は持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。そのうち、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」「目標 13 気候変動に具体的な対策を」「目標 14 海の豊かさを守ろう」「目標 15 陸の豊かさを守ろう」「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。



① 貧困をなくそう
あらゆる場面のあらゆる形態の貧困を終わらせる



② 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する



③ すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々に健康的な生活を確保し、福祉を推進する



④ 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



⑤ ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う



⑥ すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
利用可能性と持続可能な管理を確保する



⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



⑧ 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



⑩ 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



⑪ 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



⑫ つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



⑬ 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



⑭ 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



⑮ 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



⑯ 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

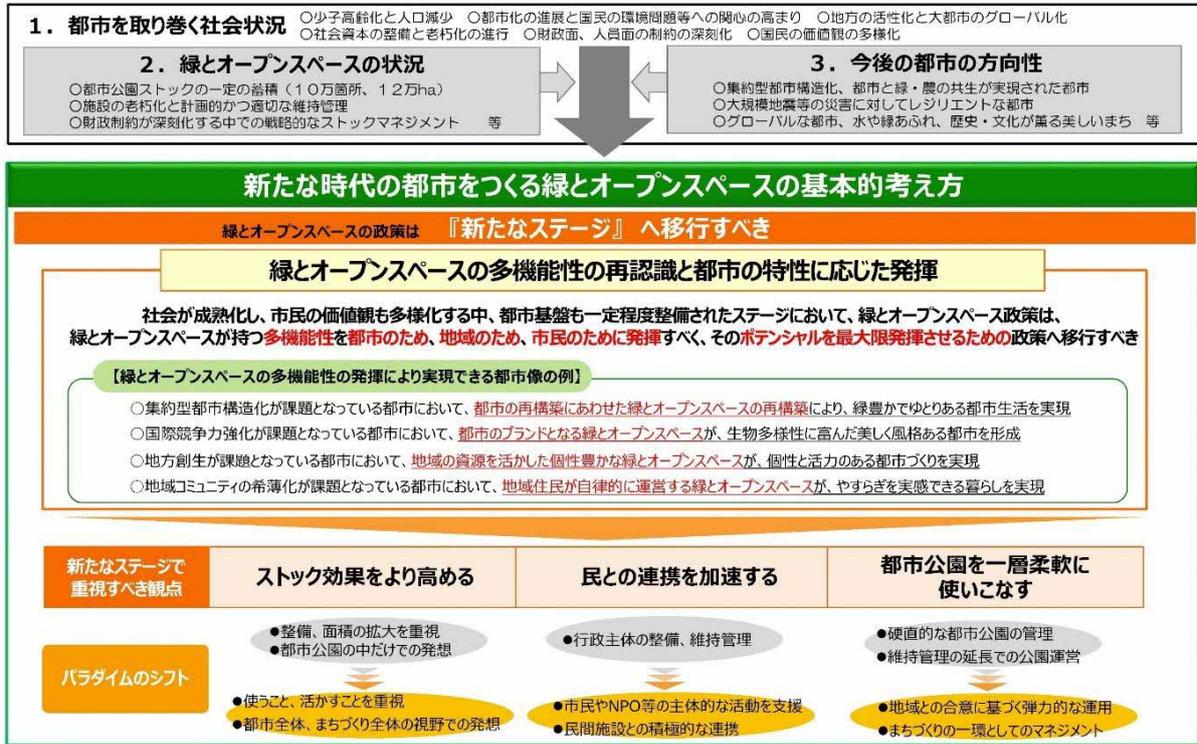


⑰ パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



(2) 新たなステージに向けたみどり政策の展開 (2016 (平成 28) 5 月)

2016 (平成 28) 年 5 月、国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、『緑とオープンスペースの多機能性の再認識を認識し、そのポテンシャルを都市の特性に応じて最大限発揮させる』ため、新たなステージで重視すべき視点として、「ストック効果[※]をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つの視点が重要となっています。



(3) グリーンインフラの取組戦略 (2019 (令和元) 年 7 月)

国土交通省では、国土形成計画 (2015 (平成 27) 年 8 月閣議決定) 等を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進しています。

また、令和元年 7 月に「グリーンインフラ推進戦略」をとりまとめ、今後、この推進戦略を踏まえ、プラットフォーム[※]の創設等グリーンインフラ主流化のための環境整備、グリーンインフラ推進のための支援の充実等、グリーンインフラの取り組みを推進することになっており、これらの支援制度を活用した**グリーンインフラの視点を持った地域づくり**が求められています。



雨水を貯水しやすい土壌を使用したレインガーデンを整備



民間と公共空間の一体的な緑化による快適性の向上

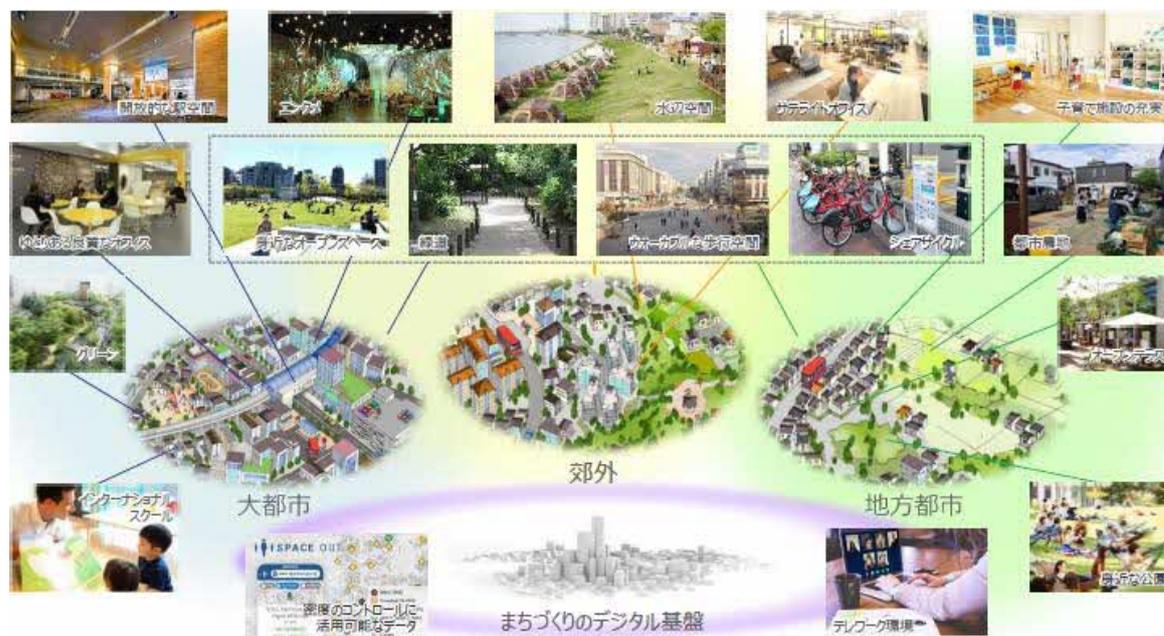
出典：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業整備イメージ (国土交通省)

(4) 新型コロナ危機を契機としたまちづくり

2019（令和元）年12月に最初の症例が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、我々はこれまでの働き方や暮らし方を大きく転換することを余儀なくされました。新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて、仕事よりは生活を重視するように意識が変化した人の割合が50%に上がっており、人々の働き方や生活に対する意識も変化しています。

国では2020（令和2）年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表しました。その中で都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「**三つの密**」の回避、**感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくり**が必要としており、「都市（オフィス等の機能や生活圏）」、「都市交通（ネットワーク）」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- ・グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ・ウォーカブル[※]な空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成する
- ・まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、**地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用**する
- ・災害・感染症等のリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- ・比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える**人材育成、ノウハウの展開等**



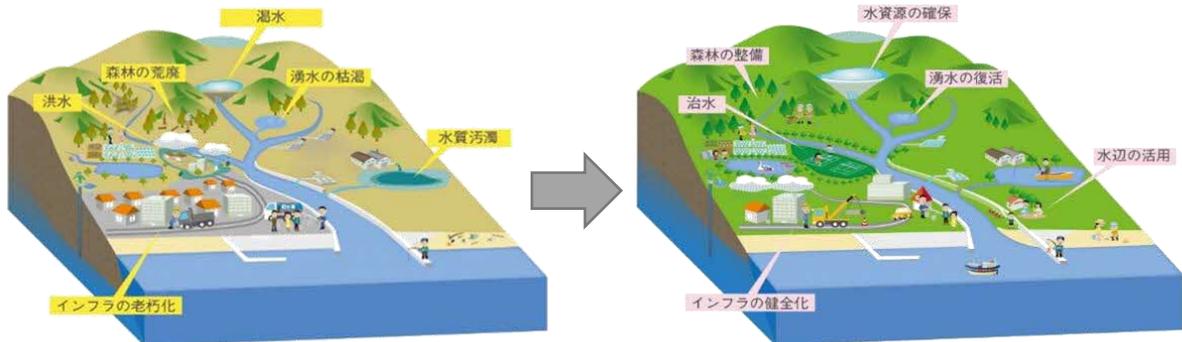
新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（イメージ）

出典：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性の検討について（国土交通省）

(5) 流域水循環計画の推進

内閣官房水循環政策本部事務局では、2016（平成 28）年度より健全な水循環のための流域マネジメントの更なる普及と活動の活性化を図ることを目的に、全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画については、「流域水循環計画」として認定・公表しています。

品川区「水とみどりの基本計画・行動計画」は、令和元年度に、「流域水循環計画」として認定されており、今後も**健全な水循環のための取り組み**を進めていく必要があります。



流域マネジメントのイメージ

出典：内閣官房水循環政策本部事務局 HP

(6) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、「流域治水関連法案」が令和 3 年 2 月に閣議決定されました。

その中には、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、下記に示す「流域における雨水貯留対策の強化」が盛り込まれており、**貯留浸透に資する都市部の緑地保全**を推進する必要があります。

<p>○ 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）</p>	<p>○ 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）</p>	<p>○ 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）</p> <p><雨水貯留浸透施設整備のイメージ></p>
<p>貯留機能保全区域のイメージ</p>	<p>グリーンインフラのイメージ</p>	

流域における雨水貯留対策例

出典：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案について（国土交通省）

(7) 生物多様性に関する計画

国では、生き物の多様性を将来にわたり確保するため、2008（平成 20）年の「生物多様性基本法」、2010（平成 22）年の「生物多様性地域連携促進法」の制定を受け、2011（平成 23）年に生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針が改正されています。2018（平成 30）年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定され、都市におけるエコロジカルネットワークの形成など生物多様性保全への配慮が求められています。

東京都においても、2012（平成 24）年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」で、生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みに加え、生物多様性の視点から強化する施策の方向性が示されています。

そのため、みどりや水辺などの生物の生息空間において、**生物多様性確保に向けた計画的な取り組み**を進めていくことが求められます。



生物多様性が豊かな都市のイメージ
出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画
策定の手引き（国土交通省）

(8) 関連する法制度の改正

2017（平成 29）年 6 月に「都市緑地法」、「都市公園法」等が改正され、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現を図るため、民間の知恵や活力をできる限り活かした都市公園の整備や運営が可能になっています。また、「河川法」についても 2011（平成 23）年 3 月に改正され、河川空間オープン化の特例が認められ、民間と連携した河川空間の活用が進んでいます。

表 法制度の改正状況

<p>都市緑地法 (H29.6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> － 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> － 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 ・緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理等）
<p>都市公園法 (H29.6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> － 収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定 － 設置管理許可制度の延伸（10 年→20 年）、建蔽率の緩和等 － 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年） ・公園の活性化に関する協議会の設置
<p>河川法 河川敷地占有許可準則 (H23.3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例 2011(H23.3) <ul style="list-style-type: none"> － 河川空間のオープン化の特例 ・民間事業者等の河川敷地占有許可期間の延伸（3 年→10 年） 2016（H28.6）

<p>景観法（2018（平成 30）年改正） 美しく風格のある国土の形成、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした法制度</p>	<p>環境基本法（2018（平成 30）年改正） 環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした法制度</p>
<p>生物多様性基本法（2009（平成 21）年制定） 野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全することを目的とした法制度</p>	<p>海岸法（2017（平成 29）年改正） 海岸管理の目的として「海岸管理における防災・減災対策の推進」に加え、「水門・陸閘※等の安全かつ確実な操作体制の確立」「海岸保全施設の適切な維持管理」「地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実」を位置づけ</p>
<p>下水道法（2015（平成 27 年）改正） 多発する浸水被害へのハード・ソフト総動員した対応、老朽化対策による機能の持続的確保、再生可能エネルギーの活用促進などを図るため、水防法・下水道法・日本下水道事業団法の一部改正が行われた</p>	<p>水質汚濁防止法（2017（平成 29）年改正） 地下水汚染の効果的な未然防止に向けた制度の創設</p>

図 その他関連する法制度

2 水とみどりを取り巻く社会情勢（東京都の動向）

(1) 都市づくりのグランドデザイン（2017（平成29）年9月）

2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもので、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な戦略、政策方針、取り組みを示しています。

都市づくりの戦略の一つとして「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、政策方針として「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を掲げています。

具体的には、これ以上緑を減らさないよう、今ある緑を守るとともに、都市づくりのあらゆる機会を捉えた新しい緑の創出、公園や緑地、歴史・文化が蓄積された庭園などの豊富な資源の活用、海や河川、運河など多様な水辺空間について、水質の改善等とともに、まちづくりにおいて新たな水辺空間を生み出すなど、多くの人が憩える空間の創出が求められています。



図 都市の将来イメージ

（左：水と緑がネットワーク化された潤いある区部中心部、右：東京ならではの魅力を楽しめる夜の水辺）
（出典：都市づくりのグランドデザイン（東京都））

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）（2020（令和2）年11月）

おおむね20年後の都市づくりの目標、都市の将来像等を実現するための方針及び整備水準を定めています。今回の改定では、コロナ危機を踏まえた都市づくりの目標と戦略等が新たに定められています。

主要な都市計画決定の方針の一つとして「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会の形成に向けた方針が定められています。

本区の将来像の一つとして、**東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取り組みが進んだまちを形成することが求められています。**

(3) 緑確保の総合的な方針（2020（令和2）年7月）

「都市づくりのランドデザイン」などの方針を踏まえ、2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としています。

東京全体の緑は、減少傾向が続いており、これまで以上に保全を推進するため、10年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための方針を示しています。

方針として、「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」が示されています。本区でも緑の減少傾向を緩和し、骨格となる緑の系統を保全すること、まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化、緑の量的な底上げと質の向上が求められています。

本区では、本方針に基づき、市民緑地認定制度等の指定・活用を検討し、既成市街地等における民有地の緑化を推進していきます。



図 区部の緑のネットワークイメージ（緑確保の総合的な方針（東京都）に加筆）

(4) 都市計画公園・緑地の整備方針（2020（令和2）年7月）

みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。

本整備方針では、水と緑のネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取り組みが求められています。

なお、本区の都立林試の森公園は、重点化を図るべき公園として選定されています。

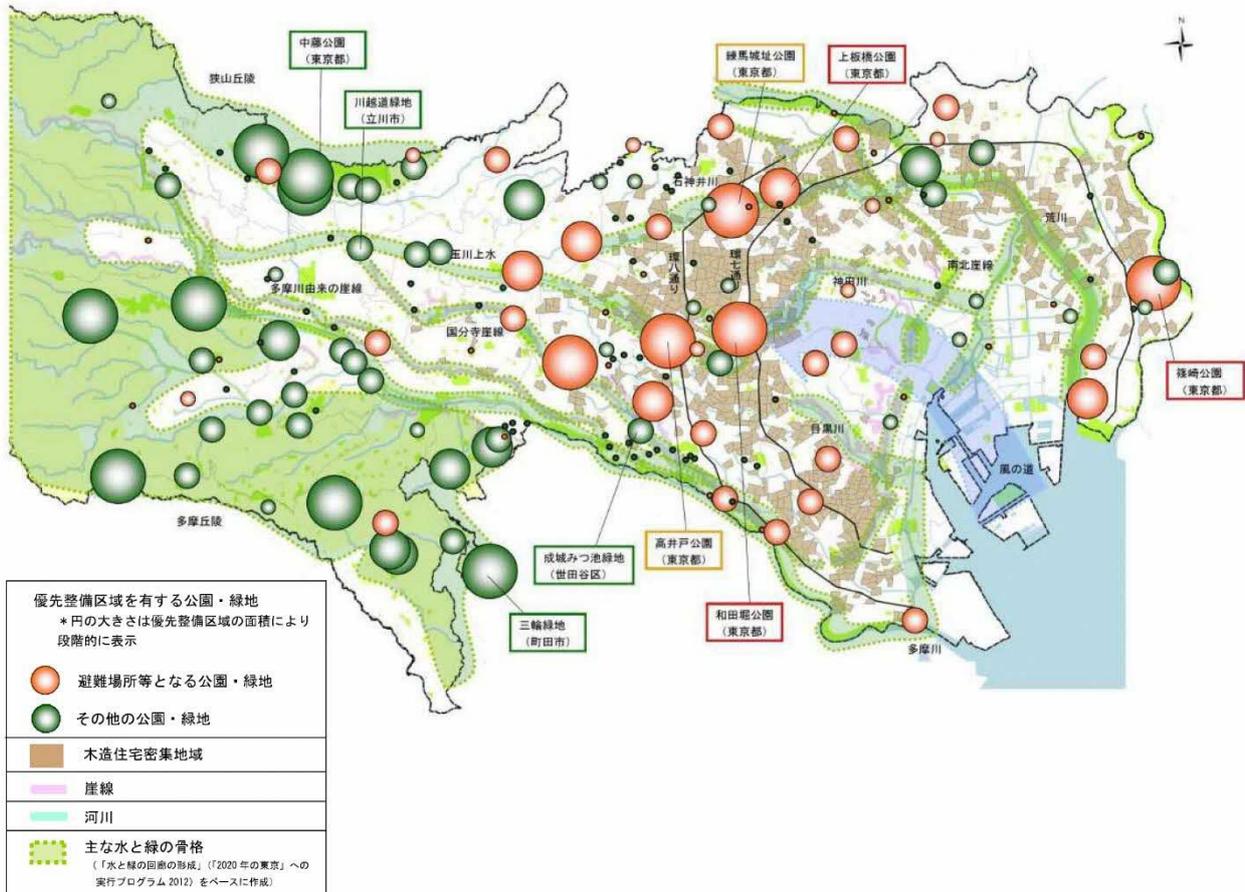


図 優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ（都市計画公園・緑地の整備方針（東京都））

(5) 東京が新たに進めるみどりの取組（2019（令和元）年5月）

東京が進めるみどりの主な取り組みをまとめたもので、「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと」を目標としています。

今後の取り組みとして主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中枢広域拠点域」に位置付けられており、みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

地域区分	主な取り組み
全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり
1 中枢広域拠点域	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出) みどりの軸の形成(東京 2020 大会に向けたマラソンコースの街路樹の樹冠拡大)

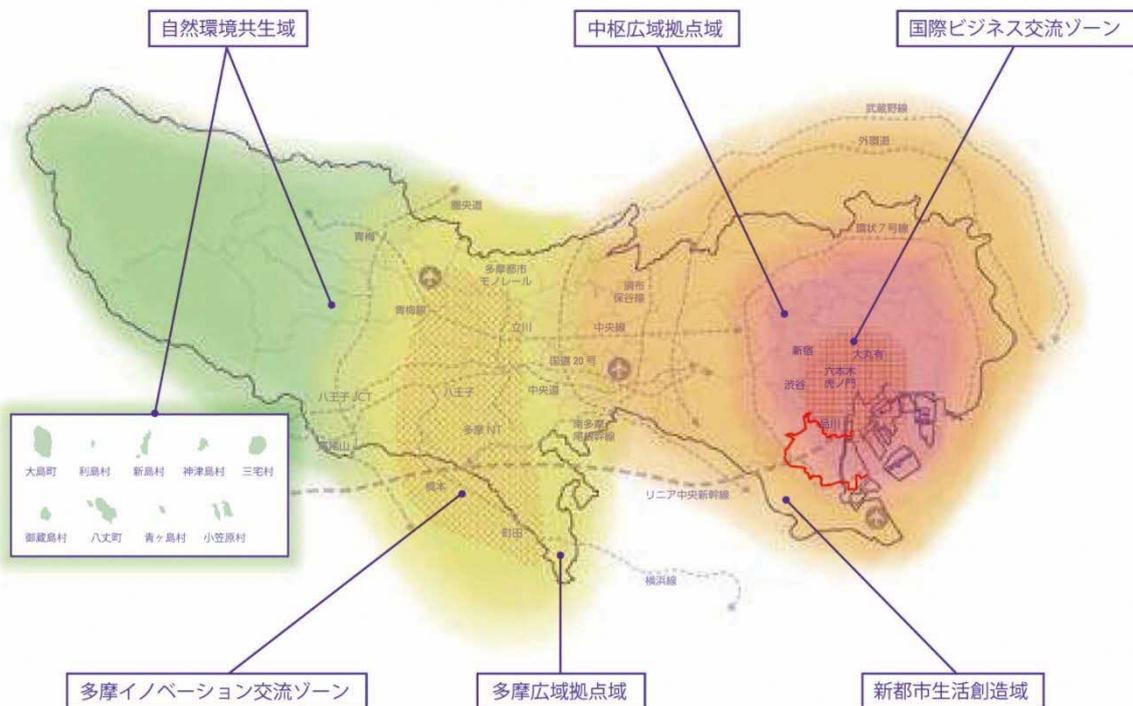


図 地域区分図（出典：東京が新たに進めるみどりの取組（東京都））

(6) 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（2006(平成18)年2月）

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺の賑わい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取り組みを展開することとし、**賑わい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化**などの方針が示されています。

運河地域における今後の取り組みの方向性として、「品川浦・天王洲」、「芝浦」で取り組まれている運河ルネサンスを広域に展開することで、**新たな水上交通や水辺イベントの広がりを促進**することが挙げられており、本区でも舟運ネットワークの強化や水辺でのイベント開催などを推進しています。

(7) 東京都バイエリアビジョン（仮称）

東京、日本の今後の成長を牽引するバイエリアの将来像を示しています。世界から人を集め、バイエリアを日本中の文化、情報、技術のショーケースとし、東京、日本の今後の成長を創り出す場所として世界に発信していくため、「**海から見渡す東京の未来をつくる**」、「東京、日本ならではの未来を世界に発信し、世界を魅了する」、「自ら未来を生み出し続ける実験・提案型のまちをつくる」ことを目標としており、バイエリアを有する本区でも「**水辺に顔を向けたまちの空間づくり**」、「**訪れたいと思わせる水辺空間の実現**」など、都や民間と連携した取り組み推進が求められています。



図 官民連携チームの提案（抜粋）

(8) 東京都による水辺空間活用の状況

「東京の統合的な交通政策のあり方検討会」において、「羽田空港と都心・臨海部を結ぶ航路の充実」、「船路等が一目でわかる PR 施策の展開」、「**船着場と水辺空間の一体的な整備**」が、水辺空間の魅力向上に向けた施策の方向性として示され、「水辺空間活用（舟運）ワーキンググループ」において、その実現のための具体的な方策が検討されています。

また、都は川や海、運河など、東京の水辺空間の魅力を引き出すため、舟運を活性化し、身近な観光・交通手段として定着することを目指し、取り組みを実施しています。

取り組みの一環として、（2019（平成 31）年 7 月 24 日から 8 月 2 日の間で、社会実験“真夏のらくらく舟旅通勤”（日本橋～朝潮運河間）が実施されました。今後は、アンケート結果や事業採算性等を検証した上で、新たな航路の実現可能性について検討が進められる予定です。

本区でも**船着場や舟運の更なる活用**が必要となっています。



朝潮運河船着場から出航

(9) 東京ベイ eSG プロジェクト

感染症と気候変動という 2 つの危機に対処し、「持続可能性」と「経済・金融」を両立し、最先端の「DX[※]」を活用しながら 50 年・100 年先を見据えた都市のあるべき姿を描くため、「ESG」（Environment, Social, Governance）の概念を基本とし、下記のような考え方で「東京ベイ eSG プロジェクト」の検討が進んでいます。

e：環境（environment）に加え、エコロジー（ecology）、経済（economy）、新時代を切り拓く画期的な技術（epoch-making）、SG：渋沢栄一、後藤新平の精神を受け継ぐ（shibusawa, Goto）

【東京ベイ eSG プロジェクト】の実現に向けた戦略】

■ 100%クリーンエネルギー、ゼロエミッションを実現

スマートグリッドをはじめとするグリーンテクノロジーの活用により、域内のエネルギーを再生可能エネルギーと水素を柱とした 100%クリーンエネルギーで賄う。

■ 最先端のデジタルテクノロジーを実装

官民を挙げ日本の本気を魅せるデジタルテクノロジーを駆使し、サステナブルな都市を実現する。

■ グリーンファイナンスを活用したプロジェクトの展開

「Tokyo Green Finance Market（仮称）」の活用等により世界中のグリーン Tech 企業の集積を図り、グリーンやサステナブルをキーワードにした様々なプロジェクトを展開する。

■ サステナブルな都市・交通ネットワークを充実

地下鉄の事業化などにより都心や羽田空港等とのアクセスの飛躍的な向上を図るとともに、ZEV などを活用した公共交通モデルを構築する。

3 水とみどりを取り巻く社会情勢（本区の動向）

(1) 品川区長期基本計画（2020（令和2）年4月）

- 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、未来につなぐ4つの視点として、「**超長寿社会に対応する視点**」、「**多文化・多様な生き方を尊重する視点**」、「**強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点**」、「**先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点**」が示されています。
- 「地域」の政策の柱の一つに「**水と親しむみどり豊かなまちづくり**」を掲げており、以下のような将来像が示されています。

- 区民が水辺を身近に親しむことができ、外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となる水辺空間の整備やしきみづくりが進んでいます。
- 河川・運河の水質改善が推進され、水辺空間が区民生活において、さらに有効な資源として活用されています。
- 区民や企業の自主的なみどりづくりが進むとともに、区民ニーズを捉えた愛される公園が増加し、区民がみどりにふれあえる機会が充実しています。

- 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するためにも、水とみどりに身近に親しむことのでき、賑わいの拠点となる空間整備、区民や企業と連携した水辺やみどりづくりが求められています。

(2) 品川区まちづくりマスタープラン（2013（平成25）年2月）

- 品川区基本構想に掲げる将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指し、8つのまちづくりの目標を定めています。
- 水とみどり分野は「**水とみどり豊かなやすらぎとるおいのある都市空間の保全・再生**」を目標に掲げており、以下の整備方針を示しています。

うるおいとやすらぎのある都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 水とみどりのネットワークの形成 ● 厚みと広がりのある豊かなみどりの創出 ● 都市空間への緑化の推進 ● 水とみどりに親しめる親水空間の整備 ● 身近な公園・緑地の整備・改修
防災性の向上に資する都市緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地における防災機能の向上 ● 街路樹等の持つ防災・減災機能の活用
品川らしさを備えた多様なみどりの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史・文化を伝える資源の保全・活用 ● 品川を特徴づける景観づくり ● 特色ある公園づくり
区民と行政が一丸となった水とみどりの育成	

- 環境、レクリエーション、防災、歴史、景観・歴史文化など**水とみどりの多機能性を発揮するため、区民と行政が一丸となった取り組み**が求められています。

(3) 新・水とみどりのネットワーク構想（2008（平成20）年5月）

- 「水とみどりが つなぐまち」の実現に向け、水とみどりを「観光・交流」「環境」「景観・アメニティ」「防災・防犯」という4つの機能から捉え、施策を設定しています。
- 公共空間で「親水空間やみどり」の充実を図るだけでなく、「運河ルネサンス構想」などのように規制緩和を図りながら、**民間開発や花壇・路地裏のみどりなども含めた新たなネットワークづくりを推進**する必要があるとしています。
- 多様な担い手の参加を促しながら、水とみどりのあり方や活用方法について話し合うこととしています。

(4) 品川区環境基本計画（2018（平成30）年3月）

- 「みんなで創り育てる環境都市」を目指し、5つの基本目標の中で「水とみどりがつなぐまち」と「やすらぎとにぎわいの都市景観」を掲げています。
- 「水とみどりを活かしたにぎわいづくり」として、歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス等と連携した水辺活用の取り組みを推進することとしています。
- 「多様な品川らしさを踏まえたまちづくりの活用」として、歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、それらをつなぐみどりや川の個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりを進めることとしています。

(5) 品川区地域防災計画（2017（平成29）年度）

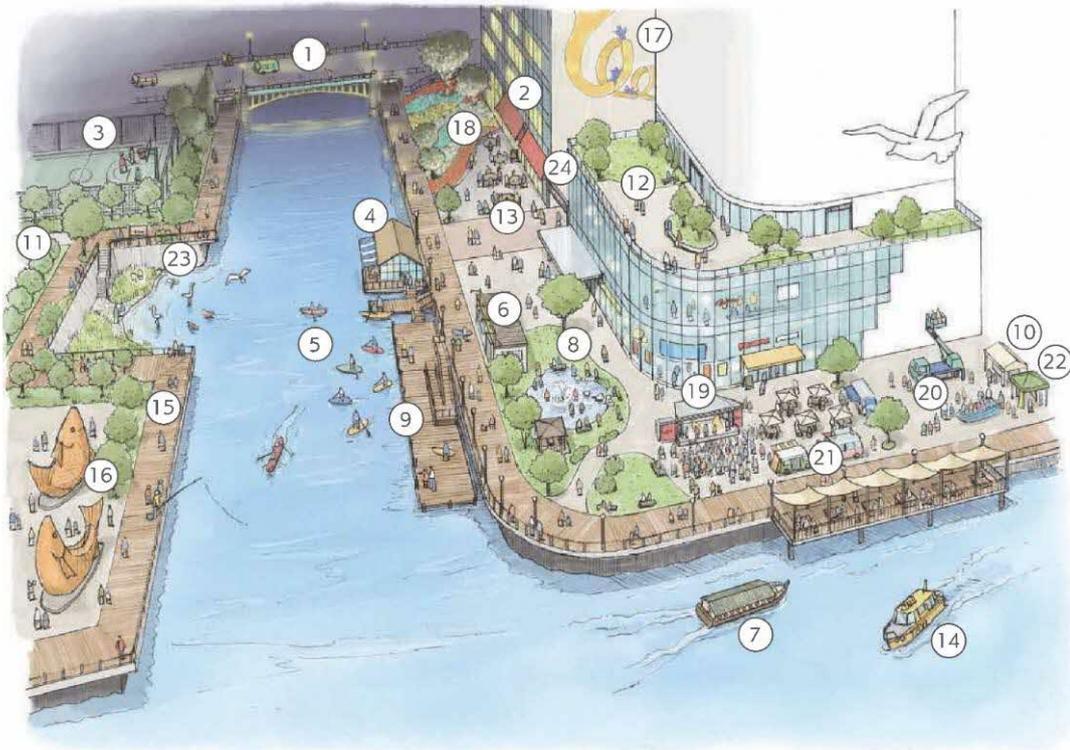
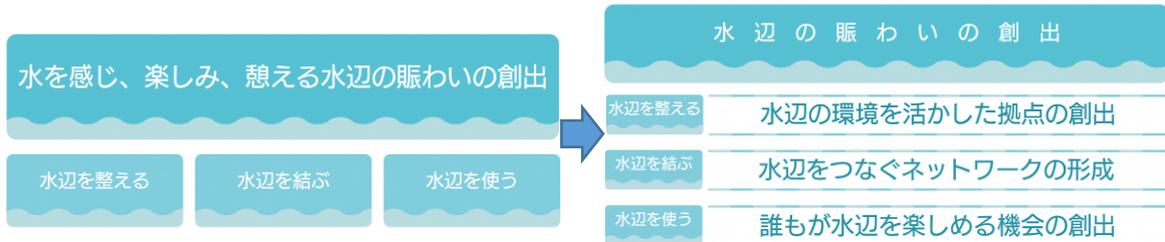
- 区が整備する公園、広場等に加え、民間の緑地や空地などのオープンスペースは、延焼防止や避難のための有効な空間となり得ることから、**まちづくりに関する各種事業・制度や開発環境指導要綱、密集住宅市街地整備促進事業などにより、これら有効なオープンスペースを確保**します。
- 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、緊急輸送ネットワークを整備するとともに、輸送路の複線化を図るため**陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備推進**するため、緊急啓開道路の確保や水上輸送の円滑化に向けた対策を進めることとしています。（水上輸送に関しては、五反田防災船着場を新設し、平成31年12月に供用開始）。

(6) 品川区景観計画（2010（平成22）年12月）

- 「みんなで 伝え 創り 育てる」を基本理念に、**緑地の保全と活用、緑化の推進、水辺空間を活かした街並み形成**など、景観形成の観点からも水やみどりが重要な位置付けにあります。
- 運河沿いの水際には、季節の花木の植栽、歩行者空間やポケットパークなどの配置など、**運河からの眺望にも配慮した景観形成**を進めることになっています。
- 「景観重要公共施設」として目黒川が指定されており、東京都が今後策定する河川整備計画等とも整合を図りながら、**桜並木の美しい、親水性の高い水辺空間の創出**に努めることとしています。
- 旧東海道品川宿地区は、重点地区に定められており、水辺を活かした街並みの形成、旧東海道の風景を彩る「街道松」のある街並み形成、協働のまちづくりによる街並みの形成などが定められています。
- 天王洲地区景観形成地区は、運河を活かした個性ある景観形成の取り組みがなされており、**水辺を活かした景観形成、特徴的な水辺の風景を活かした景観形成**、魅力あるウォーターフロントの形成などが定められています。

(7) 品川区水辺利活用ビジョン (2020 (令和 2) 年 5 月)

- 「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わいの創出」を目標とし、水辺を楽しめる場や、仕組みを構築することで、区民や来訪者が水辺を感じ、賑わい・憩える空間の創出を目指しています。
- 「整える」(水辺を楽しむ拠点や施設の整備)、「結ぶ」(舟運等による水辺の活用や水辺周辺の回遊性の向上)、「使う」(イベント等の実施)といった3つの視点から取り組みを推進し、水辺の賑わいを充実することとしています。



水辺利活用の方針に基づく取り組みイメージの概要		
水辺を整える	水辺を結ぶ	水辺を使う
① 橋梁のライトアップ	⑪ 緑の連続性	⑲ 地域と連携したイベント
② 水辺を意識した建築物	⑫ 水際の建物における緑の充実	⑳ 防災まちづくり等の情報発信
③ 水際のにぎわい創出を意識したまちづくり	⑬ 水辺へのアクセス性向上	㉑ エリアマネジメント団体等による水際を活用した賑わいの創出
④ 水辺空間を活かした飲食店	⑭ 水上タクシー等の舟運	㉒ イベント等を通じた水辺利用のルールやマナーの周知
⑤ カヌー・SUP 等の水上アクティビティ	⑮ 水際の散策路	㉓ ビオトープ等による水辺の魅力の発信
⑥ 水上アクティビティの利用拠点となる施設	⑯ オブジェ等による水辺景観の演出	㉔ ゲート等による水辺への案内誘導等
⑦ 屋形船等の動力船	⑰ 壁面アートによる賑わいの演出	
⑧ 公園等の親水空間	⑱ イルミネーションによる夜間景観の創出	
⑨ 船着場などの整備		
⑩ 水質環境改善の取り組みに向けた広報PR		

4 本区の水とみどりの現況

(1) 気象データ

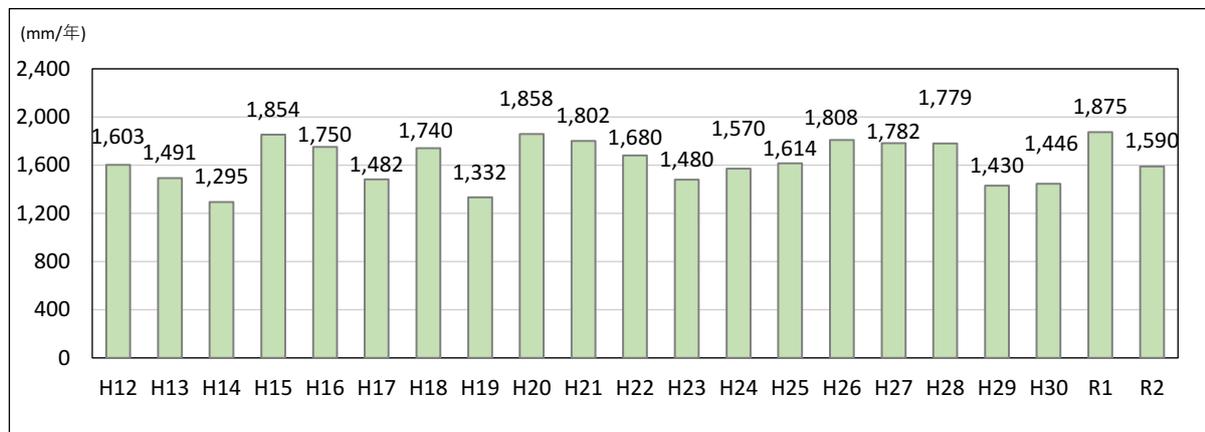


図 年降水量の推移 (出典：気象庁)

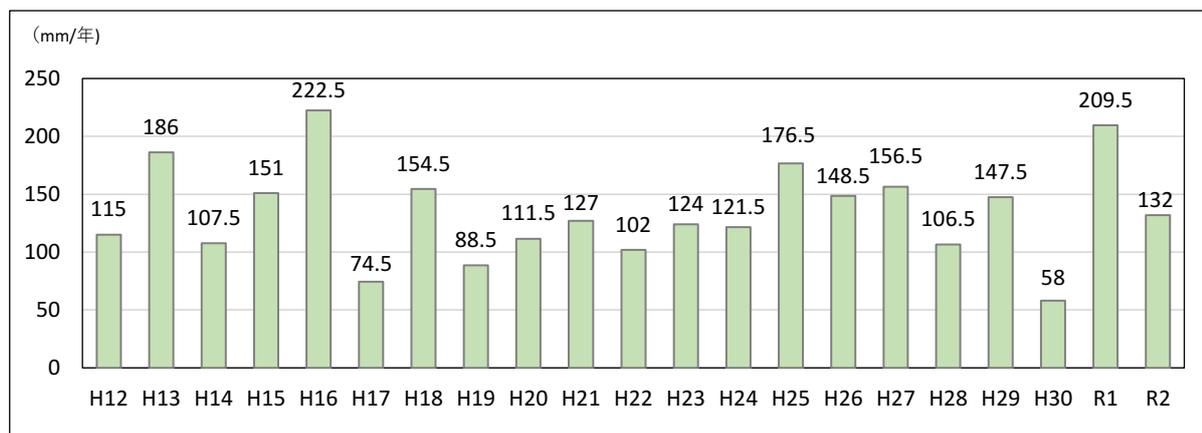


図 日最大降水量の推移 (出典：気象庁)

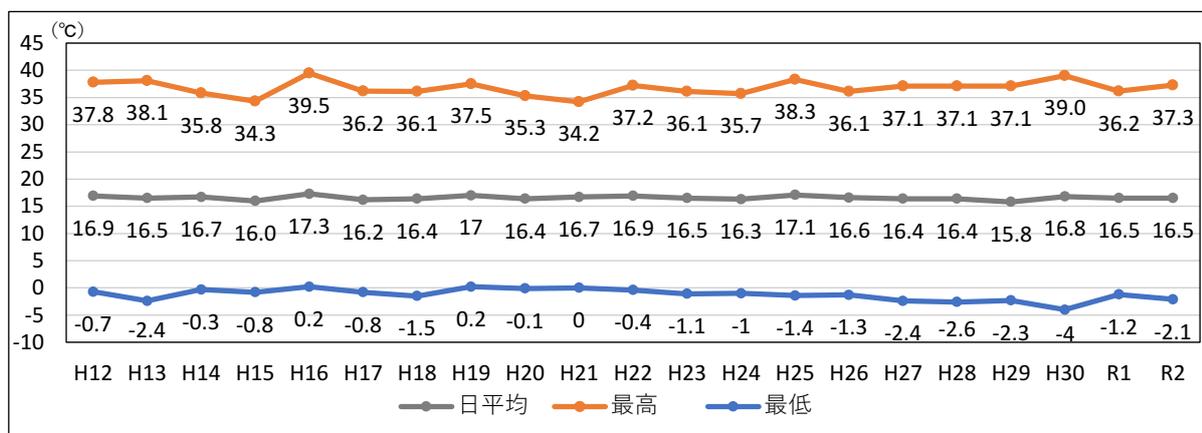


図 気温の推移 (出典：気象庁)

(2) 市街地再開発事業等の状況

① 西品川一丁目周辺地区

西品川一丁目地区は、国際自動車跡地および住宅・工場などが混在する密集市街地からなる地区です。2013（平成 25）年に地元利権者による再開発組合が設立され、現在、地区計画に基づき道路等の基盤整備とあわせた開発事業が進められています。

既存の住宅・向上を再編して周辺市街地と調和した複合市街地を形成し、また地域のうるおいや憩いの核となる大規模な広場整備、みどり拠点の形成、防災性の向上を図っています。

事業実施前（2008（平成 21）年）



⇒

事業実施後（2018（令和元）年）



② 目黒駅前地区

目黒駅前地区は、JR 山手線等 4 線が乗り入れる目黒駅前に立地しており、交通利便性が非常に高い地区です。本事業では、都バス跡地の有効活用により商業・業務機能と良好な住環境が整備され、目黒駅前にふさわしい魅力あるにぎわいの拠点形成が図られました。

また、公共施設として子育て支援施設や在宅介護支援センター、防災備蓄倉庫区、行政サービスコーナーを導入し、周辺地域住民の利便性を高めています。

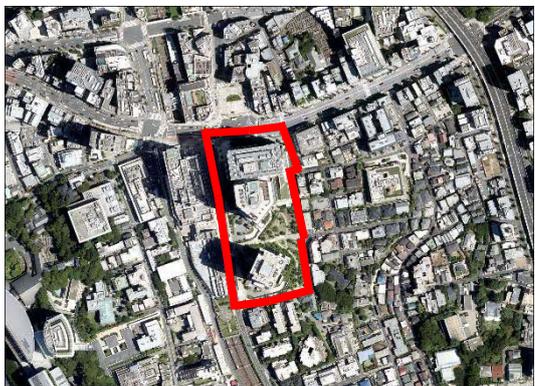
さらに、都市計画道路や区画道路等の都市基盤に加え、駅前側の「文化の広場」のほか、敷地中央部には広大で緑豊かな「森の広場」も整備されました。

事業実施前（2008（平成 21）年）



⇒

事業実施後（2018（令和元）年）



③ 東五反田二丁目第2地区

東五反田二丁目第2地区は、JR五反田駅の南東約300mに位置しています。本事業では、道路などの都市基盤施設を整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図ることにより、大崎副都心にふさわしい賑わいや活力、潤いにあふれた複合市街地の整備を行いました。

大崎副都心の複合市街地ゾーンに相応しい、居住機能、業務機能、商業・賑わい機能等が調和するまちづくりが行われました。また、開発にあわせて、地区幹線道路等の拡幅整備を行うとともに、歩行者空間や目黒川を活かした水に親しむ公園の整備を行い、ゆとりと潤いのある市街地の形成を図りました。

事業実施前（2008（平成21）年）



事業実施後（2018（令和元）年）

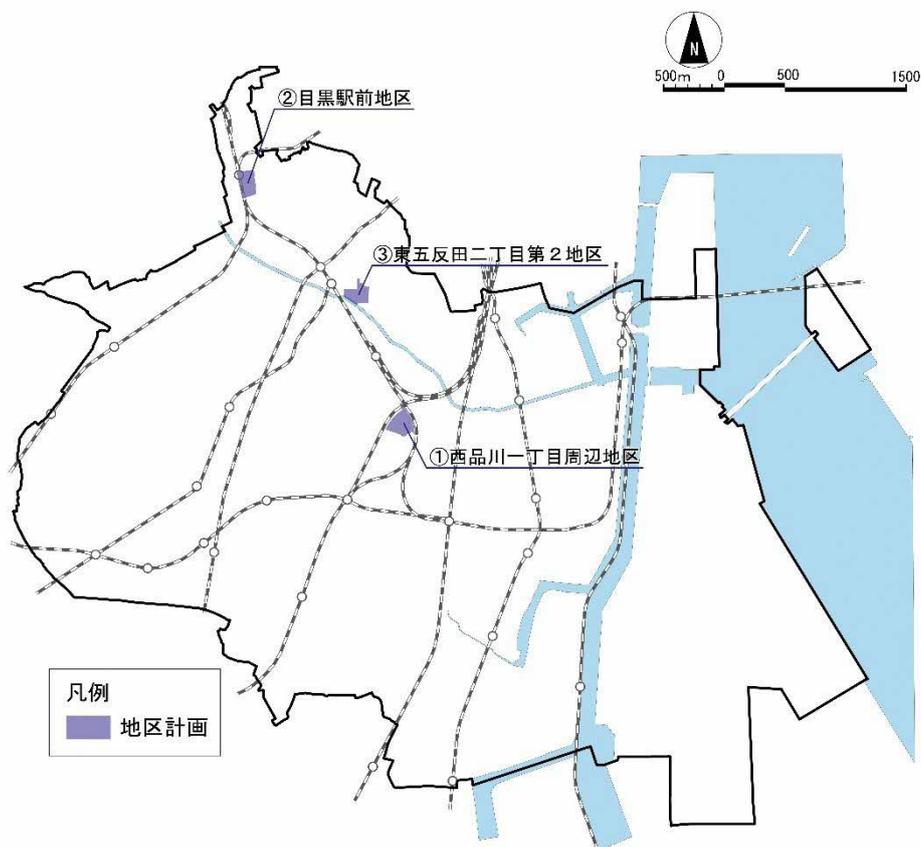


図 市街地開発事業位置

(3) 地区計画[※]等における整備・開発・保全に関する方針

水とみどりに関する地区計画の概要を示します。

表 地区計画の整備・開発・保全に関する方針

	地区名	整備・開発・保全に関する方針
1	東品川 四丁目地区	快適な居住環境形成を図るため公園整備を行うとともに、広場を適切に配置する。京浜運河の快適な水辺空間の特性を活用するため、緑道（歩行者プロムナード）の整備を行う。
2	武蔵小山駅 東地区	うるおいと安らぎのある居住環境の形成と都市環境への負荷の低減を図るため、敷地内において計画的な緑化を進めるものとし、建築物の敷地に、「品川区みどりの条例」で定める基準以上の緑化を行い、広場・広場状空地については、その面積の30%以上を緑化する。
3	目黒駅前 地区	目黒通りへと接続する都市計画道路補助 159 号の拡幅整備や区画道路の拡幅整備に合わせ、歩道状空地等において連続的な緑化を行い、快適な歩行者空間を整備する。緑豊かな広場空間を整備し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、周辺住宅地との離隔を確保する。
4	西五反田 三丁目地区	都市に残された数少ない自然を守るため、地区内の緑化推進とともに、現存する緑地帯の保全に努める。
5	西品川 一丁目地区	住宅や工場等の既存都市機能の再編に加え、大崎駅に近接する立地ポテンシャルを活かし、業務施設、都市型住宅、生活利便施設等の多様な都市機能の導入を図るとともに、地域に不足する大規模な緑地・オープンスペースを創出し、周辺市街地と調和した良好な「業務・商業・住宅・向上等の複合市街地」の形成を図る。
6	大井一丁目 南地区	密集市街地や細街路の解消や、区道の拡幅及び災害時の周辺市街地における在宅避難者支援場所としてのオープンスペースの整備等により、市街地環境の改善や防災性の向上を図るとともに、業務・商業・住宅等が融合した、みどり豊かで安全・安心な市街地環境の形成を目指す。
7	西大井駅 周辺地区	駅周辺の住環境との調和を図りつつ、地域交流の場として地区公園を整備する。その他の公共施設 駅前機能の強化を図るため、交通広場を整備拡充するとともに、ポケットパークや緑地、歩行者空間を整備する。
8	北品川 五丁目地区	地区幹線道路及び歩道状空地に街路樹や植栽帯を整備するとともに、目黒川沿いの遊歩道整備等、周辺地域と連携した緑のネットワークの形を図る。合流改善施設として公園の地下に貯留槽を設置し、目黒川の水質改善を図る。
9	大崎駅東口 第2地区	河川については、緑の軸線形成と水辺空間の景観向上のため、目黒川改修事業にあわせて河川管理用通路の緑道化をはかる。さらに、緑道に寄る緑の軸線の拠点を形成するため、目黒川沿いに地区公園を整備する。
10	大崎駅西口 地区	ゆとりとうるおいのある市街地環境を創造するため、敷地内の空地や屋上緑化の推進に努めるとともに周辺市街地を含めた緑や公開空地の連続性に配慮した空間形成を図る。
11	広町一丁目 周辺地区	目黒川に隣接する地区特性を活かした水と緑のネットワークを形成するため、河川及び鉄道沿いに緑道を整備するとともに、目黒川に面してまとまった緑地広場を配置する。
12	東五反田 二丁目地区	目黒川を活かした親水広場を一体的に整備する。親水広場を五反田南公園、公園2号（大崎駅東口第3地区）と連携するシンボル広場として位置づけ、水と緑のネットワークの起点とする。また、親水護岸部分には防災船着場機能を設け、災害時の防災活動拠点として活用する。
13	東五反田 地区	開発にあわせて御成橋公園を拡大整備し、目黒川沿いのみどりの拠点を形成する開発敷地内の壁面後退による緑道部分と道路とを一体的に整備することで、安全性・防災性と美しい街並み形成に配慮した豊かな都市空間の形成を図る。

	地区名	整備・開発・保全に関する方針
14	東品川 二丁目地区	水辺の特性を生かし、親水拠点の形成を図る。 天王洲公園の位置を変更し、(仮称)東品川海上公園と一体となる、水と緑豊かなアメニティ(快適性)空間の拡大を図る。
15	臨海副都心 台場地区	建築物の壁面の位置の制限を定めるなどにより、道路やシンボルプロムナード等の公共空間と一体となった宝光社空間や緑化空間等を確保する。 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するため、植栽を積極的に行う。
16	東五反田 二丁目 第3地区	地区北側の地区幹線道路4号を拡幅整備するとともに地区外周の道路および河川管理用通路沿いの敷地内に緑道を配置し、安全、快適で緑豊かな歩行者ネットワークを構築する。 目黒川沿い緑道は河川管理用通路と一体的に整備するとともに、御成橋、山本橋の橋詰めには広場や公園を配し、隣接街区や対岸地区と協調して拠点性の高い親水空間を整備することで水とみどりのネットワークを構築する。

表 大崎周辺地域 都市再生ビジョンについて

	地区名	整備・開発・保全に関する方針
17	大崎周辺 地域	大崎駅周辺地域において、地域の魅力向上や開発促進を目指した将来像を示すとともに、公共施設等の整備方針、地域全体の付加価値を高めるために必要な内容や重点的に取り組むべきテーマを示すことにより、民間の創意工夫を活かした都市再生を戦略的に進めるため、「都市再生ビジョン」が策定された。「目黒川を環境資源として活用する」という戦略では、親水空間の設立や活用、保水性の舗装によるヒートアイランド現象の緩和、隣接敷地と強調しながらまとまった緑の確保やクールスポットの形成、風の道の確保として、建築物の配置を現状街路にあわせて川上に向かって逆八の字にするなど、目黒川を軸とした水と緑と風のネットワーク形成を図っている。

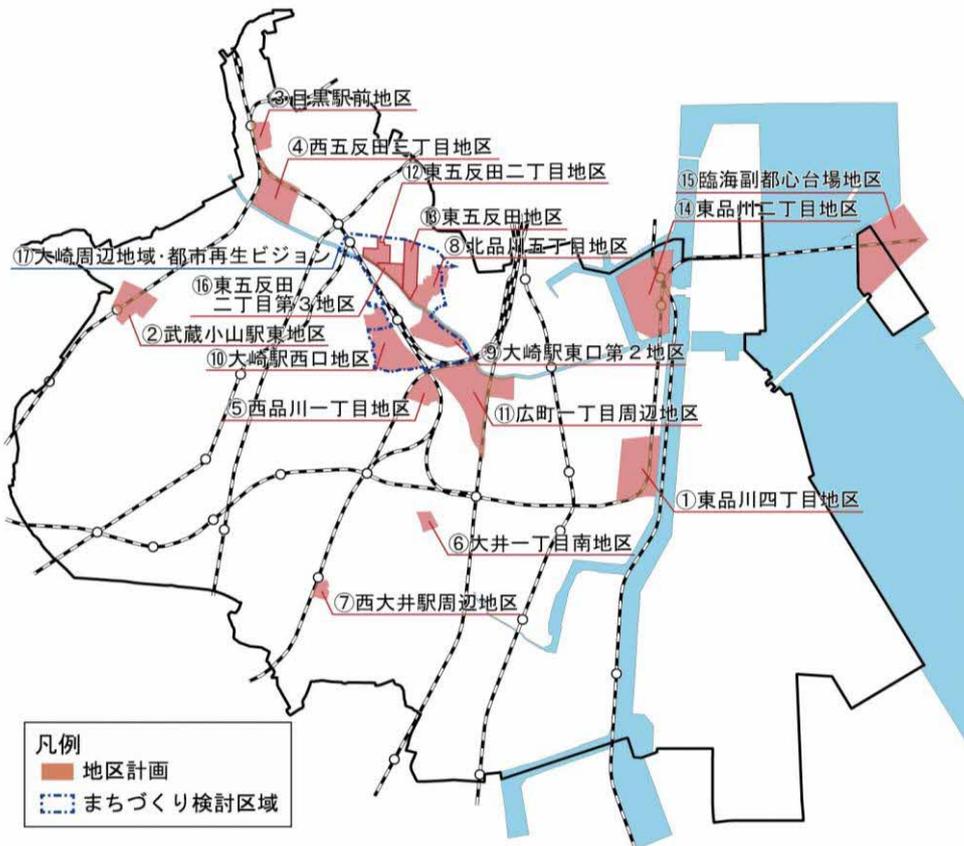


図 地区計画位置図

(4) 区民活動状況

① 品川地区

協議会名	設立年	概要
一般社団法人 エリア マネジメント TENNOZ	1985 (昭和 60)年	天王洲の地権者 22 社により発足し、「人間の知能と創造性に働きかける環境づくり」を開発コンセプトに、水と緑に囲まれた外部環境の演出など、天王洲地区の特徴的な開発を進めてきました。現在も、街の景観維持やイベント開催などの地域の活性化に取り組んでいます。2021 年に協議会名を「天王洲総合開発協議会」から「エリアマネジメント TENNOZ」に変更し、天王洲を代表するエリアマネジメント団体として、将来にわたっての総合的なまちづくりを推進してまいります。
旧東海道品川 宿周辺まちづ り協議会	1988 (昭和 63)年	「東海道の歴史性を活かしたまちづくり」を進めることを目的に、品川宿周辺の町会、商店街、商店会が協力し、設立されました。現在では、景観などの街並み整備はもちろんのこと、水辺プロジェクトとして、カヌー・E ボート体験、目黒川清掃・生き物調査などを行っています。
NPO 東海道品川宿	2004 (平成 16)年	旧東海道品川宿周辺地域におけるまちづくりの推進を行っています。現在は、観光開発事業の一環として、勝島運河での仮設栈橋の設置や、水上観光イベントを推進しています。
品川浦・ 天王洲地区 運河ルネサンス 協議会	2005 (平成 17)年	運河ルネサンスとは、東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出することを目的とした、地元が主体となった取り組みです。品川浦・天王洲地区では、運河の活用方法、安全船行啓蒙の横断幕設置および運河のパトロール、周辺の景観づくりをはじめ、運河を利用したイベント開催、施設の設置などを協議しています
品川駅南地域 の未来を創る 推進協議会	2010 (平成 22)年	地元の町会・自治会、商店会、まちづくり関係団体等と連携し、品川駅近接の立地や天王洲運河や目黒川等の地域特性を踏まえた街の将来像の実現を目指しています。将来像の中では、品川浦、天王洲運河、目黒川がそれぞれ拠点として位置づけられています。品川浦では水上交通ターミナルの整備、天王洲運河では親水ステージ等の水辺の新たな魅力を創出する施設の整備・導入、目黒川では緑豊かな親水空間の形成や、アクティビティ拠点としての機能強化などを目指しています。
一般社団法人 天王洲・ キャナルサイド 活性化協会	2014 (平成 26)年	東品川周辺を中心とした運河・水辺の修景及び地域振興を通じ、社会における創造性の発展を図り豊かな地域社会づくりと新たな生活文化の創出に寄与することを目的としています。また、毎年 4 回（春夏秋冬）、「天王洲キャナルフェス」を開催しています。フードマーケット、映画祭、ナイトクルーズなどの催しを行い、天王洲運河を中心に賑わいを創出しています。
NPO なぎさの会	2017 (平成 29)年	主に東品川、南品川、北品川を中心に活動しています。しながわ運河まつり、秋の運河花火まつり、水辺の活動などに取り組んでいます。

② 大崎地区

協議会名	設立年	概要
五反田地域 街づくり協議会	2004 (平成 16)年	品川区をはじめとする関係機関との連携のもと、五反田地域の発展に向けた様々なまちづくり活動を行うための組織として設立されました。五反田地域の町会、商店会、企業等の地域を代表する横断的なメンバーにより構成されています。2011（平成 23）年には、区と協働して「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」を策定しました。基本方針「地域資源を活かした環境・景観づくり」として、目黒川を環境資源として位置づけ、隣接する大崎・目黒との連携を図り、目黒川沿いの桜並木を地域全体に広げることを目指しています。
一般社団法人 大崎エリア マネージメント	2007 (平成 19)年	「魅力とにぎわいのある都市空間の形成」をテーマに、副都心大崎の持続的発展を目指した「都市再生ビジョン」に従い誕生しました。設立以来、地域の付加価値を高める様々な活動を通じて大崎のまちづくり、まち運営に注力しています。受託事業として、大崎駅夢さん橋、五反田ふれあい水辺広場等の維持管理を行い、自主事業としては目黒川イルミネーションやお花いっぱい大崎運動などの地域イベント支援などを行っています。
NPO 目黒川五反田 協議会	2008 (平成 20)年	エレクトリックボート「すずかぜ」を運航し、目黒川を環境資源として活用策を検討、そして環境整備を推進し、調査研究事業、普及啓発事業を行うことによって目黒川地域の活性化の一環になることを目指しています。
目黒川で 泳ぎ隊	2009 (平成 21)年	目黒川的环境調査や、目黒川的环境美化活動に取り組んでいます。現在は泳ぐことができないものの、将来、目黒川が安全に泳げる川となることを目標として活動しています。
大崎駅周辺 まち運営 協議会	2014 (平成 26)年	大崎駅周辺の管理運営（エリアマネージメント）を推進していくことを目的として設立されました。具体的には、「まち運営プラン」に基づく、大崎の新しい魅力づけや付加価値向上を図ることにより、“安全・安心なまちづくりや活力と調和のある地域発展に寄与する”ことを目指しています。

③ 大井地区

協議会名	設立年	概要
勝島・浜川・ 鮫洲地区 運河ルネサンス 協議会	2006 (平成 18)年	勝島・浜川・鮫洲地区では、町会、商店会、企業などの民間事業者、NPO などの団体が、運河の活用方法や運河を利用したイベント等の施設について話し合うなどしています。
NPO まちづくり大井	2008 (平成 20)年	大井地区では、企業、商店街、町会等の団体がそれぞれ個々に活動しており、新たな開発もまちの将来ビジョンとは関係なくそれぞれ個別の事情により進められています。地域の企業、大型商業施設、商店街、町会、学校などが、行政と連携しながら総合的なまちづくりを行うため、NPO まちづくり大井が設立されました。事業の一つとして、大井町駅周辺地区の緑化推進を進めています。
NPO しながわ 花海道	2002 (平成 14)年	立会川・鮫洲商店街が中心となり、地域活性化を目標として、勝島運河の防潮堤にお花畑づくりを始めた緑化プロジェクトです。現在は大井第一地区町会連合会が、NPO 法人として、しながわ花海道と周辺の公園の管理運営を品川区の委託を受けて活動しています。
勝島運河 倶楽部	2005 (平成 17)年	勝島運河周辺をフィールドとして、水辺の自然や暮らしの知恵を生かした環境教育に関する事業を行うことにより、豊かな情操をはかり、将来世代の健全な育成ならびに地域コミュニティの発展、地域の振興に寄与することを目的としています。

④ 八潮地区

協議会名	設立年	概要
NPO 八潮ハーモニー	2013 (平成 25)年	東京湾に作られた人口の島、八潮の特性を生かしたまちづくりに取り組み、水と緑と土に恵まれた自然環境を生かした文化の創造と提案、必要とされる各種の調査研究活動を行います。水辺のまちづくりとして、「キャンドルナイト事業」を行っています。

(5) 水路の変遷

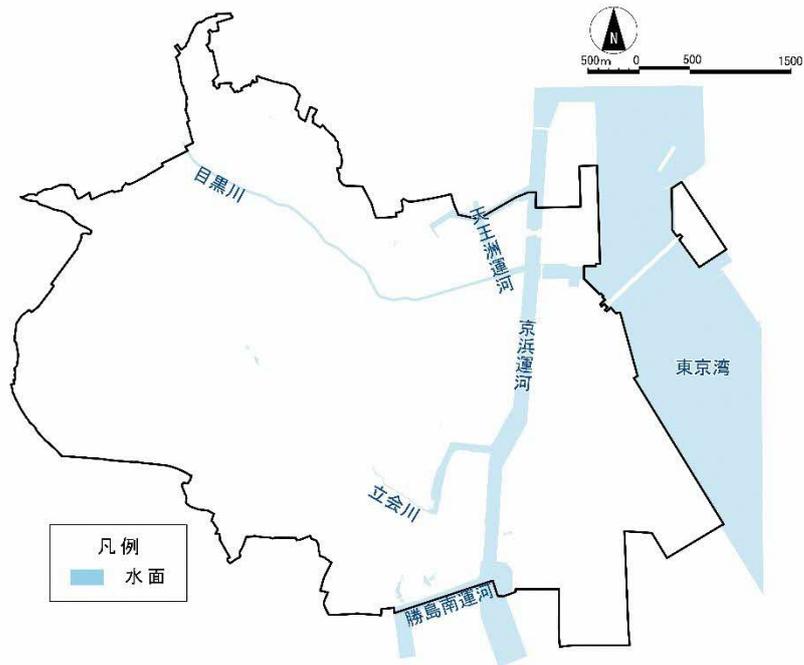
■ 明治 40 年代の水路

出典：復刻東京市十五区・近傍 34 町村①荏原郡大井町・平塚村全図（人文社）、復刻東京市十五区・近傍 34 町村②荏原郡品川町・大崎町全図（人文社）をもとに作成 ※地図上の「河」および「溝」を青色で表示



■ 現在の様子

「品川区みどりの実態調査（令和元年度）」をもとに作成
（1 m以上の水面が対象）



(6) 地区別の公園分布状況

地区別の公園分布状況は以下に示すとおり、八潮地区に大規模な公園が集中しています。荏原地区は 111 箇所と公園箇所数は最も多く、防災広場の整備が最も進んでいます。

表 地区別の公園分布状況

公園区分	品川地区		大崎地区		大井地区		荏原地区		八潮地区	
	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)
公園	46	139,723.10	18	26,666.50	33	219,749.18	45	72,564.47	3	57,387.84
緑地	1	156.41	2	545.85	0	0.00	1	93.20	0	0.00
公園計	47	139,879.51	20	27,212.35	33	219,749.18	46	72,567.67	3	57,387.84
児童遊園	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	34	31,279.91	0	0.00
児童遊園計	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	34	31,279.91	0	0.00
防災広場	2	1,050.92	2	471.01	6	3,122.71	29	11,103.00	0	0.00
水辺広場	7	11,331.13	1	3,441.68	2	29,883.58	0	0.00	0	0.00
開放広場	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	552.57	0	0.00
特定児童遊園計	9	12,382.05	3	3,912.69	8	33,006.29	30	11,655.57	0	0.00
区立公園計	65	159,427.40	33	35,180.32	57	270,094.03	110	115,593.15	3	57,387.84
都立公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	1	154,542.41
都立海上公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	512,212.09
都立公園計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	7	666,754.50
合計	65	159,427.40	33	35,180.32	57	270,094.03	111	179,399.10	10	724,142.34

(7) 街路樹の現況

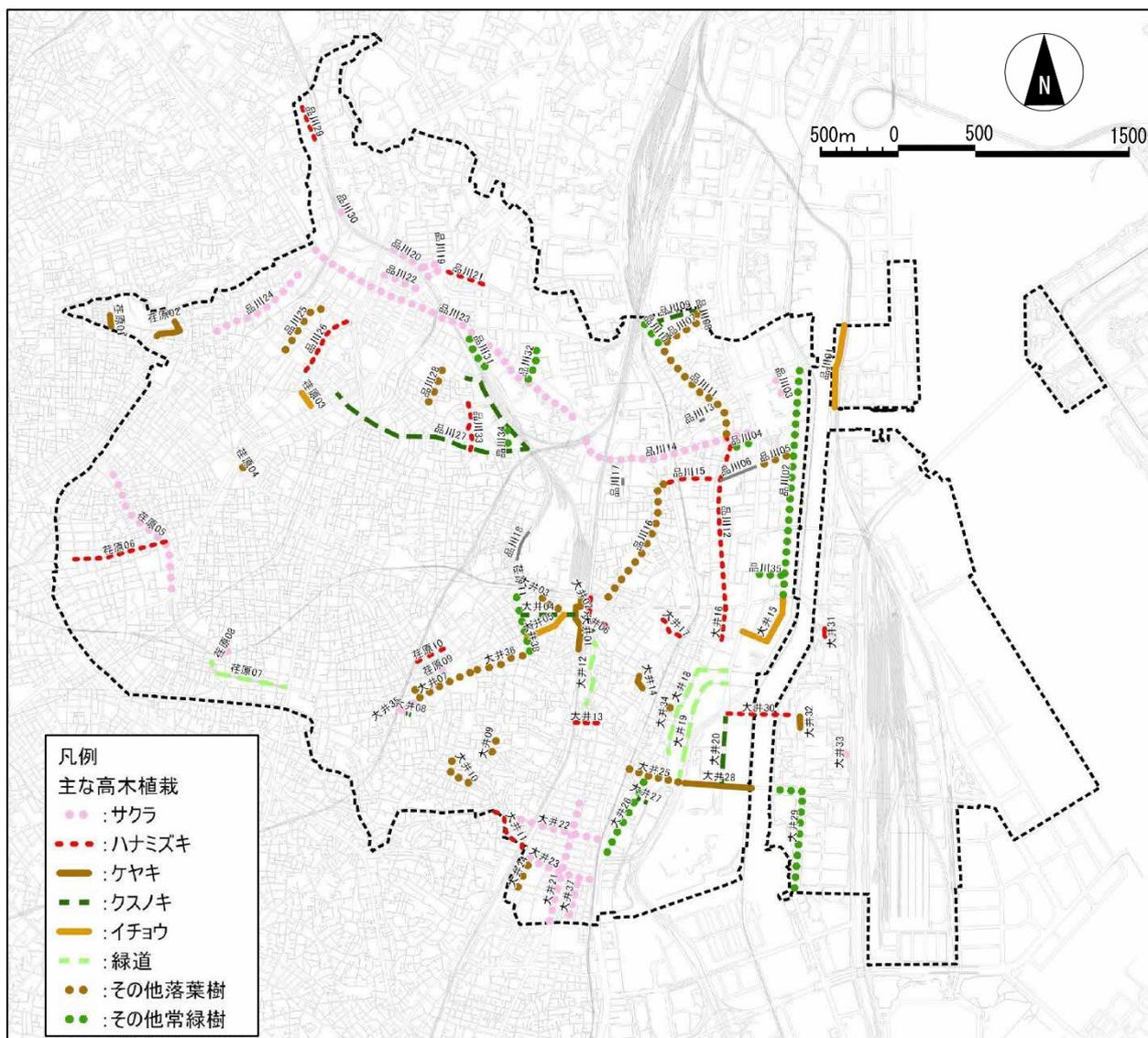


図 街路樹の植栽状況（区道）（2018（平成30）年3月現在）

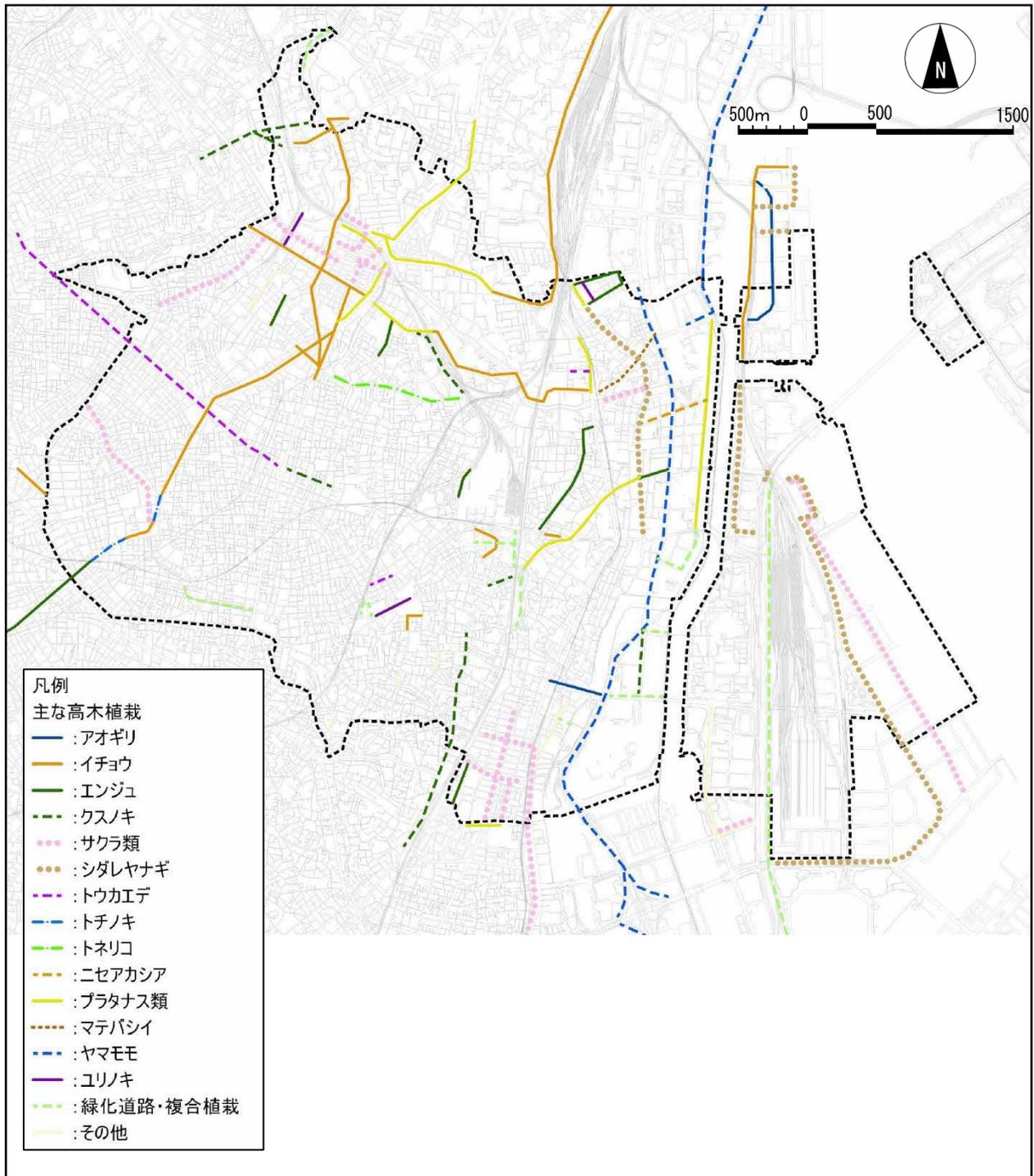


図 街路樹の植栽状況（都道）（出典：街路樹マップ TOKYO 道路のみどり 2018（東京都））

(8) 土地利用別の緑被分布状況

本区の土地利用状況は、公共施設面積が全体の約 4 割、民間施設面積が約 6 割です。緑被地面積では公共施設と民間施設が約 5 割ずつとなっています。

公共施設では、公園等の面積は区全体面積の 6.0% (138.0ha) ですが、緑被地面積は全体の 24.6%(85.1ha)です。道路は全体面積の 19.0%と高くなっていますが、緑被地面積は緑被地全体の 10.8%(37.5ha)です。

民間施設では、独立住宅は区全体面積の 15.2% (347.6ha) を占めており、緑被地面積は全体の 12.1% (42.0ha)、集合住宅では全体面積の 17.7% (404.3ha) で、緑被地面積は全体の 15.3% (52.8ha) を占めており、住宅用地には多くの緑被地があることが分かります。また、区全体面積の 7.6%を占める工業施設の緑被率は 7.8%と最も低く、緑被地全面積の 3.9% (13.7ha) しかありません。

表 土地利用別の緑被地状況

土地利用	面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地			
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)		
公共施設	学校	77.8	11.9	15.3	1.9	2.5	1.6	2.1	15.5	19.9	
	供給処理施設	43.3	7.1	16.5	5.9	13.6	0.6	1.5	13.7	31.6	
	公園、 道路、 鉄道 等	公園等	138.0	70.1	50.8	15.0	10.9	0.0	0.0	85.1	61.7
		道路	433.3	33.9	7.8	3.5	0.8	0.1	0.0	37.5	8.7
		鉄道・港湾等	124.3	4.1	3.3	12.7	10.2	0.0	0.0	16.8	13.5
		水面	19.8	2.4	11.9	0.5	2.7	0.0	0.0	2.9	14.6
	計	715.3	110.4	15.4	31.8	4.4	0.1	0.0	142.4	19.9	
	その他公共施設	45.4	6.6	14.5	1.0	2.2	1.0	2.2	8.6	18.9	
計	881.8	136.1	15.4	40.6	4.6	3.3	0.4	180.1	20.4		
民間施設	社寺境内地	30.4	9.3	30.7	0.4	1.3	0.1	0.2	9.8	32.2	
	民間 施設	商業施設	268.1	20.5	7.6	7.4	2.8	3.6	1.3	31.5	11.7
		独立住宅	347.6	37.6	10.8	3.7	1.1	0.7	0.2	42.0	12.1
		集合住宅	404.3	41.6	10.3	6.8	1.7	4.4	1.1	52.8	13.1
		工業施設	174.5	8.8	5.0	3.5	2.0	1.4	0.8	13.7	7.8
		その他	177.3	9.9	5.6	6.1	3.4	0.1	0.1	16.1	9.1
	計	1,371.8	118.5	8.6	27.4	2.0	10.2	0.7	156.1	11.4	
計	1,402.2	127.8	9.1	27.8	2.0	10.2	0.7	165.8	11.8		
合計	2,284.0	263.9	11.6	68.4	3.0	13.6	0.6	345.9	15.1		

5 生物調査結果

(1) これまでの生物調査の実施状況と生物多様性指標種の選定

本区では、1989（平成元）年度、2002（平成14）年度、2011（平成23）年度に区内の公園や河川・運河を対象に生物調査を実施してきました。

これまでの調査から、本区の生物の生育・生息状況や、本区の生物多様性保全の課題が分かってきました。

本区の大部分は、市街地等が占めており、まとまった自然環境は、公園や河川・運河等の限られた場所に小規模に点在するのみとなっています。

そのため、本区の生物多様性の保全・向上を図るためには、量的なみどりの拡大を図るとともに、残された自然環境のみどりの質を向上させることが求められます。

これらの対応には、区民や企業の理解・協力が必要であり、また、どのような生物が生息・生育できる環境を目標とすべきなのかについても、区民や企業との共有が必要となります。

このような状況を踏まえ、これまでの生物調査結果から、本区の生物多様性を保全するために目標とすべき指標生物の選定を行いました。

(2) 生物多様性指標種の選定

1989（平成元）年度から2011（平成23）年度にかけて実施した生物調査の結果を踏まえ、本区における生物多様性の指標種^{*}の選定を行いました。

表 生物多様性指標種の選定

区分	生物多様性指標種の選定の考え方
生態系上位種	生態系の食物連鎖における上位種を選定。 生態系上位種が生息するためには、エサとなる生物が一定量以上必要となるため、生態系上位性は、生態系の豊かさを指標する種。
シンボル種	本区において、身近で親しみやすく、区民生活と関わりの深い種を選定。
連続性（生態系ネットワーク）の指標種	区内に点在する自然環境の連続性を指標する種。 生態系ネットワークの基盤となる樹木、街路樹を利用して移動する種や移動能力の弱い種等を選定。
都市の良好な環境の指標種	区内に残存する良好な自然環境を指標する種。 区内に残されて自然環境に生息する種を選定。
良好な河川・干潟環境の指標種	区内に残存する良好な河川・干潟環境を指標する種。 良好な干潟環境や河川に生息する種を選定。

表 本区における生物多様性指標種

区分	環境	分類	種名	選定理由
生態系上位種	陸域	鳥類	チョウゲンボウ等 猛禽類	都市部のビルや橋などの構造物でも繁殖を行う、都市部にも生息する猛禽類。鳥類の生態系の上位種として選定。
		両生類	アズマヒキガエル	草地や樹林環境の両生類の生態系の上位種として選定。
		爬虫類	シマヘビ、アオダイショウ	草地や水辺環境等の爬虫類の生態系の上位種として選定。
		昆虫類	カマキリ類	草地や樹林環境の昆虫類の生態系の上位種として選定。
	水域	鳥類	サギ類、カワウ	河川・運河、池等の水辺環境の生態系の上位種として選定。
		魚類	スズキ	汽水域の河川・運河等の水辺環境の生態系の上位種として選定
シンボル種	陸域	植物	シノキ、カエデ サツキ	シノキ、カエデは区の木、サツキは区の花に指定されており、区を代表する樹木として選定。
			クロマツ	江戸時代から海岸線に植樹されており、沿岸部を代表する樹木として選定。
		鳥類	スズメ	住宅地等に生息する種。 市街地等の環境を代表する鳥類として選定。
			ツバメ	
			ウグイス	藪や植生の多い公園等に生息する種。 多様な樹林・草地環境を有する公園を代表する種として選定。
		爬虫類	ニホンカナヘビ	住宅地等の市街地や公園に生息する種。
			ニホンヤモリ	住宅地等の市街地や公園環境を代表する爬虫類として選定。
		昆虫類	カブトムシ	樹木の多い公園等に生息する種。子どもの虫取り対象として人気のある種。 樹林環境を代表する昆虫類として選定。
			トンボ類	幼虫時代を水辺環境ですごす種。 水辺環境を代表する昆虫類として選定。
	ジャコウアゲハ		重要な種のウマノスズクサを食草としており、区内の貴重な昆虫として選定。しながわ花海道で保護活動が行われている。	
	水域	植物	ヨシ	河口域を代表する植物として選定。
		鳥類	カルガモ	ビル街の水辺でも営巣し、年間を通して観察できる身近なカモ類。 水辺環境の指標種として選定。
			カワセミ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。羽が美しく、水辺の鳥として親しまれている。 水辺環境の指標種として選定。
			ユリカモメ	区の鳥に指定されており、河川・運河の身近な鳥類として選定。
		魚類	メダカ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。 水辺環境の指標種として選定。
			スズキ	汽水域に生息する種。汽水域の指標種として選定。
		貝類	アサリ	干潟環境等に生息する種 干潟環境の指標種として選定。
	連続性の指標種	陸域	植物	ケヤキ、ハナミズキ マテバシイ
鳥類			オナガ	留鳥であり、比較的大きな樹林に生息し、エサを求めて街路樹を移動する種であることから選定。
			シジュウカラ、ウグイス	留鳥であり、小さな公園の樹木でも生息し、街路樹等を伝って、まとまりのある樹林を移動する種であることから選定。
両生類			アズマヒキガエル	樹林地や草地に生息し、産卵期に水辺に移動する生活史を持ち、水辺と周辺の樹林地等を移動する種であることから選定。
昆虫類	ニホントカゲ	カナヘビと異なり、垂直の塀を登れないため、移動能力が低い種であることから選定。		

表 本区における生物多様性指標種

区分	環境	分類	種名	選定理由
都市の良好な環境の指標種	陸域	植物	ハナミズキ、サクラ、ヤマモモ、ウマノスズクサ、ミカン科低木、サンショウ、クヌギ	鳥類や昆虫類のエサとして利用される種。都市域における生物の生息基盤となる指標種として選定。
		鳥類	オナガ	留鳥であり、比較的大きな樹林に生息する種。樹林環境の指標種として選定。
			コゲラ	留鳥であり、落葉広葉樹に生息する種。樹林環境の指標種として選定。
			モズ	林縁から開けた農耕地に生息する種。農耕地等の開けた環境の指標種として選定。
		両生類	アズマヒキガエル	産卵時期に樹林地等から水辺へ移動し産卵する種。水辺と樹林の両方を有する環境の指標種として選定。
		昆虫類	トンボ類	水辺環境で幼虫時代を過ごす種。身近な水辺環境の指標種として選定。
	ナミアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ		住宅地の庭木等で繁殖する種。住宅街の緑の指標種として選定。	
	水域	鳥類	サギ類、カワウ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。
		魚類	メダカ	水辺環境の指標種として選定。
	良好な河川・干潟環境の指標種	水域	魚類	マルタウグイ
ハゼ類				干潟環境等に生息する種 干潟環境の指標種として選定。
鳥類			シギ類	
環形動物			ゴカイ類	
貝類			アサリ	
カニ類			ケフサイソガニ	

(3) 調査結果（公園）

地点名：東品川海上公園		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・天王洲運河と目黒川河口部に面する公園。東品川ポンプ所の屋上に草花等が植えられた屋上庭園がある。 ・ソメイヨシノ等の樹木が植栽されているが、単層の樹林構造となっており、生物の生息・生育環境は少ない。 		
		
公園の樹林環境	屋上庭園	屋上庭園の池
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4種	・カワウ、トビ、アズマヒキガエル、ハラビロカマキリ
シンボル種	10種	・カワセミ、スズメ、ニホンヤモリ、アジイトトンボ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、クロマツ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ
連続性の指標種	5種	・シジュウカラ、アズマヒキガエル、ケヤキ、ハナミズキ、マテバシイ
良好な都市環境の指標種	11種	・アズマヒキガエル、アジイトトンボ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、ナミアゲハ、ヤマザクラ、シダレザクラ、ソメイヨシノ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川・干潟環境の指標種	1種	・カワウ
<ul style="list-style-type: none"> ・植樹された樹林環境は、スズメやシジュウカラ等の鳥類やニホンヤモリ、ハラビロカマキリ等の利用が確認された。 ・屋上庭園の池では、アズマヒキガエルの産卵やシオカラトンボ等のトンボ類の利用が確認された。 		

地点名：大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎

環境の概要

- ・大崎駅前の再開発地区に整備された緑化地区。
- ・様々な種類の樹木や草花が植栽されており、階層構造のうっそうとした樹林環境となっており、生物の生息・生育環境は比較的多い。



樹林環境



メダカ飼育用の池

指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	1種	・チョウゲンボウ
シンボル種	6種	・ウグイス、スズメ、オオシオカラトンボ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ
連続性の指標種	4種	・シジュウカラ、(ヤマガラ)、ケヤキ、マテバシイ、ハナミズキ、
良好な都市環境の指標種	8種	・オオシオカラトンボ、ヤマザクラ、カワツザクラ、サトザクラ、オオシマザクラ、ソメイヨシノ、クヌギ、ハナミズキ
良好な河川・干潟環境の指標種	—	—

- ・周辺が都市化されているため、生息する動物の指標種は少ないが、連続性の指標種であるシジュウカラや季節によって樹林と平地を移動するヤマガラが確認されている。
- ・特に樹林性鳥類が、区内の自然環境をつなぐ小さなみどりの拠点として利用していると考えられる。

地点名：しながわ区民公園		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・勝島運河、勝島南運河に面する公園。まとまった樹林環境や勝島の海等の水辺環境がある。 ・公園北側は、公園の外周部に常緑広葉樹の樹林環境があり、中央部にはグラウンドやプールが整備されている。 ・公園南側は、樹林環境にくわえ、運河とつながる勝島の海（池）と勝島の池の横を流れる小水路等の水辺環境が整備されている。 ・勝島の海には、小規模だがヨシ原もみられ、砂浜環境も整備されている。 		
		
樹林環境	勝島の海	勝島の海の砂浜
		
勝島の海の横を流れる小水路	公園内のプール	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	9種	・カワウ、ヨシゴイ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、アズマヒキガエル ハラビロカマキリ、オオカマキリ
シンボル種	21種	・カルガモ、カワセミ、ツバメ、ウグイス、スズメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、ギンヤンマ、ショウジョウトンボ シオカラトンボ、チョウトンボ、アキアカネ、ミナミメダカ、クロマツ、ヨシ、スダジイ マテバシイ、イロハモミジ、サツキ
連続性の指標種	7種	・オナガ、シジュウカラ、アズマヒキガエル、ニホントカゲ、ケヤキ、マテバシイ、 ハナミズキ
良好な都市環境の指標種	15種	・コゲラ、オナガ、アズマヒキガエル、アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、ギンヤンマ ショウジョウトンボ、シオカラトンボ、チョウトンボ、アキアカネ、ナミアゲハ ソメイヨシノ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川・干潟環境の指標種	13種	・カワウ、ヨシゴイ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、タカブシギ、イソシギ ミナミメダカ、マハゼ、アベハゼ、チチブ、ビリンゴ、ヨシ
<ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は、オナガやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用し、草地環境や園路周辺では、ニホンカナヘビやニホントカゲが利用していた。 ・勝島の海は、多くの水辺のいきものに利用されており、サギ類やカワウ、シギ類等が採餌環境として利用し、冬季には、カモ類の越冬場所としても利用されている。 ・勝島の海等の水辺周辺は、トンボ類も多く利用していた。 ・海水が混じる勝島の海には、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のミナミメダカが生息していた。 ・公園のプールは、アズマヒキガエルが産卵場所として利用していた。 ・多様な環境を有し、大井ふ頭中央海浜公園とともに、区内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

地点名：大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）

環境の概要

- ・京浜運河に面した公園。
- ・階層構造を有するまとまった樹林環境、広い干潟環境及び周辺のヨシ原、樹林内の大きな池、まとまった乾性草地等の多様な自然環境を有する自然豊かな公園。
- ・干潟環境と樹林内の大きな池は、保全地区として保全が図られている。

		
樹林環境	干潟保全地区（引潮時）	干潟保全地区（満潮時）
		
淡水保全地区（池）	乾性草地	公園内の石垣
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	13 種	・カワウ、ササゴイ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ハイタカ、オオタカ ハヤブサ、アズマヒキガエル、ハラビロカマキリ、チョウセンカマキリ
シンボル種	20 種	・カルガモ、カワセミ、スズメ、クサガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、 アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ウスバキトンボ アキアカネ、リスアカネ、アサリ、クロマツ、ヨシ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ サツキ
連続性の指標種	4 種	・シジュウカラ、アズマヒキガエル、ケヤキ、マテバシイ
良好な都市環境 の指標種	14 種	・コゲラ、モズ、アズマヒキガエル、アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ オオシオカラトンボ、ウスバキトンボ、アキアカネ、リスアカネ、クロアゲハ サトザクラ、ソメイヨシノ、ヤマモモ
良好な河川・干 潟環境の指標種	24 種	・カワウ、ササゴイ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、キアシシギ、イソシギ ミズハゼ、マハゼ、アベハゼ、アカオビシマハゼ、チチブ、ヒナハゼ、ウロハゼ ツマグロスジハゼ、ニクハゼ、ビリンゴ、アサリ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ ケフサイソガニ、タカノケフサイソガニ、ヨシ
<ul style="list-style-type: none"> ・オオタカ等の猛禽類が生息できるまとまった樹林環境や豊かな生物多様性を有している。 ・生態系上位種が 13 種確認されており、生物多様性の豊かさをあらわしている。 ・開けた環境に生息するモズも唯一生息が確認された。 ・干潟環境では、シギ類、多様なハゼ類やゴカイ類等の干潟の生き物が多く確認された。 ・アズマヒキガエルは、公園内の石垣や樹林内の池を産卵環境としている。 ・多様な環境を有し、しながわ区民公園とともに、区内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

地点名：林試の森公園		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の内陸に位置するまとまった樹林地を有する公園 ・様々な樹種の樹木が植栽されており、巨木の樹林地や池や小水路等の自然環境が豊かな公園 ・樹林環境は、階層構造のうっそうとした樹林環境となっており、生物の生息・生育環境は比較的多い。 		
		
樹林環境		公園の池
		
池下流の小水路	公園内の石垣	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4種	・コサギ、アズマヒキガエル、オオカマキリ、ハラビロカマキリ
シンボル種	16種	・カルガモ、カワセミ、ウグイス、スズメ、クサガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ナツアカネ、リスアカネ、ジャコウアゲハ、カブトムシ、スダジイ、イロハモミジ
連続性の指標種	5種	・シジュウカラ、アズマヒキガエル、ニホントカゲ、ケヤキ、ハナミズキ
良好な都市環境の指標種	18種	・コゲラ、アズマヒキガエル、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ナツアカネ、リスアカネ、クロアゲハ、ナミアゲハ、エドヒガン、ヤマザクラ、サトザクラ、オオシマザクラ、ソメイヨシノ、イヌザクラ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川・干潟環境の指標種	1種	・コサギ
<ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は、コゲラやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用し、樹林環境のシンボル種であるカブトムシの生息も確認された。 ・公園の池は、コサギやカワセミ、カルガモ等の水辺の鳥類や多くのトンボ類が利用している。一方で、カダヤシや、ミシシッピアカミミガメ等の外来種も生息している。 ・公園内の石垣は、アズマヒキガエルやニホントカゲが生息場所としており、アズマヒキガエルは公園内の池を産卵環境としている。 ・区内内陸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

(4) 調査結果（河川・運河）

地点名：目黒川		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・目黒川は、両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ない。 ・川沿いには桜並木が整備されている。 		
		—
目黒川の環境		—
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	2種	・カワウ、スズキ
シンボル種	4種	・スズメ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、スズキ
連続性の指標種	1種	・シジュウカラ
良好な都市環境の指標種	3種	・ギンヤンマ、シオカラトンボ、ソメイヨシノ
良好な河川・干潟環境の指標種	1種	・カワウ
<ul style="list-style-type: none"> ・生態系上位種のカワウは、上空の飛翔が確認されたのみで、目黒川の利用は確認されなかった。 ・連続性の指標種であるシジュウカラ、シンボル種等のトンボ類は、目黒川や桜並木等を利用して、川沿いを移動しているものと考えられる。 ・目黒川は、単調な環境であるが、区内の自然環境をつなぐ、回廊として利用されていると考えられる 		

地点名：立会川		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少なく、上流は暗渠になっている。 ・周辺には住宅が近接しているため、周辺も自然環境に乏しい。 		
	-	-
立会川の環境	-	-
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	1種	・アオサギ
シンボル種	5種	・カルガモ、ツバメ、スズメ、ギンヤンマ、ミナミメダカ
連続性の指標種	0種	-
良好な都市環境の指標種	3種	・ギンヤンマ、ナミアゲハ、ソメイヨシノ
良好な河川・干潟環境の指標種	3種	・アオサギ、マルタ、ミナミメダカ
<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息・生育環境に乏しいため、現地調査で確認された指標種も少なかった。 ・スズメ、ツバメ、ナミアゲハ等の市街地等の都市環境に生息する指標種が確認された。 ・河川を遡上して産卵するマルタが確認されたが、上流部は暗渠になっているため、立会川にマルタの産卵環境はないと考えられる。 		

地点名：天王洲運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・天王洲運河は、両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少なく、良好な干潟環境もみられない。 ・調査地点とした、東品川海上公園の天王洲運河に面する場所には、石積みの護岸とヨシの生育する浮島が整備されている。 		
		—
天王洲運河の環境	天王洲運河の石積みの護岸	—
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4種	・カワウ、アオサギ、トビ、スズキ
シンボル種	6種	・カルガモ、ユリカモメ、カワセミ、スズメ、スズキ、ヨシ
連続性の指標種	0種	—
良好な都市環境の指標種	0種	—
良好な河川・干潟環境の指標種	10種	・カワウ、アオサギ、イソシギ、マハゼ、チチブ、ヒナハゼ、ヤマトカワゴカイ、アシナガゴカイ、タカノケフサイソガニ、ヨシ
<ul style="list-style-type: none"> ・石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ・水辺の鳥類の利用も多く、アオサギ、カワウ、ユリカモメ、カルガモ等のカモ類、イソシギ等の利用が確認された。 		

地点名：京浜運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・京浜運河は、両岸ともに直壁護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ないが、良好な干潟環境が、大井ふ頭中央海浜公園の「干潟保全地区」に保全されている。 ・調査地点とした、しおじ磯は、石積みの護岸が整備され、ハゼ釣り場として利用されている。 		
		—
京浜運河の環境	しおじ磯	—
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	5種	・カワウ、アオサギ、ダイサギ、トビ、スズキ
シンボル種	4種	・カルガモ、スズキ、アサリ、クロマツ
連続性の指標種	0種	—
良好な都市環境の指標種	2種	・サトザクラ、ソメイヨシノ
良好な河川・干潟環境の指標種	12種	・カワウ、アオサギ、ダイサギ、イソシギ、マハゼ、チチブ、ビリング、アサリ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ、ケフサイソガニ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼやビリング等のハゼ類やアサリ、ゴカイ類等が確認された。 ・アオサギ、カワウ、イソシギ、カルガモ等のカモ類等の水辺の鳥類の利用も確認された。 		

地点名：勝島運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・勝島運河は、緩斜面の護岸が整備されており、潮が引くと狭い面積だが干潟状の環境が干出する。 ・運河沿いのしながわ花海道は、草花による緑化が行われており、ジャコウアゲハの保護活動も行われている。 		
		—
勝島運河の環境		—
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	3種	・カワウ、アオサギ、スズキ
シンボル種	9種	・ユリカモメ、スズメ、アジアイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ ジャコウアゲハ、スズキ、マテバシイ
連続性の指標種	1種	・マテバシイ
良好な都市環境の指標種	8種	・アジアイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、キアゲハ、 ナミアゲハ、ウマノスズクサ、ソメイヨシノ
良好な河川・干潟環境の指標種	13種	・カワウ、アオサギ、イソシギ、マルタ、マハゼ、アベハゼ、アカオビシマハゼ、チチブ ビリンゴ、ヤマトカワゴカイ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼやビリンゴ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ・水辺の鳥類の利用も多く、多くのユリカモメやカモ類の利用が確認された。 ・運河沿いのしながわ花海道の緑化により、ジャコウアゲハ等のアゲハ類の利用も確認された。 		

6 湧水調査結果

湧水 No.	1	湧水名	氷川神社
所在地	品川区西五反田 5-6	緯度経度	35度37分27秒983 139度42分55秒507
湧水の概況	<p>崖下の岩の隙間から湧水が確認されました。</p> <p>豊水期は、岩の隙間から流れ出る豊富な湧水が確認できましたが、渇水期には岩から滴る程度のわずかな湧水量となっていました。</p> <p>聞き取りによると、氷川神社の湧水は、降雨があると増え、降雨がないと枯れる傾向があり、降水量と密接に関係した湧水となっています。</p>		

水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	19.1℃	7.04	28mS/m	0	30cm以上	なし	0.87L/s
渇水期	2021.2.17	晴	12.4℃	7.05	28mS/m	1	30cm以上	なし	0.01L/s

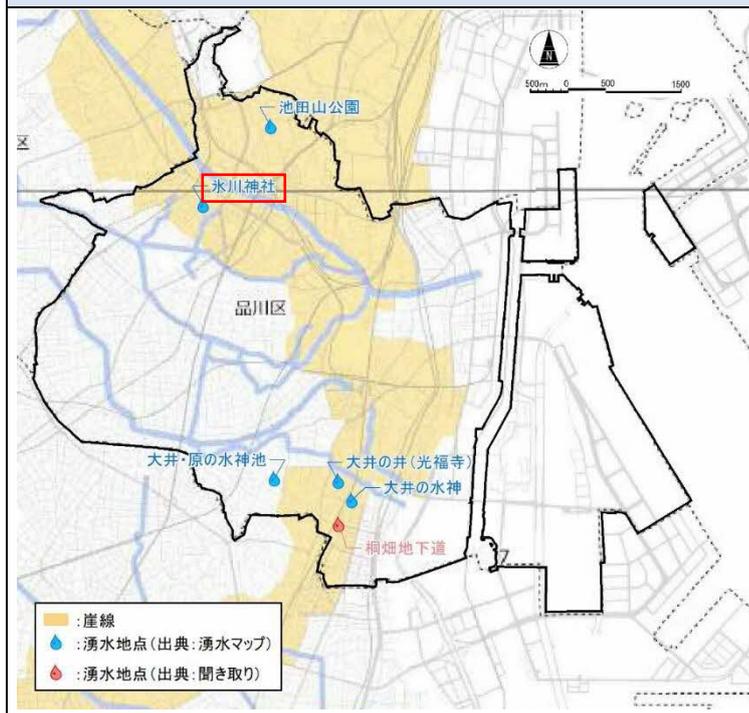
豊水期の湧水状況



渇水期の湧水状況



湧水位置図



湧水箇所の遠景

湧水 No.	2	湧水名	光福寺（大井の井）
所在地	品川区大井 6-9-17	緯度経度	35度35分51秒500 139度43分53秒079
湧水の概況	<p>光福寺の大井の井（井戸）の底から、わずかに湧水が確認できました。</p> <p>豊水期は、井戸の底からの湧水が確認できましたが、渇水期には明確な湧水は確認できませんでした。</p> <p>湧水が井戸の底から湧いているため、湧水量の測定は行っていません。</p>		

水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	22.0℃	8.42	26mS/m	1	30cm以上	なし	—
渇水期	2021.2.17	晴	10.0℃	7.28	25mS/m	2	30cm以上	なし	—

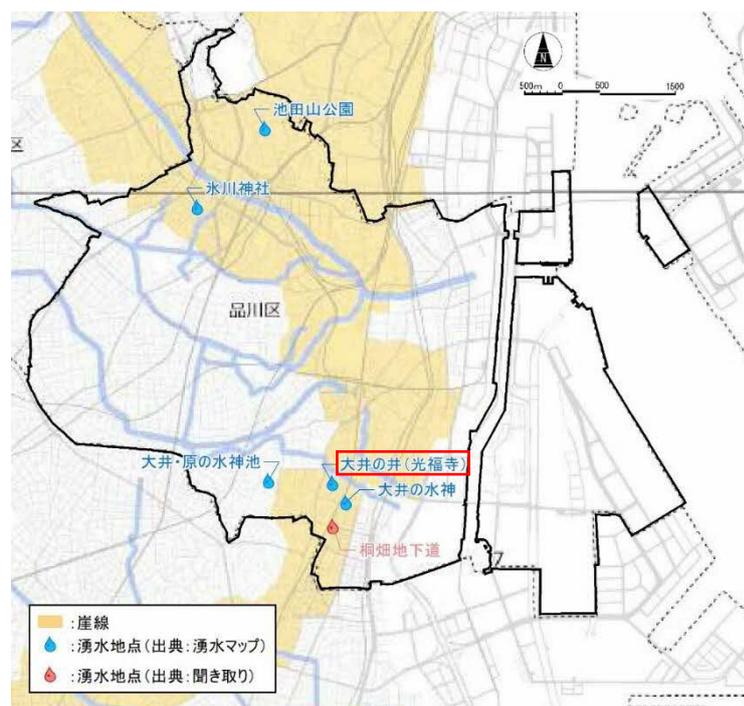
豊水期の湧水状況



渇水期の湧水状況



湧水位置図



湧水箇所の遠景



湧水箇所の近景

湧水 No.	3	湧水名	桐畑地下道
所在地	品川区南大井 5	緯度経度	35度35分36秒349 139度43分53秒302
湧水の概況	JR 線の擁壁下部及び水底から湧水が確認できました。 豊水期は、JR 線の擁壁下部及び水底から湧水が確認できましたが、渇水期には明確な湧水は確認できませんでした。 湧水が水底から湧いているため、湧水量の測定は行っていません。		

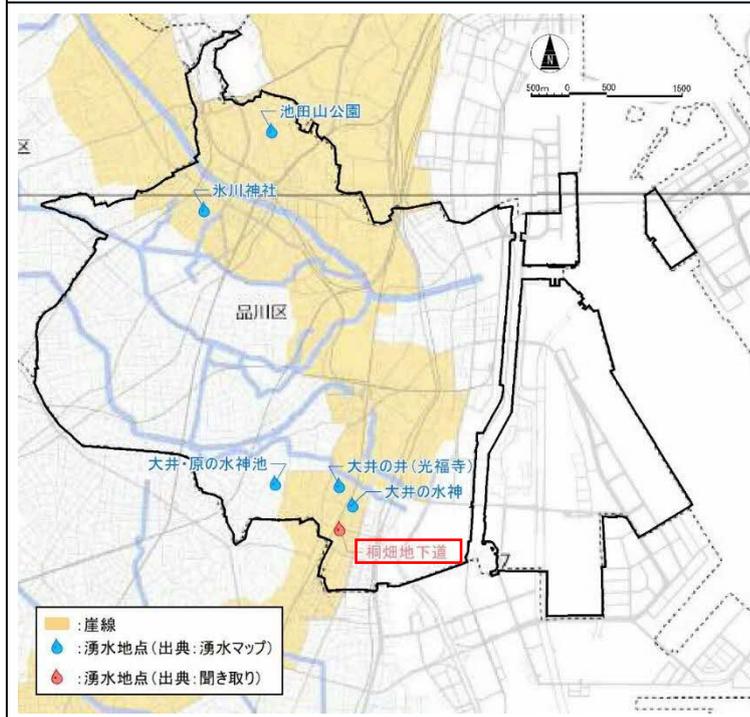
水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	20.2℃	7.38	40mS/m	4	30cm以上	なし	—
渇水期	2021.2.17	晴	13.5℃	6.48	37mS/m	2	30cm以上	なし	—

豊水期の湧水状況	渇水期の湧水状況
----------	----------



湧水位置図



湧水箇所の遠景

用語集

	用語	解説
あ 行	インクルーシブ	「包み込むような、包摂的な」という意味。英語で「除外（Exclude）」の対義語である「Include（含める）」が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方。
	ウォークブル	「歩ける、歩きやすい」という意味。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進している。
	運河ルネサンス 推進地区	東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出することを目的とした地元が主体となった取り組みのこと。 地域の町会、商店会、企業などの民間事業者、NPO などの団体が集まり、運河の活用方法、運河を利用したイベント、運河上に設置したい観光栈橋や水上レストラン等の施設について、話し合う地域協議会を設立し、進めている。 東京都は、その取組を推進するために、「運河ルネサンス推進地区」を指定し、規制の緩和などの支援を行っている。
	オープンスペース	河川や緑地・都市公園など、一般の人々の出入が自由な解放された空間。
	温室効果ガス	地球を暖める温室効果の性質を持つ気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄の6種類の気体が対象となる。
	温室効果ガスの 吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林、海洋のこと。
か 行	海上輸送基地	他道府県等からの緊急物資等の受入れなど、海上輸送の拠点として東京都地域防災計画において指定されている拠点。
	崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。
	河床整正	流下能力を向上させるため、河床の凹凸を整えること。
	河川敷地占用 許可準則	河川敷地の占用の許可に係る基準などを定めたもの。河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的としている。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
	耕地整理事業	耕地整理法（1949（昭和24）年廃止）に基づくもので、農地の生産力向上のために、土地の交換分合・地目変換・区画形質の変更・道路やかんがい排水の整備等を行う事業のこと。
か 行	高濃度酸素 溶解水	通常の空気中に置かれた水に含まれているよりも多い量の酸素を溶かし込んだ水のこと。
	合流式下水道	家庭や事業所等で発生する「汚水」と、空から降ってくる「雨水」を合わせて一つの管で流す方式。

	用語	解説
	合流式下水道の部分分流化	合流区域において、下水道管を新設し、雨水と汚水を別々の管で流す分流方式に改良すること。
	護岸フーチング	フーチングとは、地盤の支持力を増すために、基礎の底面を幅広くした部材。逆 T 字型にすることで、建物の基礎にかかる荷重を分散する仕組み。
さ 行	再生水導水	下水を通常よりも高度処理した再生水を導水し、臭気の原因となる底層水の水面への露出を抑制すること。
	サードプレイス	サードプレイスとは、米国の社会学者 Ray Oldenburg によって定義された都市の場の概念。自宅(ファーストプレイス)でも職場・学校(セカンドプレイス)でもない、自分にとって心地の良い時間を過ごせる第三の居場所のこと。
	市街地再開発事業	都市施設の整備が市街地の骨格を線的、点的に整備することを目的としているのに対し、市街地再開発事業は、一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。
	品川区 みどりの条例	区内におけるみどりの保護および育成に関し、区、区民および事業者が一体となってみどり豊かなまちづくりを図り、区民のうるおいと安らぎのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的とし、「保存樹木等の指定」や「みどりの協定」など、必要な事項を定めたもの。
	しながわ百景	区制 40 周年および区民憲章制定 5 周年にあたる 1987 (昭和 62) 年に「生活」「歴史」「風土」などを伝える風景を区民の皆さんから推薦していただき、投票で選定されたもの。区制 70 周年を機に、新しく生まれた風景を加えて「しながわ百景」をリニューアルしている。
	浚渫	河川や湖沼・港湾などの水底に堆積した土砂やヘドロなどをさらい、もともとの深さを回復する工事のこと。
	ストック効果	整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期的にわたって得られる効果のこと。
	生産緑地法	市街化区域内的の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 500 m ² 以上 (市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 m ² まで引き下げることが可能) の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度。
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指す。生物多様性条約では、「すべての生きものの変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。
	生物多様性の 指標種	生物多様性を保全するために、目標とする生物のことを指す。
	接道部緑化	敷地のうち、道路 (公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等) に接する部分に樹木等により緑化すること。
た 行	大名の下屋敷	国許からの物資の荷揚げ、保管、他の藩邸への食糧・建築資材などの供給するため、主に水辺につくられた庭園や別荘のこと。

	用語	解説
	地球温暖化	人間活動の拡大により、大気中の二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など、様々な影響が懸念される。
	地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法のこと。
	底質改善材	炭等を用いた、水質・底質を改善する浄化剤のこと。富栄養化の抑制、硫化水素の発生抑制、ヘドロの分解等、様々な効果がある。
	独立住宅	他の住戸とは独立して建てられた形式の一戸建住宅のこと。
	都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律。
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。
	土地区画整理事業	市街地開発事業の一つ。土地区画整理法に基づき、都市計画地域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業のこと。
は 行	ヒートアイランド現象	都市部の舗装化や冷暖房などの人工排熱の影響により、都市の気温が周辺部に比べて異常に高温になる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。気温分布を描いた時、等温線が都市部に向かって閉じ、島のような形になるため「ヒートアイランド（熱の島）」と呼ばれるようになった。
	不燃化推進特定整備地区	東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化 10年プロジェクト」に取り組んでいる。そのなかで、防災都市づくり推進計画に定める整備地域（約 7,000ha）のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、「不燃化特区」に指定し、従来よりも踏み込んだ取組を行い、不燃領域率を70%に引き上げ、延焼による消失のない街の実現を図るもの。
	プラットフォーム	運営のために必要な共通の土台（基盤）となる標準環境のこと。
	防災船着場	阪神・淡路大震災を契機に災害時における河川舟運の有効性が注目され、災害により寸断された陸上交通網の補完や物資輸送等の道路負担の軽減等について河川に大きな期待が寄せられたことを背景に、平成 11年 6月に東京都が「防災船着場整備計画」を策定した。その計画書内で指定している災害時に活用する船着場のこと。
ま 行	まちづくり協議会	おおむね小学校区を区域として、地域が主体となって課題解決等のまちづくりを行うために、町内会だけでなく、その地域に住む人や団体など、みんなで作られた地域を代表する団体のこと。
や 行	湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。

	用語	解説
ら 行	陸閘 りゅうこく	堤防を切って設けられた河川への出入り口を閉鎖する門のことで、洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす。
	レインガーデン	都市の限られたオープンスペースに、植栽された窪地を設けて、屋根や道路などの不透水面からの雨水を一時貯留させて、大気や地下に還す機能をもつもの。レインガーデンは、①都市型洪水の軽減、②健全な雨水循環経路の再生、③植物や土壌による雨水浄化、④ヒートアイランド現象の緩和、⑤生物の生息空間の再生、⑥都市景観の修復などの緑地としての機能がある空間である。

	用語	解説
英 数 字	BOD (ビーオーディー)	Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称。水中の汚濁物質（有機物）が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、水 1 リットル当たりの量で表される。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、我が国では河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられており、河川の利用目的に応じて類型別に環境基準が定められている。
	COD (シーオーディー)	Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称。水中の汚濁物質（有機物）が、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を用いて酸化されるときに消費される水 1 リットル当たりの酸素量のこと。数値が大きいほど水が汚れており、湖沼や海域などの閉鎖的水域における有機汚濁の代表的な指標として環境基準が定められている。
	DX (ディーエックス)	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称。「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のことを指す。
	Park-PFI (パーク・ピーエフアイ)	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
	SDGs (エスディージー ス)	Sustainable Development Goals の略称。日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。2015（平成 27）年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030（令和 12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。